生物多様性国家戦略 2023-2030 の
実施状況の中間評価
（案）

令和●年●月●日

生物多様性国家戦略関係省庁連絡会議

目次

はじめに 1
中間評価の構成と実施方法 3
第１部　５つの基本戦略と国別目標の進捗状況 4
1.　基本戦略１　生態系の健全性の回復 4
（１）　状態目標 1-1　全体として生態系の規模が増加し、質が向上することで健全性が回復している 4
（２）　状態目標 1-2　種レベルでの絶滅リスクが低減している 9
（３）　状態目標 1-3　遺伝的多様性が維持されている 11
（４）　行動目標 1-1　陸域及び海域の 30%以上を保護地域及び OECM により保全するとともに、それら地域の管理の有効性を強化する 12
（５）　行動目標 1-2　土地利用及び海域利用による生物多様性への負荷を軽減することで生態系の劣化を防ぐとともに、既に劣化した生態系の 30%以上の再生を進め、生態系ネットワーク形成に資する施策を実施する 16
（６）　行動目標 1-3　汚染の削減（生物多様性への影響を減らすことを目的として排出の管理を行い、環境容量を考慮した適正な水準とする）や、侵略的外来種による負の影響の防止・削減（侵略的外来種の定着率を 50%削減等）に資する施策を実施する 20
（７）　行動目標 1-4　気候変動による生物多様性に対する負の影響を最小化する 25
（８）　行動目標 1-5　希少野生動植物の法令に基づく保護を実施するとともに、野生生物の生息・生育状況を改善するための取組を進める 27
（９）　行動目標 1-6　遺伝的多様性の保全等を考慮した施策を実施する 29
2.　基本戦略２　自然を活用した社会課題の解決 31
（１）　状態目標 2-1　国民や地域がそれぞれの地域自然資源や文化を活用して活力を発揮できるよう生態系サービスが現状以上に向上している 31
（２）　状態目標 2-2　気候変動対策による生態系影響が抑えられるとともに、気候変動対策と生物多様性・生態系サービスのシナジー構築・トレードオフ緩和が行われている 33
（３）　状態目標 2-3　野生鳥獣との適切な距離が保たれ、鳥獣被害が緩和している 35
（４）　行動目標 2-1　生態系が有する機能の可視化や、一層の活用を推進する 37
（５）　行動目標 2-2　森・里・川・海のつながりや地域の伝統文化の存続に配慮しつつ自然を活かした地域づくりを推進する 39
（６）　行動目標 2-3　気候変動緩和・適応にも貢献する自然再生を推進するとともに、吸収源対策・温室効果ガス排出削減の観点から現状以上の生態系の保全と活用を進める 42
（７）　行動目標 2-4　再生可能エネルギー導入における生物多様性への配慮を推進する 44
（８）　行動目標 2-5　野生鳥獣との軋轢緩和に向けた取組を強化する 46
3.　基本戦略３　ネイチャーポジティブ経済の実現 48

（1）　状態目標 3-1　生物多様性の保全に資する ESG 投融資を推進し、生物多様性の保全に資する施策に対して適切に資源が配分されている 48
（2）　状態目標 3-2　事業活動による生物多様性への負の影響の低減、正の影響の拡大、企業や金融機関の生物多様性関連リスクの低減、及び持続可能な生産形態を確保するための行動の推進が着実に進んでいる 50
（3）　状態目標 3-3　持続可能な農林水産業が拡大している 53
（4）　行動目標 3-1　企業による生物多様性への依存度・影響の定量的評価、現状分析、科学に基づく目標設定、情報開示を促すとともに、金融機関・投資家による投融資を推進する基盤を整備し、投融資の観点から生物多様性を保全・回復する活動を推進する 56
（5）　行動目標 3-2　生物多様性保全に貢献する技術・サービスに対する支援を進める ... 59
（6）　行動目標 3-3　遺伝資源の利用に伴う ABS を実施する 61
（7）　行動目標 3-4　みどりの食料システム戦略に掲げる化学農薬使用量（リスク換算）の低減や化学肥料使用量の低減、有機農業の推進などを含め、持続可能な環境保全型の農林水産業を拡大させる 63
4.　基本戦略４　生活･消費活動における生物多様性の価値の認識と行動(一人一人の行動変容)　66
（1）　状態目標 4-1　教育や普及啓発を通じて、生物多様性や人と自然のつながりを重要視する価値観が形成されている 66
（2）　状態目標 4-2　消費行動において、生物多様性への配慮が行われている 68
（3）　状態目標 4-3　自然環境を保全・再生する活動に対する国民の積極的な参加が行われている　70
（4）　行動目標 4-1　学校等における生物多様性に関する環境教育を推進する 71
（5）　行動目標 4-2　日常的に自然とふれあう機会を提供することで、自然の恩恵や自然と人との関わりなど様々な知識の習得や関心の醸成、人としての豊かな成長を図るとともに、人と動物の適切な関係についての考え方を普及させる 73
（6）　行動目標 4-3　国民に積極的かつ自主的な行動変容を促す 75
（7）　行動目標 4-4　食品ロスの半減及びその他の物質の廃棄を減少させることを含め、生物多様性に配慮した消費行動を促すため、生物多様性に配慮した選択肢を周知啓発するとともに、選択の機会を増加させ、インセンティブを提示する 77
（8）　行動目標 4-5　伝統文化や地域知・伝統知も活用しつつ地域における自然環境を保全・再生する活動を促進する 80
5.　基本戦略５　生物多様性に係る取組を支える基盤整備と国際連携の推進 82
（1）　状態目標 5-1　生物多様性の情報基盤が整備され、調査・研究成果や提供データ・ツールが様々なセクターで利活用されるとともに、生物多様性を考慮した空間計画下に置き、多様な空間スケールで様々な主体の連携が促進されている 82
（2）　状態目標 5-2　世界的な生物多様性保全に係る資金ギャップの改善に向け、生物多様

性保全のための資金が確保されている 85
（３）　状態目標 5-3　我が国による途上国支援による能力構築等が進み、その結果が各国の施策に反映され、生物多様性の保全が進められている 87
（４）　行動目標 5-1　生物多様性と社会経済の統合や自然資本の国民勘定への統合を含めた関連分野における学術研究を推進するとともに、強固な体制に基づく長期的な基礎調査・モニタリング等を実施する 88
（５）　行動目標 5-2　効果的かつ効率的な生物多様性保全の推進、適正な政策立案や意思決定、活動への市民参加の促進を図るため、データの発信や活用に係る人材の育成やツールの提供を行う 92
（６）　行動目標 5-3　生物多様性地域戦略を含め、多様な主体の参画の下で統合的な取組を進めるための計画策定支援を強化する 94
（７）　行動目標 5-4　生物多様性に有害なインセンティブの特定・見直しの検討を含め、資源動員の強化に向けた取組を行う 96
（８）　行動目標 5-5　我が国の知見を活かした国際協力を進める 98
第２部　行動計画の進捗状況 100
１．具体的施策の進捗状況の総括 100
２．具体的施策の点検結果 106
第３部　総括 189

はじめに

生物多様性国家戦略は、「生物の多様性に関する条約（以下「生物多様性条約」）」に基づき、生物多様性条約の各締約国が策定する戦略である。我が国では、1995 年に初めて策定して以降、継続的にその内容を見直し、2002、2007、2010、2012 年及び 2023 年の計６回に亘り策定を重ねてきた。なお、2008 年に生物多様性基本法（平成 20 年法律第 58 号）が施行されて以降、生物多様性国家戦略は同法第 11 条に基づき政府が策定する生物多様性の保全と持続可能な利用に関する基本的な計画としても位置づけられている。

2022 年 12 月に開催された生物多様性条約第 15 回締約国会議（COP15）第二部において、「愛知目標」の後継となる生物多様性に関する新たな世界目標「昆明・モントリオール生物多様性枠組」（以下「新枠組」）が採択された。我が国は、新枠組に対応した「生物多様性国家戦略 2023-2030」（以下「国家戦略 2023-2030」）を令和５年３月に策定（閣議決定）し、2030 年までに達成すべき短期目標として、自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させる「2030 年ネイチャーポジティブ」を掲げた。なお、生物多様性条約の締約国である 196 の国と地域のうち、新枠組に沿って生物多様性国家戦略を策定又は改定した国と地域は 2025 年９月末時点で 55 の国と地域に留まり、我が国における策定はスペインに次いで２か国目である [1]。

国家戦略 2023-2030 は、「第１部 戦略」、「第２部 行動計画」の２部から構成されている（図０-１参照）。第１部では、「2030 年ネイチャーポジティブ」の実現に向けた取組の柱として５つの基本戦略を掲げ、各基本戦略の下に、2030 年までに達成すべき状態を示す状態目標と、状態目標を達成するために実施すべき行動を示す行動目標を定めている。この状態目標と行動目標は、生物多様性条約の下では我が国が新枠組を踏まえて定めた国別目標として位置づけられる。第２部では、第１部で掲げた行動目標の達成に向け、2030 年度までに取り組む施策を記載している。

今回の国家戦略 2023-2030 の実施状況の中間評価は、同戦略において、「本戦略の実施状況の点検・評価に当たっては、国際的な報告・評価プロセスのタイミングを踏まえて、効果的・効率的に実施することとする。具体的には、グローバルレビューに向けて各国に提出が求められる国別報告書を作成するタイミングに合わせ、指標や個別施策の実施状況の周期的な点検や、本戦略の中間評価や最終評価を行う。」とされていることに基づき実施するものである。

「国際的な報告･評価のプロセス」に関しては、令和７年２月に開催された生物多様性条約 COP16 の再開会合において、新枠組の世界的な達成に向けて、その進捗状況を的確に把握･評価するべく、計 254 個の指標 [2]を含むモニタリング枠組やレビューの仕組み等について合意された。このレビューの仕組みの一環として、生物多様性条約の各締約国は、新枠組を踏まえて策定した生物多様性国家戦略の実施状況について、合意されたモニタリング枠組に基づき、令和８年２月末までに第７回

[1] 生物多様性条約 COP16 の決定 CBD/COP/DEC/16/1 の Annex Ⅰを参照して記載。2024 年 10 月 31 日時点で、新枠組に沿って策定又は改定した生物多様性国家戦略を生物多様性条約事務局に提出済みの国及び地域と、提出日が記載されている。

[2] 生物多様性条約 COP16 の決定 CBD/COP/DEC/16/31 の Annex Ⅰにおいて締約国に使用を求めるヘッドライン指標及びバイナリー（選択回答式）指標の一覧が、Annex Ⅱにおいて使用は任意とされているコンポーネント（構成要素）指標及びコンプリメンタリー（補完）指標の一覧が示されている。

国別報告書として報告することが求められている。これを踏まえ、今回の中間評価の構成や評価項目は、第７回国別報告書への活用を見据えて、同報告書様式に一部対応させている。

なお、2026 年秋にアルメニアで開催される生物多様性条約 COP17 において、各締約国から提出される国別報告書等を踏まえ、新枠組の進捗状況を把握・分析するグローバルレビューが行われる予定である。

注:「2030 年ネイチャーポジティブ」の実現に向けた取組の柱として5つの基本戦略が掲げられ、基本戦略ごとに 2030 年までに達成すべき状態を示す「状態目標」と、状態目標を達成するために実施すべき行動を示す「行動目標」が設定され、更に行動目標ごとに関連施策が掲載されている。

図０－１　生物多様性国家戦略 2023-2030 の構成

中間評価の構成と実施方法

今回の中間評価は、原則として、国家戦略 2023-2030 の策定日である 2023 年３月 31 日から 2025 年６月 30 日までの期間を対象に行った。

「第１部　５つの基本戦略と国別目標の進捗状況」では、国家戦略 2023-2030 の「第１部 戦略」に対応させて、５つの基本戦略（[1] 生態系の健全性の回復、[2] 自然を活用した社会課題の解決、[3] ネイチャーポジティブ経済の実現、[4] 生活・消費活動における生物多様性の価値の認識と行動（一人一人の行動変容）、[5] 生物多様性に係る取組を支える基盤整備と国際連携の推進）並びに基本戦略の下に定めた計 15 の状態目標及び計 25 の行動目標（計 40 の国別目標）のそれぞれについて、以下を踏まえて進捗状況を総合的に評価するとともに、主な成果や課題、今後の方針等についてとりまとめた。

（１）各状態目標及び行動目標の進捗状況を把握するために設定されている関連指標群の推移等。なお、関連指標には、前述の新枠組の進捗状況の把握・評価のために設定された指標のうち、ヘッドライン指標の全部と、コンポーネント指標とコンプリメンタリー指標の一部を含む。また、関連指標については、第１部において、各状態目標及び行動目標の「②主な成果や進捗状況」及び「③主な課題や今後の方針」の項目の文中において山括弧＜＞付きで表記するとともに、「④関連指標」の項目においてデータをグラフ化する等して示した。

（２）状態目標については、その達成に向けた状況に関して、2020 年を基準年（ただし、データの利用可能性に応じて 1～3 年程度前後する。）とする短期トレンドを総合的に評価した「生物多様性及び生態系サービスに関する総合評価 2028（JBO4 : Japan Biodiversity Outlook 4）に向けた中間提言」（以下「JBO4 中間提言 [3]」）

（３）行動目標については、本中間評価における「第２部　行動計画の進捗状況」の内容

「第２部　行動計画の進捗状況」では、国家戦略 2023-2030 の「第２部　行動計画」に対応させて、行動目標毎に掲げた計 392 の具体的施策について、取組状況、成果、課題、今後の方針等をとりまとめ、進捗状況を点検した。

「第３部　総括」では、上記の第１部と第２部の結果から国家戦略 2023-2030 全体の進捗状況を集約して示すとともに、主な成果や今後の課題等について記した。

なお、本中間評価については、2025 年●月●日～2025 年●月●日にパブリックコメントを実施の上、とりまとめた。

[3] 右記 URL 参照。　https://www.env.go.jp/nature/biodiversity/jbo.html

第１部　５つの基本戦略と国別目標の進捗状況

国家戦略 2023-2030 において「2030 年ネイチャーポジティブ」の実現に向けた取組の柱として位置付けられる５つの基本戦略、並びに各基本戦略の下に設定されている状態目標及び行動目標（国別目標）のそれぞれについて、関連指標群の推移等を踏まえた進捗状況の中間評価結果は以下の通りである。

1.　基本戦略１　生態系の健全性の回復

基本戦略１　まとめと評価

状態目標は、生物多様性の三つのレベル（生態系、種、遺伝子）に沿って設定され、それぞれの健全性を回復させることを内容とするところ、生態系及び種のレベルについては、一部の生態系タイプ又は絶滅危惧種[4]で改善傾向も見られたものの、全体的には大きな進展はなかった。遺伝子のレベルについては現状では評価ができておらず、評価方法の確立が課題である。

行動目標は、陸域及び海域の30％以上の保全（30by30目標）や希少野生動植物の保護等をはじめとする生物多様性を保全する取組とともに、汚染や侵略的外来種、気候変動の影響等の生物多様性の損失の直接的な要因に対処するための取組を内容とするところ、それぞれ一定の進展があった。

（１）　状態目標 1-1　全体として生態系の規模が増加し、質が向上することで健全性が回復している

①　進捗状況の評価

□達成
□目標達成に向けて順調
□進展したが、その程度は不十分
■大きな進展なし
□該当なし／適用不可
□不明

②　主な成果や進捗状況

森林生態系について、コンプリメンタリー指標である＜土地全体に対する森林の割合＞は概ね維持傾向にある。また、高山帯の自然草原に生育する維管束植物の植被率・種数等が維持傾向にあるほか、自然林や二次林においては樹木の地上部現存量が増えている。

陸水域生態系について、＜陸水域生態系（湖沼）モニタリングサイト毎の水生植物の種数＞、＜陸水域生態系（湖沼）モニタリングサイト毎の淡水魚類の種数＞、＜陸水域生態系（湿原）モニタリングサイト毎の湿原植物の種数＞は減少傾向のサイトがある一方で、増加傾向のサイトもあった。また、＜陸水生態系を構成するガンカモ類の種数＞は概ね維持傾向にある。なお、JBO4 中間提言では、主要汚染物質の検出状況等の生息環境は改善傾向にあるものの、湖沼については、富栄養化の

[4] 環境省レッドリストにおいて絶滅危惧Ⅰ類又はⅡ類と評価されている種。

状況が改善傾向であるとしており、総合的に判断して、進展したが、その程度は不十分（信頼性：低い）と評価している。

③　主な課題や今後の方針

農地生態系について、＜農地生態系を構成する種の増減率＞は、ニホンアカガエルの卵塊数の増減率、ヤマアカガエル/エゾアカガエルの卵塊数の増減率、ゲンジボタルの記録個体数の増減率、ヘイケボタルの記録個体数の増減率はいずれも減少傾向にあった。なお、JBO4 中間提言では、総合的に判断して、大きな進展なし（信頼性：低い）と評価している。

都市生態系について、JBO4 中間提言では、創出された緑地の質を捉えた指標の設定が困難であったため、傾向は不明と評価している。

藻場生態系について、＜沿岸・海洋生態系（藻場）面積＞は 1 時点のみの指標であり、今後比較可能なデータを収集することが重要である。＜沿岸・海洋生態系（アマモ場）モニタリングサイト毎のアマモ場平均被度の変化＞は概ね減少傾向にあり、＜沿岸・海洋生態系（藻場）モニタリングサイト毎の藻場平均被度の変化＞は増加傾向のサイトがある一方で、被度が 0%になったサイトもいくつかあり、減少傾向のサイトが目立った。なお、JBO4 中間提言では、モニタリングサイト 1000 における藻場の被度、種組成等はサイトごとのばらつきも大きく、全国的な傾向は不明と評価している。

干潟・砂浜生態系について、＜沿岸・海洋生態系（干潟）面積＞は 1995 年以降調査が行われておらず、今後比較可能なデータを収集することが重要である。＜沿岸・海洋生態系（干潟）を構成するシギ・チドリ類の最大個体数の経年変化＞は概ね減少傾向にあり、＜沿岸・海洋生態系（干潟）モニタリングサイト毎の干潟の底生生物確認種数＞は増加傾向のサイトがある一方で、減少傾向のサイトもあった。なお、JBO4 中間提言では、干潟・砂浜生態系については、大きな進展なし（信頼性：低い）と評価している。

サンゴ礁生態系について、＜沿岸・海洋生態系（サンゴ礁）モニタリングサイトにおけるサンゴ被度＞は 2020 年以降維持傾向にある。なお、JBO4 中間提言では、サンゴ被度は維持傾向であるものの、白化したサンゴを確認した地点の割合が増加傾向にあることから、目標から後退したが、その程度は限定的（信頼性：高い）と評価している。

生態系ネットワークについては、＜生態系の連続性・生態系ネットワーク指数＞は現時点では解析中であり、引き続き検討を進める。

また、生態系全体に関して、ヘッドライン指標である＜自然生態系の面積＞、＜生態系レッドリスト＞は算出できておらず、引き続き検討を進める。

加えて、その他の国別指標として、現存植生図より＜森林生態系面積＞を算出しているが、その評価上の課題として、2 時点のデータがあるものの、調査方法等が異なることから単純比較することができないため、今後比較可能なデータの収集について検討する。

JBO4 中間提言では、本目標の評価及び達成に向けては、評価に際してのデータギャップへの対応に加え、多様な主体の参画の下で自然環境を保全・再生・創出する活動の重要性が増していると

1　している。

2

3　　④　関連指標

A.2 Extent of natural ecosystems　自然生態系の面積

データ不足

（状況の説明）現時点で算出されたデータはない。

＊ヘッドライン指標

森林生態系面積

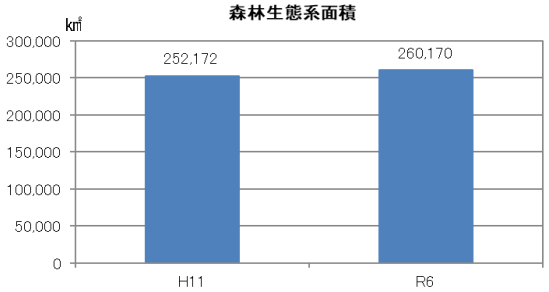

（備考）1/50,000現存植生図と1/25,000現存植生図については、調査方法、凡例、精度等が異なるため、値を単純に比較することはできない。
指標「農地生態系面積」、「陸水生態系：湿地面積」については、自然環境保全基礎調査総合解析において検討を進めている。

沿岸・海洋生態系（干潟）面積

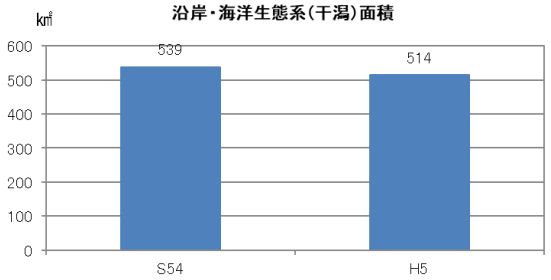

（備考）自然環境保全基礎調査総合解析（未公表）において算出予定。
1979年のデータは、自然環境保全基礎調査　第2回調査　干潟・藻場・サンゴ礁調査
1993年のデータは、自然環境保全基礎調査　第4回調査　海域生物環境調査（干潟）

沿岸・海洋生態系（藻場）面積

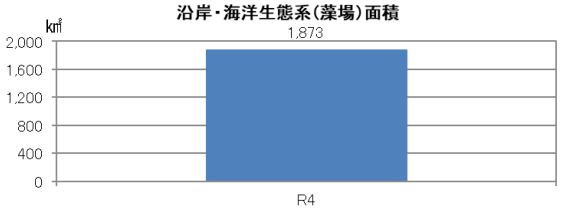

（備考）自然環境保全基礎調査総合解析（未公表）において算出予定。
2022年のデータは、藻場調査（2018-2020）及び閉鎖性海域藻場・干潟分布状況調査（瀬戸内海・有明海・八代海・東京湾・伊勢湾）をもとに自然環境保全基礎調査総合解析にて算出。
過去の調査は手法が異なり時系列比較が困難であるため、直近の値のみを採用した。なお、沿岸・海洋生態系（サンゴ礁）面積については、時系列比較が可能な同規模の全国データなし。

A.CY.1Forest area as a proportion of total land area
（Sustainable Development Goal indicator 15.1.1）
土地全体に対する森林の割合

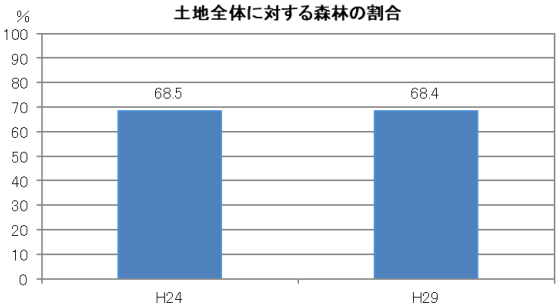

＊コンプリメンタリー指標

A.1 Red List of Ecosystems　生態系レッドリスト

データ不足

（状況の説明）現時点で算出されたデータはない。

＊ヘッドライン指標

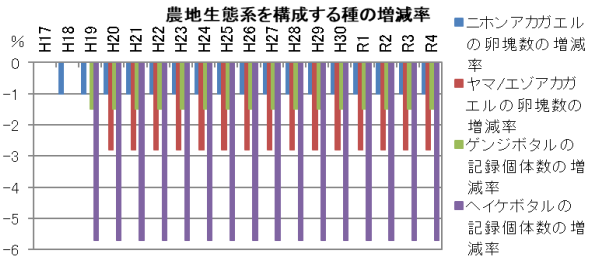

（備考）【ニホンアカガエル：2005年、ヤマ/エゾアカガエル：2007年、ゲンジボタル・ヘイケボタル：2006年】を起点とし、2022年までの増減傾向を統計解析を用いて算出した。調査開始年と最新の調査年の2時点を比較した数値であるため、毎年の増減率は同値となることに留意。今後、森林・草原生態系について同様の指標を作成していく予定。

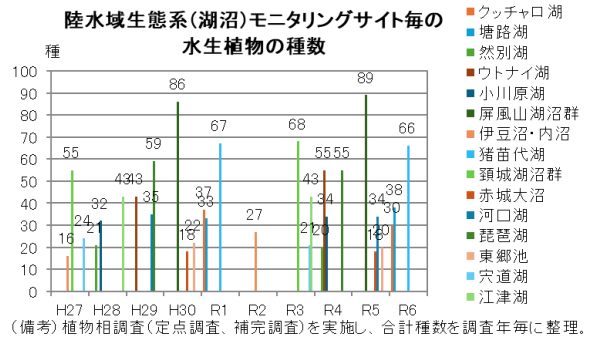

（備考）植物相調査（定点調査、補完調査）を実施し、合計種数を調査年毎に整理。年ごとに定点調査と補完調査の地点数は差があるため、単純に種数の増減を評価できないことに留意が必要。

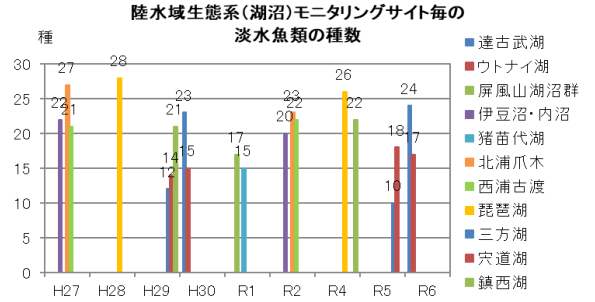

（備考）淡水魚類相調査（定量調査、補完調査）を調査年毎に計2回実施し、合計種数を整理。年ごとに定量調査と補完調査の地点数は差があるため、単純に種数の増減を評価できないことに留意が必要。

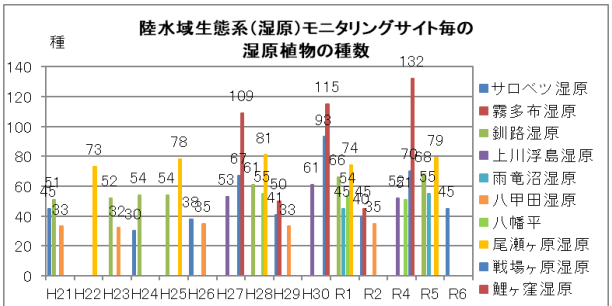

（備考）ライントランセクト調査で得られた結果から種数を整理。種まで特定できなかったものを含むことに留意。調査ラインは環境別に設定されているため、単純に種数の増減を評価できないことに留意が必要。

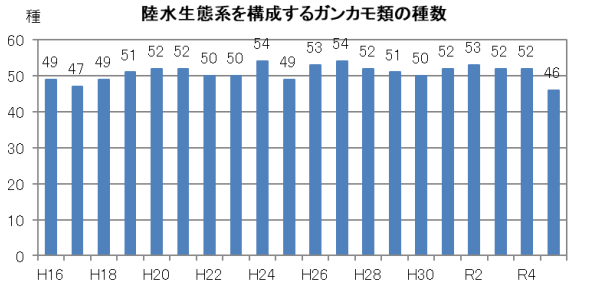

（備考）2023年は一部集計中のため、暫定値。2024年（2024/25）のデータは翌年にあたる2025年度に集計中のため未記載。今後、高山帯について同様の指標を作成していく予定。

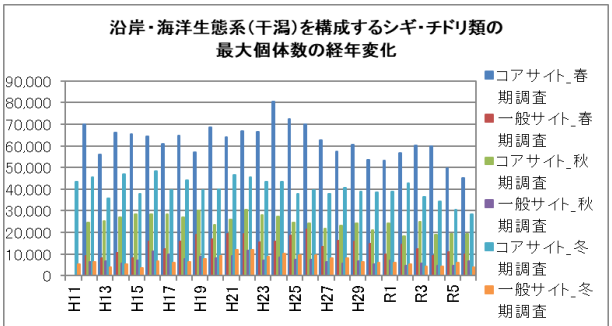

（備考）シギ類以外は除いて集計（ツクシガモ、ヘラサギ、クロツラヘラサギ、ズグロカモメ）、海洋性のヒレアシシギ類を除く。2025年のデータは集計中のため未記載。

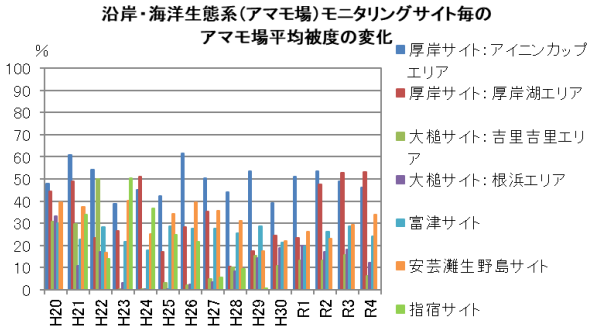

（備考）異なる深度に設置されている永久方形枠内のアマモ類の被度を平均した数値。

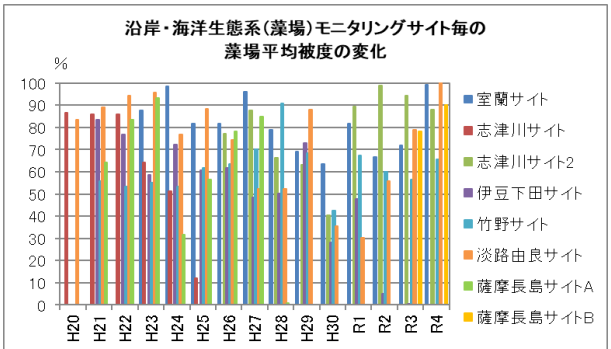

（備考）異なる深度に設置されている永久方形枠内に生育している海藻のうち、林冠構成種の被度を平均した数値。

沿岸・海洋生態系（干潟）モニタリングサイト毎の干潟の底生生物確認種数

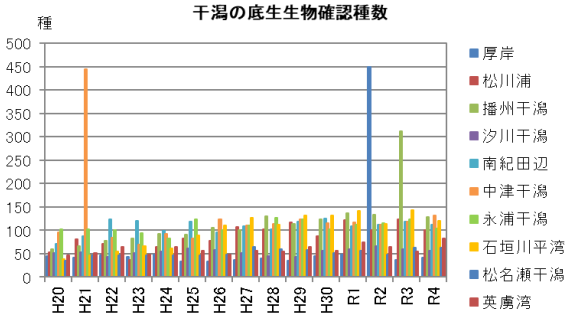

（備考）生物定量調査と生物定性調査にて確認された種数の合計。

沿岸・海洋生態系（サンゴ礁）モニタリングサイトにおけるサンゴ被度

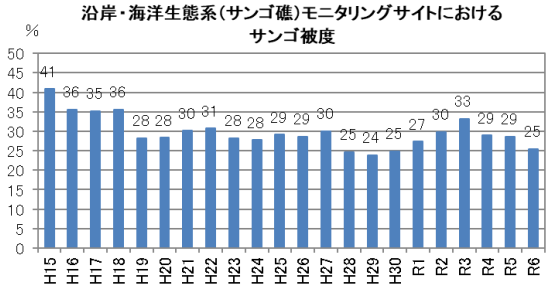

（備考）モニタリングサイト1000サンゴ調査を実施しているすべてのサイトの平均被度を毎年ごとに算出した。年によって調査サイト数が変動することに留意。年度ごとに調査を取りまとめているため、各年のデータは年度単位であることに留意。

生態系の連続性・生態系ネットワーク指数

データ不足

（状況の説明）自然環境保全基礎調査総合解析（未公表）で算出を予定しているものの、現在解析中であり、現時点では数値の報告ができないため。

（備考）自然環境保全基礎調査総合解析（未公表）において、算出予定。
※1　ECA（Equivalent Connected Area）解析
一定の距離内に存在するパッチ同士を連続しているとみなして総面積を算出し、生態系の連続性を表す指標として用いた。各生態系のポリゴンデータを100m×100mでラスタ化後再ポリゴン化し、4段階の移動可能距離（100m, 500m, 1km, 5km）にあり連続していると見なされるパッチの面積を算出。
※2　指標は移動可能距離1kmとした場合の全国のECA面積とする想定。

1

2

（２） 状態目標 1-2 種レベルでの絶滅リスクが低減している

① 進捗状況の評価

□達成
□目標達成に向けて順調
□進展したが、その程度は不十分
■大きな進展なし
□該当なし／適用不可
□不明

② 主な成果や進捗状況

ヘッドライン指標である＜レッドリストインデックス＞等は維持傾向にある。JBO4 中間提言では、アマミノクロウサギ、トキ、コウノトリといった一部の絶滅危惧種の個体数は回復傾向にあり、これらの種のレッドリストにおけるカテゴリーは、今後変更される可能性があるとしている。

③ 主な課題や今後の方針

ヘッドライン指標である＜レッドリストインデックス＞やその他の指標である＜レッドリスト掲載種数＞＜レッドリスト掲載種のカテゴリーの変化状況＞は 2020 年以降変化していない。これは 2020 年から 2024 年の間にレッドリストが更新されていないことに起因しており、レッドリストの更新に向けて現在評価作業を進めている。2025 年から順次公表予定の最新のレッドリストに基づき、今後改めて評価を実施する。

JBO4 中間提言では、本目標の評価及び達成に向けては、絶滅リスク低減に向けた取組とモニタリングの実施が引き続き求められるとしている。

④ 関連指標

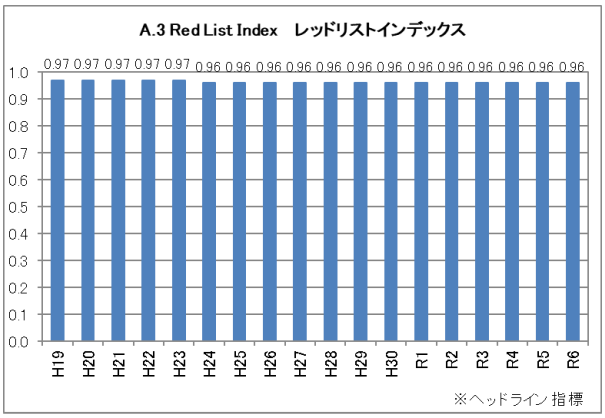

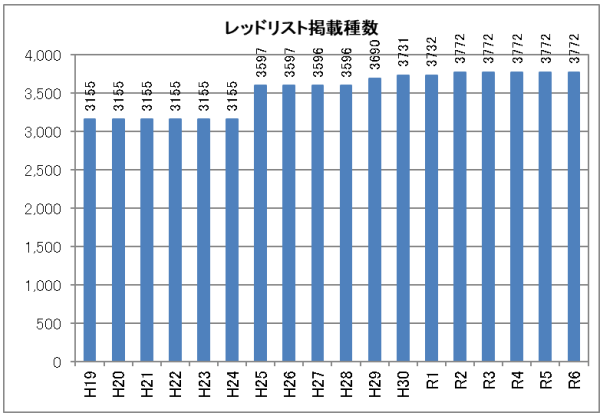

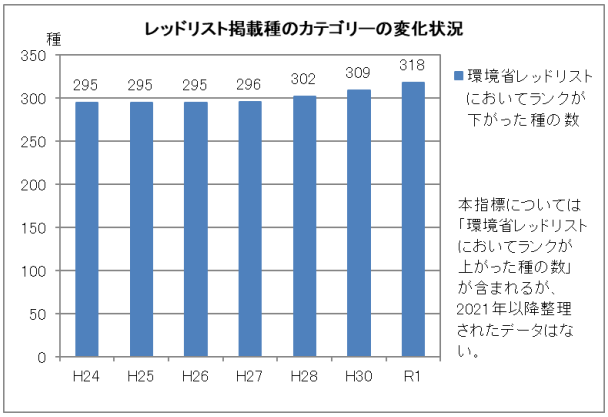
レッドリスト掲載種のカテゴリーの変化状況
種
350
300
250
200
150
100
50
0
295
295
295
296
302
309
318
H24
H25
H26
H27
H28
H30
R1
環境省レッドリストにおいてランクが下がった種の数
本指標については「環境省レッドリストにおいてランクが上がった種の数」が含まれるが、2021年以降整理されたデータはない。

1

2

（３） 状態目標 1-3 遺伝的多様性が維持されている

① 進捗状況の評価

□達成 □目標達成に向けて順調 □進展したが、その程度は不十分 □大きな進展なし □該当なし／適用不可 ■不明

② 主な成果や進捗状況

JBO4 中間提言を取りまとめる過程で、本目標に係る指標データの把握を行った。

③ 主な課題や今後の方針

ヘッドライン指標である＜有効集団サイズが 500 を超える種内の個体群の割合＞は算出されておらず、指標の算出に向けた検討を実施する。

JBO4 中間提言では、遺伝的多様性については、ヘッドライン指標を含めて経年的な傾向を捉える指標が不足していることから、傾向は不明と評価している。また、本目標の評価及び達成に向けては、経年的な変化の追跡可能性及び評価対象とする種群の代表性を特に考慮した指標開発などの科学的知見の蓄積とともに、それらに基づいた対応策の実施が求められるとしている。

④ 関連指標

A.4 The proportion of populations within species with an effective population size > 500
有効集団サイズが500を超える種内の個体群の割合

データ不足

（状況の説明）現時点で算出されたデータはない。

＊ヘッドライン指標

（４） 行動目標 1-1 陸域及び海域の 30%以上を保護地域及び OECM により保全するとともに、それら地域の管理の有効性を強化する

① 進捗状況の評価

□達成
□目標達成に向けて順調
■進展したが、その程度は不十分
□大きな進展なし
□該当なし／適用不可
□不明

② 主な成果や進捗状況

保護地域や保護地域以外の場所で生物多様性の保全に資する地域（Other Effective area-based Conservation Measures, 以下「OECM」）の広がりについて、ヘッドライン指標である＜保護地域と OECM の面積割合＞は、陸域では、2023 年 3 月時点では 20.5%であったが、2025 年時点で 21.0%となっている。＜保護地域面積（陸域、海域）＞は陸域において 2020 年以降は増加傾向にある。＜OECM 面積（陸域、海域）＞は自然共生サイト[5]の制度が開始され、2024 年度より数値の把握がなされるようになった。

保護地域の質の担保について、＜公園計画の前回点検から 10 年未満の国立公園地域（計画）数＞や＜管理運営計画の前回更新または新規策定から 10 年未満の国立公園地域（管理運営計画区）数＞は毎年一定数あり、＜国立公園において保全・管理に当たる自然保護官等の人数＞は増加傾向にある。

さらに、主な具体的施策の取組状況や成果は下記のとおりである。

・国立公園について、2024 年度には、35 か所目の国立公園として日高山脈襟裳十勝国立公園の新規指定、阿蘇の草原を中心に阿蘇くじゅう国立公園の大規模拡張を行った。また、2021 年度以降、利尻礼文サロベツ国立公園、富士箱根伊豆国立公園、吉野熊野国立公園において、海域公園地区の新規指定および拡張を行った。

・沖合海底自然環境保全地域を適切に管理するため、海山・熱水噴出域・海溝等に存在する特異な生態系において、画像や環境 DNA 等の解析により、地域指定当初における自然環境の状況に関する基礎調査を行うとともに、保護区内の環境変化を把握するためのモニタリング調査を継続的に実施した。

・2022 年度より、「30by30 目標」の達成にむけた「30by30 ロードマップ」の各種施策を実行的に進めるための有志連合として、環境省が産官学民の団体とともに「生物多様性のための 30by30 ア

[5]「民間等の取組によって生物多様性の保全が図られている区域」として、所管省庁により認定される区域。自然共生サイトから保護地域との重複を除外した部分を OECM として国際データベースに登録している。法に基づかない任意の認定制度として令和５年度より環境省が正式に認定を開始。令和７年度４月に「地域生物多様性増進法」を施行し、環境省・農水省・国交省が法に基づいた認定を開始。

ライアンス」を発足した。各主体における 30by30 目標達成に向けた活動の実施を促しており、本アライアンスへの参加者は 2025 年 6 月末時点で、1054 者に達した。

・令和５年度より自然共生サイト認定制度を開始し、2024 年度末までに全国 328 か所を認定した。

・「生物多様性見える化システム」の運用を 2025 年４月に開始し、保護地域、自然共生サイト、生物多様性保全上効果的な場所等を地図上で確認できる機能及び自然共生サイトの取組内容等が確認できる機能を公開した。

③　主な課題や今後の方針

保護地域や OECM の広がりについて、ヘッドライン指標である＜保護地域と OECM の面積割合＞は、海域では、保護地域の拡大や OECM の設定に向けた検討を進めているものの、2021 年から変わらず 13.3%となっており、今後目標達成に向けた取組を推進する。＜保護地域面積（陸域、海域）＞は海域において 2020 年以降変化はなく、今後目標達成に向けた取組を推進する。＜OECM 面積（陸域、海域）＞は数値の把握がされ始めたばかりであり、今後継続的な把握に努める。また、＜陸域（KBAs）に対する保護地域・OECM 該当面積割合＞、＜海域（EBSAs）に対する保護地域・OECM 該当面積割合＞は 2020 年以降比較可能な更新値を算出できておらず、今後継続的な数値の把握に努める。

OECM の質の担保について、＜自然共生サイト認定後に更新されたサイト数＞は制度が導入されたばかりでまだ更新事例はなく、今後把握可能となる予定である。

さらに、主な具体的施策の課題や今後の方針は下記のとおりである。

・国立公園について、基礎情報の収集整理を継続するとともに、自然環境や社会条件等の調査及び土地所有者等との調整を進める。

・沖合海底自然環境保全地域について、今後も継続的なモニタリング調査を実施する。

・「生物多様性のための 30by30 アライアンス」の参加者に対する取組事例の発信と情報連携により、各主体における 30by30 目標達成に向けた活動の実施を促す。

・自然共生サイトについて、地域生物多様性増進法に基づく認定を 2025 年度から開始する。早期に 500 以上の自然共生サイトを認定する。

・「生物多様性見える化システム」について、自然共生サイトにおける活動やモニタリング記録を入出力できる機能や、地域ごとの保全目標や現況を確認できる機能等の設計・開発を進める。

1　④　関連指標

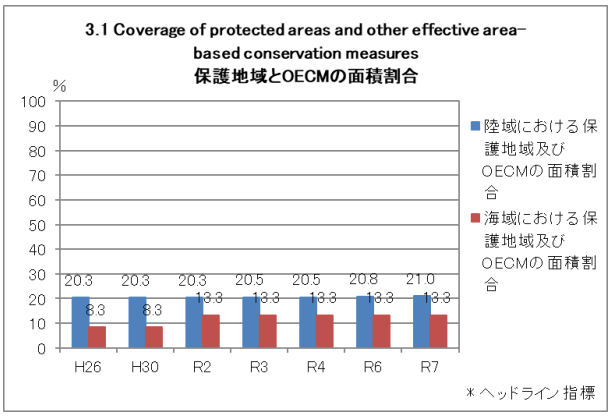

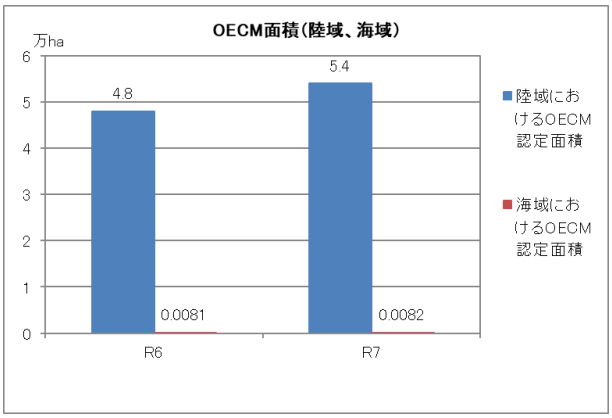

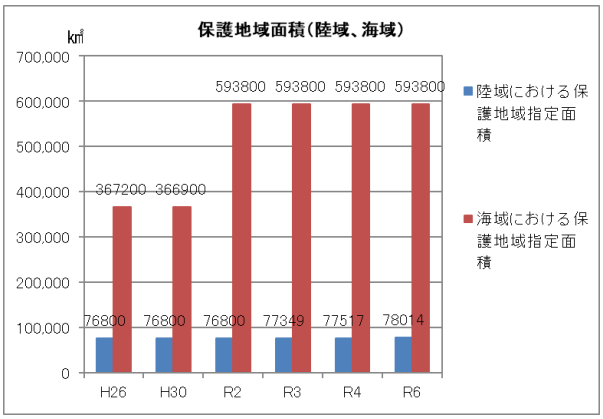

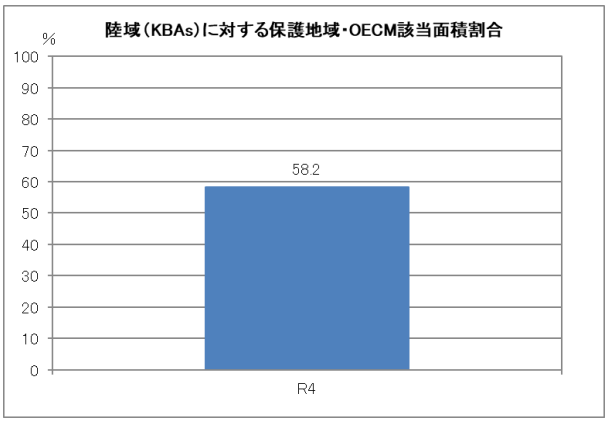

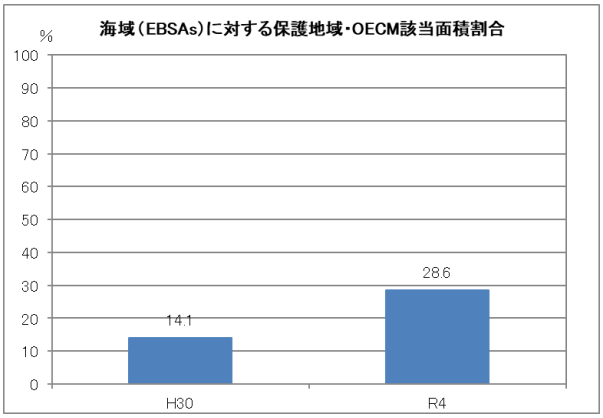

自然共生サイト認定後に更新されたサイト数

データ不足

（状況の説明）更新は5年後であり、現在の更新件数はないため。

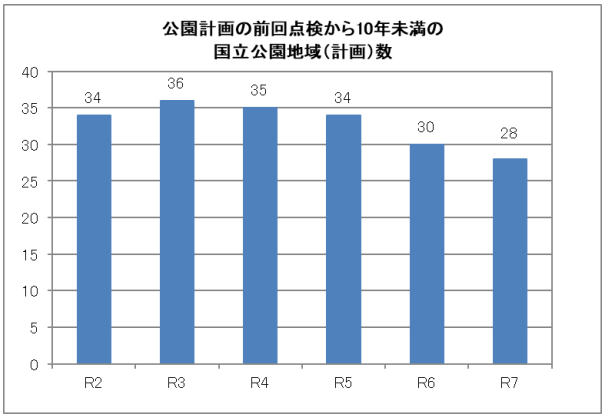

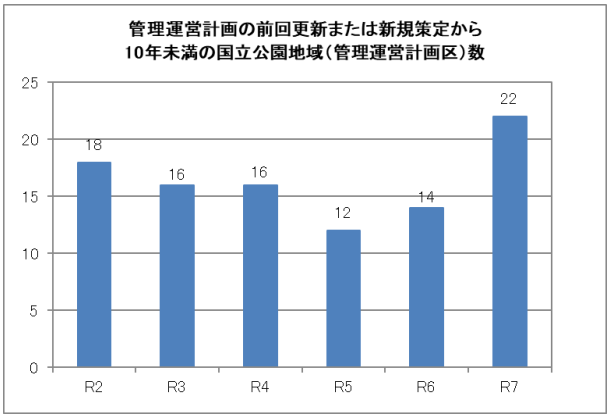

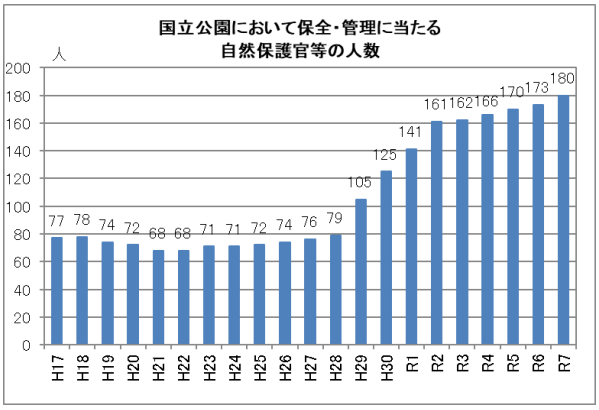
国立公園において保全・管理に当たる
自然保護官等の人数
人
200
180
160
140
120
100
80
60
40
20
0
77 78 74 72 68 68 71 71 72 74 76 79 105 125 141 161 162 166 170 173 180
H17 H18 H19 H20 H21 H22 H23 H24 H25 H26 H27 H28 H29 H30 R1 R2 R3 R4 R5 R6 R7

1

2

（５） 行動目標 1-2 土地利用及び海域利用による生物多様性への負荷を軽減することで生態系の劣化を防ぐとともに、既に劣化した生態系の 30%以上の再生を進め、生態系ネットワーク形成に資する施策を実施する

① 進捗状況の評価

□達成
□目標達成に向けて順調
■進展したが、その程度は不十分
□大きな進展なし
□該当なし／適用不可
□不明

② 主な成果や進捗状況

劣化した生態系の再生に関係する指標である＜公益的機能の一層の発揮のため自然状況等を踏まえて天然林に移行することとされている人工林の面積うち､天然林に移行した人工林の面積割合（累計）＞、＜自然再生推進法の取組箇所面積＞、＜特に重要な水系における湿地再生割合＞、＜都市域における水と緑の公的空間確保量＞はいずれも増加傾向にあり、進展が見られる。

生態系ネットワーク形成については、＜水辺の賑わい創出に向け、水辺とまちが一体となった取組を実施した市区町村の数＞、＜取組方針・目標を定めている「河川を基軸とした生態系ネットワーク」の数＞は増加傾向にあり、進展が見られる。

さらに、主な具体的施策の取組状況や成果は下記のとおりである。

・2025 年３月に、中央環境審議会において今後の環境影響評価の在り方に関する答申が取りまとめられ、その中で必要性に言及された「工作物の建替事業に係る配慮書手続の見直し」及び「環境影響評価図書の制度的な継続公開」を盛り込んだ「環境影響評価法の一部を改正する法律」が 2025 年６月に成立・公布された。また、同答申では、戦略的環境影響評価の実現や、環境影響評価法や条例の対象とならない小規模な事業についての事業者の自主アセスメントの推進に向けた取組の必要性等についても述べられている。

・森林整備事業等により、間伐、広葉樹林化、長伐期化、針広混交林化、再造林を支援し、地域の実情に応じた多様な森林づくりを推進している。

・2024 年 3 月に生物多様性を高めるための具体的な森林管理手法を示した「生物多様性を高めるための林業経営の指針」をとりまとめ、2025 年 3 月に生物多様性保全の取組に係る PDCA サイクル実施を森林経営計画の作成を通じて行うことができるようになるなど取組が進展している。

・緑が不足している市街地等において、緑化地域制度や地区計画等緑化率条例制度等の活用により建築物の敷地内の空地や屋上等の民有地における緑化を推進するとともに、市民緑地契約や緑地協定の締結や、市民緑地認定制度や 2024 年の都市緑地法改正により創設した優良緑地確保計画認定制度（TSUNAG）により、民間主体による緑化を推進している。

・河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本

来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出する「多自然川づくり」や自然再生事業等により、湿地等の再生、魚道整備等による魚類の遡上・降下環境の改善等を推進している。また、「生態系ネットワーク協議会」等の枠組により、地方公共団体、市民、河川管理者、農業関係者等の多様な主体と連携し、河川を基軸とした生態系ネットワーク形成の取組による流域の生態系の保全・創出を推進している。

・自然再生事業や生態系維持回復事業等を着実に実施している。また、2025 年４月に施行された地域生物多様性増進法に基づき、民間や地域による生物多様性を回復する活動を自然共生サイトでの活動として認定し促進している。

③　主な課題や今後の方針

劣化した生態系の再生について、劣化地の定義の検討や、自然再生事業等の実施を進めたものの、＜劣化や再生の定義を含め再生割合の計測についての手法を開発＞はなされておらず、ヘッドライン指標である＜再生が行われている面積＞も算出できていない。今後評価に向けて手法開発を推進する。

生態系ネットワーク形成については、＜生態系ネットワークの形成に貢献する場所の OECM の設定面積＞は数値の把握がされたばかりであり、今後継続的な把握に努める。＜緑の回廊の面積＞は大きな変化がなく、引き続き取組を推進する。

さらに、主な具体的施策の課題や今後の方針は下記のとおりである。

・2025 年６月に成立した「環境影響評価法の一部を改正する法律」の施行に向けた準備を進める。また、2025 年３月の今後の環境影響評価の在り方に関する中央環境審議会答申等を踏まえて、より一層効果的な環境影響評価制度の実現が図られるよう、対応を進めていく。

・引き続き、森林整備事業等により地域の実情に応じた多様な森林づくりを推進する。

・「森林の生物多様性を高めるための取組」を位置付けた森林経営計画の作成を推進する。

・緑化地域制度や地区計画等緑化率条例制度等の活用による建築物の敷地内の空地や屋上等の民有地における緑化を引き続き推進する。市民緑地契約や緑地協定の締結や、市民緑地認定制度や優良緑地確保計画認定制度（TSUNAG）により、民間主体による緑化を引き続き推進する。

・「多自然川づくり」をより一層推進するとともに、引き続き、地方公共団体、市民、河川管理者、農業関係者等の流域の主体と連携し、生態系ネットワーク形成による流域の生態系の保全・創出を推進する。

・引き続き、自然再生事業や生態系維持回復事業等を着実に実施するとともに、民間や地域による生物多様性を回復する活動の認定を進めることで、自然環境や生態系が劣化している場所において、その再生や回復に向けた取組を地域と連携して推進する。

1　　④　関連指標

劣化や再生の定義を含め再生割合の計測についての手法を開発
[Yes/No]

データ不足

（状況の説明）現在手法を検討中である。

2.1 Area under restoration 再生が行われている面積

データ不足

（状況の説明）現時点で算出されたデータはない。
現在指標の算出方法を検討中である。

＊ヘッドライン指標

公益的機能の一層の発揮のため自然状況等を踏まえて天然林に移行することとされている人工林の面積うち、天然林に移行した人工林の面積割合（累計）

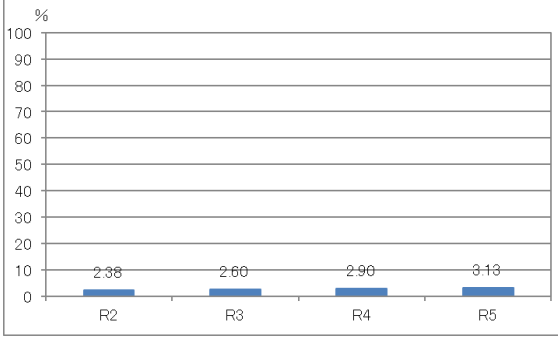

自然再生推進法の取組箇所面積

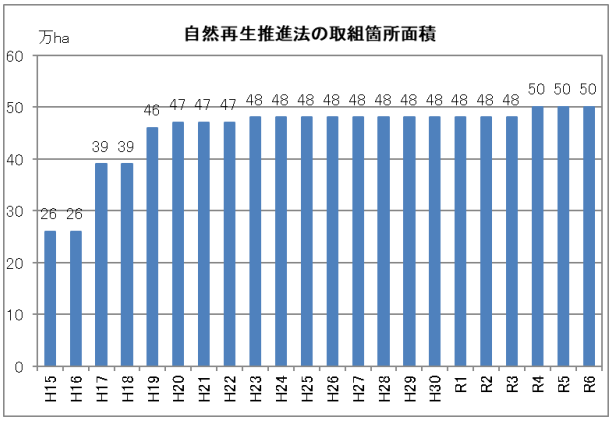

特に重要な水系における湿地再生割合

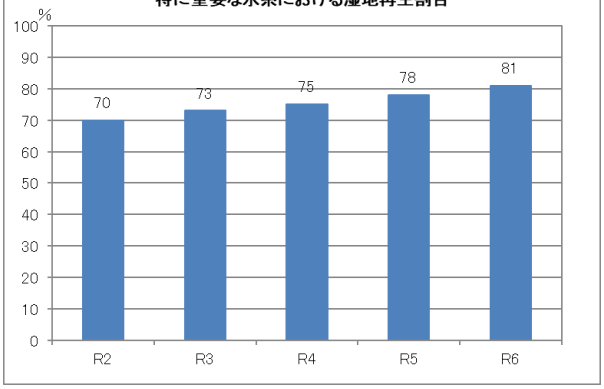

都市域における水と緑の公的空間確保量

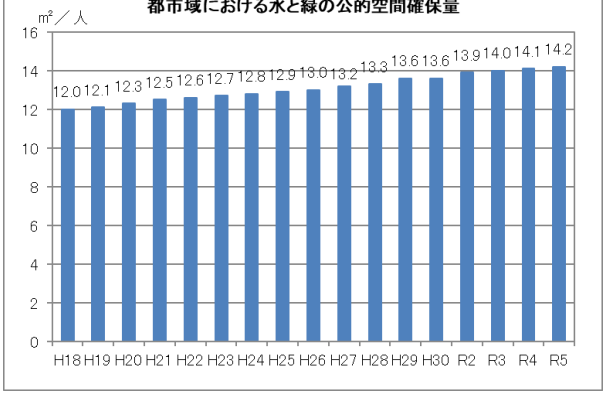

水辺の賑わい創出に向け、水辺とまちが一体となった取組を実施した市区町村の数

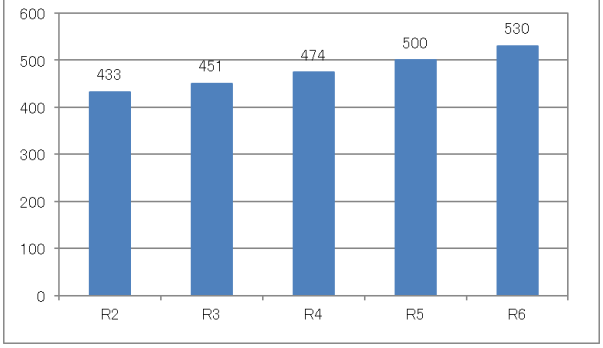

生態系ネットワークの形成に貢献する場所のOECMの設定面積

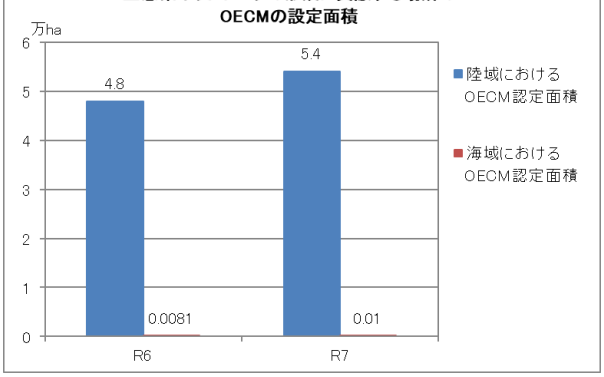

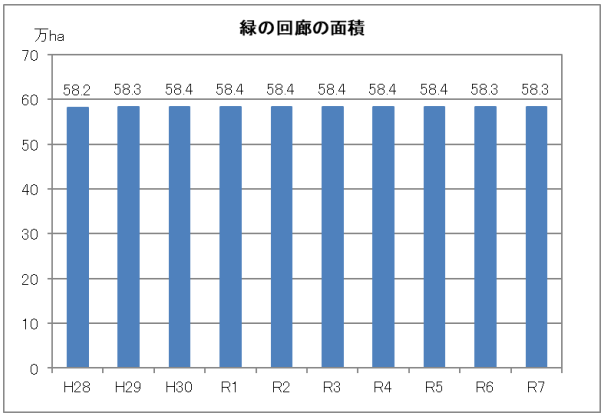
緑の回廊の面積
万ha
70
60
50
40
30
20
10
0
58.2
58.3
58.4
58.4
58.4
58.4
58.4
58.4
58.3
58.3
H28
H29
H30
R1
R2
R3
R4
R5
R6
R7

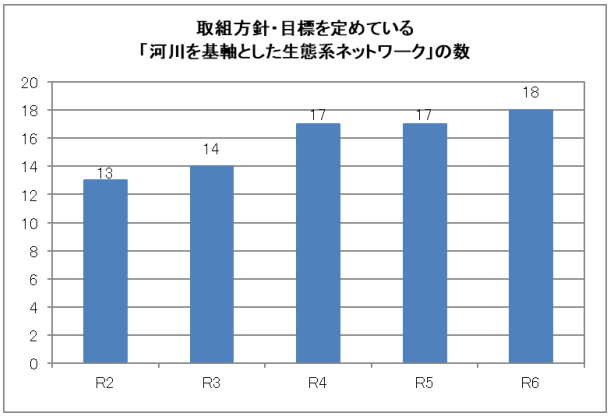
取組方針・目標を定めている
「河川を基軸とした生態系ネットワーク」の数
20
18
16
14
12
10
8
6
4
2
0
13
14
17
17
18
R2
R3
R4
R5
R6

1

2

（６） 行動目標 1-3 汚染の削減（生物多様性への影響を減らすことを目的として排出の管理を行い、環境容量を考慮した適正な水準とする）や、侵略的外来種による負の影響の防止・削減（侵略的外来種の定着率を 50%削減等）に資する施策を実施する

① 進捗状況の評価

□達成
□目標達成に向けて順調
■進展したが、その程度は不十分
□大きな進展なし
□該当なし／適用不可
□不明

② 主な成果や進捗状況

汚染の削減について、＜赤潮発生件数＞は減少傾向にある地点が見られ、＜類型指定水域における水生生物の保全に係る水質環境基準の達成状況（河川、湖沼、海域）＞も高水準を維持している。また、＜海岸漂着物等地域対策推進事業における海岸漂着物等の回収量＞は毎年度一定の回収量があり、＜海岸漂着物等地域対策推進事業の実施主体数（都道府県）＞、＜海岸漂着物処理推進法の基本方針に基づく地域計画の策定数（都道府県）＞は高水準を維持し、＜使用済プラスチックの有効利用＞は増加傾向にある。さらに、＜高度処理実施率＞、＜合流式下水道改善率＞、＜汚水処理人口普及率＞は増加傾向にあり、進展が見られる。

侵略的外来種による負の影響の防止・削減について、ヘッドライン指標である＜侵略的外来種の定着率＞は増加傾向にはあるものの、現時点では 50%以下に抑えられており、＜ヒアリの定着地点数＞も 0 を維持している。＜特定外来生物の根絶宣言数＞は増加傾向にあり、＜外来生物法に基づく防除の公示・確認・認定件数＞のうち外来生物法に基づく防除の公示件数や＜地方自治体における外来種に関するリストの作成と条例の策定数＞は増加傾向にあり、また、＜外来生物法に基づく防除の公示・確認・認定件数＞のうち外来生物法に基づく防除の確認・認定件数は毎年一定数あり、外来種防除や規制に関する取組の広がりが見られる。

さらに、主な具体的施策の取組状況や成果は下記のとおりである。

・全国での鳥類鉛汚染のモニタリングを実施するとともに、モデル地域において鉛弾規制の効果測定、段階的導入の調整を実施した。

・2018 年に改正された農薬取締法に基づき、水域・陸域の生活環境動植物を対象とする農薬の影響評価を充実させるとともに、最新の科学的知見を踏まえた既登録農薬の再評価を新たに進めている。これらの評価に基づき、必要に応じ、生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準の設定や改定を進めている。

・2025 年３月、長期的な農薬ばく露の影響に関する評価の導入について、中央環境審議会水環境・土壌農薬部会で了承を得た。

・マイクロプラスチックについては、2019 年に策定したモニタリング手法の調和のための国際的な

ガイドラインを 2023 年に改定したうえで、2024 年 5 月にガイドラインに沿ったデータを国内外から収集し可視化するためのデータベース（Atlas for Ocean Microplastics(AOMI)）を公表した。また、マイクロプラスチックが生物生態系に与える影響を把握するために、2021 年から生物生態系影響のリスク評価手法の検討を開始している。

・短期の海洋生分解性プラスチックに関する技術・安全性評価手法の確立を行い、新素材を開発するとともに国際標準化規格への提案、発行までを完了させた。

・特定外来生物の水際対策強化・初期防除強化について、ヒアリについては、全国の港湾や空港、植物防疫所といった水際での調査や防除を徹底し、国内への定着を阻止することができている。

・定着した特定外来生物の対応のための支援について、条件付特定外来生物に指定されたアメリカザリガニ・アカミミガメについては、規制内容や手続きについての普及啓発を行うとともに、防除の手引きや防除マニュアルを作成し技術的に支援した。「特定外来生物防除等対策事業」交付金により、地方公共団体が主体となって取り組む防除事業を財政的に支援した。

・奄美大島におけるフイリマングースについて、2024 年 9 月 3 日に根絶を宣言した。

③　主な課題や今後の方針

汚染の削減について、ヘッドライン指標である＜沿岸富栄養化指数＞は算出されておらず、指標の算出に向けた検討を実施する。＜アオコの発生日数＞は 2020 年以降に低水準となったが近年増加しており、＜赤潮発生件数＞も地点によっては増加傾向にある。

侵略的外来種による負の影響の防止・削減について、ヘッドライン指標である＜侵略的外来種の定着率＞は、水際対策や初期防除の強化等に取り組んでいるものの、増加傾向にある。

さらに、主な具体的施策の課題や今後の方針は下記のとおりである。

・鳥類鉛汚染について、全国でのモニタリングから汚染の実態把握及び影響評価を進めるとともに、モデル地域での段階的規制、試行の調整を引き続き実施する。管理捕獲、有害捕獲等への規制の影響、非鉛弾の確保やその対策の検討も行う。

・引き続き、生活環境動植物に対する農薬の影響に係る評価を着実に進める。

・パブリックコメントや関係者とのリスクコミュニケーションの手続等を経て、実効性を担保しつつ、長期的な農薬ばく露の影響に関する評価の導入を進める。

・マイクロプラスチックについては、特に東南アジアやアフリカ、南アメリカ周辺のモニタリングデータが不足している。モニタリングデータの更なる収集に向け、データの利活用の重要性の理解促進が必要である。また、マイクロプラスチックの生物生態系への影響については、いまだリスク評価手法の検討段階であり、引き続き有識者を交えて議論を進めていく予定である。

・長期の海洋生分解性プラスチックの生分解性評価法の ISO[6]化提案を 1 件以上、安全性試験法の ISO 化提案を 1 件以上行う。また、新技術・新素材を 1 件以上開発する。

[6] 国際標準化機構（International Organization for Standardization）のこと。

・ヒアリについては引き続き水際での調査・防除の徹底により国内への定着を防ぐとともに、国際連携や新規技術の社会実装を進め、中長期的な侵入リスクの低減を図る必要がある。

・地方公共団体による特定外来生物防除事業について、引き続き財政的・技術的支援を行い、被害の拡大を阻止する必要がある。

・奄美大島のマングースについては、再侵入防止のためのモニタリングを継続的に行う必要がある。また、沖縄島北部のマングースについても、完全排除間近であることから、集中的な防除を継続する必要がある。

④　関連指標

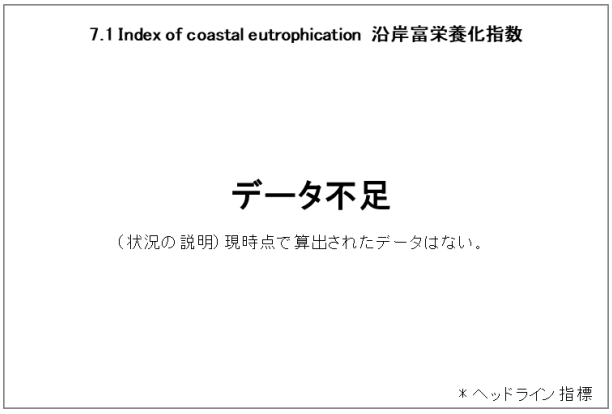

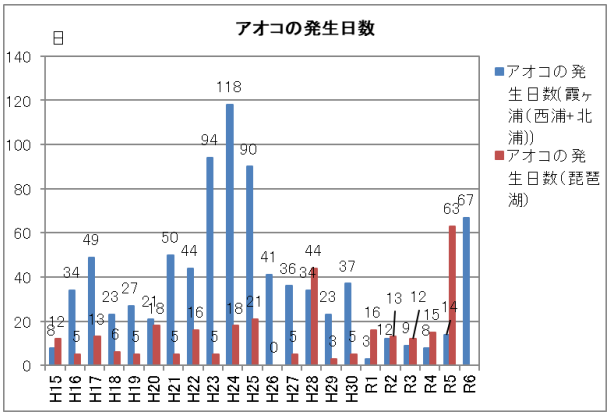

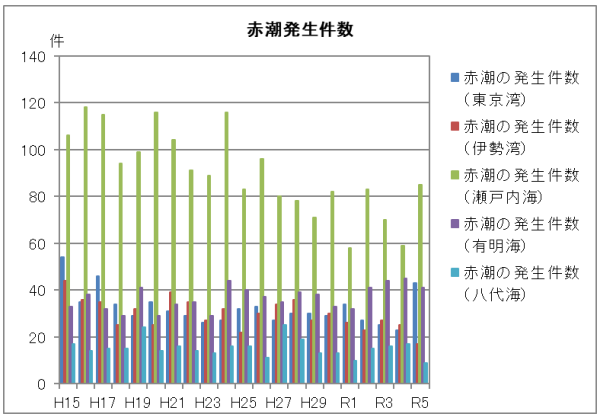

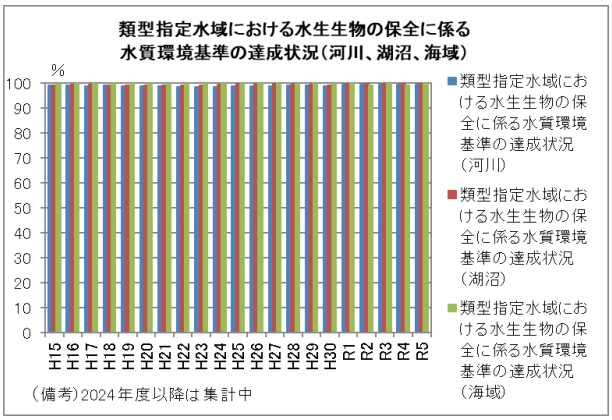

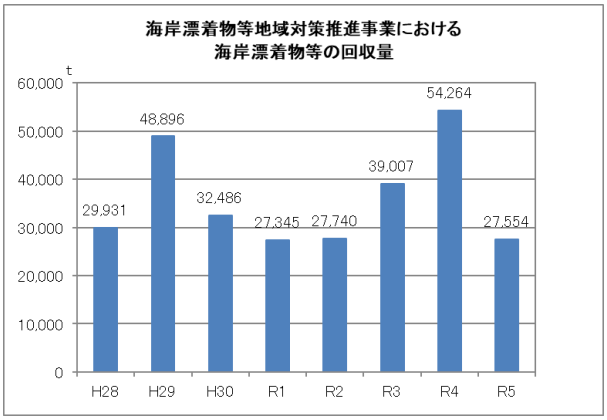

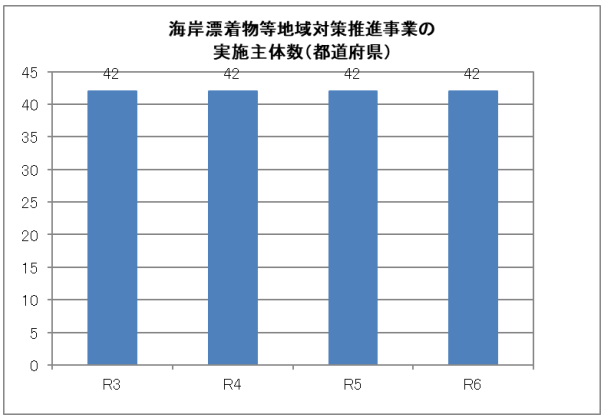

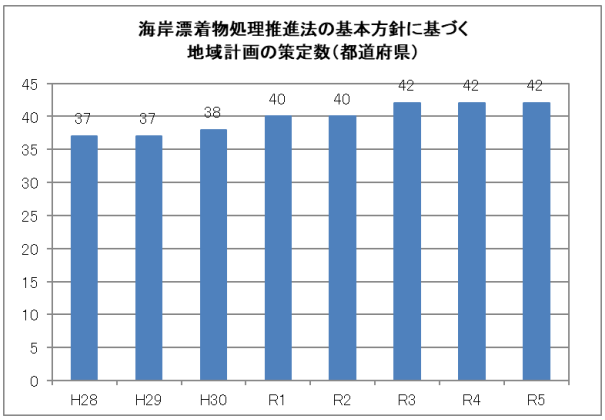
海岸漂着物処理推進法の基本方針に基づく
地域計画の策定数（都道府県）
37 37 38 40 40 42 42 42
H28 H29 H30 R1 R2 R3 R4 R5

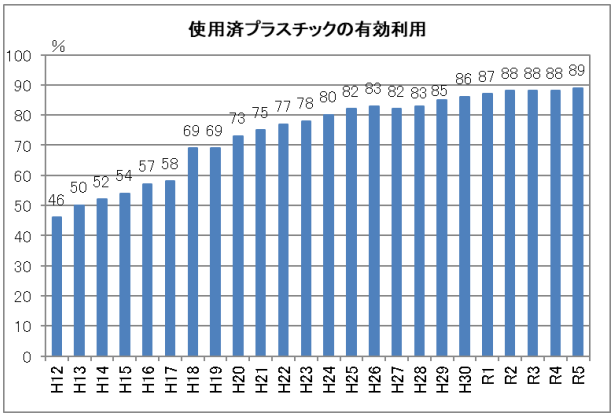
使用済プラスチックの有効利用
%
46 50 52 54 57 58 69 69 73 75 77 78 80 82 83 82 83 85 86 87 88 88 88 89
H12 H13 H14 H15 H16 H17 H18 H19 H20 H21 H22 H23 H24 H25 H26 H27 H28 H29 H30 R1 R2 R3 R4 R5

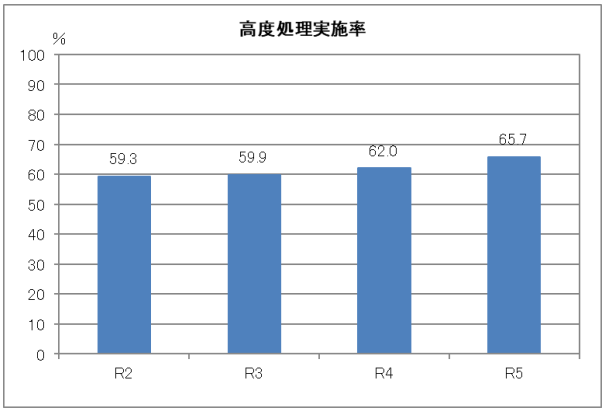
高度処理実施率
%
59.3 59.9 62.0 65.7
R2 R3 R4 R5

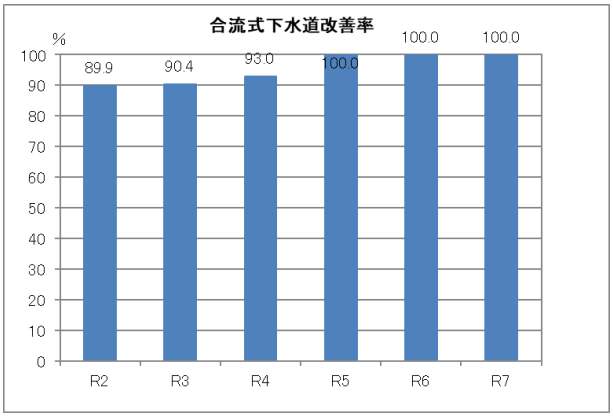
合流式下水道改善率
%
89.9 90.4 93.0 100.0 100.0 100.0
R2 R3 R4 R5 R6 R7

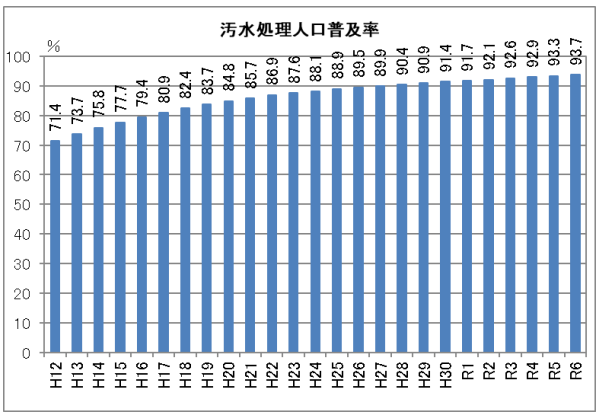
汚水処理人口普及率
%
71.4 73.7 75.8 77.7 79.4 80.9 82.4 83.7 84.8 85.7 86.9 87.6 88.1 88.9 89.5 89.9 90.4 90.9 91.4 91.7 92.1 92.6 92.9 93.3 93.7
H12 H13 H14 H15 H16 H17 H18 H19 H20 H21 H22 H23 H24 H25 H26 H27 H28 H29 H30 R1 R2 R3 R4 R5 R6

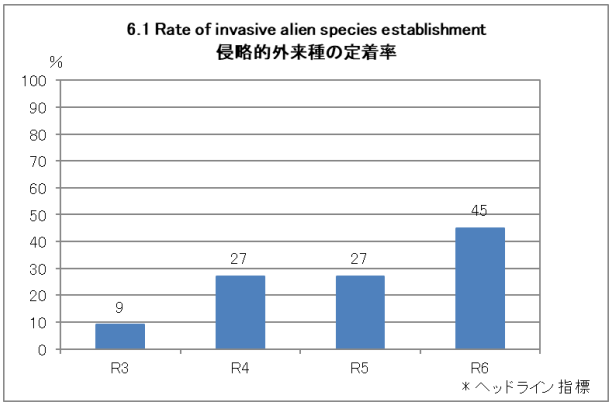
6.1 Rate of invasive alien species establishment
侵略的外来種の定着率
%
9 27 27 45
R3 R4 R5 R6
＊ヘッドライン 指標

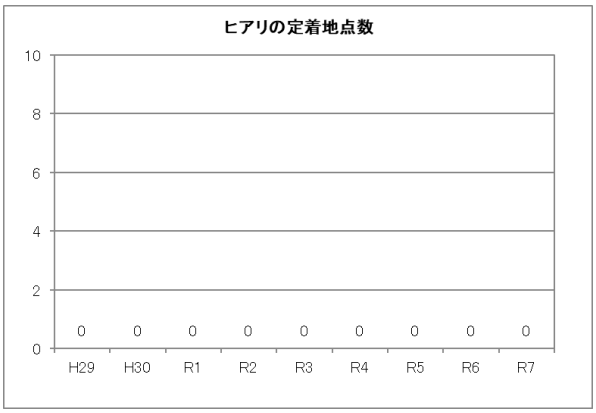
ヒアリの定着地点数
0 0 0 0 0 0 0 0 0
H29 H30 R1 R2 R3 R4 R5 R6 R7

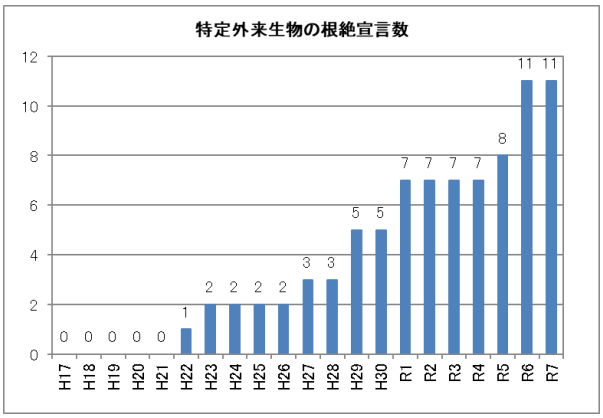
特定外来生物の根絶宣言数
0 0 0 0 0 1 2 2 2 2 3 3 5 5 7 7 7 7 8 11 11
H17 H18 H19 H20 H21 H22 H23 H24 H25 H26 H27 H28 H29 H30 R1 R2 R3 R4 R5 R6 R7

1

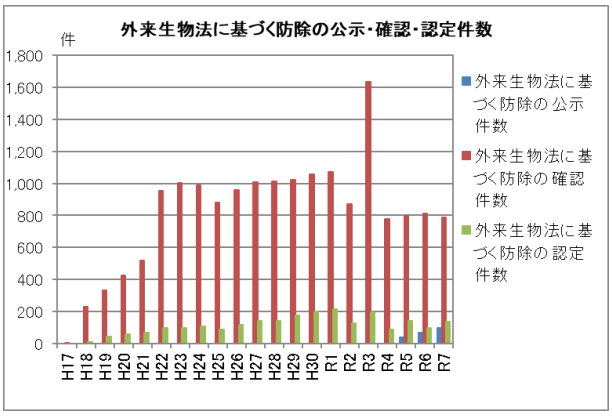
外来生物法に基づく防除の公示・確認・認定件数
件
1,800
1,600
1,400
1,200
1,000
800
600
400
200
0
H17 H18 H19 H20 H21 H22 H23 H24 H25 H26 H27 H28 H29 H30 R1 R2 R3 R4 R5 R6 R7
外来生物法に基づく防除の公示件数
外来生物法に基づく防除の確認件数
外来生物法に基づく防除の認定件数

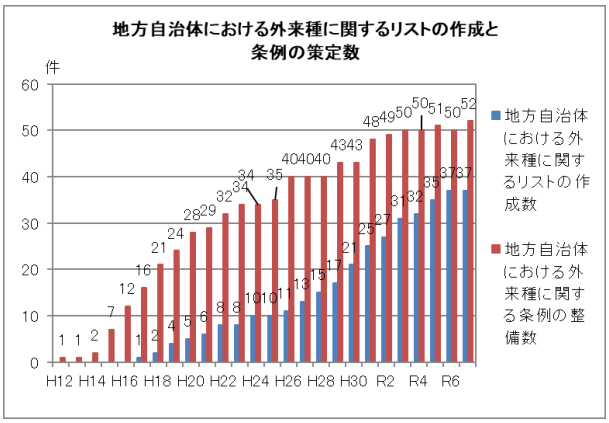
地方自治体における外来種に関するリストの作成と条例の策定数
件
60
50
40
30
20
10
0
H12 H14 H16 H18 H20 H22 H24 H26 H28 H30 R2 R4 R6
地方自治体における外来種に関するリストの作成数
地方自治体における外来種に関する条例の整備数

1

2

3

（７）　行動目標 1-4　気候変動による生物多様性に対する負の影響を最小化する

①　進捗状況の評価

□達成
□目標達成に向けて順調
■進展したが、その程度は不十分
□大きな進展なし
□該当なし／適用不可
□不明

②　主な成果や進捗状況

＜気候変動による生態系影響への調査項目数＞は毎年度一定数あり、＜サンゴ礁生態系保全に資する取組の数＞や＜海面上昇等の影響にも適応可能となる順応的な砂浜の管理が実施されている海岸の数＞はいずれも増加傾向にあり、進展が見られる。

さらに、主な具体的施策の取組状況や成果は下記のとおりである。

・気候変動の影響に関する分野別ワーキンググループを開催し、次期気候変動影響評価に向けた科学的知見の収集・整理や重大性評価の尺度等に関する検討を行った。

・2024 年に「モニタリングサイト 1000 第 4 期とりまとめ報告書概要版」を公表し、国立公園等の保護地域を含む自然生態系への気候変動の影響についてとりまとめた。また、「生物多様性分野における気候変動への適応」のパンフレットを用いて、適応策の実施における生物多様性への負の影響の回避・最小化を含め、適応策の考え方等について普及を図っている。

③　主な課題や今後の方針

関連指標に関しては特に課題は見られないが、引き続き継続的な数値の把握に努める。

さらに、主な具体的施策の課題や今後の方針は下記のとおりである。

・2025 年度に予定している次期気候変動影響評価に向けて検討を進める。

・引き続きモニタリングサイト 1000 を通して、国立公園等の保護地域を含む自然生態系への気候変動の影響の把握を行う。また、気候変動の影響を含め複合的な要因による生物多様性の損失及び劣化に対しては更なる対応が求められ、各種施策を通じて引き続き生物多様性の保全に取り組む。

1　　④　関連指標

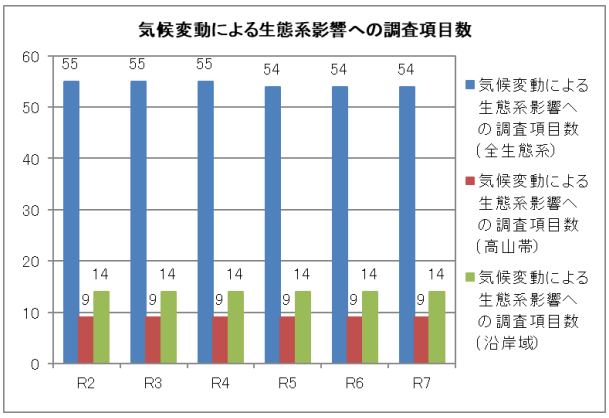
気候変動による生態系影響への調査項目数
60
50
40
30
20
10
0
55
55
55
54
54
54
14
14
14
14
14
14
9
9
9
9
9
9
R2
R3
R4
R5
R6
R7
気候変動による生態系影響への調査項目数（全生態系）
気候変動による生態系影響への調査項目数（高山帯）
気候変動による生態系影響への調査項目数（沿岸域）

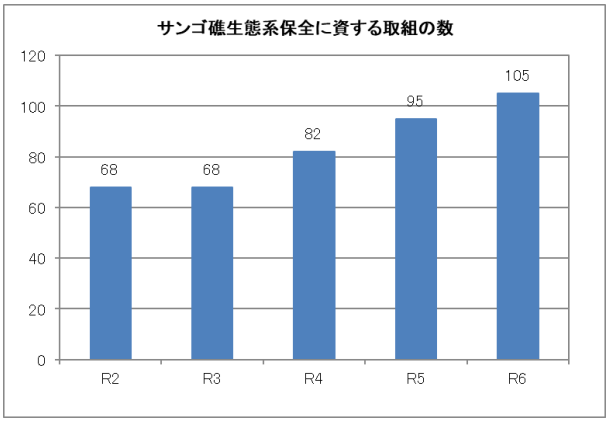
サンゴ礁生態系保全に資する取組の数
120
100
80
60
40
20
0
68
68
82
95
105
R2
R3
R4
R5
R6

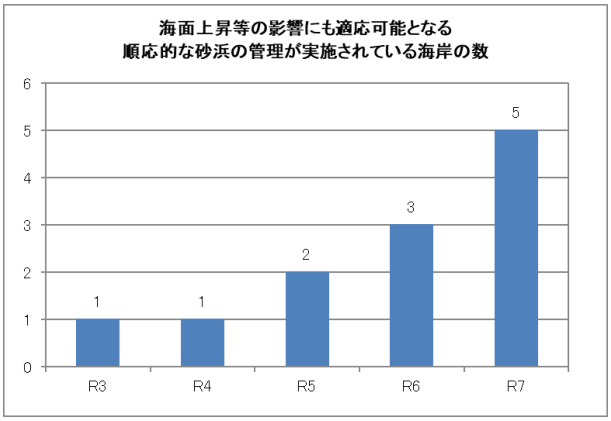
海面上昇等の影響にも適応可能となる
順応的な砂浜の管理が実施されている海岸の数
6
5
4
3
2
1
0
1
1
2
3
5
R3
R4
R5
R6
R7

2

3

（８） 行動目標 1-5 希少野生動植物の法令に基づく保護を実施するとともに、野生生物の生息・生育状況を改善するための取組を進める

① 進捗状況の評価

□達成
□目標達成に向けて順調
■進展したが、その程度は不十分
□大きな進展なし
□該当なし／適用不可
□不明

② 主な成果や進捗状況

＜絶滅危惧種のうち「国内希少野生動植物種」に指定されている種の割合＞は増加傾向にあり、進展が見られる。

さらに、主な具体的施策の取組状況や成果は下記のとおりである。

・「環境省第５次レッドリスト」について、評価作業が終了した一部の分類群（植物・菌類）について、2024 年度末に公表した。また、絶滅の危険度や法規制による対策効果等を勘案して種の保存法に基づく国内希少野生動植物種への指定を推進し、2025 年６月時点で、計 458 種を指定済みである。

・保護増殖事業について、それぞれの種の特性や生息・生育状況を踏まえ、地方公共団体や保全団体、研究者、動植物園等と連携し、2025 年６月時点で 79 種・亜種を対象に 58 計画策定している。

・2024 年 10 月に、モニタリングサイト 1000 による 20 年間の調査結果をとりまとめ、普通種の現状及び経年変化について公表した。

・環境指標となりうる代表的な昆虫類を選定した「都市緑地・里地里山の良好な環境に見られる指標昆虫全国 20 選」及び地方版を選定し、その基礎的な情報を整理した。これらの指標昆虫を自然共生サイトの生物多様性の価値のモニタリングに活用できるよう、モニタリング手法を開発し、そのマニュアルや動画等を作成した。

③ 主な課題や今後の方針

＜保護増殖事業により生息・生育状況が改善されて事業を完了した種数＞は現時点では０種であるが、生息・生育状況の改善を図ることで複数の種において絶滅のおそれが低減しており、これらの種を中心に保護増殖事業が完了する事例の創出を目指している。

さらに、主な具体的施策の課題や今後の方針は下記のとおりである。

・環境省第５次レッドリストについては、引き続き評価作業の終了した分類群から、順次公表する。

・2025 年 6 月に公表された「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行状況評価報告書」の指摘等も踏まえて、保護増殖事業完了の考え方について検討する必要がある。

・引き続き、モニタリングサイト 1000 により、普通種を含めた定量的な調査を継続していく。

・指標昆虫のモニタリングマニュアル等の普及啓発を図る。

④　関連指標

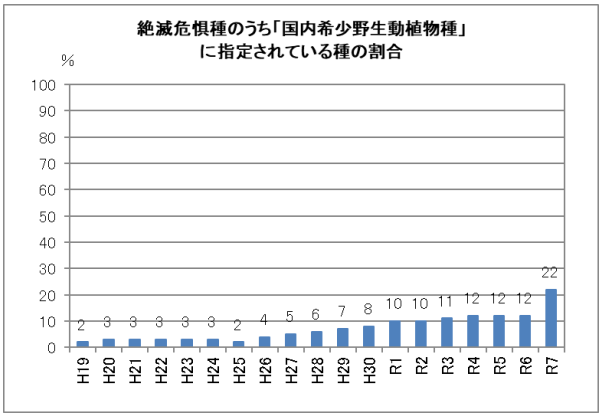

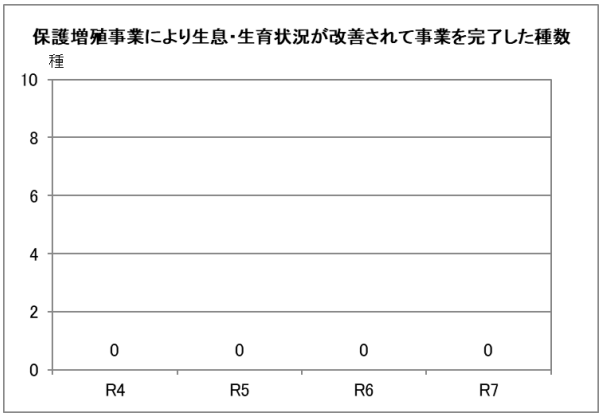

（９） 行動目標 1-6 遺伝的多様性の保全等を考慮した施策を実施する

① 進捗状況の評価

□達成
□目標達成に向けて順調
■進展したが、その程度は不十分
□大きな進展なし
□該当なし／適用不可
□不明

② 主な成果や進捗状況

＜遺伝子組換え生物による生物多様性影響の発生件数＞は 0 件を維持している。

さらに、主な具体的施策の取組状況や成果は下記のとおりである。

・カルタヘナ法の適切な施行については、現状、我が国において遺伝子組換え生物等の使用等による生物多様性影響の発生は報告されていない。ゲノム編集技術を利用して得られた生物であってカルタヘナ法の規制の対象とならない生物の使用等についても、当該使用等に関して収集した情報において、生物多様性影響のおそれがある案件についての報告はない。また、カルタヘナ議定書の情報共有プラットフォームであるバイオセーフティクリアリングハウス BCH に対応する国内のホームページとして、日本版バイオセーフティクリアリングハウス J-BCH を運用しており、議定書や国内法に関する情報､国内で使用が承認された遺伝子組換え生物のデータベース等を提供している。

・保護増殖事業対象種のうち、生殖細胞等の保存がされている動物種は 2022 年時点で 5 種、日本産絶滅危惧種のうち自生地情報を持つ種の保存数は 2022 年時点で 475 種となっている。植物については、新宿御苑の種子保存施設としての機能拡充を図るため、国内の専門家からヒアリングを行い、必要な施設及び設備について導入の検討を行っている。

③ 主な課題や今後の方針

＜遺伝的多様性の評価に基づき個体群ごとの生息域内保全がなされている保護増殖事業対象種の数＞､＜保護増殖事業対象種のうち生殖細胞等の保存がされている動物の種又は地域個体群の数＞､＜日本産絶滅危惧植物種のうち自生地情報を持つ種の保存数（域外保全）＞は数値の把握が始まったばかりであり、今後継続的な把握に努める。

さらに、主な具体的施策の課題や今後の方針は下記のとおりである。

・引き続き、カルタヘナ法の適切な施行や、ゲノム編集技術を利用して得られた生物であってカルタヘナ法の規制の対象とならない生物についての情報収集に取り組むとともに、これらの施策に関する普及啓発に取り組んでいくことで、遺伝子組換え技術等を利用して得られた生物による生物多様性への影響の防止を図る。

・絶滅のおそれの高い種や個体群に関して、今後、動物については、国立研究開発法人国立環境研

究所、公益社団法人日本動物園水族館協会、大学等関係機関とも連携し、生殖細胞の凍結保存等を進める。植物については、新宿御苑の種子保存施設としての機能拡充を図るため、必要な施設及び設備について導入の検討を進める。

④　関連指標

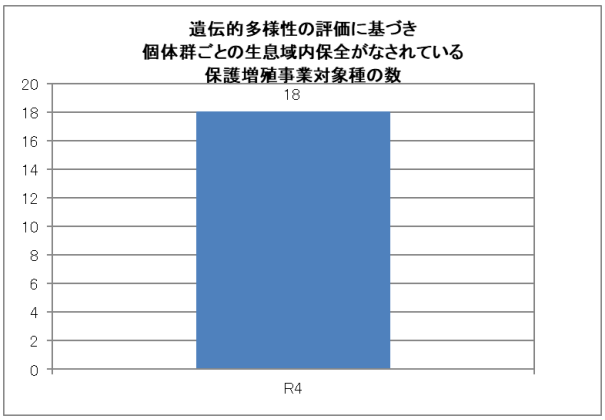

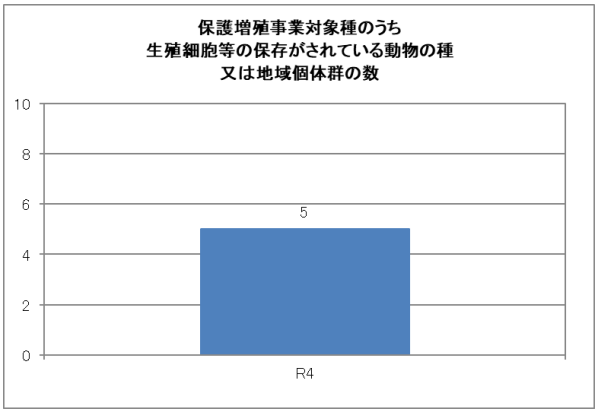

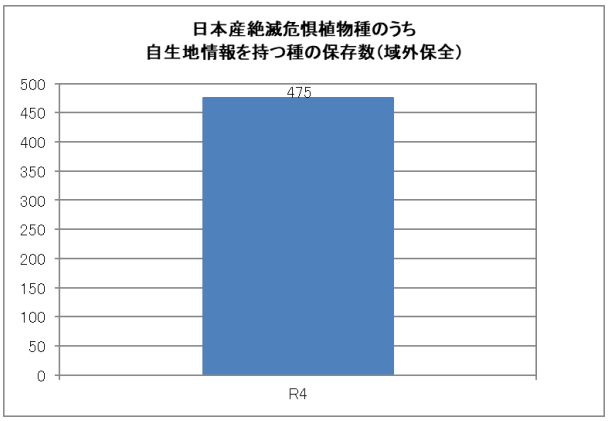

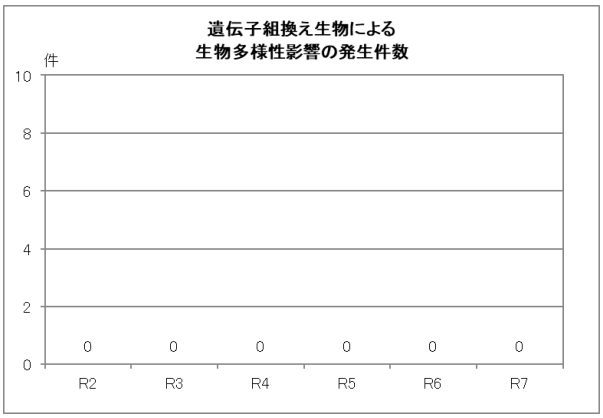

2.　基本戦略２　自然を活用した社会課題の解決

基本戦略２　まとめと評価

状態目標は、健全な生態系から得られる自然の恵み（以下「生態系サービス」）の向上、気候変動対策と生物多様性保全のシナジー構築・トレードオフ緩和、及び生態系からの負の影響の軽減の観点から鳥獣被害の緩和等を内容とするところ、いずれも部分的に改善傾向も見られたものの全体的には大きな進展はなかった。

行動目標については、生態系が有する機能の可視化や活用の推進のための取組は順調に進捗しており、自然を活かした地域づくり、生態系の保全を通じた気候変動緩和・適応、及び野生鳥獣との軋轢緩和に関する取組にはそれぞれ一定の進展があった一方、再生可能エネルギーの導入における生物多様性への配慮については大きな進展はなかった。

（１）　状態目標 2-1　国民や地域がそれぞれの地域自然資源や文化を活用して活力を発揮できるよう生態系サービスが現状以上に向上している

①　進捗状況の評価

□達成
□目標達成に向けて順調
□進展したが、その程度は不十分
■大きな進展なし
□該当なし／適用不可
□不明

②　主な成果や進捗状況

JBO4 中間提言では、生態系サービスは総合的に判断して、大きな進展なし（信頼性：低い）と評価している。なお、生態系サービスは、自然によりもたらされるものであるが、特に供給サービスや文化的サービスについては人間がそれを利活用する需要があることで発揮されることに留意が必要である。具体的には、供給サービスについては、人手不足（管理不足）等の社会経済状況の変化や、気候変動等の複数の要因が複雑に関係していると推察され、評価に困難を伴うが、木材の区分は増加傾向、淡水や原材料、薬用資源の区分は維持傾向、農産物や特用林産物、水産物の区分は後退傾向にあるといったように区分によって傾向が異なり、総合的には大きな進展なし（信頼性：低い）と評価している。また、調整サービスについては 2 時点以上の比較が現状では難しいこと等により評価できた機能は気候の調節や災害の緩和、生物学的コントロールと、全体の半数にあたる 3 区分に留まり、それらは維持又は後退傾向にあり、総合的には大きな進展なし（信頼性：低い）と評価している。

③　主な課題や今後の方針

ヘッドライン指標である＜生態系によって提供されるサービス＞については、環境経済勘定－生態系勘定（SEEA-EA）に準拠した評価手法を開発中であり、当該手法に基づいた評価を今後実施す

る。

JBO4 中間提言では、文化的サービスについて、宗教・祭りや観光・レクリエーションの区分は維持傾向である一方、教育や景観、食文化の区分は後退傾向にあることから、総合的には、後退したが、その程度は限定的（信頼性：低い）と評価している。また、本目標の評価及び達成に向けては、評価に課題がある項目における指標開発を進めるとともに、あらゆる分野の取組に生物多様性の保全と持続可能な利用を組み込み、生態系サービスの持続的な享受を実現することが必要としている。

④　関連指標

B.1 Services provided by ecosystems
生態系によって提供されるサービス

データ不足

（状況の説明）現時点ではSEEA-CF／EAに準拠した自然資本の生態系の評価手法を開発中のため、提出できるデータはない。

＊ヘッドライン指標

（２） 状態目標 2-2 気候変動対策による生態系影響が抑えられるとともに、気候変動対策と生物多様性・生態系サービスのシナジー構築・トレードオフ緩和が行われている

① 進捗状況の評価

□達成
□目標達成に向けて順調
□進展したが、その程度は不十分
■大きな進展なし
□該当なし／適用不可
□不明

② 主な成果や進捗状況

コンプリメンタリー指標である＜森林の地上部バイオマス量＞並びに国別指標である＜田んぼダムの取組面積＞、＜適切に保全されている海岸防災林等の割合＞及び＜森林の持つ多面的機能を総合的かつ高度に発揮させる保安林の面積＞については増加傾向にあり、進展が見られた。

③ 主な課題や今後の方針

＜自然生態系による炭素吸収量＞については、減少傾向が続いており、今後更なる取組の推進に努める。＜太陽光発電による土地改変＞については、データを取得できておらず、研究機関等と連携して今後指標の開発に取り組む。

JBO4 中間提言では、本目標の評価及び達成に向けては、シナジー・トレードオフ関係の解明や評価手法の確立を行うとともに、自然生態系による炭素吸収の促進や、自然環境の保全に支障をきたす形での再生可能エネルギーの導入の抑制等、本目標に強く結びつくような対策の推進が重要としている。

④ 関連指標

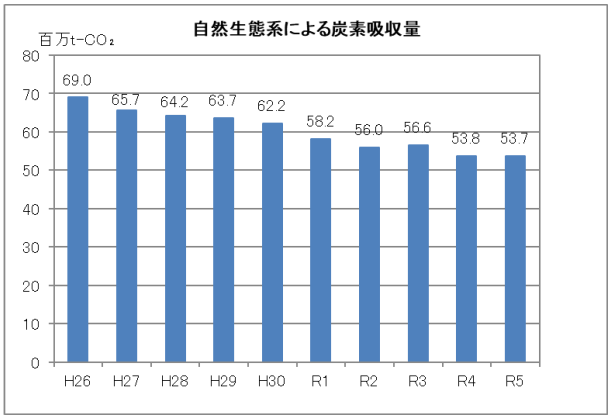

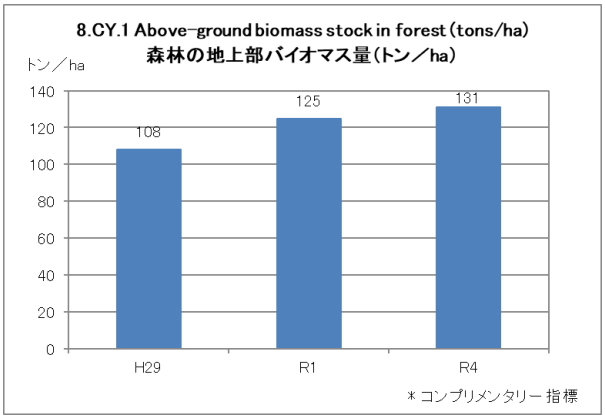

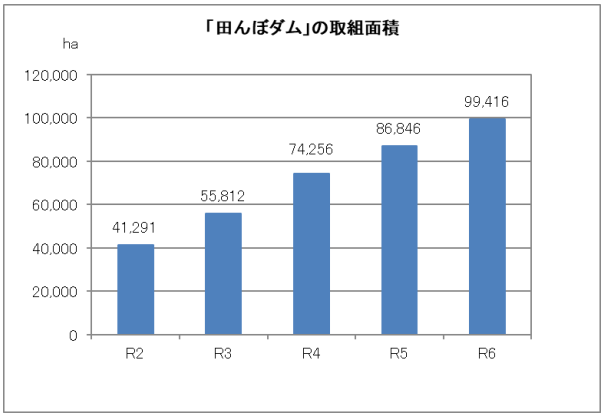
「田んぼダム」の取組面積
ha
120,000
100,000
80,000
60,000
40,000
20,000
0
41,291
55,812
74,256
86,846
99,416
R2
R3
R4
R5
R6

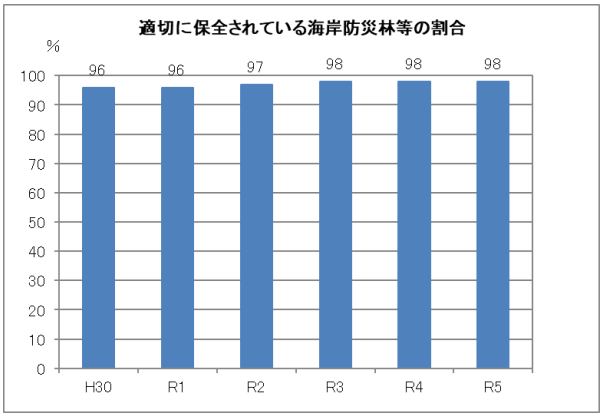
適切に保全されている海岸防災林等の割合
%
100
90
80
70
60
50
40
30
20
10
0
96
96
97
98
98
98
H30
R1
R2
R3
R4
R5

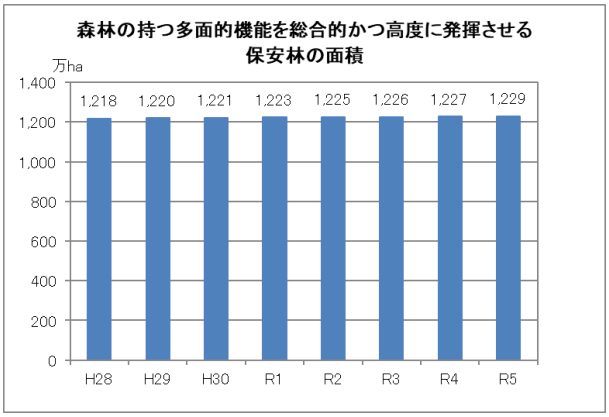
森林の持つ多面的機能を総合的かつ高度に発揮させる
保安林の面積
万ha
1,400
1,200
1,000
800
600
400
200
0
1,218
1,220
1,221
1,223
1,225
1,226
1,227
1,229
H28
H29
H30
R1
R2
R3
R4
R5

太陽光発電による土地改変
データ不足
（状況の説明）現時点では指標を開発中の
ため、提出できるデータはない。

1

（３） 状態目標 2-3 野生鳥獣との適切な距離が保たれ、鳥獣被害が緩和している

① 進捗状況の評価

□達成
□目標達成に向けて順調
□進展したが、その程度は不十分
■大きな進展なし
□該当なし／適用不可
□不明

② 主な成果や進捗状況

野生鳥獣との適切な距離の確保については、農林水産業や生態系等に深刻な影響を及ぼす＜ニホンジカ及びイノシシの推定個体数＞は 2020 年以降減少傾向であり、改善傾向が見られた。ただし、ニホンジカの推定個体数は依然として高い水準にあることに留意が必要である。＜野生鳥獣に関する感染症により、種の存続を脅かす野生鳥獣の大量死や希少鳥獣への悪影響が確認された数＞については 2022 年を除き確認されておらず、低水準が維持されている。

③ 主な課題や今後の方針

鳥獣被害の緩和については、＜全国の野生鳥獣による農作物被害額＞が依然として高い水準であるとともに、＜主要な野生鳥獣による森林被害面積＞は 2020 年以降横ばい傾向であり、また、＜クマ類による人身被害件数＞は増加傾向にあることから、今後更なる取組の推進に努める。

JBO4 中間提言では、本目標は生物多様性の直接的な損失要因のうち第 2 の危機（自然に対する働きかけの縮小による危機）との関連も強く、その評価及び達成に向けては、直接要因への働きかけも含めた更なる統合的な取組の推進が重要となるとしている。

④ 関連指標

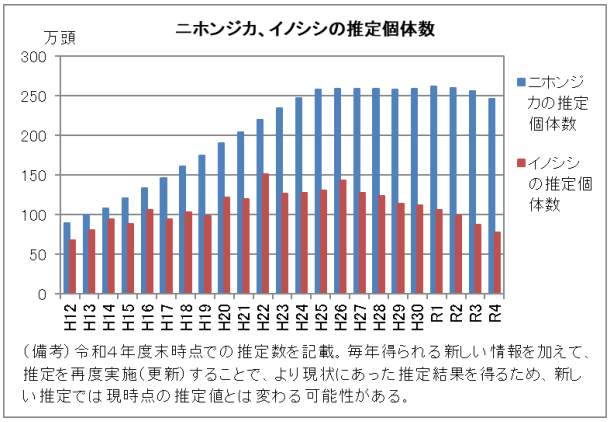

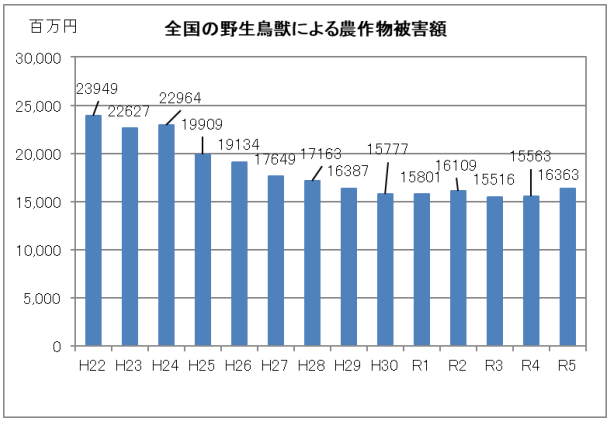

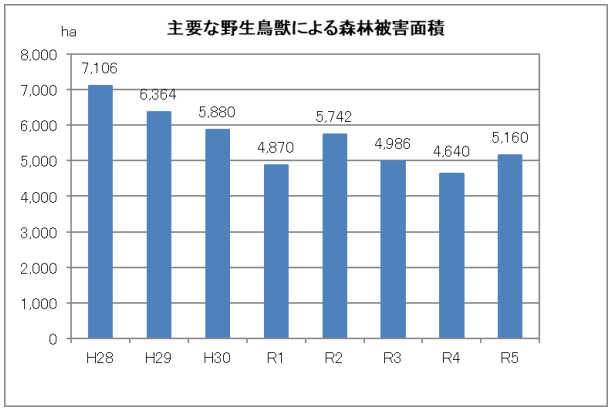
主要な野生鳥獣による森林被害面積
ha
8,000
7,000
6,000
5,000
4,000
3,000
2,000
1,000
0
7,106
6,364
5,880
4,870
5,742
4,986
4,640
5,160
H28
H29
H30
R1
R2
R3
R4
R5

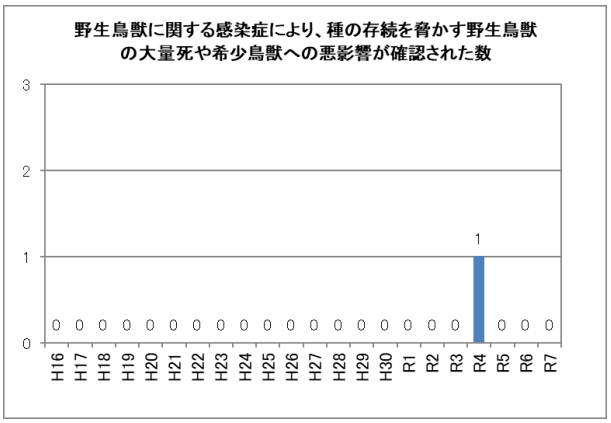
野生鳥獣に関する感染症により、種の存続を脅かす野生鳥獣の大量死や希少鳥獣への悪影響が確認された数
3
2
1
0
0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 1 0 0 0
H16
H17
H18
H19
H20
H21
H22
H23
H24
H25
H26
H27
H28
H29
H30
R1
R2
R3
R4
R5
R6
R7

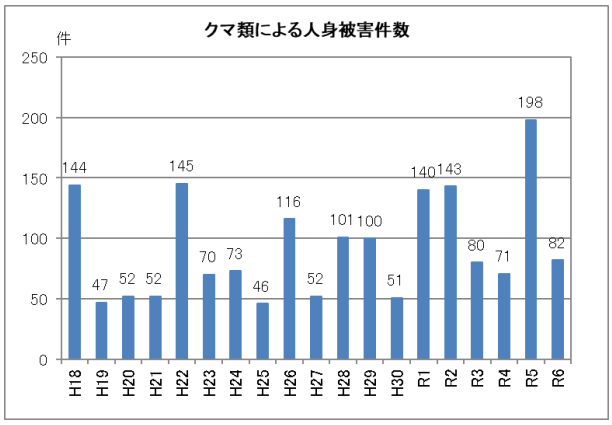
クマ類による人身被害件数
件
250
200
150
100
50
0
144
47
52
52
145
70
73
46
116
52
101
100
51
140
143
80
71
198
82
H18
H19
H20
H21
H22
H23
H24
H25
H26
H27
H28
H29
H30
R1
R2
R3
R4
R5
R6

1

2

（４） 行動目標 2-1 生態系が有する機能の可視化や、一層の活用を推進する

① 進捗状況の評価

□達成
■目標達成に向けて順調
□進展したが、その程度は不十分
□大きな進展なし
□該当なし／適用不可
□不明

② 主な成果や進捗状況

生態系が有する機能の可視化に関する指標である＜生態系保全・再生ポテンシャルマップの全国規模ベースマップのダウンロード数＞については、指標の数値が得られた年が限られるものの、増加傾向にあり、また、＜生物多様性見える化システムのアクセス数＞については、生物多様性見える化システムを 2025 年４月に運用を開始しており、進展が見られる。生態系が有する機能の活用に関する指標である＜グリーンインフラ官民連携プラットフォームに登録している自治体のうち、グリーンインフラの取組を事業化した自治体数＞についても、増加傾向にあり、進展が見られる。

さらに、主な具体的施策の取組状況や成果は下記のとおりである。

・気候変動適応計画において、自然を活用した解決策（Nature-based Solutions, 以下「NbS」）を適応策としても活用することの意義や調査研究及び地域実装を推進する方針を定め、これらに関する調査研究を進めた。

・流域全体での生態系を活用した防災・減災（以下「Eco-DRR」）を推進する目的で 2023 年 3 月に公表した、Eco-DRR のポテンシャルがあり生態系を保全・再生することが効果的と考えられる場所を可視化する「生態系保全・再生ポテンシャルマップ」の作成・活用方法の手引きと、全国規模のベースマップ等を活用して、計画策定等に取り組む自治体等に対する技術的な支援を進めた。

・グリーンインフラに関する国土交通省の取組をまとめた「グリーンインフラ推進戦略 2023」及び自治体による取組促進に向けた「グリーンインフラ実践ガイド」を 2023 年に作成し、また 2024 年には企業等による取組や投資促進に向けた「グリーンインフラの事業・投資のすゝめ」を公表した。グリーンインフラ官民連携プラットフォームの会員数は 2025 年３月末時点で 2,045 会員となり、2020 年の設立時の５倍まで増加している。

③ 主な課題や今後の方針

＜生態系保全・再生ポテンシャルマップの全国規模ベースマップのダウンロード数＞、＜生物多様性見える化システムのアクセス数＞について、生態系保全・再生ポテンシャルマップ及び生物多様性見える化システムをそれぞれ 2023 年及び 2025 年に運用を開始したばかりであり、今後継続的な把握に努める。

さらに、主な具体的施策の課題や今後の方針は下記のとおりである。

・気候変動の適応及び緩和や防災・減災等の社会課題の解決に向けた NbS の地域実装を進めるため、基本的考え方や具体的な取組事例等を取りまとめた自治体・企業向け手引き及び NbS の取組を自己評価するツールを公表し、普及することで地域実装を進める。

・「生態系保全・再生ポテンシャルマップ」の作成・活用方法の手引きと全国規模のベースマップ等を用いて、計画策定等に取り組む自治体等に対する技術的な支援を引き続き進める。

・グリーンインフラの社会実装に向け、これまでとは段差のついたグリーンインフラの量的拡大・普遍化を目指す。特に、(i)国民的な機運・理解の醸成、(ii)多様な効果の見える化、(iii)官民の取組を促進する環境整備、(iv)資金調達の円滑化、(v)新技術・DX の活用、(vi)国際展開の 6 つを重点的な柱として、関連施策を強力に推進していく。

④　関連指標

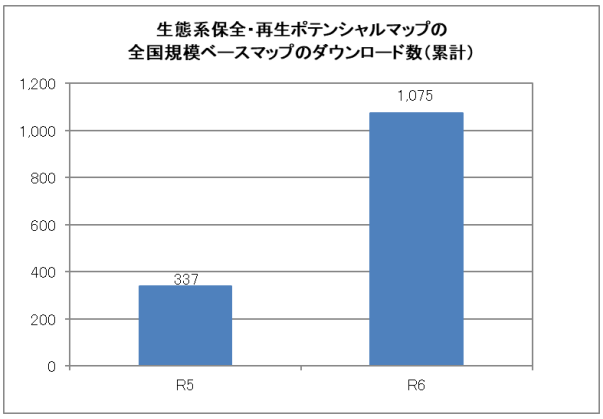

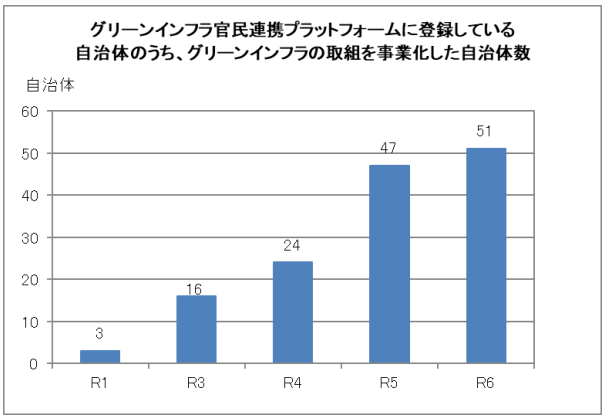

（５）　行動目標 2-2　森・里・川・海のつながりや地域の伝統文化の存続に配慮しつつ自然を活かした地域づくりを推進する

① 進捗状況の評価

□達成
□目標達成に向けて順調
■進展したが、その程度は不十分
□大きな進展なし
□該当なし／適用不可
□不明

② 主な成果や進捗状況

自然を活用した地域づくりについて、地方公共団体の取組に関する指標である＜生態系サービス・包括的福利や文化継承・地域づくり（生態系を活用した防災・減災含む）に関する目標を設定した生物多様性地域戦略の数・割合＞及び＜地方公共団体における地球温暖化対策の推進に関する法律施行状況調査において「地域循環共生圏に関する取組を実施している」と回答した地方公共団体数＞、国立公園の保護と利用の好循環により優れた自然を守り地域活性化を図る「国立公園満喫プロジェクト」の推進に関する指標である＜国立公園満喫プロジェクト地域協議会の設置公園の割合＞、＜ステップアッププログラム等が策定された国立公園数＞及び＜「国立公園における自然体験コンテンツガイドライン」[7]を満たす自然体験コンテンツが存在する国立公園数＞、エコツーリズムに関する指標である＜エコツーリズム推進全体構想認定数が１以上の都道府県数＞は、いずれも増加傾向にあり、進展が見られる。

さらに、主な具体的施策の取組状況や成果は下記のとおりである。

・８地域の国立公園の公園計画において自然体験活動計画を新たに位置づけるとともに、それら公園計画に基づき地域の協議会により作成された３箇所の自然体験活動促進計画を認定した。また、国立公園における持続可能なツーリズムと感動体験の提供により、保護と利用の好循環及び地域活性化を図るため、「国立公園における自然体験コンテンツガイドライン」を活用した各地域のアクティビティの高付加価値化等を推進している。

・国立公園の利用拠点の滞在環境の上質化に向けて、地域の協議会により自然公園法に基づく利用拠点整備改善計画が２箇所で作成され環境大臣の認定を受けるとともに、地域の市町村等により補助事業に係る国立公園利用拠点計画が 34 箇所で作成されている。両計画に基づく地域の関係主体による廃屋撤去、まちなみ改善、受入環境整備等の取組を推進している。

・国立公園満喫プロジェクトの 2021 年以降の取組方針に沿って、同プロジェクトの全国展開を進めている。

[7] 2025 年３月の改定においてガイドラインの名称を「国立公園ならではの自然体験アクティビティガイドライン」に変更している。

③　主な課題や今後の方針

ヘッドライン指標である＜野生種の持続可能な利用による便益＞及び＜伝統的な職業に従事している人口の割合＞については、現時点で算出の方法論がないため算出できておらず、引き続き検討を進める。

さらに、主な具体的施策の課題や今後の方針は下記のとおりである。

・国立公園の公園計画への自然体験活動計画の位置づけを引き続き進めるとともに、地域の協議会による自然体験活動促進計画の作成を促進する。また、各地域で提供される体験アクティビティの高付加価値化や、複数のアクティビティを組み合わせたモデルコースの作成を引き続き推進していく。

・国立公園の利用拠点の滞在環境の上質化に向けて、地域の協議会による利用拠点整備改善計画の作成や、地域の市町村等による利用拠点計画の作成を促進し、両計画に基づく地域の関係主体による廃屋撤去、まちなみ改善、受入環境整備等の取組を推進していく。

・2025 年度末までに国立公園満喫プロジェクトの次期取組方針を策定予定であり、当該方針に基づき引き続き国立公園満喫プロジェクトの取組を進める。

④　関連指標

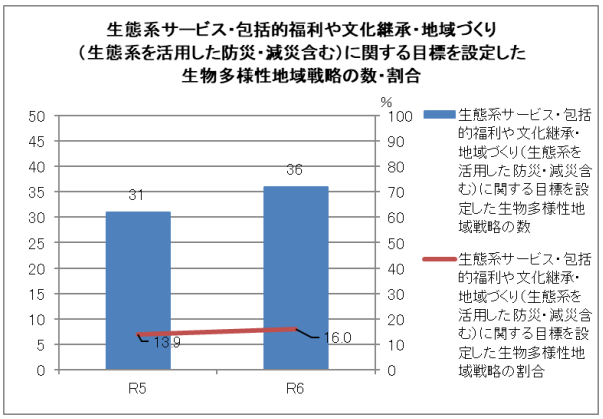

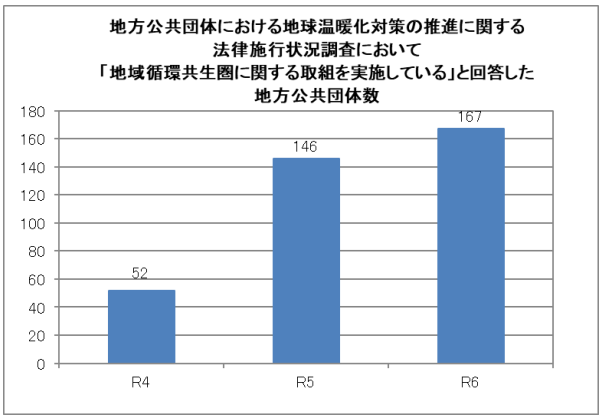

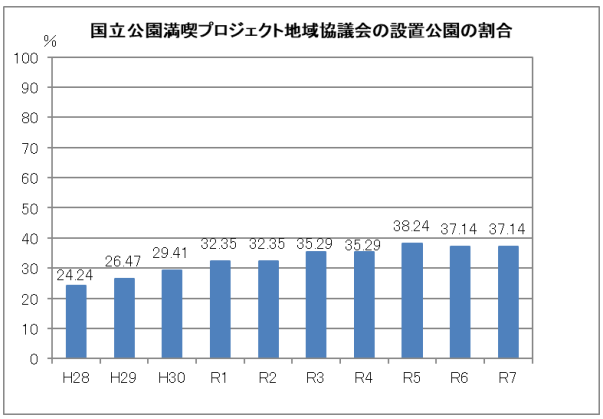

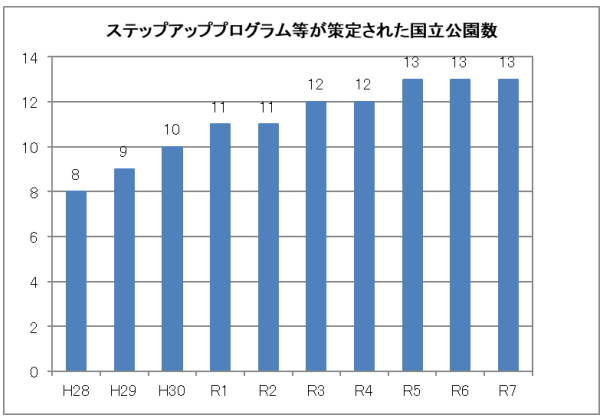

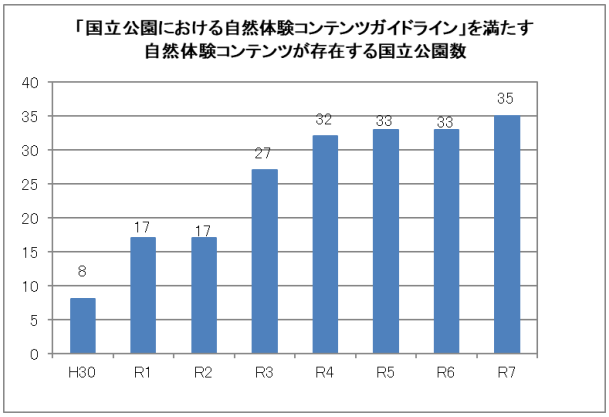
「国立公園における自然体験コンテンツガイドライン」を満たす
自然体験コンテンツが存在する国立公園数
40
35
30
25
20
15
10
5
0
8
17
17
27
32
33
33
35
H30
R1
R2
R3
R4
R5
R6
R7

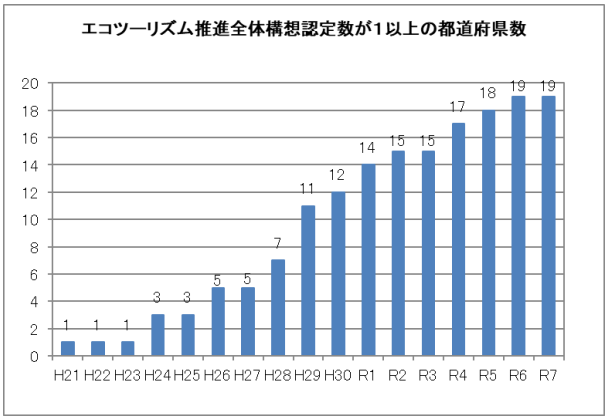
エコツーリズム推進全体構想認定数が1以上の都道府県数
20
18
16
14
12
10
8
6
4
2
0
1
1
1
3
3
5
5
7
11
12
14
15
15
17
18
19
19
H21
H22
H23
H24
H25
H26
H27
H28
H29
H30
R1
R2
R3
R4
R5
R6
R7

9.1 Benefits from the sustainable use of wild species
野生種の持続可能な利用による便益
データ不足
（状況の説明）現時点で算出の方法論
がないため、提出できない。
＊ヘッドライン指標

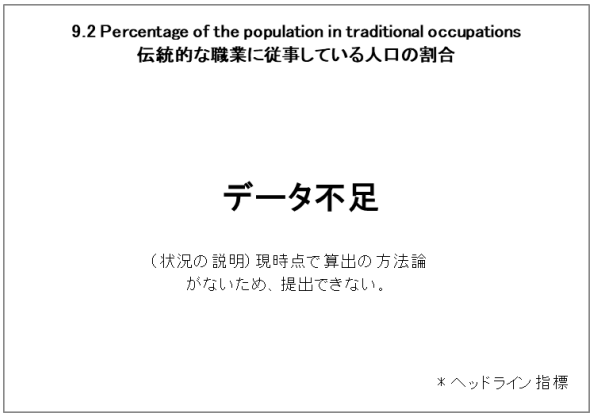
9.2 Percentage of the population in traditional occupations
伝統的な職業に従事している人口の割合
データ不足
（状況の説明）現時点で算出の方法論
がないため、提出できない。
＊ヘッドライン指標

1

2

（６） 行動目標 2-3 気候変動緩和・適応にも貢献する自然再生を推進するとともに、吸収源対策・温室効果ガス排出削減の観点から現状以上の生態系の保全と活用を進める

① 進捗状況の評価

□達成
□目標達成に向けて順調
■進展したが、その程度は不十分
□大きな進展なし
□該当なし／適用不可
□不明

② 主な成果や進捗状況

吸収源対策に関係する指標である＜都市公園等の整備面積＞については、2020 年度以降毎年度一定の進展が見られる。

さらに、主な具体的施策の取組状況や成果は下記のとおりである。

・気候変動適応計画に係る実施施策のフォローアップを行い、各分野の気候変動適応施策の進捗管理を行うとともに、地方公共団体が地域の実情に応じた気候変動適応を推進できるよう、研修等を通じて「地域気候変動適応計画策定マニュアル」を周知した。

・2024 年の都市緑地法改正により、特別緑地保全地区に係る制度改正及び優良緑地確保計画認定制度（TSUNAG）の創設を行い、都市の緑地保全及び緑化推進を通じた吸収源対策等の推進を図った。

・藻場・干潟の保全等における担い手の参画を促す仕組みの検討及び藻場の繁茂面積を高精度かつ効率的に把握・管理するシステムの開発を推進している。

③ 主な課題や今後の方針

吸収源対策に関係する指標である＜森林施業面積＞については、施業地が年々奥地化・高齢級化していることに加え、労務単価の上昇等もある中、必要な森林施業を確保し、年間平均 70 万 ha という 2030 年度の目標が達成されるよう、森林の集積・集約化の促進やコストの低減等の取組を推進する。

さらに、主な具体的施策の課題や今後の方針は下記のとおりである。

・2025 年度に実施する気候変動影響評価の結果等を踏まえて、2026 年度に気候変動適応計画の見直しを行うことを目指す。2025 年度末に「地域気候変動適応計画策定マニュアル」の改定を行うとともに、研修等を通じて周知を図る。

・温室効果ガスの吸収源となる都市公園の整備や、改正都市緑地法等に基づく都市の緑地の保全及び緑化の推進を図っていくとともに、吸収量の算定方法の改善、検証を引き続き実施する。また、ヒートアイランド対策の推進のため、緑化による地表面被覆の改善等を図る。

・ブルーカーボン生態系を活用したＣＯ２吸収源の拡大による 2050 年ネット・ゼロの実現への貢

献や生物多様性による豊かな海の実現を目指し、引き続き取組を進める。

④　関連指標

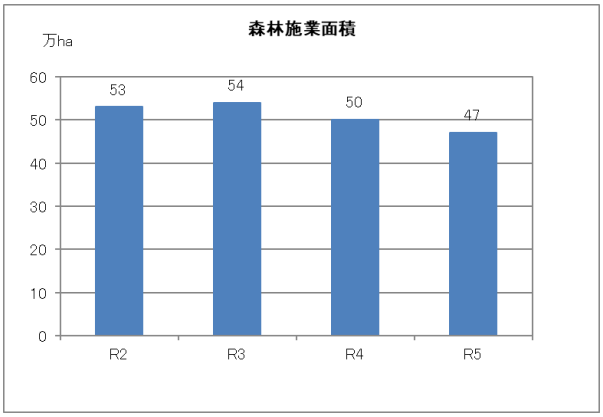

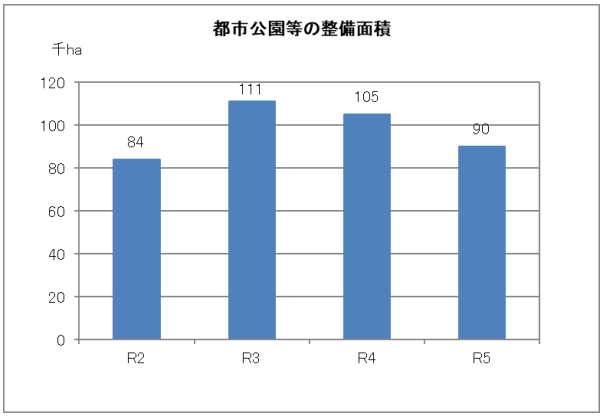

（７） 行動目標 2-4 再生可能エネルギー導入における生物多様性への配慮を推進する

① 進捗状況の評価

□達成
□目標達成に向けて順調
□進展したが、その程度は不十分
■大きな進展なし
□該当なし／適用不可
□不明

② 主な成果や進捗状況

＜バードストライク対策に資するガイドラインの作成や手引きの改定数＞について、２年に１度程度のペースで作成・改定しており、進展が見られる。

さらに、主な具体的施策の取組状況や成果は下記のとおりである。

・生物多様性の保全を含め環境に適正に配慮した再エネ促進区域の設定を 56 自治体(2025 年 3 月時点)が行い、当該促進区域における地域に貢献する再生可能エネルギー事業の導入に向けた地域脱炭素化促進事業計画を 1 件(2025 年 3 月時点)認定した。

・再生可能エネルギー発電設備の導入に際しての適切な立地選択に係る内容を含むガイドライン等の策定に向けた検討を行うとともに、生物多様性等に関する情報を閲覧できる「生物多様性見える化マップ」の運用を 2025 年 4 月に開始した。

③ 主な課題や今後の方針

＜鳥類にとって風力発電施設設置への脆弱性を示すセンシティビティマップの環境影響評価図書（風力発電施設）への引用割合＞については、数値の把握が始まったばかりであるため、今後継続的な把握に努める。

さらに、主な具体的施策の課題や今後の方針は下記のとおりである。

・再エネ促進区域を設定した自治体数及び認定した地域脱炭素化促進事業計画数に定量的な課題があるため、認定事業計画数の増加に向けて、引き続き、再エネ促進区域等の設定に向けた自治体への財政的・技術的支援を実施するとともに、再エネ促進区域制度の活用に関するインセンティブ強化等の更なる対応を検討する。

・再生可能エネルギー発電設備の導入に際しての適切な立地選択に係る内容を含むガイドライン等をとりまとめ、事業者及び投資家を含めて広く一般に普及を図るとともに、2025 年 4 月に試行的な運用を開始した「生物多様性見える化マップ」のデータの付加・充実を進める。

1　　④　関連指標

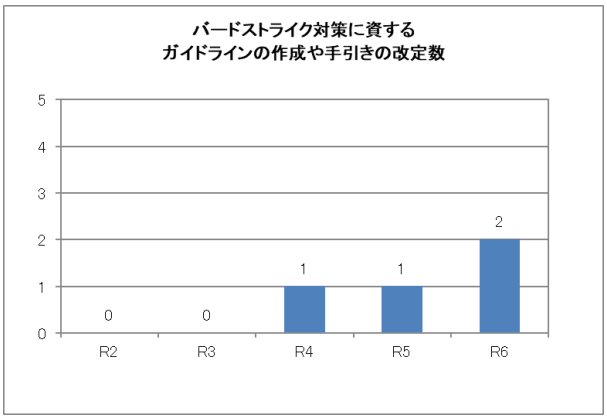
バードストライク対策に資する
ガイドラインの作成や手引きの改定数
5
4
3
2
1
0
0
0
1
1
2
R2
R3
R4
R5
R6

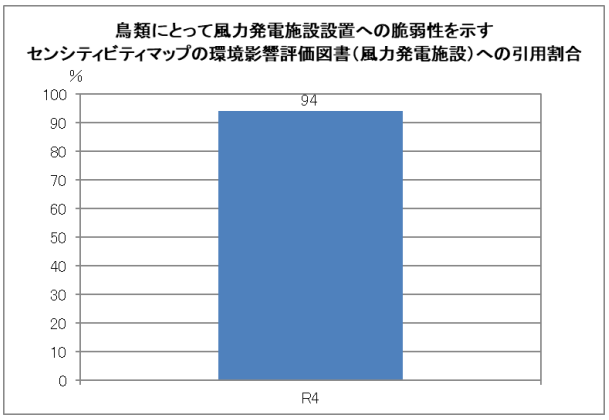
鳥類にとって風力発電施設設置への脆弱性を示す
センシティビティマップの環境影響評価図書（風力発電施設）への引用割合
%
100
90
80
70
60
50
40
30
20
10
0
94
R4

2

3

（８） 行動目標 2-5 野生鳥獣との軋轢緩和に向けた取組を強化する

① 進捗状況の評価

□達成
□目標達成に向けて順調
■進展したが、その程度は不十分
□大きな進展なし
□該当なし／適用不可
□不明

② 主な成果や進捗状況

＜ニホンザルとクマ類の恒常的に生息する都道府県における特定鳥獣保護管理計画の作成割合＞及び＜鳥獣被害対策実施隊の隊員数＞については増加傾向にあり、また、＜関係機関が連携して全国的なサーベイランスや対策等を実施している、生物多様性保全上重要な野生鳥獣に関する感染症数＞についても各年の目標を達成しており、進展が見られる。

さらに、主な具体的施策の取組状況や成果は下記のとおりである。

・市町村が作成する被害防止計画に基づく鳥獣の捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、侵入防止柵の設置、鳥獣の捕獲・追払いや緩衝帯の整備、都道府県における広域捕獲、ICT 等を活用した被害対策技術の開発・普及等を推進した。

・農林水産業や生態系等に深刻な影響を及ぼすニホンジカ及びイノシシの 2023 年度の捕獲頭数は、ニホンジカでは 72 万頭となり過去最多だった令和 2021 年度とほぼ同じ水準を維持し、イノシシでは 52 万頭となり 2022 年度よりやや減少した。

・ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル、クマ類等の特定鳥獣による被害が拡大していることから、特定鳥獣保護管理計画を作成し、対策に取り組む都道府県は増加傾向にある。ニホンジカ及びイノシシについて第二種特定鳥獣管理計画に掲げた目標を達成出来た都道府県の割合は各年度で大きくばらつきがあるものの、長期的に見るとニホンジカは増加傾向、イノシシは減少傾向にある。クマ類について、人の日常生活圏への出没が増加しており、より予防的・迅速な対応が必要であることから、鳥獣保護管理法を令和７年４月に改正し、市町村長の判断により緊急的な銃猟を可能とする制度改正を行った。また、マニュアルを改定し出没への備えや出没した際の対応方針等を整理するとともに、地方公共団体に対してクマ類の出没に対応する体制の構築に向けた技術的支援を行った。

③ 主な課題や今後の方針

＜第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ及びイノシシ）の捕獲目標を達成した都道府県の割合＞は、指定管理鳥獣捕獲等事業等により、捕獲の強化を図っていたものの、減少傾向にあり、今後更なる取組の推進に努める。

さらに、主な具体的施策の課題や今後の方針は下記のとおりである。

・捕獲従事者の高齢化による捕獲体制の弱体化や、効果的な対策を地域で企画・実施できる人材の不足等により、対策が十分に実施できていない地域が見られる。そのため、ICT 等を活用した先導的なスマート鳥獣害対策の普及、PDCA の実践による効果的かつ効率的な捕獲、都道府県が中心となった広域的な捕獲、集落単位での効率的な侵入防止柵の整備・点検活動の徹底、継続的な生息環境管理の啓発・効果的な実施等を推進する。

・2013 年度に掲げたニホンジカ及びイノシシの個体数を 2023 年度までに半減させることを目指す半減目標の達成に至らなかったことから、目標時期を 2028 年度まで延長した。ニホンジカについて、人材の育成・確保や ICT の活用を図りつつ、個体数を効果的・効率的に減少させるため、高密度地域での集中捕獲や県境をまたぐ広域捕獲を推進する。

・イノシシについては豚熱の発生等により生息数が減少したため、第二種特定鳥獣管理計画で定めた捕獲目標の達成に影響を与えている。引き続き、特定鳥獣保護管理計画作成のためのガイドラインの改定や、地方公共団体に対するクマ類の出没に対応する体制構築等に向けた技術的支援を行う。

④　関連指標

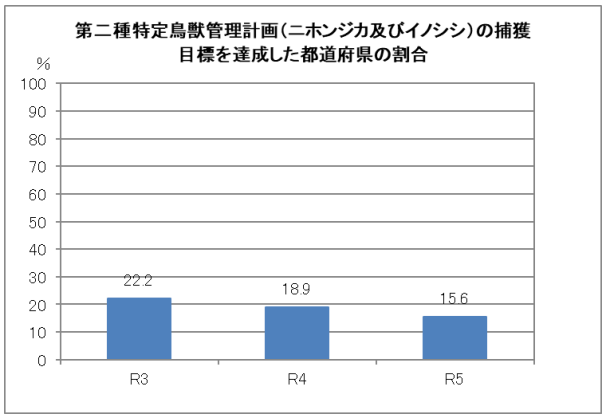

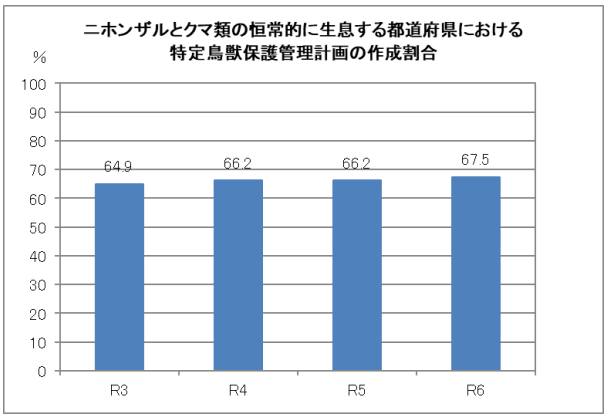

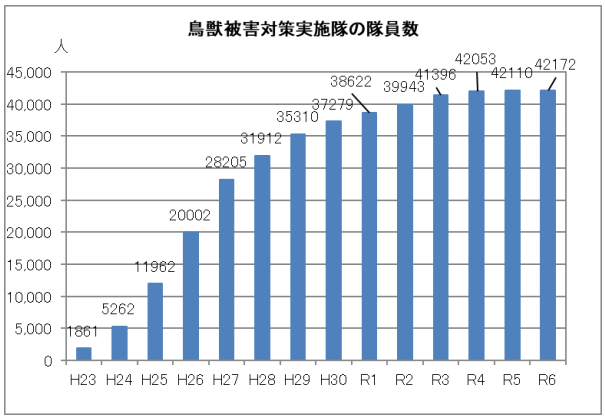

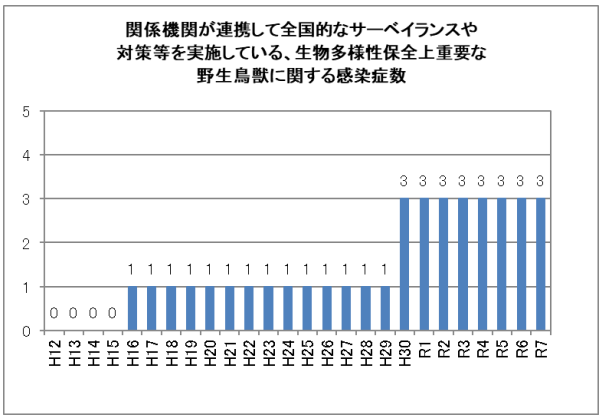

3.　基本戦略３　ネイチャーポジティブ経済の実現

基本戦略３　まとめと評価

状態目標は、ネイチャーポジティブに資する経済（以下「ネイチャーポジティブ経済」）の実現に向けた内容であるところ、ESG 投融資の規模拡大と生物多様性分野への資源配分の促進については一定の進展があり、事業活動全般における生物多様性への正の貢献の増大・負の影響の軽減等、及び持続可能な農林水産業の拡大については目標達成に向けて着実に歩み始めている。

行動目標については、企業による事業活動における生物多様性への影響等の情報開示やそれを踏まえた投融資の推進、保全に貢献する技術・サービスへの支援、及び持続可能な環境保全型の農林水産業の拡大等に関する取組は順調に進捗しており、ABS[8]に関する取組には一定の進展があった。

（１）　状態目標 3-1　生物多様性の保全に資する ESG 投融資を推進し、生物多様性の保全に資する施策に対して適切に資源が配分されている

①　進捗状況の評価

□達成
□目標達成に向けて順調
■進展したが、その程度は不十分
□大きな進展なし
□該当なし／適用不可
□不明

②　主な成果や進捗状況

PRI（責任投資原則）と 21 世紀金融行動原則における＜生物多様性に関連する投融資原則への国内の署名機関数＞は増加傾向にあり、進展が見られる。

また、JBO4 中間提言では、生物多様性保全等も資金使途に含まれるグリーンボンド発行金額やグリーンローン調達金額も増加傾向にあるとしている。

③　主な課題や今後の方針

JBO4 中間提言では、ESG 投融資及び資源配分の両方について、データの収集・蓄積を進めるとともに、生物多様性保全が主要な用途ではないものの部分的に貢献しているような事例も考慮した効率的な評価手法を確立することが必要であるとしている。また、同提言では、本目標の評価及び達成、そしてネイチャーポジティブ経済の実現に向けては、生物多様性関連の投資額や資源配分の総量を把握するとともに、その拡大を図ることが求められるとしている。

[8] 遺伝資源の取得の機会（Access）及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分（Benefit-Sharing）の略称。

1　　④　関連指標

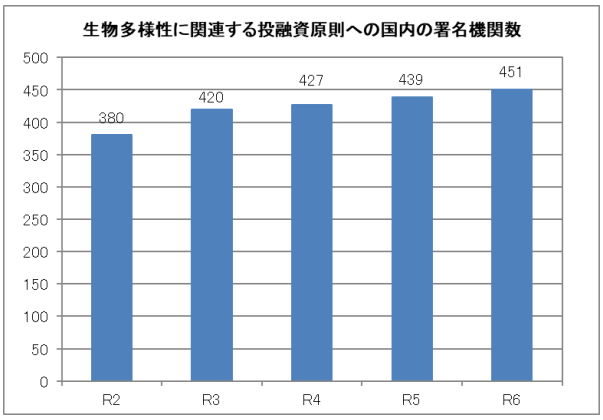
生物多様性に関連する投融資原則への国内の署名機関数
500
450
400
350
300
250
200
150
100
50
0
380
420
427
439
451
R2
R3
R4
R5
R6

2

3

（２） 状態目標 3-2 事業活動による生物多様性への負の影響の低減、正の影響の拡大、企業や金融機関の生物多様性関連リスクの低減、及び持続可能な生産形態を確保するための行動の推進が着実に進んでいる

① 進捗状況の評価

□達成
■目標達成に向けて順調
□進展したが、その程度は不十分
□大きな進展なし
□該当なし／適用不可
□不明

② 主な成果や進捗状況

事業活動による生物多様性への負の影響の低減について、コンポーネント指標・コンプリメンタリー指標である＜エコロジカルフットプリント＞のうち国内の事業活動を通した日本全体のエコロジカルフットプリント、コンポーネント指標である＜マテリアルフットプリント＞のうち国内の事業活動を通した日本全体のマテリアルフットプリントにおいて環境負荷が低減している傾向があり、進展が見られる。

事業活動による生物多様性への正の貢献の拡大について、＜環境産業（自然環境保全）の市場規模＞は増加傾向にあり、進展が見られる。また、経団連自然保護協議会のアンケート結果による＜生物多様性保全に貢献する技術・サービスを提供している企業の割合＞も増加傾向にある。

企業や金融機関の生物多様性関連リスクの低減、及び持続可能な生産形態を確保するための行動の推進について、ヘッドライン指標である＜生物多様性関連のリスク、依存及び影響を開示している企業の数＞を表す、経団連自然保護協議会のアンケート結果に基づく、「LEAP[9]への取り組み状況のうち、A.自然に関連するリスクや機会への対応と情報開示をしている企業数」は増加しており、進展が見られる。また、同じく経団連自然保護協議会のアンケート結果に基づく、＜経営方針等へ生物多様性を組み込んだ企業割合＞、＜生物多様性に関する合理性の高い目標を設定している企業割合＞、＜生物多様性に関する情報開示を行っている企業割合（数）＞はいずれも総じて増加傾向にあり、自然関連財務情報開示タスクフォース（以下「TNFD」）の提言に基づく自然関連情報開示を行う企業数の増加も見られる。

③ 主な課題や今後の方針

事業活動による生物多様性への負の影響の低減に関して現在用いている指標は、環境への負荷が実際に生じている地域や、その地域の自然の状況を考慮したものではないこと、また、企業毎の事業活動による生物多様性への影響を積み上げる形での評価は行えていないことから、国内外の各地

[9] 自然との接点、自然との依存関係、インパクト、リスク、機会など、自然関連課題の評価のための統合的なアプローチとしてTNFDにより開発。Locate（発見する）、Evaluate（診断する）、Assess（評価する）、Prepare（準備する）の略。

域の自然の状況や企業毎の事業活動の特徴も考慮した指標の開発に取り組む。

事業活動による生物多様性への正の貢献の拡大について、企業の保全への関与の観点で、現時点で総合的に傾向を評価できる指標の設定が困難である。なお、自然共生サイトのうち企業が申請者であるサイトが毎年認定されるなど関連する動きには進展が見られる。

企業や金融機関の生物多様性関連リスクの低減、及び持続可能な生産形態を確保するための行動の推進について、情報開示自体が 2023 年前後から拡がり、日本の企業全体の中でまだ開示等に取り組んでいる企業数は限定的であり、情報開示している企業においても戦略面での開示率や成熟度、目標設定と達成状況のモニタリングの仕組み等に関して課題があることに留意する必要がある。

JBO4 中間提言では、本目標の評価及び達成に関して、企業や金融機関の行動の推進を総合的に測る指標がまだ不足しており、今後は評価手法の開発とともに、生物多様性関連の実効性を伴う行動が、より広い産業分野と、より多くの企業や金融機関に浸透及び拡大していくことが求められるとしている。

④　関連指標

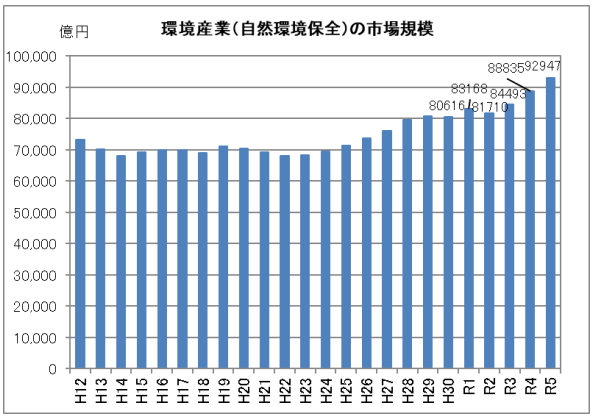

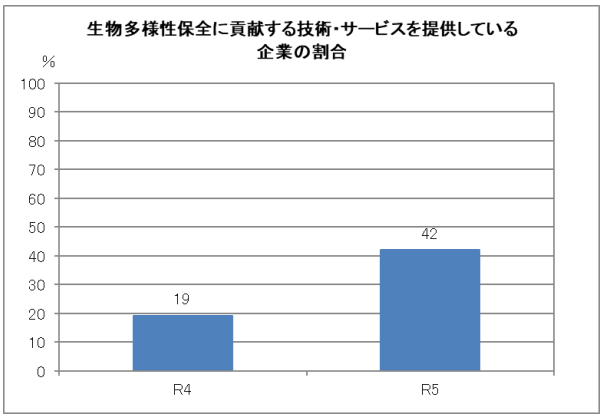

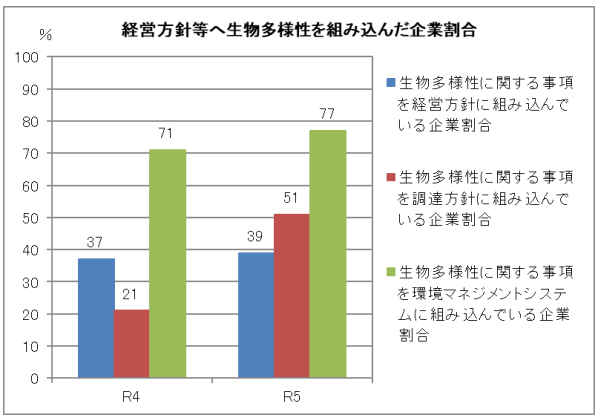

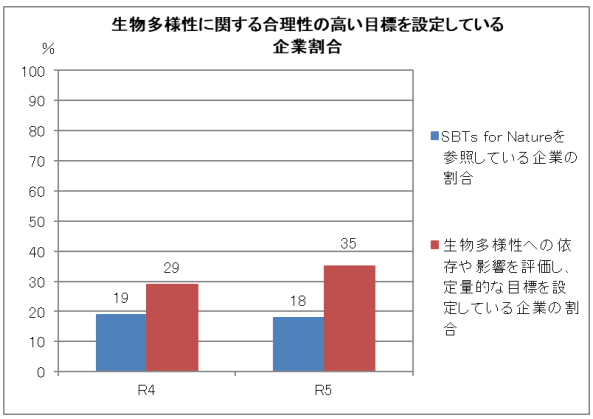

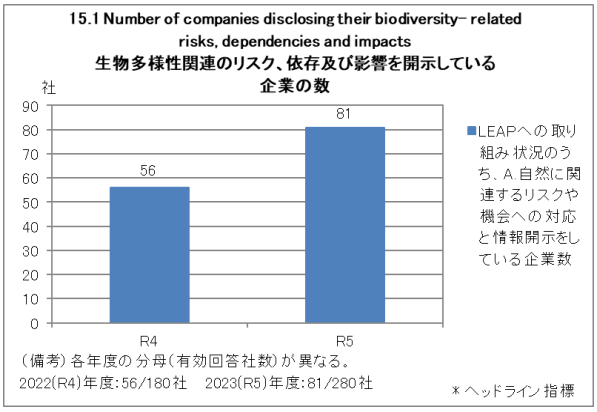
15.1 Number of companies disclosing their biodiversity- related risks, dependencies and impacts
生物多様性関連のリスク、依存及び影響を開示している企業の数
社
90
80
70
60
50
40
30
20
10
0
56
81
R4
R5
■LEAPへの取り組み状況のうち、A.自然に関連するリスクや機会への対応と情報開示をしている企業数
（備考）各年度の分母（有効回答社数）が異なる。
2022(R4)年度：56/180社　2023(R5)年度：81/280社
＊ヘッドライン指標

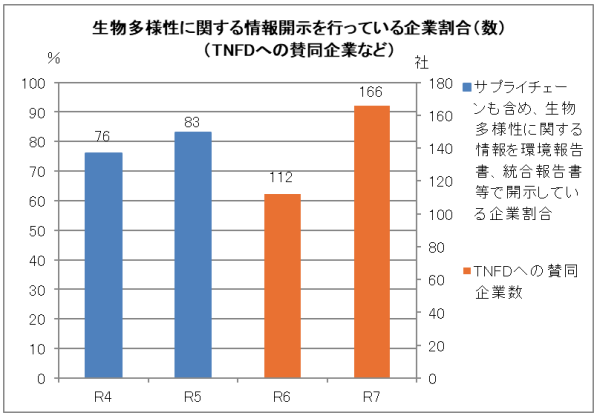
生物多様性に関する情報開示を行っている企業割合（数）
（TNFDへの賛同企業など）
%
社
100
90
80
70
60
50
40
30
20
10
0
180
160
140
120
100
80
60
40
20
0
76
83
112
166
R4
R5
R6
R7
■サプライチェーンも含め、生物多様性に関する情報を環境報告書、統合報告書等で開示している企業割合
■TNFDへの賛同企業数

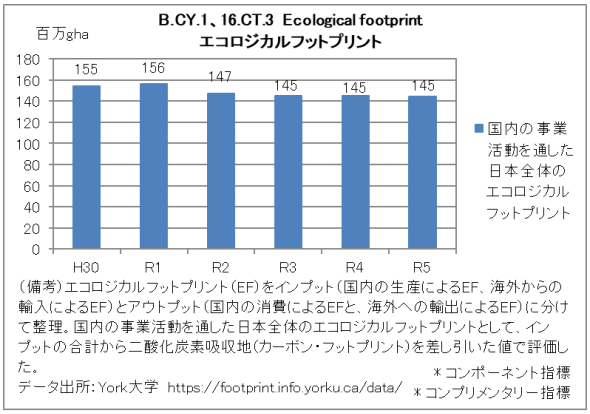
B.CY.1、16.CT.3 Ecological footprint
エコロジカルフットプリント
百万gha
180
160
140
120
100
80
60
40
20
0
155
156
147
145
145
145
H30
R1
R2
R3
R4
R5
■国内の事業活動を通した日本全体のエコロジカルフットプリント
（備考）エコロジカルフットプリント（EF）をインプット（国内の生産によるEF、海外からの輸入によるEF）とアウトプット（国内の消費によるEFと、海外への輸出によるEF）に分けて整理。国内の事業活動を通した日本全体のエコロジカルフットプリントとして、インプットの合計から二酸化炭素吸収地（カーボン・フットプリント）を差し引いた値で評価した。
データ出所：York大学　https://footprint.info.yorku.ca/data/
＊コンポーネント指標
＊コンプリメンタリー指標

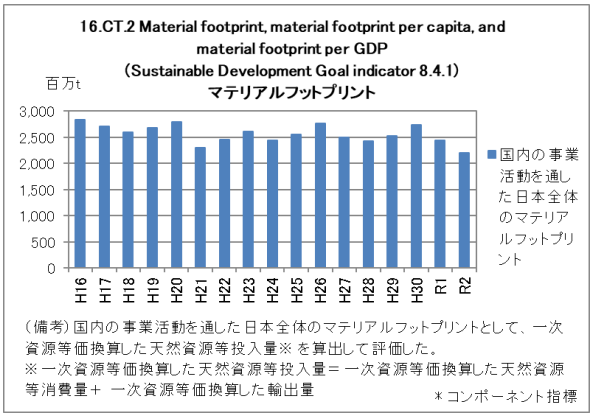
16.CT.2 Material footprint, material footprint per capita, and material footprint per GDP
(Sustainable Development Goal indicator 8.4.1)
マテリアルフットプリント
百万t
3,000
2,500
2,000
1,500
1,000
500
0
H16
H17
H18
H19
H20
H21
H22
H23
H24
H25
H26
H27
H28
H29
H30
R1
R2
■国内の事業活動を通した日本全体のマテリアルフットプリント
（備考）国内の事業活動を通した日本全体のマテリアルフットプリントとして、一次資源等価換算した天然資源等投入量※を算出して評価した。
※一次資源等価換算した天然資源等投入量＝一次資源等価換算した天然資源等消費量＋一次資源等価換算した輸出量
＊コンポーネント指標

1

2

（３） 状態目標 3-3 持続可能な農林水産業が拡大している

① 進捗状況の評価

□達成
■目標達成に向けて順調
□進展したが、その程度は不十分
□大きな進展なし
□該当なし／適用不可
□不明

② 主な成果や進捗状況

農業については、＜生物多様性に配慮した農業に取り組む農業者数＞は大きく増加している。その他、有機 JAS ほ場面積が増加傾向にあること、化学農薬使用量（リスク換算）が減少傾向にあること等、関連する動きにも進展が見られる。

林業については、ヘッドライン指標である＜持続可能な森林経営における進捗＞を構成する５つのサブ指標のうち､森林の地上部バイオマス量､法的に確立された保護地域にある森林面積の割合、独立して確認された森林管理認証制度に基づく森林面積はいずれも増加傾向にあり、長期的な森林管理計画下にある森林面積の割合は 100%を維持している。また、森林面積はほぼ一定に保たれている。木材自給率の推移、我が国における＜森林経営計画等により森林施業を適切に実施する森林の面積の割合＞、FSC[10]及び SGEC[11]の認証面積の推移も増加傾向にあり、関連する動きにも進展が見られる。

水産業については、ヘッドライン指標である＜生物学的に持続可能なレベルの水産資源の割合＞は最大生産持続生産量（Maximum Sustainable Yield,「MSY」）ベースの資源評価を実施した 2019 年以降は近年になって増加傾向にある。また、＜漁獲量のうち TAC[12]資源の占める割合＞も増加傾向にあり、進展が見られる。その他、MSC 認証 [13]や MEL 認証 [14]の取得なども増加傾向にあり、関連する動きにも進展が見られる。

③ 主な課題や今後の方針

農業及び林業については、明確な課題はなかった。

水産業については、＜漁獲量＞は減少傾向であり、今後更なる取組の推進に努める。

[10] 森林管理協議会（Forest Stewardship Council）のこと。
[11] 一般社団法人緑の循環認証会議（Sustainable Green Ecosystem Council）のこと。
[12] 漁獲可能量（Total Allowable Catch）のこと。水産資源の保存及び管理のため、水産資源ごとに一年間に採捕することができる数量の最高限度として定められる数量。
[13] 海洋管理協議会（Marine Stewardship Council）による認証制度のこと。持続可能で適切に管理されている漁業であることを認証する「漁業認証」と、流通・加工過程で、認証水産物と非認証水産物が混じることを防ぐ CoC（Chain of Custody）認証の 2 種類の認証から成る認証制度。
[14] 一般社団法人マリン・エコラベル・ジャパン協議会（Marine Eco-Label Japan）による認証制度のこと。水産資源の持続性と環境に配慮している事業者（漁業・養殖業・流通加工業）を対象とする、日本の水産業の特徴を反映した水産エコラベル認証制度。

JBO4 中間提言では、本目標の達成に向けては、引き続き取組の推進が求められるとしている。

④　関連指標

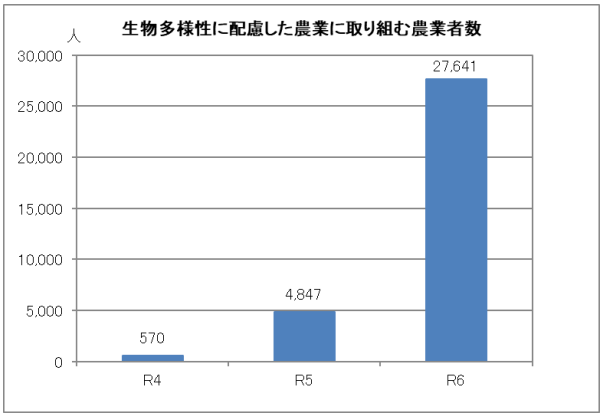

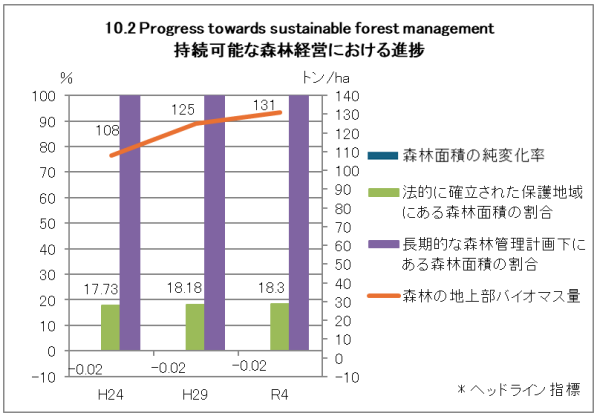

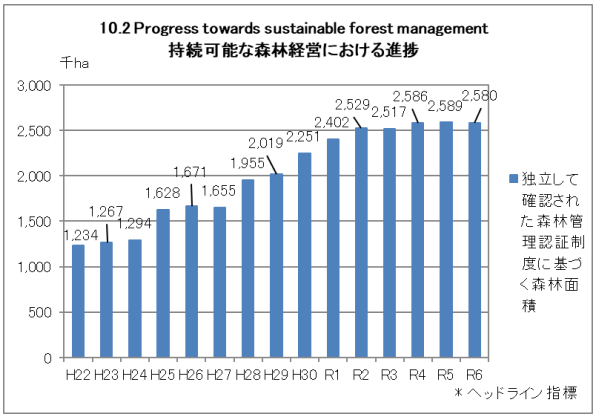

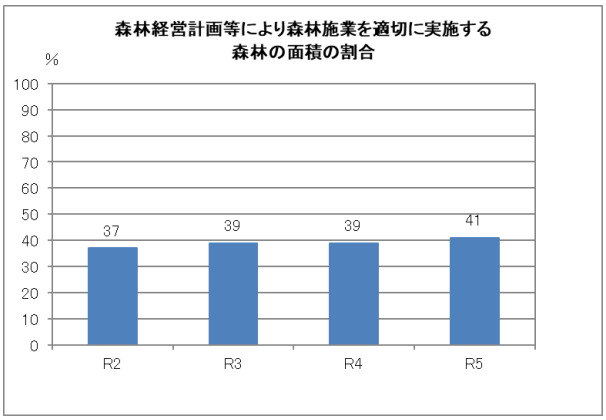

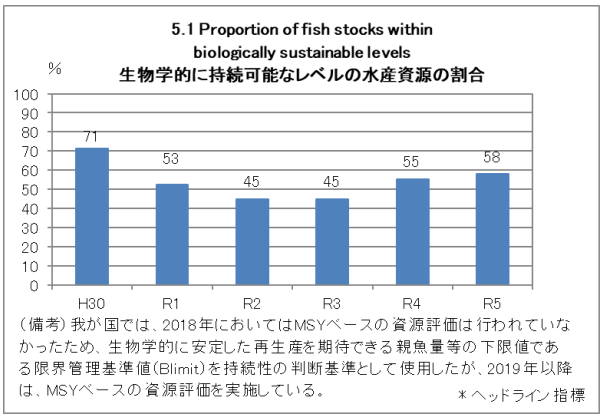

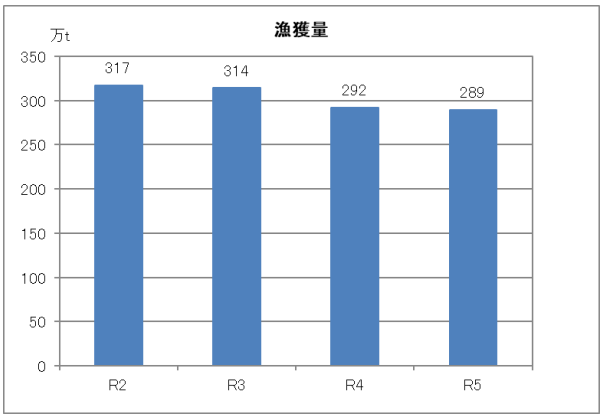

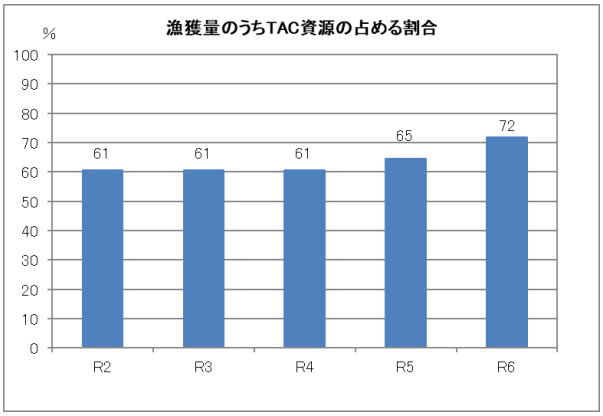
漁獲量のうちTAC資源の占める割合
%
100
90
80
70
60
50
40
30
20
10
0
61
61
61
65
72
R2
R3
R4
R5
R6

1

2

3

（４） 行動目標 3-1 企業による生物多様性への依存度・影響の定量的評価、現状分析、科学に基づく目標設定、情報開示を促すとともに、金融機関・投資家による投融資を推進する基盤を整備し、投融資の観点から生物多様性を保全・回復する活動を推進する

① 進捗状況の評価

□達成
■目標達成に向けて順調
□進展したが、その程度は不十分
□大きな進展なし
□該当なし／適用不可
□不明

② 主な成果や進捗状況

＜企業に向けた定量評価手法及び生物多様性に関する情報開示方法等に関する情報提供の実施回数＞は毎年数回の開催があり、継続的に実施されている。また、＜金融機関・投資家に向けた定量評価手法及び生物多様性に関する情報開示方法等に関する情報提供の実施回数＞は 2025 年より開始され数値の把握がなされている。さらに、＜企業に向けた定量評価等手法に関するガイドライン等の発行実績＞、＜金融機関・投資家に向けた定量評価手法及び情報開示等手法に関するガイドライン等の発行実績＞の両方について、ガイドライン等を発行した実績があることから、進展が見られる。

さらに、主な具体的施策の取組状況や成果は下記のとおりである。

・2024～2025 年度にかけて TNFD に約 50 万ドル相当の拠出を実施し、自然データ公的ファシリティ（NDPF）の立ち上げに向けた共同研究や、TNFD スチュワードシップカウンシル（TNFD 運営委員会）への参加等を進め、開示における国際ルールメイキングに参画してきた。

・自然資本に根ざした経済が新たな成長につながるチャンスであることを示し、企業や金融機関、投資家などに実践を促すために関係４省庁で「ネイチャーポジティブ経済移行戦略」を策定した（2024 年３月）。

・サプライチェーンにおける生物多様性への影響把握、負荷低減に関する企業の具体的な行動支援として、データ・ツール等の体系整理や資料作成・広報を進めている。

・開示・目標設定等に関するワークショップや支援モデル事業等の実施を通じて、ネイチャーポジティブ経営[15]に関する能力養成を実施している。TNFD アダプターの日本企業は既に 160 以上に達している（2025 年６月時点）。

・TNFD フォーラムメンバー数は 2025 年 6 月時点で日本企業が 311 社となり、国家戦略 2023-2030 に定めた「国際的なイニシアティブ（自然に関する科学に基づく目標設定（SBTs for Nature, 以下「SBTN」）、TNFD 等）及び国内のイニシアティブ（JBIB、経団連自然保護協議会等）に参加・

[15] 自社の価値創造プロセスに自然の保全の概念を重要課題（マテリアリティ）として位置づける経営。

賛同・認定を受けている企業の数又は割合」の 2025 年目標値である 300 社を達成した。
・地域金融機関による TNFD 提言に基づく情報開示を促進するため、2025 年 3 月 31 日に「TNFD 提言に沿った自然関連情報分析ガイダンス （金融機関向け）-2024 年度版-」を公表した。
・国土の約 2/3 を占める森林と企業活動との関わりについて、TNFD 開示のフレームワークを踏まえて適切な評価・分析を推進するため 2025 年 4 月に「森林に関する TNFD 情報開示の手引き」を公表した。
・グリーンボンド等を通じたグリーンファイナンスの拡大に向けて、グリーンプロジェクトとして整理され得るものを例示したグリーンリストの拡充等を実施した（2025 年 7 月）。

③　主な課題や今後の方針

関連指標に関しては特に課題は見られないが、取組が始まったばかりのものが多く、今後継続的な把握に努める。

さらに、主な具体的施策の課題や今後の方針は下記のとおりである。

・日本が技術力で強みを有する技術・ツール等について、TNFD や SBTN、生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学－政策プラットフォーム（Intergovernmental Science-Policy Platform on Biodiversity and Ecosystem Services, 以下「IPBES」)、ISO/TC331[16]等のルールメイキングの場で発信を進める。
・調達におけるネイチャーポジティブ配慮指針等（仮称）の検討・策定を行うほか、同配慮指針等を活用した、官民連携によるネイチャーポジティブなバリューチェーン構築の先行モデルの創出及び調達を通じたフットプリント低減に向けた検討等を進める。
・ビジネス分野別の自然関連リスク・機会ロングリスト等の検討・策定を進める。
・国内外のネイチャーファイナンスの拡大・質の向上を図るための、投融資におけるネイチャーポジティブ配慮指針等（仮称）の検討・策定を行う。また、同指針も活用した、官民連携によるネイチャーファイナンスの先行モデルの創出を行う。さらに、ネイチャーフットプリントの開発と金融セクター向け活用ガイダンス（仮称）の開発支援も進める。
・「森林に関する TNFD 情報開示の手引き」の普及などを通じて、企業等による森林の多面的機能の維持・向上への取組を引続き後押しする。
・地域金融機関向けのガイダンスやグリーンリストの拡充等を継続的に検討する。

④　関連指標

[16] Technical Committee 331 のこと。「生物多様性に関するすべての組織が持続可能な開発に貢献することを促進するための原則、枠組、要求事項、ガイダンス及びサポートツールを開発するための生物多様性分野の標準化について検討をすること」をスコープとして ISO 内に設立された専門委員会。

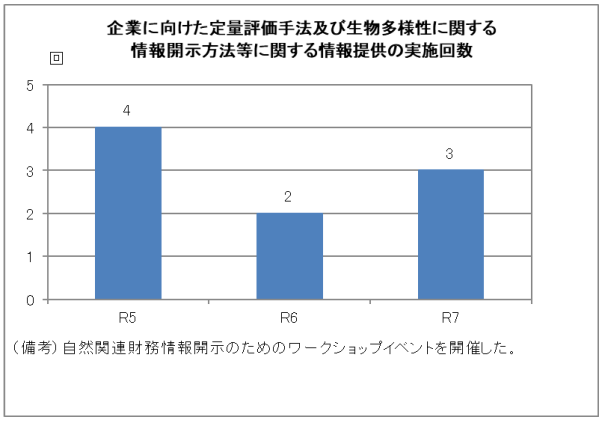
企業に向けた定量評価手法及び生物多様性に関する
情報開示方法等に関する情報提供の実施回数
5
4
3
2
1
0
4
2
3
R5
R6
R7
（備考）自然関連財務情報開示のためのワークショップイベントを開催した。

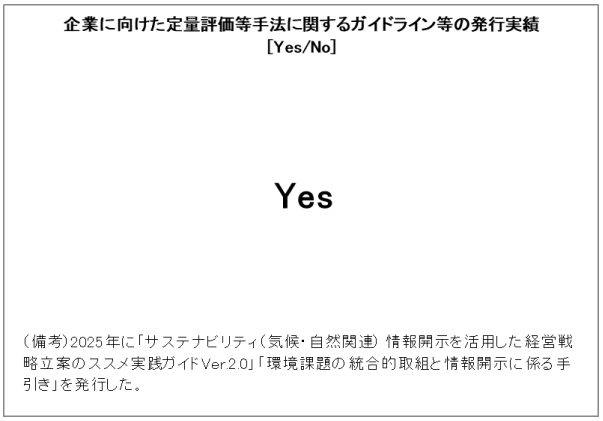
企業に向けた定量評価等手法に関するガイドライン等の発行実績
[Yes/No]
Yes
（備考）2025年に「サステナビリティ（気候・自然関連）情報開示を活用した経営戦略立案のススメ実践ガイドVer.2.0」「環境課題の統合的取組と情報開示に係る手引き」を発行した。

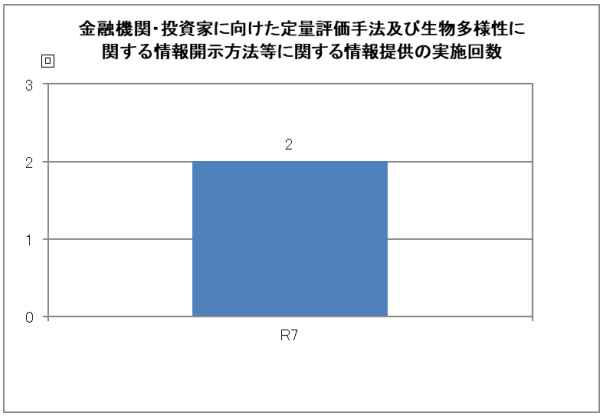
金融機関・投資家に向けた定量評価手法及び生物多様性に
関する情報開示方法等に関する情報提供の実施回数
3
2
1
0
2
R7

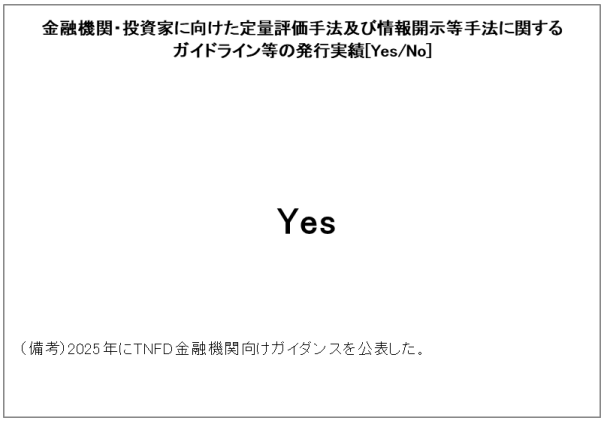
金融機関・投資家に向けた定量評価手法及び情報開示等手法に関する
ガイドライン等の発行実績[Yes/No]
Yes
（備考）2025年にTNFD金融機関向けガイダンスを公表した。

1

2

3

（５） 行動目標 3-2 生物多様性保全に貢献する技術・サービスに対する支援を進める

① 進捗状況の評価

□達成
■目標達成に向けて順調
□進展したが、その程度は不十分
□大きな進展なし
□該当なし／適用不可
□不明

② 主な成果や進捗状況

＜ネイチャーポジティブ経営に資する対面およびオンラインイベント等の実施回数＞は増加傾向にあり、進展が見られる。生物多様性関連のものに限定されないが、環境技術開発者でも利用者でもない信頼できる第三者機関（実証機関）が環境技術の環境保全効果等を実証した＜環境技術実証事業における実証数＞は毎年一定数の実証がなされている。

さらに、主な具体的施策の取組状況や成果は下記のとおりである。

・ネイチャーポジティブ経済に資する技術普及等を目的としたマッチングイベントの開催（経団連自然保護協議会/2030 生物多様性枠組実現日本会議（J-GBF）の共催）や、ネイチャーポジティブ経営推進プラットフォームの新設など、ステークホルダー間の互助・協業の取組を推進している。

・国際的には、G7ANPE という情報ネットワークにおいて、日本の取組・成果に関する情報発信を実施している。

③ 主な課題や今後の方針

関連指標に関しては特に課題は見られないが、引き続き継続的な数値の把握に努める。

さらに、主な具体的施策の課題や今後の方針は下記のとおりである。

・ネイチャーポジティブ経営推進プラットフォームの登録企業数の増加を図り、活性化を通じた互助・協業の取組を引き続き推進する。

・国際的なルールメイキングの場に加え、G7ANPE、ネイチャーポジティブ経営推進プラットフォーム等を通じ、引き続き情報発信を進める。

1　　④　関連指標

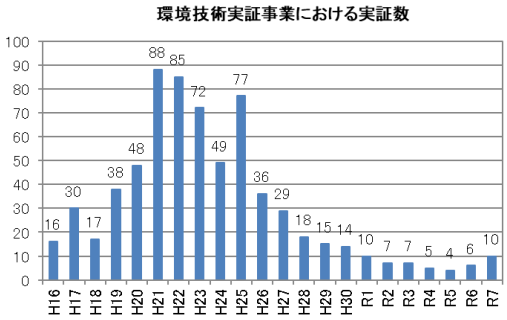

（備考）生物多様性関連の抽出は困難であるため、全実証技術数を計上（区分として設定していないため、明確な判断基準をおけない）。n年度の事業はn+1年の3月に公表されるため、HPとは一年ずれる形になる。

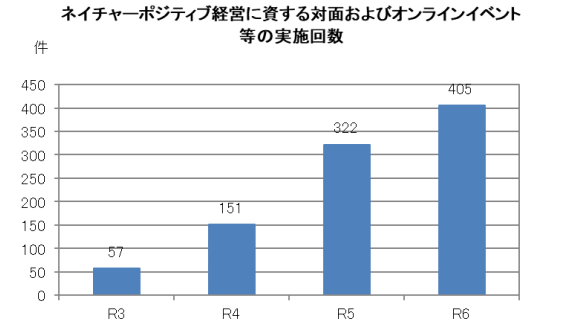

2

3

（６） 行動目標 3-3 遺伝資源の利用に伴う ABS を実施する

① 進捗状況の評価

□達成
□目標達成に向けて順調
■進展したが、その程度は不十分
□大きな進展なし
□該当なし／適用不可
□不明

② 主な成果や進捗状況

＜ABS 関連事例の蓄積状況＞は、ほぼ毎年一定の蓄積がある。

さらに、主な具体的施策の取組状況や成果は下記のとおりである。

・海外の遺伝資源にアクセスする際の留意点、注意点等をまとめた、「遺伝資源へのアクセス手引」をまとめ、普及啓発に努めている。

・名古屋議定書の国内担保措置として ABS 指針（遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する指針）を運用している。その中で見えてきた遺伝資源の取得及び利用に係る課題について、環境省が主催する「ABS の実施に係る技術検討会」等で共有し議論した。

・特定の産業や学術分野における名古屋議定書の実施についての事例収集や情報共有を進めている。

③ 主な課題や今後の方針

＜NITE バイオテクノロジーセンター遺伝資源国内取得書発給数＞[17]は 2020 年以降減少傾向であり、引き続き取組の推進に努める。＜ABS、名古屋議定書、ABS 指針の認知度、理解度（研究者等向け）＞は 2019 年度から 2025 年度にかけて減少したものの、全体の回答数とともに認知・理解していると回答した数も増加しており、回答者募集式の調査方法の制約によると推測され、評価方法の改善とともに取組を推進していく。

さらに、主な具体的施策の課題や今後の方針は下記のとおりである。

・遺伝資源の提供国の ABS に関する国内制度を遵守するよう促すため、引き続き遺伝資源取得者に対して ABS 指針等について普及啓発を行う。

・引き続き、諸外国の法令や制度等の情報収集・分析を行い、その成果等についてウェブサイトを通じた情報提供を進める。

[17]「遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する指針」（ABS 指針）第５章の規定に基づき、2017 年付けで独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）を認定発給機関として認定している。

1　④　関連指標

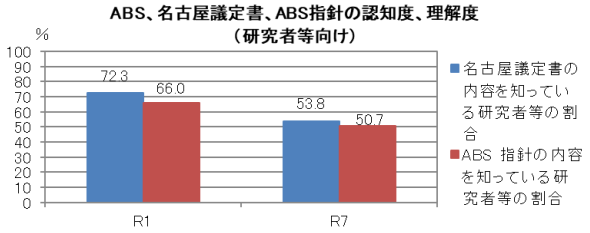

（備考）認知度が減少している要因は、回答者募集式とした調査方法の制約によると推測される。2019年度調査ではABS関係組織が運用するMLからの回答者が多く、学会による回答収集が低調であったとみられる一方、2025年度の調査では、学会事務局による協力が増えたことや、学会での周知方法の変化(SNS利用等)もあり、ABS高感度層に限らない研究者・技術者からの回答数の増加が認知件数の増加を上回った（名古屋議定書の認知件数は2019年度136件→2025年度190件へ増加、ABS指針の認知件数は2019年度124件→2025年度179件へ増加）。

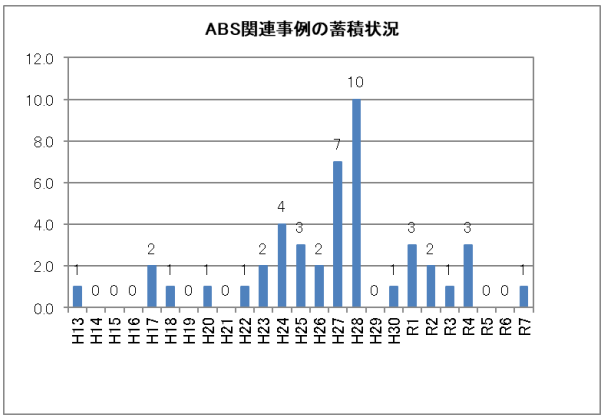

C.1 Monetary benefits received in accordance with applicable internationally agreed access and benefitsharing instruments
国際的に合意されたアクセスと利益配分（ABS）に関する文書に従い受領された金銭的利益

関連なし

（状況の説明）日本は提供国措置を講じていないので該当しない。

＊ヘッドライン指標

C.2 Non-monetary benefits arising from applicable international access and benefit-sharing instruments
国際的なアクセスと利益配分（ABS）に関する文書から生じる非金銭的利益

関連なし

（状況の説明）日本は提供国措置を講じていないので該当しない。

＊ヘッドライン指標

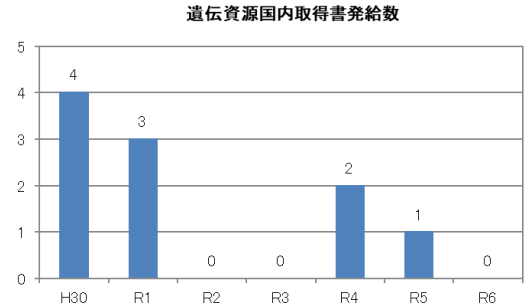

2

3

（７）　行動目標 3-4　みどりの食料システム戦略に掲げる化学農薬使用量（リスク換算）の低減や化学肥料使用量の低減、有機農業の推進などを含め、持続可能な環境保全型の農林水産業を拡大させる

①　進捗状況の評価

□達成
■目標達成に向けて順調
□進展したが、その程度は不十分
□大きな進展なし
□該当なし／適用不可
□不明

②　主な成果や進捗状況

ヘッドライン指標である＜生産的かつ持続可能な農業が行われている農地面積の割合＞は、2015年以降、１～５のスコア中の「4」を維持しており、＜有機農業の取組面積＞は増加している。また、＜化学農薬使用量（リスク換算）＞、＜化学肥料使用量＞も減少傾向にあり、持続可能な環境保全型の農林水産業の拡大に向け進展が見られる。

さらに、主な具体的施策の取組状況や成果は下記のとおりである。

・みどりの食料システム戦略に掲げる、2050 年までに目指す姿や、2030 年目標の実現に向けて、農林水産大臣を本部長とするみどりの食料システム戦略本部を年 2 回開催し、KPI の進捗管理を行っている。

・みどりの食料システム法に基づく取組として、全都道府県で作成された基本計画に基づき、環境負荷低減に取り組む生産者として、全都道府県で合計 28,000 経営体以上が認定されている（2025 年 5 月時点）。

・農産物の生産段階における温室効果ガス削減や生物多様性保全に貢献する環境負荷低減の取組を評価し、星の数でラベル（愛称：みえるらべる）表示し、消費者に分かりやすく伝える「見える化」の取組を 2024 年から本格運用しており、販売店舗は全国 1000 店舗以上となった。

・合法伐採木材等の流通及び利用拡大の取組を強化するため、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（クリーンウッド法）を改正し、川上・水際の木材関連事業者の合法性確認の義務化等を措置した（2025 年４月施行）。

・地域漁業管理機関において、各加盟国等と協力しつつ、脆弱な生態系への影響評価を踏まえた適切な保存管理措置の導入や実施に取り組んでいる。

・2023 年度までに TAC 資源を主な漁獲対象とする 11 漁法・資源の大臣許可漁業に IQ (漁獲割当て)管理を導入した。

③　主な課題や今後の方針

ヘッドライン指標である＜農薬環境濃度及び/又は統合農薬使用量（リスクベース）＞について、

現時点で算出できておらず、2025 年に公表される予定の算出方法の更新版を踏まえて提出可能性を検討する。

さらに、主な具体的施策の課題や今後の方針は下記のとおりである。

・化学農薬使用量の低減については、2030 年目標を達成しているものの、リスクの低い農薬への切替等の取組の効果だけでなく、資材費上昇による買い控え傾向も寄与したと考えられることから、引き続き対策を進めていく必要がある。

・化学肥料使用量の低減については、今後取組の定着と普及に向けて、国内資源利用の一層の拡大、施肥低減技術や適正施肥等の取組を推進する。

・環境負荷低減の取組の「見える化」について、現在は米や野菜等 24 品目を対象にしているが、畜産物など対象品目の拡大についても検討を進める。

・改正クリーンウッド法の実効性向上のために引き続き、木材関連事業者等への研修の実施、関係者との意見交換会の開催、イベント出展等の合法伐採木材等の普及啓発に対する支援を実施する。

・引き続き、地域漁業管理機関において、科学的な根拠に基づく適切な保存管理措置の導入や実施に貢献する。

・IQ 導入後の実施状況等を検証し、移転手続の簡素化など運用面の課題について解決を図る。

④　関連指標

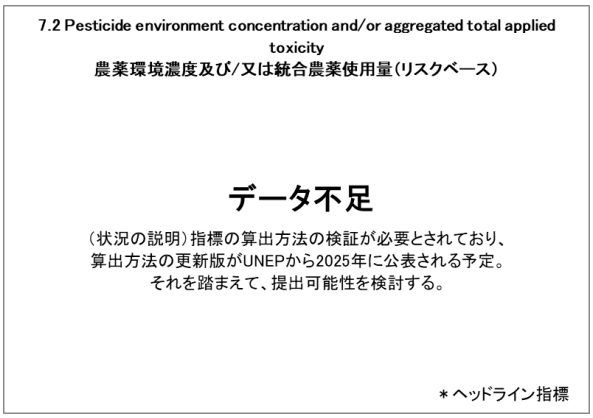

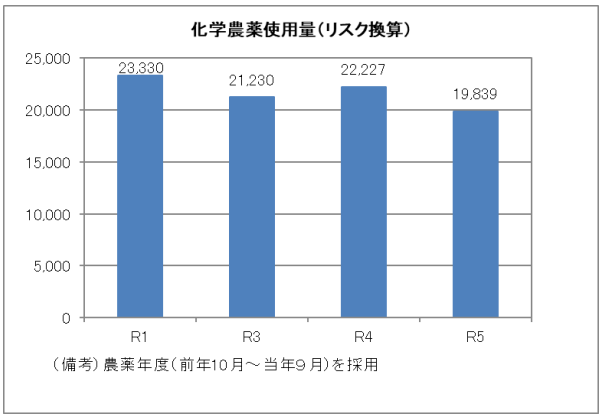

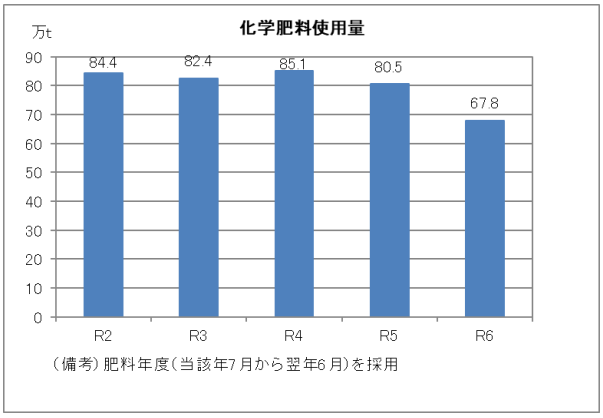

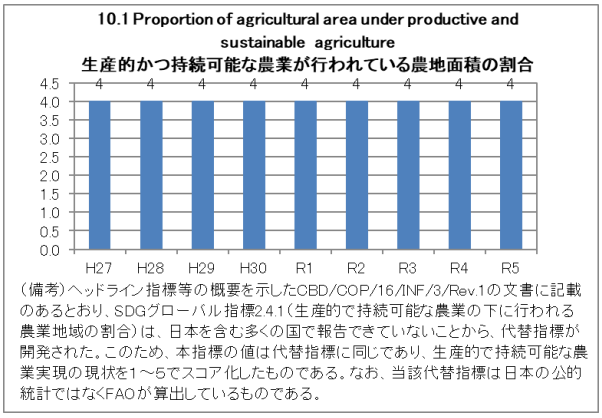

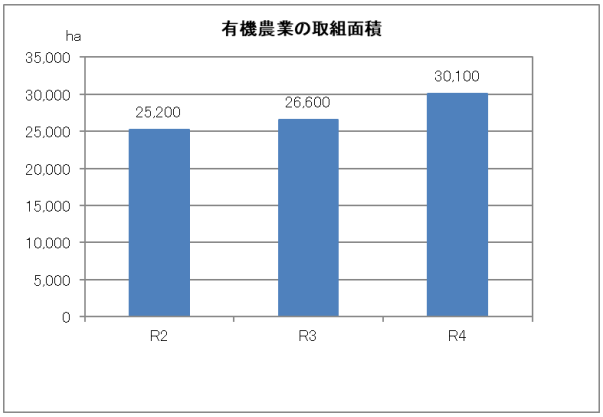
有機農業の取組面積
ha
35,000
30,000
25,000
20,000
15,000
10,000
5,000
0
25,200
26,600
30,100
R2
R3
R4

1

2

4. 基本戦略４　生活・消費活動における生物多様性の価値の認識と行動（一人一人の行動変容）

基本戦略４　まとめと評価

状態目標は、社会全体で生物多様性の保全と持続可能な利用を進めていく上で必要な国民一人一人の価値観の形成と行動変容の促進に関する内容であるところ、消費行動における生物多様性への配慮については一定の進展があったが、生物多様性を重要視する価値観の形成や保全活動への参画については大きな進展はなかった。

行動目標は、生物多様性を重視する価値観を持った人づくりや、生物多様性に正の貢献をする行動を後押しするための各種取組を内容とするところ、それぞれ一定の進展があった。

（１）　状態目標 4-1　教育や普及啓発を通じて、生物多様性や人と自然のつながりを重要視する価値観が形成されている

①　進捗状況の評価

□達成
□目標達成に向けて順調
□進展したが、その程度は不十分
■大きな進展なし
□該当なし／適用不可
□不明

②　主な成果や進捗状況

＜生物多様性の言葉の認知度＞については、世論調査では 2020 年以降増加傾向にある。ただし、世論調査未実施年に補足的に行っているインターネットによる生物多様性認知度調査では 2020 年以降低下傾向にあることに留意が必要である。

③　主な課題や今後の方針

＜自然に対する関心度＞については、世論調査では 2020 年以降低下傾向にある。ただし、世論調査未実施年に補足的に行っているインターネットによる生物多様性認知度調査では 2020 年以降増加傾向にあることに留意が必要である。

＜生物多様性の言葉の認知度＞及び＜自然に対する関心度＞については、調査手法によって回答の傾向が異なっていたことから、調査対象者の属性や回答環境等の調査手法間の違いも考慮し、実態把握の精度を高める必要がある。

また、生物多様性に関する認知・認識についてより深く掘り下げた＜生産と消費が生物多様性に影響を与えることへの理解度＞、＜生物多様性保全に貢献する認証制度の認知度＞はいずれも数値の把握が始まったばかりであり、今後継続的な把握に努める。

JBO4 中間提言では、目標の達成に向けては、国民一人一人の関心・意識を喚起する取組の強

化が求められるとしている。

④　関連指標

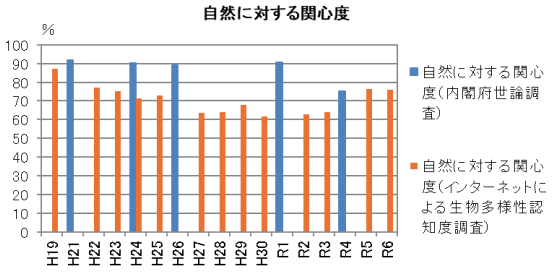

（備考）設問「あなたは、自然について、どの程度関心がありますか。」に対して「非常に関心がある」または「ある程度関心がある※」回答した人の割合。
※過去の調査においても選択肢表記が異なる場合がある。
世論調査とインターネット調査は、調査方法が異なっており、単純比較をすることはできない。

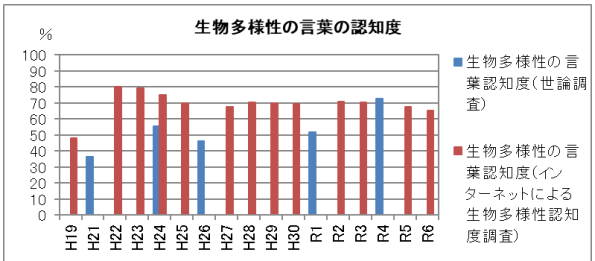

（備考）設問「地球上には何百万種類もの生物が存在し、これらの生物が、例えば食べる・食べられるなど、お互いを利用し、支えあうといった繋がりの中で生きていることを「生物多様性」と呼びます。あなたは、この「生物多様性」の言葉の意味を知っていましたか」に対して、「言葉の意味を知っていた」または「意味は知らないが、言葉は聞いたことがあった」と回答した人の割合。世論調査とインターネット調査は、調査方法が異なっており、単純比較をすることはできない。

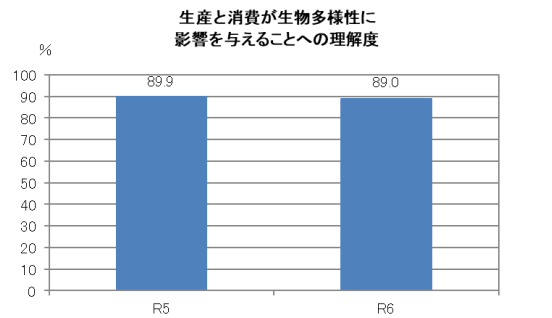

（備考）設問「あなたは、以下のどのようなことが生物多様性に影響を与えると思いますか。」の回答者（100%）から、「特に特に影響を与えるものはない」と回答した人の割合を差し引いたもの。

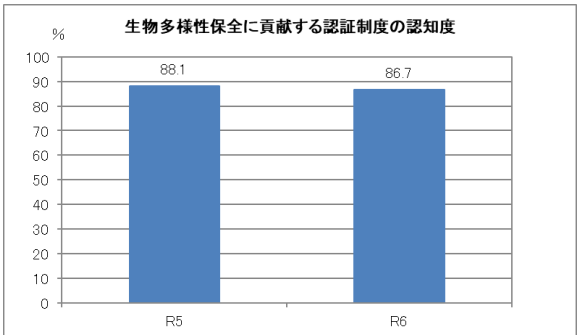

（備考）設問「あなたは、生物多様性の保全に貢献する以下の認証制度・マークを知っていますか。」の回答者（100%）から、1つも「見たことがなく、内容も知らない」と回答した人の割合を差し引いたもの。

（２） 状態目標 4-2 消費行動において、生物多様性への配慮が行われている

① 進捗状況の評価

□達成
□目標達成に向けて順調
■進展したが、その程度は不十分
□大きな進展なし
□該当なし／適用不可
□不明

② 主な成果や進捗状況

選択的消費については、＜週１回以上有機食品を利用する消費者の割合＞は増加傾向にある。

負荷削減については、コンポーネント指標・コンプリメンタリー指標である＜エコロジカルフットプリント＞のうち国内の消費活動を通した１人あたりのエコロジカルフットプリントや、コンポーネント指標である＜マテリアルフットプリント＞のうち国内の消費活動を通した１人あたりのマテリアルフットプリントから環境負荷が低減している傾向が見られる。

③ 主な課題や今後の方針

選択的消費については、＜環境に配慮されたマークのある食品・商品を選ぶことを意識している消費者の割合＞、＜環境に配慮した農林水産物・食品を選ぶ国民の割合＞は減少傾向にある。

負荷削減については、JBO4 中間提言では、現在用いている負荷削減に係る指標データは、個人の消費行動の変化だけではなく、社会システムの変化や事業者の努力による貢献も反映している可能性があることから、個人の選択的消費の結果として負荷がどの程度削減したかを測る指標の開発が必要であるとしている。

同提言では、本目標の達成に向けては、国民一人一人の消費行動における生物多様性への配慮が更に深まるよう取組の強化が求められるとしている。

④ 関連指標

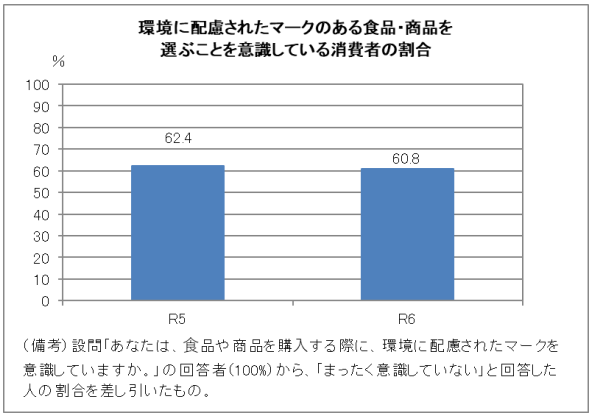

（備考）設問「あなたは、食品や商品を購入する際に、環境に配慮されたマークを意識していますか。」の回答者(100%)から、「まったく意識していない」と回答した人の割合を差し引いたもの。

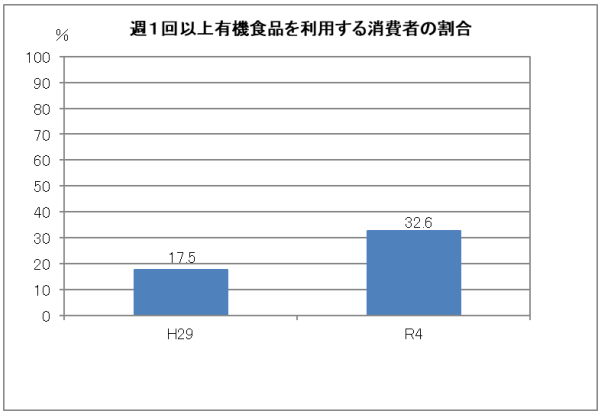

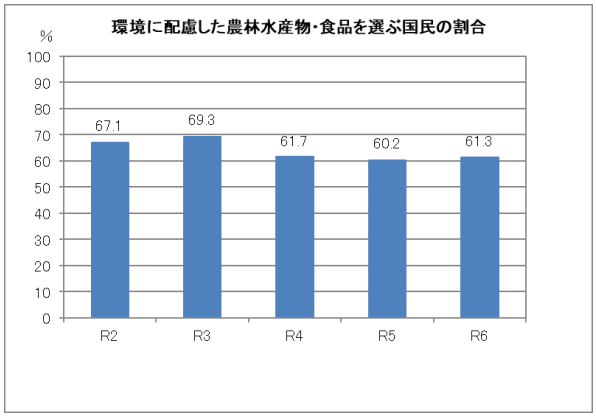

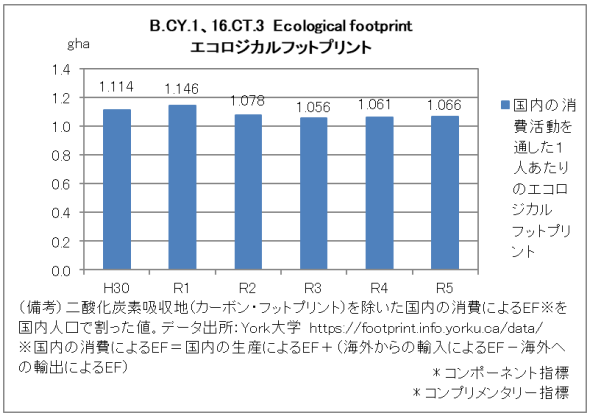

（備考）二酸化炭素吸収地（カーボン・フットプリント）を除いた国内の消費によるEF※を国内人口で割った値。データ出所：York大学 https://footprint.info.yorku.ca/data/
※国内の消費によるEF＝国内の生産によるEF＋（海外からの輸入によるEF－海外への輸出によるEF）

＊コンポーネント指標
＊コンプリメンタリー指標

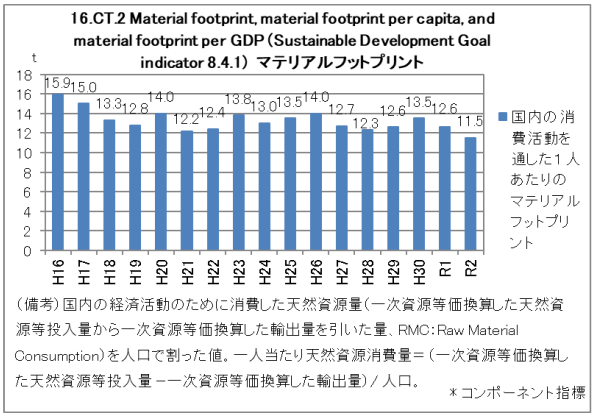

（備考）国内の経済活動のために消費した天然資源量（一次資源等価換算した天然資源等投入量から一次資源等価換算した輸出量を引いた量、RMC：Raw Material Consumption）を人口で割った値。一人当たり天然資源消費量＝（一次資源等価換算した天然資源等投入量－一次資源等価換算した輸出量）／人口。

＊コンポーネント指標

（３） 状態目標 4-3 自然環境を保全・再生する活動に対する国民の積極的な参加が行われている

① 進捗状況の評価

□達成
□目標達成に向けて順調
□進展したが、その程度は不十分
■大きな進展なし
□該当なし／適用不可
□不明

② 主な成果や進捗状況

モニタリングサイト 1000 里地調査のサイトのうち外来種の防除・駆除活動が行われたサイトの割合が増加傾向にあり、関連する動きに進展が見られる。

③ 主な課題や今後の方針

＜生物多様性の保全につながる活動を既に実施している人の割合＞、＜生物多様性の保全につながる活動への意向を示す人の割合＞は減少しているが、数値の把握が始まったばかりであり、今後継続的な把握が求められる。この他、自然や環境を守るためのボランティア活動としての行動者率も減少傾向にあり、関連する取組を推進する。

また、本目標に関して、活動への参加による直接的な貢献の他にも寄付による間接的な貢献も考えられるが、JBO4 中間提言では、寄付については、生物多様性関連の金額の抽出や集計範囲の設定が難しく、傾向を評価するためのデータの収集・蓄積や指標の開発が必要であるとしている。

同提言では、本目標の達成に向けては、活動への参加による直接的な貢献と寄付による間接的な貢献の両方の行動を促す取組の推進が引き続き求められるとしている。

④ 関連指標

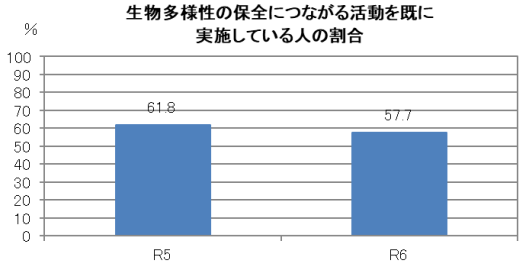

（備考）設問「あなたは、生物多様性の保全に貢献する行動として、次にあげる行動の中で既に取り組んでいることはありますか。」の回答者(100%)から、「取り組みたい行動はあるが、行動に移せてはいない」または「取り組んでいるものはない」と回答した人の割合を差し引いたもの。

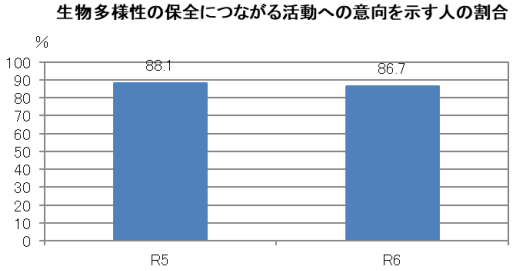

（備考）設問「あなたは、生物多様性の保全に貢献する次の行動の中で、今は取り組んでいないが、今後取り組んでみたいことはありますか。」の回答者(100%)から、「取り組みたいと思わない」と回答した人の割合を差し引いたもの。

（４） 行動目標 4-1 学校等における生物多様性に関する環境教育を推進する

① 進捗状況の評価

□達成
□目標達成に向けて順調
■進展したが、その程度は不十分
□大きな進展なし
□該当なし／適用不可
□不明

② 主な成果や進捗状況

＜教職員等環境教育・学習推進リーダー養成研修における教職員等の参加者数＞、＜「体験の機会の場」利用者数＞は 2020 年度に一度落ち込んだものの、それ以降順調に増加している。＜人材認定等事業登録制度の登録事業数＞も最近は微増に留まっているが、おおよそ増加傾向にある。また、＜自然共生サイトのうち、学校や園庭のビオトープが認定されたサイト数及び面積＞は増加しており、進展が見られる。

さらに、主な具体的施策の取組状況や成果は下記のとおりである。

・学校や地域で環境教育を実践・推進するリーダー人材の育成、自然体験活動等を提供する「体験の機会の場」の認定、民間事業者が行う人材認定等事業の登録・公示、環境教育の推進に関する情報の整備・発信等の取組を着実に推進しており、一部は 2030 年の目標値を達成している。

・ESD 活動支援センター（全国・地方）をハブとしたネットワークを構築することにより、持続可能な開発のための教育（Education for Sustainable Development、以下「ESD」）の事例の共有や情報発信、人材の育成支援などを通じた、地域に根ざした ESD の普及を推進している。

・環境を考慮した学校施設（エコスクール）の整備を推進するため、関係省庁と連携協力し 、市町村等がエコスクールとして整備する学校を、「エコスクール・プラス」として、2025 年に 32 校認定した。[18]

③ 主な課題や今後の方針

関連指標に関しては特に課題は見られず、取組が始まって間もないものを含め、今後継続的な把握に努める。

さらに、主な具体的施策の課題や今後の方針は下記のとおりである。

・人材認定等登録制度の登録事業者数は微増に留まっており、環境教育等促進法の諸制度の更なる活用について検討を進める。

・全国 ESD フォーラムや地方 ESD フォーラム等のイベントを対面・Web の併用で開催しており、

[18] 1997 年度～2016 年度までは「エコスクールパイロット・モデル事業」と称しており、その期間において合計 1663 校を認定している。

簡易に参加できる Web に比し、対面参加はより明確なモチベーションが影響するため、それらの参加者の確保、増加が今後の課題である。

・環境を考慮した学校施設（エコスクール）の整備推進や環境教育の参考になる取り組み事例やアイデアの横展開等を実施し、引き続き環境負荷の低減や自然との共生を考慮した学校施設の整備を推進する。

④　関連指標

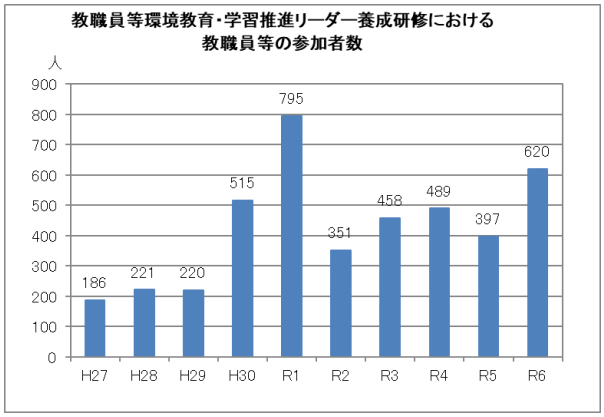

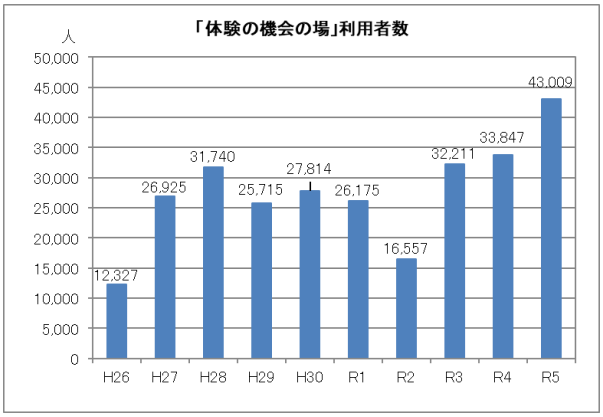

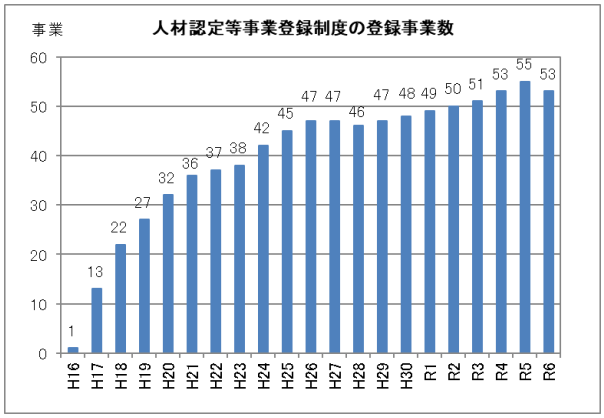

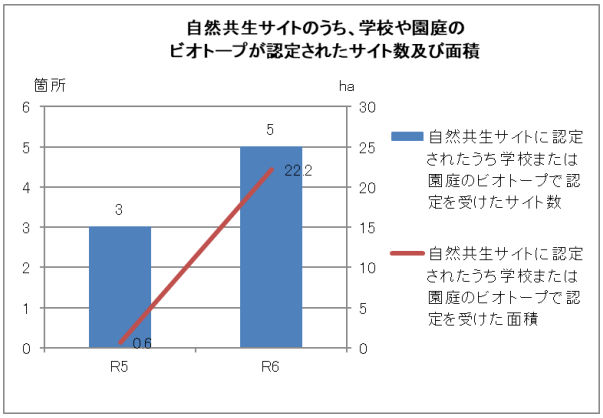

（５）　行動目標 4-2　日常的に自然とふれあう機会を提供することで、自然の恩恵や自然と人との関わりなど様々な知識の習得や関心の醸成、人としての豊かな成長を図るとともに、人と動物の適切な関係についての考え方を普及させる

①　進捗状況の評価

□達成
□目標達成に向けて順調
■進展したが、その程度は不十分
□大きな進展なし
□該当なし／適用不可
□不明

②　主な成果や進捗状況

ヘッドライン指標である＜市街地の中で公共に解放されている緑地や親水空間の平均占有率＞は2020 年度以降増加傾向にある。

さらに、主な具体的施策の取組状況や成果は下記のとおりである。

・国立公園、国定公園及び国民公園等において、利用者が安全かつ快適に自然を体験できるよう、自然環境保全のための整備を行った。また、自然環境の保護と利用の好循環を図り、各地域が固有の自然資源を磨き上げて、活力のある地域を創出するため、公園利用に必要な施設の整備と適切な管理を行うとともに、自然公園等施設の国土強靱化対策を進めた。

・国立公園等の魅力等に関してホームページやパンフレット等を活用して国内外向けに情報発信した。うち国内向け情報発信サイトでは、訪問者（アクティブユーザー）数が 2023 年度から 2024 年度にかけて 39%増加し、海外向け情報発信サイトの訪問者（ユニークユーザー）数は 2023 年度から 2024 年度にかけて 41%増加した。

・独立行政法人国立青少年教育振興機構が設置する 28 の国立施設において、自然体験をはじめとした多様な体験活動を提供した（2024 年度総利用人数約 244 万人）。

・動物の愛護及び管理に関する法律（1973 年法律第 105 号）において動物愛護週間（９月 20 日～26 日）が設けられており、国、地方公共団体及び関係団体が協力して、全国各地で各種行事を実施している。

③　主な課題や今後の方針

＜自然体験教育活動推進事業の実施地域数＞は、毎年継続して行われているものの、増加傾向にはなく、更なる取組の推進に努める。

さらに、主な具体的施策の課題や今後の方針は下記のとおりである。

・当初の整備から約 30 年が経過し、国立公園、国定公園及び国民公園等の施設の老朽化が進んでいるため、利用者の安全を確保するために施設改修が必要である。また、少子高齢化や外国人観光客の増加などの社会情勢の変化に伴い、国立公園、国定公園及び国民公園等の利用形態や求められ

るサービスが変化しており、それらのニーズへの対応が求められている。また、近年激甚化する災害に対して自然公園等の防災・減災機能を強化する必要がある。

・国立・国定公園への誘客の推進等に係る国内外向けプロモーション戦略方針に基づき、国立公園等の魅力等に関してホームページ、公式 SNS を活用し、また、各種関係機関等と連携して、国内外向け情報発信を引き続き行う。

・引き続き、青少年の体験活動の機会と場の提供の充実を図るとともに、より多くの指導者を養成する。

・人と動物の共生する社会の実現に向け、引き続き、動物愛護週間を契機に各種行事を実施し、広く国民に動物の愛護と適正な飼養について理解と関心を深めていく。

④　関連指標

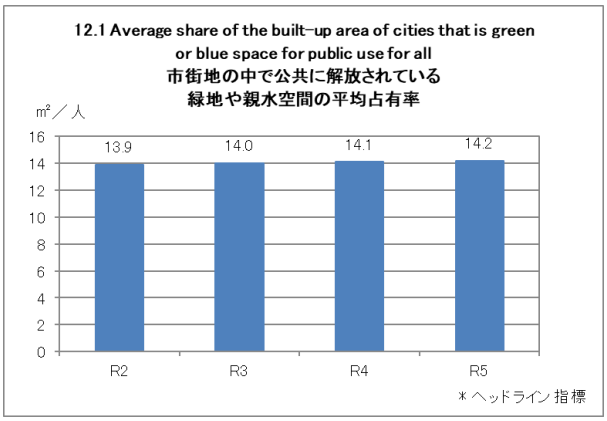

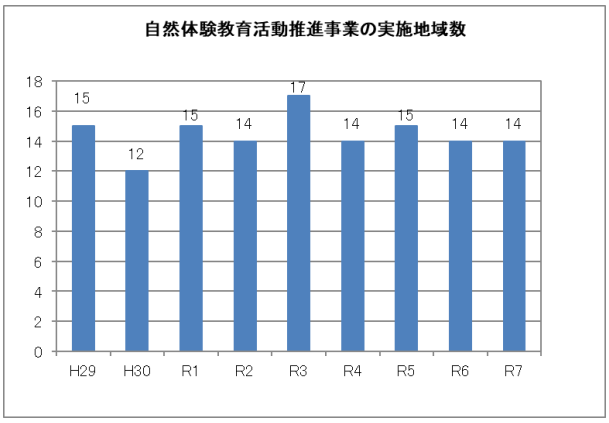

（６）　行動目標 4-3　国民に積極的かつ自主的な行動変容を促す

①　進捗状況の評価

□達成
□目標達成に向けて順調
■進展したが、その程度は不十分
□大きな進展なし
□該当なし／適用不可
□不明

②　主な成果や進捗状況

＜MY 行動宣言数の推移＞、＜森里川海プロジェクトに賛同している団体の数＞は 2025 年 5 月時点でそれぞれ 828 人・808 団体に達している。

さらに、主な具体的施策の取組状況や成果は下記のとおりである。

・産官学民の発信力をもつステークホルダーからなるプラットフォーム、「2030 生物多様性枠組実現日本会議（J-GBF)」において、2023 年 10 月からネイチャーポジティブ宣言の呼びかけを開始し、2025 年 6 月末現在で延べ 952 者、団体が宣言を実施した。

・J-GBF 行動変容 WG において、消費者・生活者の行動変容を促し得る研究成果等を「行動変容ヒント集」としてとりまとめ、ウェブサイトに掲載し、ネイチャーポジティブに資する商品・サービスの展開を支援した。

③　主な課題や今後の方針

関連指標に関しては、数値の把握が始まったばかりであるため、今後継続的な把握に努める。

さらに、主な具体的施策の課題や今後の方針は下記のとおりである。

・引き続き、ネイチャーポジティブ宣言を各ステークホルダーに呼び掛けていくとともに、企業と地域の連携、ネイチャーポジティブ宣言者同士の横連携を促す。

・ネイチャーポジティブ配慮商品・サービスの価値を見せる売り場づくり等の好事例の創出及び消費者・バリューチェーン上の企業・他の小売店等への横展開を進める。

1　　④　関連指標

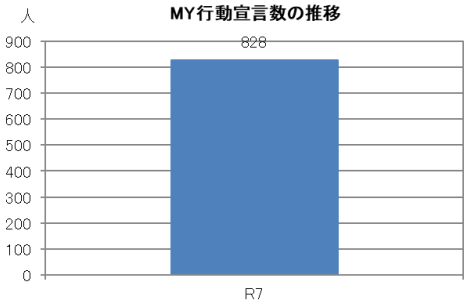

（備考）MY行動宣言：生物多様性との関わりを身近に感じてもらい、一人ひとりの行動変容を促す「入口」として作成した普及啓発ツール

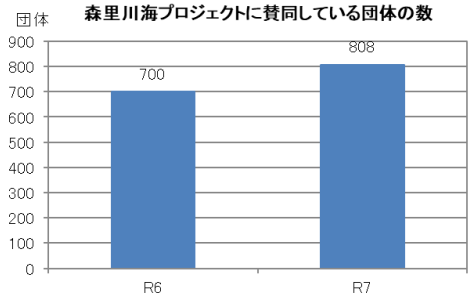

（備考）「「つなげよう、支えよう森里川海」プロジェクト」（通称：森里川海プロジェクト）：一人ひとりが、自然の恵みを意識し、持続可能な社会を目指す国民運動

2

（７）　行動目標 4-4　食品ロスの半減及びその他の物質の廃棄を減少させることを含め、生物多様性に配慮した消費行動を促すため、生物多様性に配慮した選択肢を周知啓発するとともに、選択の機会を増加させ、インセンティブを提示する

①　進捗状況の評価

□達成
□目標達成に向けて順調
■進展したが、その程度は不十分
□大きな進展なし
□該当なし／適用不可
□不明

②　主な成果や進捗状況

＜家庭系食品ロス量＞は年々減少しており、＜使用済プラスチック（一般系）の有効利用＞の割合は増加しており、進展が見られる。また、生物多様性に配慮した選択に関係する＜国内における森林認証面積＞[19]や＜国際的に通用する水産エコラベルの生産段階認証の認証件数＞は増加傾向にある。

さらに、主な具体的施策の取組状況や成果は下記のとおりである。

・事業系食品ロスは 2022 年度の実績値において半減目標である「2030 年度までに 2000 年度比５割減の 273 万トン」を８年前倒しで達成した。さらなる事業系食品ロスの削減に向けて、2025 年３月に食品リサイクル法の基本方針において 2030 年までに 2000 年度比で６割減とする新たな目標を設定した。2025 年３月に食品リサイクル法の省令を改正し、食品関連事業者が食品廃棄物の発生の抑制を実施するにあたり、未利用食品の寄附、賞味期限の延長、納品期限の緩和等について努力義務化した。商慣習の見直しを食品関連事業者に呼びかけてきた結果、納品期限緩和を行う事業者は 339 事業者まで拡大した。

・普及啓発のみならず、mottECO（モッテコ）、フードドライブ等の具体的な食品ロス削減の行動を通して、消費者等の行動変容を促進した。

・フードバンク等に対し、その立ち上げや機能強化に向けた支援、専門家派遣等によるサポートを実施した。

・自治体等の支援（計画策定支援、対策事例・手引き等）を通して、地域力を活かした対策を強化した。

・プラスチック資源循環促進法に基づき、製品の設計から廃棄物の処理に至るまでの、プラスチックのライフサイクル全般で、あらゆる主体による資源循環の取組を促進した。

・飲料用 PET ボトルの回収率は９割以上であり、欧米と比較しても高水準で推移している。

[19] 森林の生物多様性を高めるための林業経営の指針を踏まえ、2025 年３月に生物多様性保全の取組に係る PDCA サイクルの実施が森林経営計画の作成を通じて行われるものとなり、「森林経営計画等により森林施業を適切に実施する森林の面積の割合」も「国内における森林認証面積」と同様に生物多様性に配慮した取組を示すものとなっている。

・農畜産業においては、廃プラスチックの排出抑制・資源循環利用に向けて、都道府県協議会等の活動や農業用廃プラスチックリサイクル事業者の現状・問題点等を調査し、課題の整理や優良事例の発信に努めている。

③　主な課題や今後の方針

＜家庭系食品ロス量＞は減少しているものの、目標に掲げる食品ロスの半減に向け、引き続き取組の推進に努める。また、生物多様性に配慮した選択に関係する＜国等におけるグリーン購入の実績＞は、2020 年以降大きな変化がない。

さらに、主な具体的施策の課題や今後の方針は下記のとおりである。

・事業系食品ロスの更なる削減に向け、食品業界における需要予測の精緻化といった DX の推進をはじめとする新たな技術・仕組みの導入、納品期限の緩和等の商慣習の見直し、食品企業による未利用食品の寄附等の食品関連事業者の取組を推進する。

・家庭系食品ロス発生量は 233 万トンであり、半減目標である「2030 年度までに 2000 年度比 5 割減の 216 万トン」まであと 17 万トンと着実に減少している。家庭系食品ロスの発生要因に応じた効果的な削減策を更に講じるとともに、消費者等の行動変容を促進し、社会に定着させることが必要である。

・引き続き、フードバンク等に対し、その立上げや機能強化に向けた支援、専門家派遣等によるサポートを実施する。

・自治体等の支援（計画策定支援、対策事例・手引き等）を通して、地域力を活かした対策を更に強化する。

・リサイクル事業等の促進のため、プラスチック資源循環促進法に基づく自治体・事業者の認定件数を増やす活動を継続する。徐々に認定件数は増えているが、まだ十分ではないため、引き続き、プラスチック資源循環の取組に関係する全体（メーカー・リテイラー・ユーザー・自治体・リサイクラーの連携）の支援を強化していく。

・飲料用 PET ボトル以外の食品容器包装についても、食品等事業者による再生プラスチック利用拡大等の取組により、食品産業におけるプラスチック資源循環を推進する。

・農畜産業においては、引き続き排出抑制・資源循環利用に係る実態調査を実施し、優良事例の横展開を通じた新たなリサイクルの導入等のリサイクル率向上に向けた取組を推進する。

1　④　関連指標

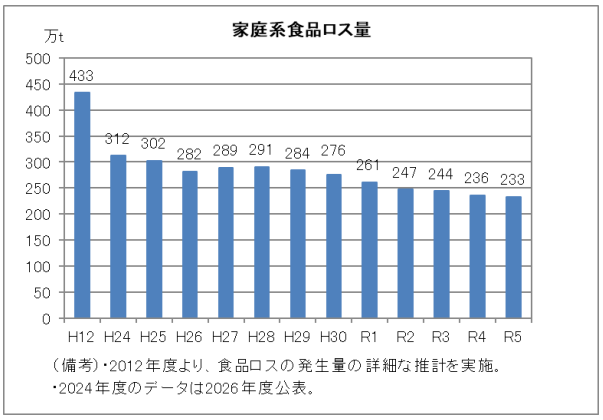
家庭系食品ロス量
万t
433
312
302
282
289
291
284
276
261
247
244
236
233
H12 H24 H25 H26 H27 H28 H29 H30 R1 R2 R3 R4 R5
（備考）・2012年度より、食品ロスの発生量の詳細な推計を実施。
・2024年度のデータは2026年度公表。

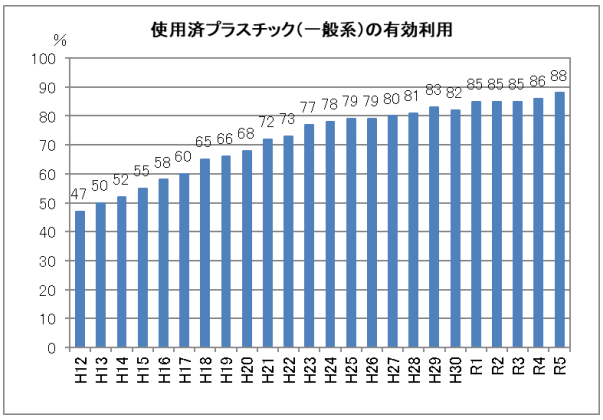
使用済プラスチック（一般系）の有効利用
%
47 50 52 55 58 60 65 66 68 72 73 77 78 79 79 80 81 83 82 85 85 85 86 88
H12 H13 H14 H15 H16 H17 H18 H19 H20 H21 H22 H23 H24 H25 H26 H27 H28 H29 H30 R1 R2 R3 R4 R5

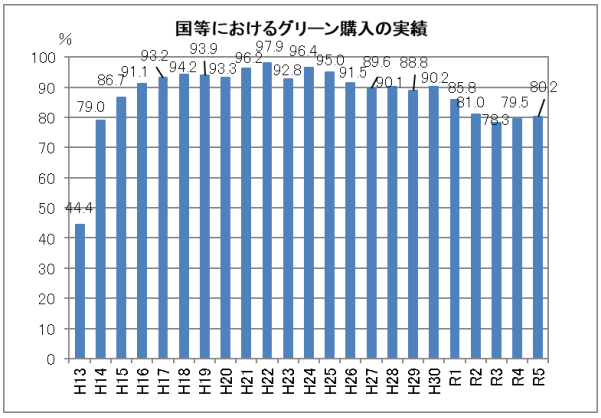
国等におけるグリーン購入の実績
%
44.4 79.0 86.7 91.1 93.2 94.2 93.9 93.3 96.2 97.9 92.8 96.4 95.0 91.5 89.6 90.1 88.8 90.2 85.8 81.0 79.5 80.2
H13 H14 H15 H16 H17 H18 H19 H20 H21 H22 H23 H24 H25 H26 H27 H28 H29 H30 R1 R2 R3 R4 R5

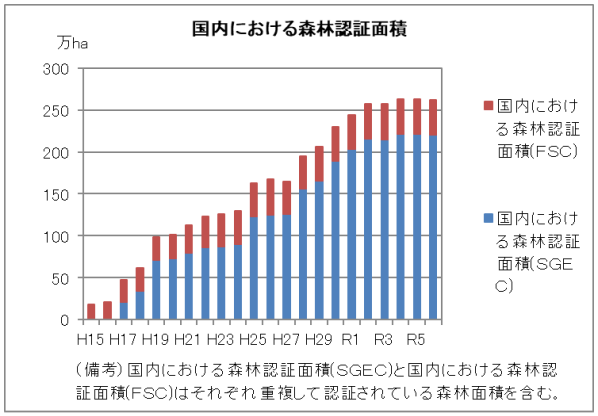
国内における森林認証面積
万ha
H15 H17 H19 H21 H23 H25 H27 H29 R1 R3 R5
国内における森林認証面積(FSC)
国内における森林認証面積(SGEC)
（備考）国内における森林認証面積(SGEC)と国内における森林認証面積(FSC)はそれぞれ重複して認証されている森林面積を含む。

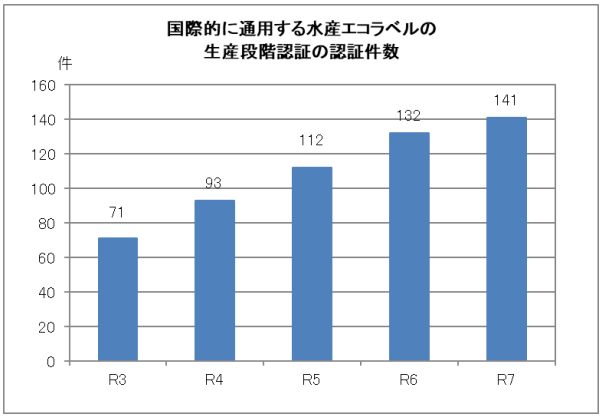
国際的に通用する水産エコラベルの
生産段階認証の認証件数
件
71
93
112
132
141
R3 R4 R5 R6 R7

2

3

（８） 行動目標 4-5 伝統文化や地域知・伝統知も活用しつつ地域における自然環境を保全・再生する活動を促進する

① 進捗状況の評価

□達成
□目標達成に向けて順調
■進展したが、その程度は不十分
□大きな進展なし
□該当なし／適用不可
□不明

② 主な成果や進捗状況

地方公共団体や民間団体等に対して＜生物多様性保全推進支援事業により支援した事業数＞は着実に増加している。＜自然共生サイトのうち、地域の伝統文化のために活用されている自然資源の供給の場として認定されたサイト数及び面積＞も増加している。＜ナショナル・トラストによる保全地域の箇所数及び面積＞は、箇所数に大きな変化はないものの、面積が増加しており、進展が見られる。

さらに、主な具体的施策の取組状況や成果は下記のとおりである。

・2023 年度より自然共生サイト認定制度を開始し、2024 年度までに「伝統工芸や伝統行事といった地域の伝統文化のために活用されている自然資源の場としての価値」を有するサイトとして 30 か所を認定した。

・国立公園制度 100 周年記念事業の一環として、2031 年までにすべての国立公園において聞き書き集「国立公園ものがたり」を制作することとし、2024 年度は４つの国立公園において制作した。

・2022 年度から、地域固有の多様な食文化の保護・継承や輸出促進を目的に、伝統食のデータベース化を推進した。こうした取組の成果として、2024 年度には郷土料理や伝統料理を「月 1 回以上」食べる国民の割合が 56.1%に達し、食文化の定着が進んでいる。これにより、農山漁村の活性化や生物多様性の保全にも貢献している。

③ 主な課題や今後の方針

ヘッドライン指標である＜先住民及び地域社会の伝統的領域における土地利用の変化と土地所有権＞については、現時点で算出の方法論がなく算出ができていない。＜地域生物多様性増進法の運用実績＞のうち地域生物多様性増進活動支援センター数は、2025 年度より地域生物多様性増進法が施行されたことに伴い数値が把握され始めたばかりであり、今後継続的な把握に努める。

さらに、主な具体的施策の課題や今後の方針は下記のとおりである。

・自然共生サイトについて、「伝統工芸や伝統行事といった地域の伝統文化のために活用されている自然資源の場としての価値」を有する計画を引き続き認定していく。

・各国立公園における聞き書き集「国立公園ものがたり」の制作を継続し、国立公園に対する地域

の誇りや保全意識の向上を引き続き図る。

・国内では、食の嗜好やライフスタイルの変化により、和食文化や伝統食の継承が難しくなっている。共働き世帯の増加等の将来的な社会構造の変化を考慮すると、家庭における子や孫世代への継承は、現在以上に困難になることが見込まれる。このため、伝統ある優れた地域の食文化を次世代に継承していくため、各地域・団体で選定された伝統食のデータベース化を推進し、早期の完成を目指す。

④　関連指標

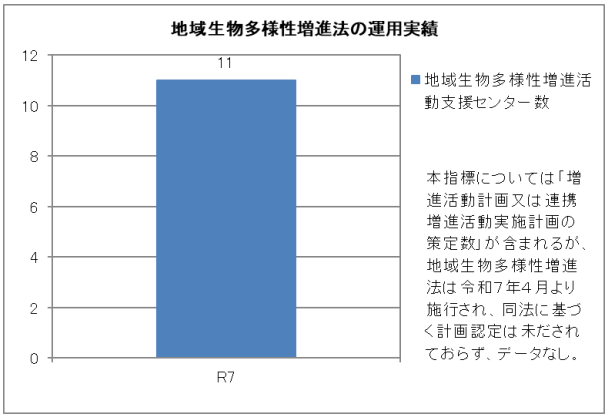

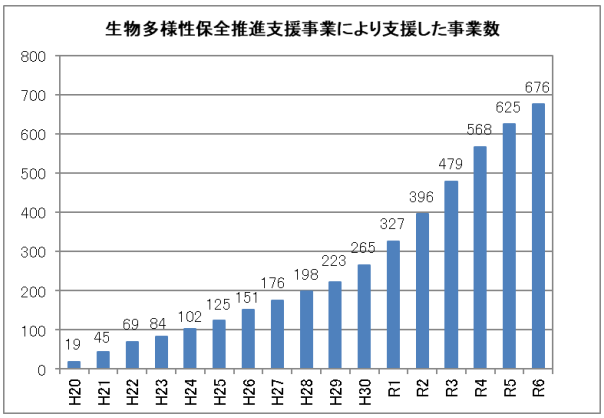

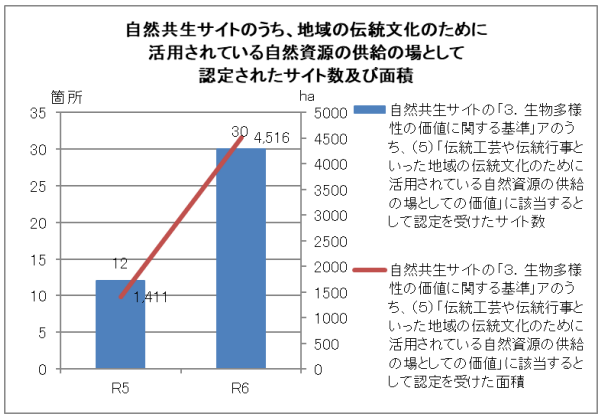

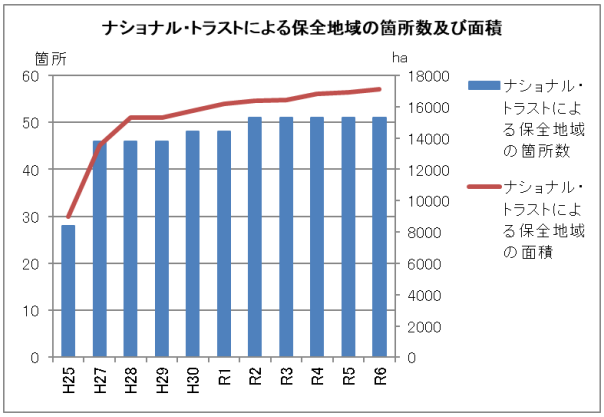

5.　基本戦略５　生物多様性に係る取組を支える基盤整備と国際連携の推進

基本戦略５　まとめと評価

状態目標は、国内外における生物多様性保全の基盤整備に向けた内容であるところ、国内の情報基盤の整備等については目標達成に向けて着実に歩み始めており、世界的な生物多様性保全のための資金の確保、及び我が国の支援による途上国の能力構築等については一定の進展があった。

行動目標については、国際協力に関する取組は順調に進捗しており、国内での学術研究の推進や長期的なモニタリングの実施、地域における計画策定支援、及び国内外での資源動員の強化等に関する取組にはそれぞれ一定の進展があった一方、国内の現場での取組を支える専門人材の育成等に係る取組については大きな進展がなかった。

（１）　状態目標 5-1　生物多様性の情報基盤が整備され、調査・研究成果や提供データ・ツールが様々なセクターで利活用されるとともに、生物多様性を考慮した空間計画下に置き、多様な空間スケールで様々な主体の連携が促進されている

①　進捗状況の評価

□達成
■目標達成に向けて順調
□進展したが、その程度は不十分
□大きな進展なし
□該当なし／適用不可
□不明

②　主な成果や進捗状況

情報基盤の整備と活用について、＜生物多様性地域戦略データベースアクセス数＞は増加傾向であり、進展が見られる。＜モニタリングサイト 1000 ダウンロード数・アクセス数＞は 2024 年度に実態に即すよう算出方法を変更し増加している。＜河川水辺の国勢調査ダウンロード数・アクセス数＞は増加傾向にあり、進展が見られる。＜自然環境保全基礎調査ダウンロード数・アクセス数＞は毎年度一定数のアクセス・ダウンロードがあり、2023 年度は特に多い。また、日本における地球規模生物多様性情報機構（GBIF）データベースへの登録数が増加傾向にあり、関連する動きにも進展が見られる。

計画策定については、＜生物多様性地域戦略を策定した地方公共団体の割合＞は増加傾向にあり、進展が見られる。

③　主な課題や今後の方針

情報基盤の整備と活用について、本中間評価に際しても、国別目標によってはデータや評価手法の不足が認められたことから、研究機関、研究者及び学術団体、その他関係機関等と連携して、観測技術・体制の強化を伴いつつ生物多様性に係る観測を継続するとともに、評価手法の高度化や、情

報基盤の一層の充実に取り組む。

計画策定については、ヘッドライン指標である＜生物多様性保全のための空間計画に含まれる陸域および海域の割合＞は現時点で算出の方法論がないため、算出できていない。今後評価に向けて手法開発を推進する。＜生物多様性国家戦略 2023-2030 の策定を踏まえ、生物多様性地域戦略を改定した地方公共団体の割合＞は数値の把握が始まったばかりであり、今後継続的な把握に努める。

④　関連指標

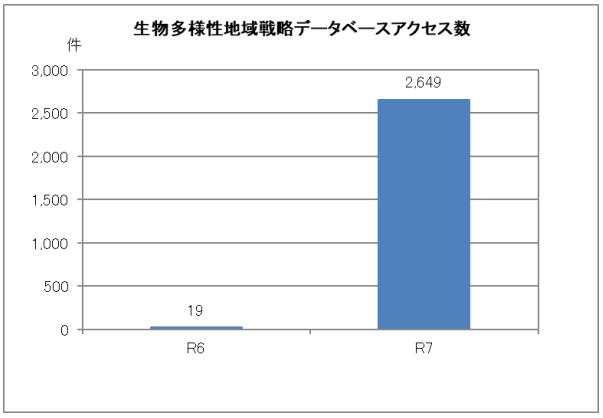

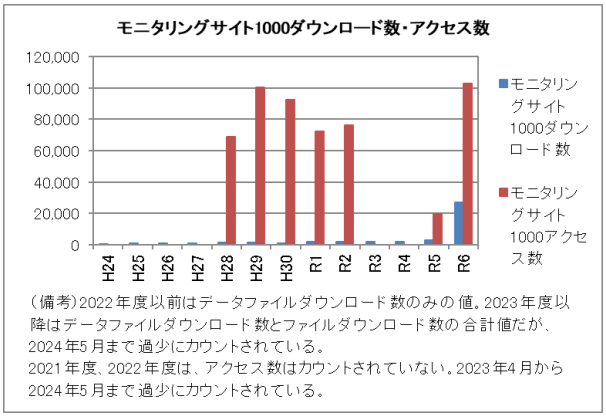

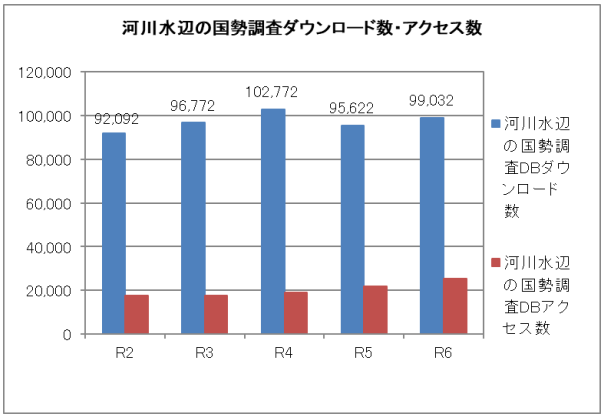

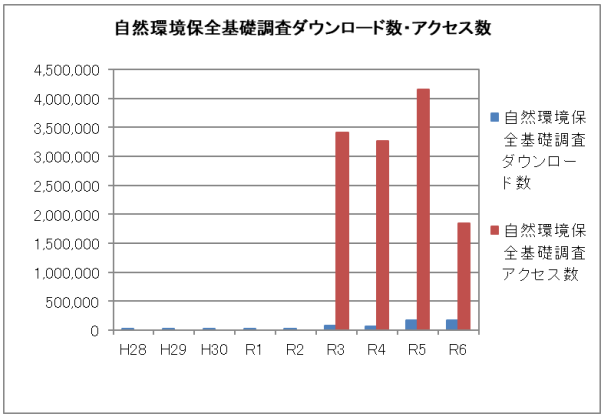

1.1 Percentage of land and sea area covered by biodiversity-inclusive spatial plans
生物多様性保全のための空間計画に含まれる陸域および海域の割合

データ不足

（状況の説明）現時点で算出の方法論がないため、提出できない。

＊ヘッドライン指標

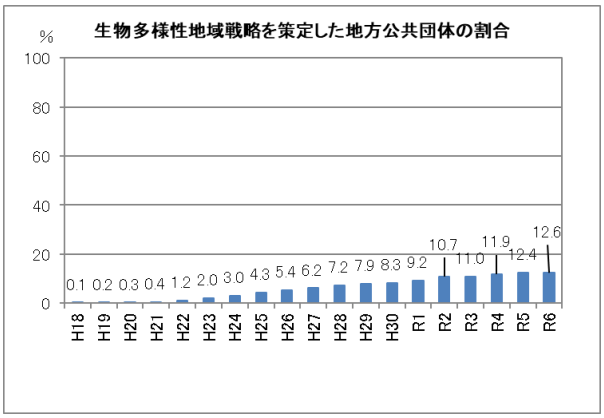

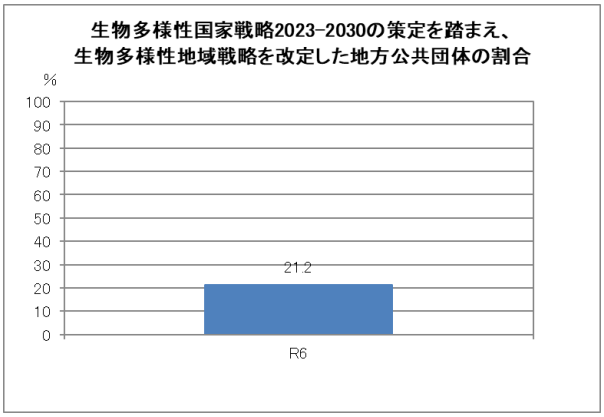
生物多様性国家戦略2023-2030の策定を踏まえ、
生物多様性地域戦略を改定した地方公共団体の割合
%
100
90
80
70
60
50
40
30
20
10
0
21.2
R6

1

（２） 状態目標 5-2 世界的な生物多様性保全に係る資金ギャップの改善に向け、生物多様性保全のための資金が確保されている

① 進捗状況の評価

□達成
□目標達成に向けて順調
■進展したが、その程度は不十分
□大きな進展なし
□該当なし／適用不可
□不明

② 主な成果や進捗状況

ヘッドライン指標である＜生物多様性および生態系の保全と持続可能な利用に関する国内の公的資金＞は 2020 年以降増加傾向にあり、進展が見られる。ヘッドライン指標である＜生物多様性および生態系の保全と持続可能な利用に関する民間資金（国内および国際的なもの）＞については 2024 年度から数値の把握を始めた。

③ 主な課題や今後の方針

ヘッドライン指標である＜生物多様性および生態系の保全と持続可能な利用に関する政府開発援助（ODA）を含む国際的な公的資金＞は 2020 年以降減少傾向にあり、今後更なる取組の推進に努める。

JBO4 中間提言では、公的資金、民間資金のいずれについても、生物多様性保全に必要とされる資金規模に対して、現時点でどれほど資金を確保できているかを評価するための指標の収集・蓄積が必要であるとしている。また、同提言では、本目標の達成に向けては、生物多様性の保全に必要な資金の確保が図られることが望まれるとしている。

④ 関連指標

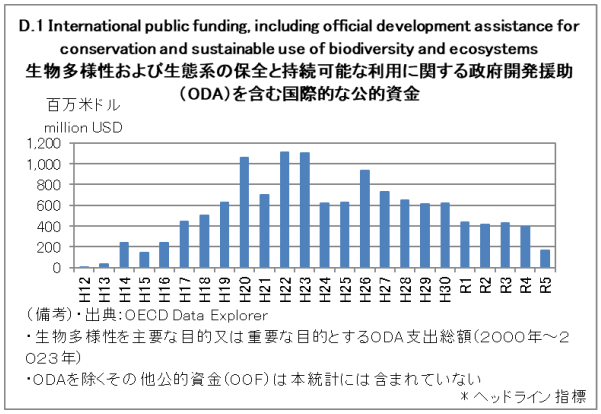

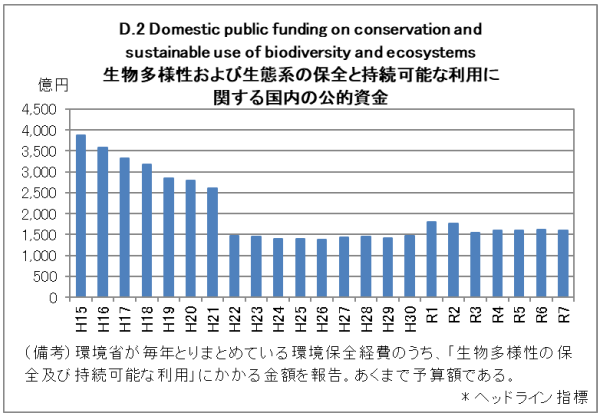

D.3 Private funding (domestic and international) on conservation and sustainable use of biodiversity and ecosystems
生物多様性および生態系の保全と持続可能な利用に関する民間資金（国内および国際的なもの）

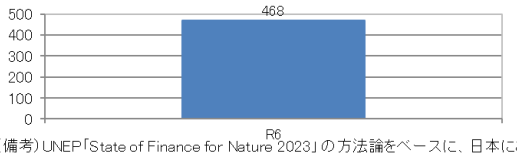

（備考）UNEP「State of Finance for Nature 2023」の方法論をベースに、日本における生物多様性および生態系の保全と持続可能な利用に関する民間資金を推計※した金額は、約468億円。（2022年度または2023年度の数値）
※推計した項目：生物多様性オフセットとクレジット、インパクト投資、環境保護NGO、クレジット市場、農家の投資、開発援助委員会（DAC）、地球環境ファシリティ（GEF）、GREEN CLIMATE FUND（GCF）等が動員する民間資金。
※PES、オフセット・クレジット、慈善活動については現時点で把握できるデータはなく、算出していない。

＊ヘッドライン指標

1

2

（３） 状態目標 5-3 我が国による途上国支援による能力構築等が進み、その結果が各国の施策に反映され、生物多様性の保全が進められている

① 進捗状況の評価

□達成
□目標達成に向けて順調
■進展したが、その程度は不十分
□大きな進展なし
□該当なし／適用不可
□不明

② 主な成果や進捗状況

JICA による技術協力や有償資金協力等を通じ、自然環境保全を担う途上国機関の体制強化と人材育成を進めており、＜自然環境保全を担う途上国機関の体制強化、人材育成人数＞は毎年一定数の進展がある。＜生物多様性日本基金第２期（JBF2）による支援を受けた国の生物多様性国家戦略改定数＞が 2023 年から集計され始め、2024 年に増加している。その他、自然環境保全分野の途上国支援プロジェクト数が 2020 年以降増加傾向にあり、進展が見られる。

③ 主な課題や今後の方針

関連指標に関しては特に課題は見られず、データの把握が始まって間もないものを含め、今後継続的な把握に努める。

JBO4 中間提言では、本目標の評価及び達成に向けては、各国の施策等への反映について把握を進めるとともに、引き続き必要な支援の充足に向けて取り組むことが望まれるとしている。

④ 関連指標

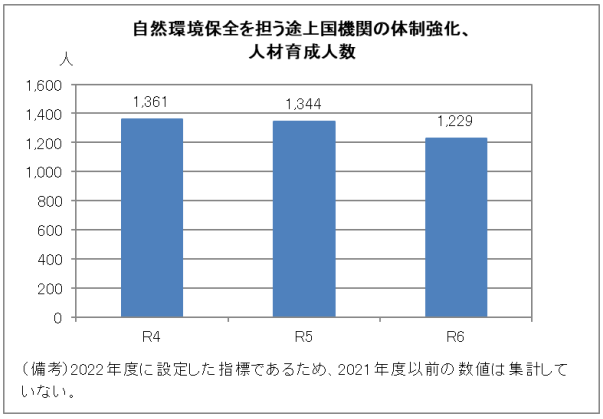

（備考）2022年度に設定した指標であるため、2021年度以前の数値は集計していない。

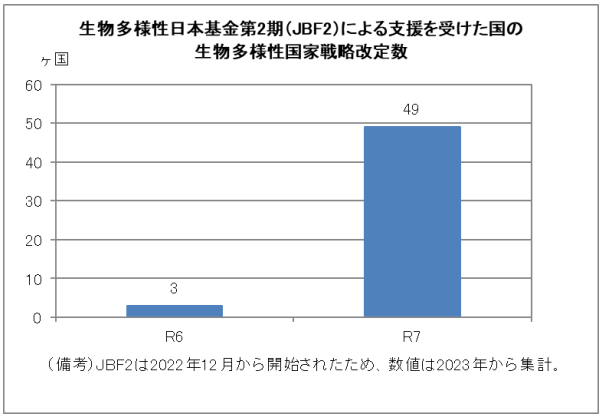

（備考）JBF2は2022年12月から開始されたため、数値は2023年から集計。

（４） 行動目標 5-1 生物多様性と社会経済の統合や自然資本の国民勘定への統合を含めた関連分野における学術研究を推進するとともに、強固な体制に基づく長期的な基礎調査・モニタリング等を実施する

① 進捗状況の評価

□達成
□目標達成に向けて順調
■進展したが、その程度は不十分
□大きな進展なし
□該当なし／適用不可
□不明

② 主な成果や進捗状況

強固な体制に基づく長期的な基礎調査・モニタリング等について、コンプリメンタリー指標である＜日本における GBIF データ累計登録数＞は、着実に増加している。また、＜水辺の国勢調査の実施河川数・ダム数＞のうち水辺の国勢調査の実施ダム数は 2020 年以降約 2 倍に増加している。

生物多様性と社会経済の統合や自然資本の国民勘定への統合を含めた関連分野における学術研究の推進について、＜環境研究総合推進費のうち生物多様性等に関する実施課題数（累計）＞は増加しており、＜環境研究総合推進費のうち自然資本の経済価値評価など生物多様性と社会経済の統合に関する実施課題数（累計）＞もわずかではあるが増加している。

さらに、主な具体的施策の取組状況や成果は下記のとおりである。

・2023 年 3 月に策定したマスタープランに基づき自然環境保全基礎調査を実施している。これまでの調査結果を用いて 2023～2025 年度に総合解析を実施し、日本全体の自然環境の現状や変化状況・傾向を分かりやすく体系的に示すため、取りまとめを行っている。

・モニタリングサイト 1000 について、毎年、全国のモニタリングサイトにおいて定量的な調査を実施し、調査データや調査報告書を公表している。2024 年には、20 年間の調査結果をとりまとめた「モニタリングサイト 1000 第 4 期とりまとめ報告書概要版」を公表した。これらの調査結果は、国や地方自治体による環境行政、民間企業が行う環境アセスメント調査、研究者の学術論文の作成、市民団体の教育・普及活動などに活用されている。

・全国の森林の状態と変化の動向を把握するため、５年を１期として、全国の森林から抽出した定点において、立木や下層植生等を調査する「森林生態系多様性基礎調査」について、第 6 期（2024～2028 年度）の調査を実施中である。また、モントリオール・プロセス参加国と協力し、FAO 林業委員会や東京で開催した国際シンポジウムを通じ、生物多様性の保全における同プロセスの基準と指標の役割や生物多様性の保全と調和した林業経営とそのモニタリングの重要性について発信した。

・環境研究総合推進費について、2025 年 6 月時点で実施中の研究課題数は 194 課題となっている。気候変動問題への対応、循環型社会の実現、自然環境との共生、環境リスク管理等による安全の確

保等、環境分野のほぼ全領域にわたる研究開発を実施している。
・2030 年までのネイチャーポジティブの実現に向けた見通しや課題等に関する中間レビュー結果を JBO4 中間提言として 2025 年中に取りまとめるべく、有識者らにより検討されている。
・野生昆虫類による花粉媒介サービスのうち、果樹および果菜類における主要な送粉昆虫 10 種群の識別が可能な AI 画像判別器を開発した。

③　主な課題や今後の方針

強固な体制に基づく長期的な基礎調査・モニタリング等について、＜全国的な自然環境のセンサス調査実施数・範囲（対象生態系と生物分類群）＞、＜長期的かつ定量的な調査を実施する地点数（モニタリングサイト 1000）＞、＜水辺の国勢調査の実施河川数・ダム数＞のうち水辺の国勢調査の実施河川数は、維持傾向にあるものの、減少している年もあり、長期的な基礎調査・モニタリング等を構築するためにも、今後も継続してこれらの数を維持もしくは増加させるための取組を推進する。

ヘッドライン指標である＜昆明・モントリオール生物多様性枠組のモニタリングのための生物多様性情報に関する指標＞について、算出できておらず、引き続き検討を進める。

さらに、主な具体的施策の課題や今後の方針は下記のとおりである。
・自然環境保全基礎調査について、マスタープランに基づいて調査を実施しているが、一部の調査についてはスケジュールどおりに実施できていない。2027 年度に予定している中間評価等を踏まえて次期計画の検討を行うことを考えている。
・モニタリングサイト 1000 について、全国に設置した約 1,000 か所のモニタリングサイトにおいて、定量的な調査を今後も継続する。
・「森林生態系多様性基礎調査」について、第 6 期の調査を継続して実施する。引き続き、モントリオール・プロセスの活動に参加し、持続可能な森林経営及びそのモニタリングに関する議論の中で生物多様性の保全に資する我が国の知見を共有し、国際的な議論に貢献する。
・環境研究総合推進費について、2023 年度に終了した 51 課題の事後評価(2024 年度評価実施）は、全ての課題が S、A 又は B となり [20]、上位２段階（S、A 評価）の比率は 96%（49/51 課題）となった。2019-2023 年度の実績平均値（93%）と同程度を確保している。引き続き、高い水準を維持するために研究課題のフォロー等を行う。
・JBO4 中間提言のとりまとめにあたって評価指標の不足が明らかになりつつあることを踏まえて、2028 年度に予定されている JBO4 本体のとりまとめに資する目的で、研究機関、研究者及び学術団体、その他関係機関等と連携して、データ解析基盤の開発とともに新たな指標の開発を進める。
・送粉昆虫の訪花頻度などから果樹・果菜類の着果率を推定するアルゴリズムを構築しており、今後、開発した画像判別器を利用して、撮影した昆虫の写真から着果率を直接推定する技術の開発を進める。

[20] 評価が高い方から順に S、A、B、C、D の５段階で評価している。

④　関連指標

21.1 Indicator on biodiversity information for monitoring the Kunming–Montreal Global Biodiversity Framework
昆明・モントリオール生物多様性枠組のモニタリングのための生物多様性情報に関する指標

データ不足

（状況の説明）現時点で算出されたデータはない。

＊ヘッドライン指標

全国的な自然環境のセンサス調査実施数・範囲（対象生態系と生物分類群）

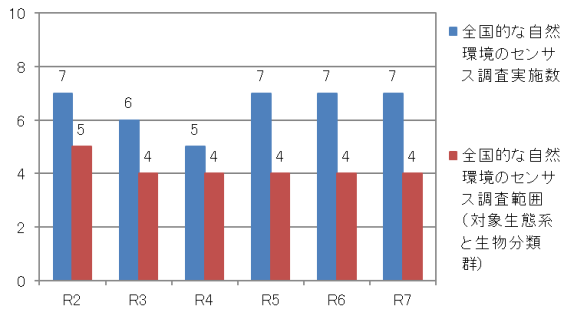

長期的かつ定量的な調査を実施する地点数（モニタリングサイト1000）

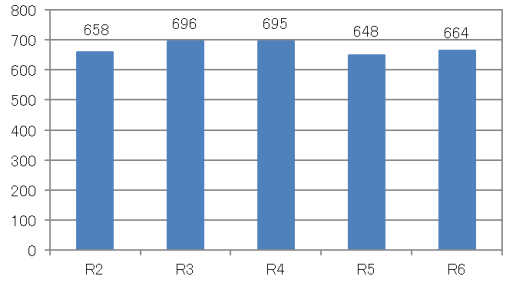

（備考）毎年整理しているサイト情報一覧から整理。2025年の地点数はまだ確定していないため未記載。

水辺の国勢調査の実施河川数・ダム数

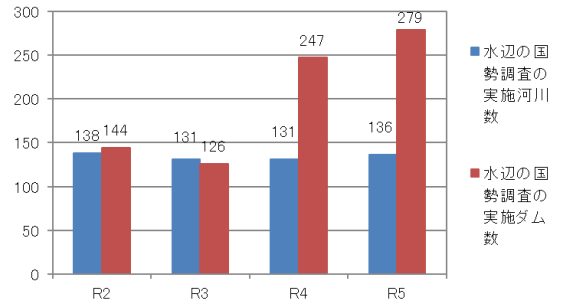

21.CY.2 Growth in species occurrence records accessible through the Global Biodiversity Information Facility
日本におけるGBIFデータ累計登録数

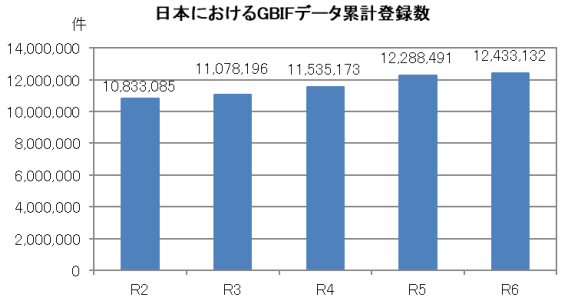

＊コンプリメンタリー指標

環境研究総合推進費のうち自然資本の経済価値評価など生物多様性と社会経済の統合に関する実施課題数（累計）

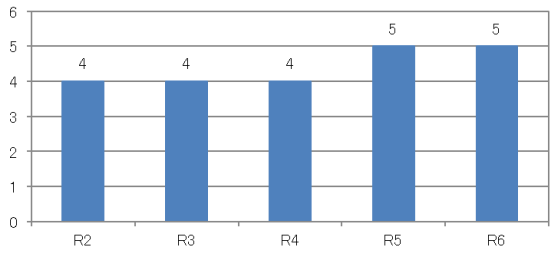

環境研究総合推進費のうち生物多様性等に関する実施課題数（累計）

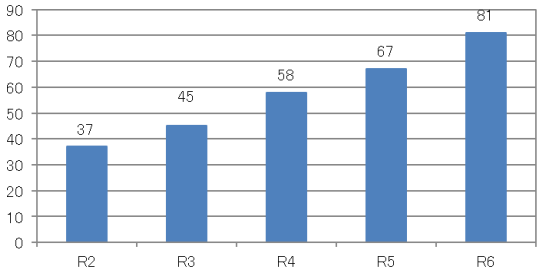

1

（５）　行動目標 5-2　効果的かつ効率的な生物多様性保全の推進、適正な政策立案や意思決定、活動への市民参加の促進を図るため、データの発信や活用に係る人材の育成やツールの提供を行う

①　進捗状況の評価

□達成
□目標達成に向けて順調
□進展したが、その程度は不十分
■大きな進展なし
□該当なし／適用不可
□不明

②　主な成果や進捗状況

主な具体的施策の取組状況や成果は下記のとおりである。なお、本目標については改善傾向を示す関連指標はない。

・「生物多様性地域戦略データベース」により、生物多様性地域戦略に係る情報の可視化を図った。

・「いきものログ」に登録された生物多様性情報を GBIF 等へ継続して共有している。GBIF への累計データ登録数については 1,112,942 件であり目標を達成している。

・新たな河川環境情報図の整備や新技術による環境調査などの検討を進めており、環境調査では、航空写真等を活用した植生図作成や環境 DNA を用いた魚類調査を、河川水辺の国勢調査に導入することを予定している。また、河川生態学術研究など河川環境に関する調査・研究について学識経験者や各種機関と連携して推進するとともに成果の活用を図っている。

・海洋生物に関する多様なデータの収集・選別技術やビッグデータ生成・解析技術の高度化を順調に進めている。

③　主な課題や今後の方針

＜市民参加型調査を実施している関係主体（国・地方公共団体、企業・団体、NPO 等）の数＞や＜生物多様性情報の情報源情報（メタデータ）の登録件数＞は減少傾向にあり、今後更なる取組の推進に努める。

さらに、主な具体的施策の課題や今後の方針は下記のとおりである。

・作成した生物多様性地域戦略データベースを維持し、また、その内容を更新し、データベースの活用を促す。

・引き続き、GBIF 等への生物多様性情報の共有、「いきものログ」の運営を続け、我が国の生物分布に関するデータの安定・継続的な収集と把握の促進を継続する。

・環境情報の把握では多大な労力を要することから、新たな河川環境情報図の整備や新技術による環境調査の実施などにより、河川環境管理の高度化・効率化を図る。また、河川生態学術研究など河川環境に関する調査・研究について学識経験者や各種機関と連携して推進するとともに成果の活

用を図る。

・様々な取り組みにより海洋生物に関する多様なデータは順調に蓄積されているところであり、今後は社会課題等のニーズを踏まえて社会実装の在り方などの検討を進め、引き続き社会実装に向けて研究開発等を取り組む。

④　関連指標

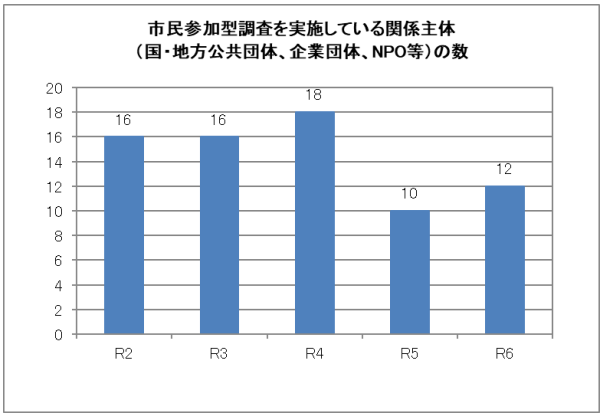

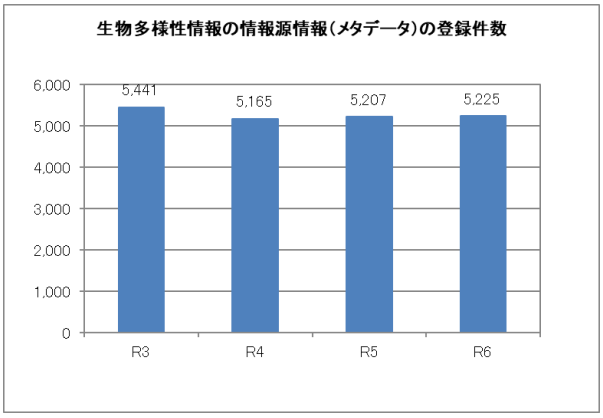

（６） 行動目標 5-3 生物多様性地域戦略を含め、多様な主体の参画の下で統合的な取組を進めるための計画策定支援を強化する

① 進捗状況の評価

□達成
□目標達成に向けて順調
■進展したが、その程度は不十分
□大きな進展なし
□該当なし／適用不可
□不明

② 主な成果や進捗状況

＜生物多様性地域戦略策定の手引き改定＞は 2023 年度に行われた実績がある。また、＜生物多様性国家戦略 2023-2030 を踏まえた生物多様性地域戦略の策定・改定に際し、技術的支援等を実施した地方公共団体数＞は 2023 年度以降毎年度一定数あり、進展が見られる。

さらに、主な具体的施策の取組状況や成果は下記のとおりである。

・地方公共団体が、生物多様性の保全をはじめとする各種地域課題の解決に向け、実践的な生物多様性地域戦略を策定・改定するにあたり、必要となる情報の提供や専門家派遣等の技術的支援・伴走支援を行っている。

・「第六次国土利用計画（全国計画）」を 2023 年７月に策定し、国土利用の基本方針として「健全な生態系の確保によりつながる国土利用・管理」の方向性を示した。また、「国土利用計画（市町村計画）策定の手引き」を 2025 年４月に策定し、市町村計画の策定・改定を促進した。さらに、管理構想について、都道府県、市町村及び地域の各レベルにおいて、策定の支援や人材育成研修の実施等に取り組んだ。

・生物多様性に関する会議における、女性の参加比率の向上に努めている。また、オンラインを積極的に活用するなど検討会等の開催形態や参画方法について配慮している。

③ 主な課題や今後の方針

関連指標に関しては、取組が始まって間もないものを含め、今後継続的な把握に努める。

さらに、主な具体的施策の課題や今後の方針は下記のとおりである。

・地方公共団体による生物多様性地域戦略の策定数の増加に向けて、技術的支援等を継続する。

・国土利用計画（都道府県計画、市町村計画）やそれらの実行計画となる管理構想については、取組意欲の喚起等が課題となっており、引き続き、都道府県及び市町村に対して国土利用計画の策定・改定を促すとともに、都道府県、市町村及び地域の管理構想の取組の普及促進を図る。

・引き続き、生物多様性に関する会議における女性の参加比率の向上に努めるとともに、検討会等の開催形態や参画方法について配慮を進める。

④　関連指標

生物多様性地域戦略策定の手引き改定 [Yes/No]

Yes

（備考）2023年に「生物多様性地域戦略策定の手引き（令和5年度改定版）」を公表した。

生物多様性国家戦略2023-2030を踏まえた生物多様性地域戦略の策定改定に際し、技術的支援等を実施した地方公共団体数

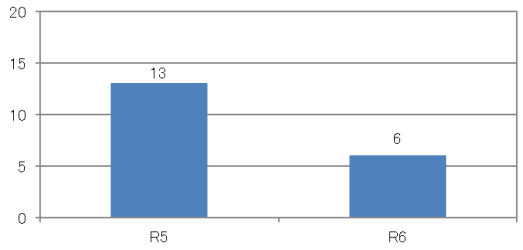

（７） 行動目標 5-4 生物多様性に有害なインセンティブの特定・見直しの検討を含め、資源動員の強化に向けた取組を行う

① 進捗状況の評価

□達成
□目標達成に向けて順調
■進展したが、その程度は不十分
□大きな進展なし
□該当なし／適用不可
□不明

② 主な成果や進捗状況

資源動員の強化に向けた取組のベースとなる＜国内における資源動員の算出＞はなされている。

さらに、主な具体的施策の取組状況や成果は下記のとおりである。

・自然共生サイトを法制化する「地域生物多様性増進法」が 2025 年４月から施行され、自然共生サイトに対して支援を行った者に対して「支援証明書」を国が発行する制度の本格運用を 2025 年 8 月から開始した。また、土地所有に係る負担軽減については、長期的な保全をし易くするべく、「生物多様性維持協定」が締結された一定の土地について、相続税・贈与税の評価額を 20%減額することとなった。

・「昆明・モントリオール生物多様性枠組基金」に拠出を行ったほか、生物多様性日本基金を通じて生物多様性条約事務局及び国連開発計画への継続的な拠出、また SATOYAMA イニシアティブ国際パートナーシップ事務局への継続的な拠出を行い、これらの資金を通じ、世界的な生物多様性の保全及び持続可能な利用を推進した。

③ 主な課題や今後の方針

ヘッドライン指標である＜生物多様性の保全と持続可能な利用を促進するために設けられた正のインセンティブ＞、＜生物多様性にとって有害な補助金やその他インセンティブの価額＞は算出できておらず、引き続き検討を進める。有益な奨励措置の増加と優良事例の情報発信等に取り組むとともに、国内の補助金を含む各種奨励措置について生物多様性に有害なものがある場合にはその在り方の見直しを検討する。

さらに、主な具体的施策の課題や今後の方針は下記のとおりである。

・自然共生サイトについて、国内企業に対する支援証明書制度の制度普及を行っていく。

・我が国からの継続的な拠出を行うべく国民及び関係者の理解促進を図ること、また民間を含めた全てのソースからの資源動員を推進することが課題であり、今後も、拠出の効果について積極的な情報発信を推進する。

1　　④　関連指標

18.1 Positive incentives in place to promote biodiversity conservation and sustainable use
生物多様性の保全と持続可能な利用を促進するために設けられた正のインセンティブ

データ不足

（状況の説明）OECD PINEデータベースへの日本の取り組み追加の可能性について、OECD側に打診中。

＊ヘッドライン指標

国内における資源動員の算出[Yes/No]

Yes

（備考）2024年に以下3つのヘッドライン指標を算出している。
・生物多様性および生態系の保全と持続可能な利用に関する政府開発援助（ODA）を含む国際的な公的資金
・生物多様性および生態系の保全と持続可能な利用に関する国内の公的資金
・生物多様性および生態系の保全と持続可能な利用に関する民間資金（国内および国際的なもの）

18.2 Value of subsidies and other incentives harmful to biodiversity
生物多様性にとって有害な補助金やその他インセンティブの価額

データ不足

（状況の説明）「OECDによる有害補助金の特定に関するガイドライン（作成中）」を参照できる可能性も含めて検討中。

＊ヘッドライン指標

2

（８） 行動目標 5-5 我が国の知見を活かした国際協力を進める

① 進捗状況の評価

□達成
■目標達成に向けて順調
□進展したが、その程度は不十分
□大きな進展なし
□該当なし／適用不可
□不明

② 主な成果や進捗状況

＜生物多様性日本基金第２期（JBF2）により支援した国の数＞、＜生物多様性日本基金を通じ生物多様性条約事務局が主催した能力構築等の会議開催累積数＞、＜生物多様性日本基金を通じ COMDEKS（SATOYAMA イニシアティブ推進プログラム）により支援した途上国の数＞、＜GBIF に対して日本から登録されたデータの累計登録数＞はいずれも増加傾向であり、進展が見られる。

さらに、主な具体的施策の取組状況や成果は下記のとおりである。

・国連大学サステイナビリティ高等研究所とともに、SATOYAMA イニシアティブ国際パートナーシップを推進するとともに、生物多様性日本基金第 2 期（JBF2）を通じて SATOYAMA イニシアティブ推進プログラム（COMDEKS）フェーズ４を国連開発計画、経団連自然保護協議会とともに 2023 年に開始し、SATOYAMA イニシアティブの現場におけるランドスケープレベルのプロジェクトを推進した。SATOYAMA イニシアティブの参加国数、団体数及び協力活動数はいずれも増加しており、各国への SATOYAMA イニシアティブの普及が進んでいる。

・JICA による技術協力を通じ、開発途上国における持続可能な森林経営や生物多様性保全への取組を推進した。

・IPBES の取り組みである技術支援機関（TSU）の活動（シナリオ・モデルタスクフォース）を支援した。また、作成されたアセスメントレポートの翻訳や一般向けセミナーの開催等、日本国内における普及啓発を実施した。

・生物多様性日本基金第 2 期を通じて、生物多様性国家戦略及び行動計画（NBSAP）ダイアローグの開催支援等を実施し､昆明･モントリオール生物多様性枠組の途上国等における実施に貢献した。

③ 主な課題や今後の方針

関連指標に関しては、取組が始まって間もないものを含め、今後継続的な把握に努める。

さらに、主な具体的施策の課題や今後の方針は下記のとおりである。

・二次的自然環境の持続可能な利用と保全に関する国際的な理解の醸成については一定の進展はあったものの引き続き継続的な取組が必要であり、各種会議等の場を通じて二次的自然環境の持続可能な利用と保全の重要性についてインプットを行うとともに、各国政府に対して個別に働きかけを行う。

・JICA による技術協力を通じ、開発途上国における持続可能な森林経営や生物多様性保全への取組を引き続き推進する。

・引き続き、IPBES 総会への出席やアセスメント文書へのインプット、技術支援機関（TSU）の日本国内の組織によるホスト、国内における普及啓発を推進し、IPBES の活動に貢献する。

・生物多様性日本基金第 2 期が 2028 年に終期を迎える予定である中で、昆明・モントリオール生物多様性枠組の目標年である 2030 年まで途上国へ継続的な支援を行うこと、及び 2030 年以降の枠組に向けた議論に貢献していくことが課題であり、必要な予算を確保できるよう関係者の理解を促進する。

④　関連指標

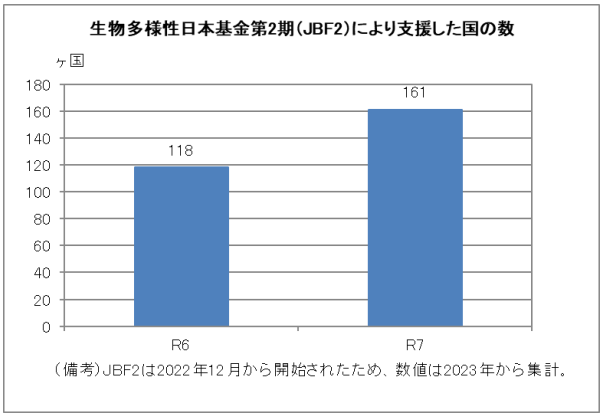

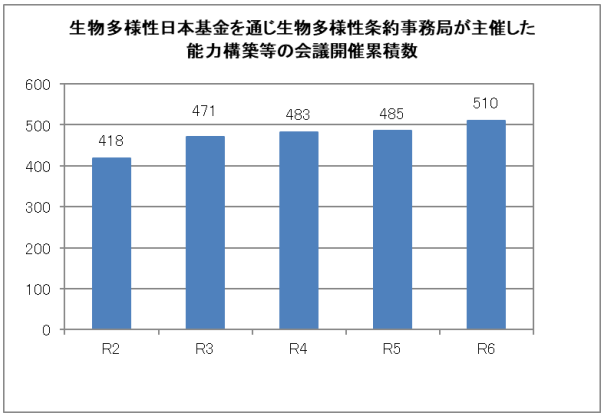

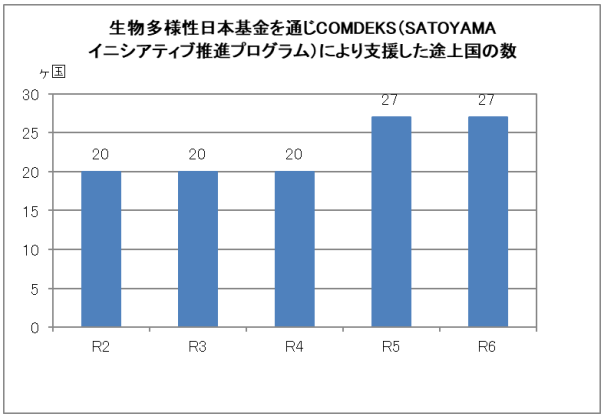

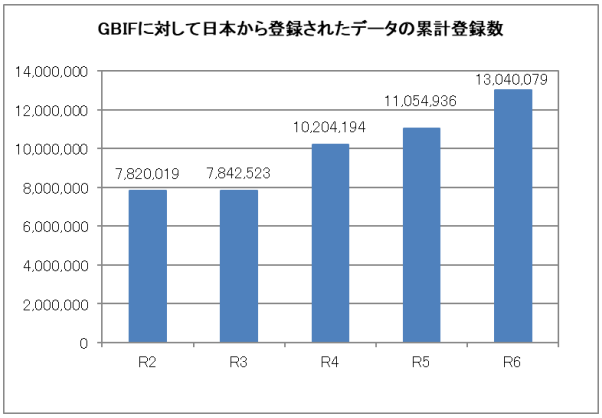

第２部　行動計画の進捗状況

第２部では、国家戦略 2023-2030 の第２部行動計画で掲げた 392 の具体的施策について、進捗評価、取組状況と成果、課題と今後の方針等を施策ごとに点検した。

１．具体的施策の進捗状況の総括

具体的施策を５つの項目から評価した進捗状況の結果を基本戦略ごとにとりまとめた。

表2－1　基本戦略1に対応する第2部の具体的施策の進捗状況

評価区分・内容			中間評価施策数（割合）						
			行動目標 ※						計
			1-1	1-2	1-3	1-4	1-5	1-6	
既に達成済み			1	4	3	0	0	1	9（7.2%）
	a+既に達成済み	施策が戦略期間内に掲げる指標/目標を達成したが、さらなる状況の改善等や長期的な目標達成に向けて施策を継続する場合	1	4	2	0	0	1	8（6.4%）
	a 既に達成済み	施策が戦略期間内に掲げる指標/目標を達成し、終了した場合	0	0	1	0	0	0	1（0.8%）
b 進捗中		一定の取組を行っているが、施策が戦略期間内に掲げる指標/目標を達成していない場合	22	34	44	2	9	5	116（92.8%）
c 検討中		施策に未着手だが今後実施され、かつ当初の想定どおりに達成される見込みの場合	0	0	0	0	0	0	0（0.0%）
d その他		施策の進捗が当初の想定よりも大幅に遅れている、施策を中止した等、上記に当てはまらない場合	0	0	0	0	0	0	0（0.0%）
計			23	38	47	2	9	6	125（100%）

※各行動目標の内容は下記のとおりである。

行動目標 1-1　陸域及び海域の 30%以上を保護地域及び OECM により保全するとともに、それら地域の管理の有効性を強化する

行動目標 1-2　土地利用及び海域利用による生物多様性への負荷を軽減することで生態系の劣化を防ぐとともに、既に劣化した生態系の 30%以上の再生を進め、生態系ネットワーク形成に資する施策を実施する

行動目標 1-3　汚染の削減（生物多様性への影響を減らすことを目的として排出の管理を行い、環境容量を考慮した適正な水準とする）や、侵略的外来種による負の影響の防止・削減（侵略的外来種の定着率を 50%削減等）に資する施策を実施する

行動目標 1-4　気候変動による生物多様性に対する負の影響を最小化する

行動目標 1-5　希少野生動植物の法令に基づく保護を実施するとともに、野生生物の生息・生育状況を改善するための取組を進める

行動目標 1-6　遺伝的多様性の保全等を考慮した施策を実施する

表2－2 基本戦略2に対応する第2部の具体的施策の進捗状況

評価区分・内容			中間評価施策数（割合）					
			行動目標 ※					計
			2-1	2-2	2-3	2-4	2-5	
既に達成済み			0	3	0	0	0	3（4.0%）
	a+既に達成済み	施策が戦略期間内に掲げる指標/目標を達成したが、さらなる状況の改善等や長期的な目標達成に向けて施策を継続する場合	0	3	0	0	0	3（4.0%）
	a 既に達成済み	施策が戦略期間内に掲げる指標/目標を達成し、終了した場合	0	0	0	0	0	0（0.0%）
b 進捗中		一定の取組を行っているが、施策が戦略期間内に掲げる指標/目標を達成していない場合	8	34	11	4	15	72（96.0%）
c 検討中		施策に未着手だが今後実施され、かつ当初の想定どおりに達成される見込みの場合	0	0	0	0	0	0（0.0%）
d その他		施策の進捗が当初の想定よりも大幅に遅れている、施策を中止した等、上記に当てはまらない場合	0	0	0	0	0	0（0.0%）
計			8	37	11	4	15	75（100%）

※各行動目標の内容は下記のとおりである。

行動目標 2-1　生態系が有する機能の可視化や、一層の活用を推進する

行動目標 2-2　森・里・川・海のつながりや地域の伝統文化の存続に配慮しつつ自然を活かした地域づくりを推進する

行動目標 2-3　気候変動緩和・適応にも貢献する自然再生を推進するとともに、吸収源対策・温室効果ガス排出削減の観点から現状以上の生態系の保全と活用を進める

行動目標 2-4　再生可能エネルギー導入における生物多様性への配慮を推進する

行動目標 2-5　野生鳥獣との軋轢緩和に向けた取組を強化する

表2－3 基本戦略3に対応する第2部の具体的施策の進捗状況

評価区分・内容			中間評価施策数（割合）				
			行動目標 ※				計
			3-1	3-2	3-3	3-4	
既に達成済み			0	0	0	2	2 （4.7%）
	a+既に達成済み	施策が戦略期間内に掲げる指標/目標を達成したが、さらなる状況の改善等や長期的な目標達成に向けて施策を継続する場合	0	0	0	0	0 （0.0%）
	a 既に達成済み	施策が戦略期間内に掲げる指標/目標を達成し、終了した場合	0	0	0	2	2 （4.7%）
b 進捗中		一定の取組を行っているが、施策が戦略期間内に掲げる指標/目標を達成していない場合	6	4	4	27	41 （95.3%）
c 検討中		施策に未着手だが今後実施され、かつ当初の想定どおりに達成される見込みの場合	0	0	0	0	0 （0.0%）
d その他		施策の進捗が当初の想定よりも大幅に遅れている、施策を中止した等、上記に当てはまらない場合	0	0	0	0	0 （0.0%）
計			6	4	4	29	43 （100%）

※各行動目標の内容は下記のとおりである。

行動目標 3-1　企業による生物多様性への依存度・影響の定量的評価、現状分析、科学に基づく目標設定、情報開示を促すとともに、金融機関・投資家による投融資を推進する基盤を整備し、投融資の観点から生物多様性を保全・回復する活動を推進する

行動目標 3-2　生物多様性保全に貢献する技術・サービスに対する支援を進める

行動目標 3-3　遺伝資源の利用に伴う ABS を実施する

行動目標 3-4　みどりの食料システム戦略に掲げる化学農薬使用量（リスク換算）の低減や化学肥料使用量の低減、有機農業の推進などを含め、持続可能な環境保全型の農林水産業を拡大させる

表2－4 基本戦略4に対応する第2部の具体的施策の進捗状況

評価区分・内容			中間評価施策数（割合）					
			行動目標 ※					計
			4-1	4-2	4-3	4-4	4-5	
既に達成済み			0	1	0	0	1	2（4.7%）
	a+既に達成済み	施策が戦略期間内に掲げる指標/目標を達成したが、さらなる状況の改善等や長期的な目標達成に向けて施策を継続する場合	0	1	0	0	1	2（4.7%）
	a 既に達成済み	施策が戦略期間内に掲げる指標/目標を達成し、終了した場合	0	0	0	0	0	0（0.0%）
b 進捗中		一定の取組を行っているが、施策が戦略期間内に掲げる指標/目標を達成していない場合	8	14	5	8	6	41（95.3%）
c 検討中		施策に未着手だが今後実施され、かつ当初の想定どおりに達成される見込みの場合	0	0	0	0	0	0（0.0%）
d その他		施策の進捗が当初の想定よりも大幅に遅れている、施策を中止した等、上記に当てはまらない場合	0	0	0	0	0	0（0.0%）
計			8	15	5	8	7	43（100%）

※各行動目標の内容は下記のとおりである。

行動目標 4-1　学校等における生物多様性に関する環境教育を推進する

行動目標 4-2　日常的に自然とふれあう機会を提供することで、自然の恩恵や自然と人との関わりなど様々な知識の習得や関心の醸成、人としての豊かな成長を図るとともに、人と動物の適切な関係についての考え方を普及させる

行動目標 4-3　国民に積極的かつ自主的な行動変容を促す

行動目標 4-4　食品ロスの半減及びその他の物質の廃棄を減少させることを含め、生物多様性に配慮した消費行動を促すため、生物多様性に配慮した選択肢を周知啓発するとともに、選択の機会を増加させ、インセンティブを提示する

行動目標 4-5　伝統文化や地域知・伝統知も活用しつつ地域における自然環境を保全・再生する活動を促進する

表2－5 基本戦略5に対応する第2部の具体的施策の進捗状況

評価区分・内容			中間評価施策数（割合）					
			行動目標 ※					計
			5-1	5-2	5-3	5-4	5-5	
既に達成済み			2	0	0	1	1	4（3.8%）
	a+既に達成済み	施策が戦略期間内に掲げる指標/目標を達成したが、さらなる状況の改善等や長期的な目標達成に向けて施策を継続する場合	2	0	0	1	1	4（3.8%）
	a 既に達成済み	施策が戦略期間内に掲げる指標/目標を達成し、終了した場合	0	0	0	0	0	0（0.0%）
b 進捗中		一定の取組を行っているが、施策が戦略期間内に掲げる指標/目標を達成していない場合	29	22	5	5	41	102（96.2%）
c 検討中		施策に未着手だが今後実施され、かつ当初の想定どおりに達成される見込みの場合	0	0	0	0	0	0（0.0%）
d その他		施策の進捗が当初の想定よりも大幅に遅れている、施策を中止した等、上記に当てはまらない場合	0	0	0	0	0	0（0.0%）
計			31	22	5	6	42	106（100%）

※各行動目標の内容は下記のとおりである。

行動目標 5-1　生物多様性と社会経済の統合や自然資本の国民勘定への統合を含めた関連分野における学術研究を推進するとともに、強固な体制に基づく長期的な基礎調査・モニタリング等を実施する

行動目標 5-2　効果的かつ効率的な生物多様性保全の推進、適正な政策立案や意思決定、活動への市民参加の促進を図るため、データの発信や活用に係る人材の育成やツールの提供を行う

行動目標 5-3　生物多様性地域戦略を含め、多様な主体の参画の下で統合的な取組を進めるための計画策定支援を強化する

行動目標 5-4　生物多様性に有害なインセンティブの特定・見直しの検討を含め、資源動員の強化に向けた取組を行う

行動目標 5-5　我が国の知見を活かした国際協力を進める

２．具体的施策の点検結果

具体的施策の進捗状況を個別に全て点検し、その結果を一覧表にとりまとめた。記載内容は以下のとおりである。

■施策番号

国家戦略 2023-2030 に記載している施策番号。以下のとおり指標ごとに番号を記載している。

（例）行動目標 1-1 の１つめの指標　→　1-1-1

行動目標 1-2 の１つめの指標　→　1-2-1

■施策名

国家戦略 2023-2030 に記載している施策の名称。

■施策の概要

国家戦略 2023-2030 に記載している施策の概要。

■重点

国家戦略 2023-2030 に記載している重点施策に該当する場合、「○」をつけている。

■進捗評価

国家戦略 2023-2030 の策定時（令和５年３月）以降の施策の進捗状況を、次の５つで記載している。

・a+既に達成済み：施策が戦略期間内に掲げる指標の目標値/目標を達成した（取組が十分に進捗している場合を含む）が、さらなる状況の改善等や長期的な目標達成に向けて施策を継続する場合

・a 既に達成済み：施策が戦略期間内に掲げる指標の目標値/目標を達成し、終了した場合

・ｂ進捗中　：一定の取組を行っているが、施策が戦略期間内に掲げる指標の目標値/目標を達成していない場合

・c 検討中　：施策に未着手だが今後実施され、かつ当初の想定どおりに達成される見込みの場合

・d その他　：施策の進捗が当初の想定よりも大幅に遅れている、施策を中止した等、上記に当てはまらない場合

■施策の取組状況と成果

進捗状況の評価の根拠となった取組と成果を記載している。

■課題と今後の方針

施策の進捗に当たっての課題や今後の方針、特記事項等を記載している。

■指標/目標

国家戦略 2023-2030 の具体的施策に記載している内容。

■国家戦略策定時の現状値・目標値

国家戦略 2023-2030 の具体的施策に記載している内容。

■点検値

現時点での値が示せる施策について、基本的には令和７年６月末時点で数値の把握が可能な最新の値及び時期を記載している。

■予算事業名

当該施策に関する予算事業名を記載している。

■関係制度・法令名称

当該施策に関する関係制度・法令名称を記載している。

施策番号	施策名	施策の概要	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	指標目標名	当初の値と目標値	点検値	予算事業名	関係制度・法令名称
基本戦略1　生態系の健全性の回復										
行動目標1-1 陸域及び海域の30%以上を保護地域及びOECM により保全するとともに、それら地域の管理の有効性を強化する										
1-1-1	**国立・国定公園の大規模拡張** ➢国立・国定公園総点検事業フォローアップ	2022年度に選定する国立・国定公園の新規指定・大規模拡張候補地を主な対象として、関係機関と調整の上、2030年までに新規指定や大規模拡張等の調整を順次進める。【環境省】	b 進捗中	2022年度に選定された国立・国定公園の新規指定・大規模拡張候補地の内、令和6年度には35か所目の国立公園として、日高山脈襟裳十勝国立公園の新規指定、阿蘇の草原を中心に、阿蘇くじゅう国立公園の大規模拡張を行った。	引き続き、他地域についても、基礎情報の収集整理を継続するとともに、自然環境や社会条件等の調査及び土地所有者等との調整を進める。	新規指定及び大規模拡張を実施した国立・国定公園数（累積）	現状値　－ 目標値　14箇所 （2030年）	2箇所 （2025年 6月時点）	国立・国定公園新規指定等推進事業	自然公園法第5～8条、22条
	国立・国定公園の大規模拡張 ➢海域公園地区の倍増	海域については、特に景観・利用の観点からも重要で生物多様性の保全にも寄与する沿岸域において国立公園の海域公園地区の面積を2030年までに倍増させることを目指す。【環境省】	b 進捗中	令和3年度以降、利尻礼文サロベツ国立公園、富士箱根伊豆国立公園、吉野熊野国立公園において、海域公園地区の新規指定および拡張を行った。	他地域についても、基礎情報の収集整理を継続するとともに、自然環境や社会条件等の調査及び土地所有者等との調整を進める。	海域公園地区の面積	現状値　55,088ha 目標値 110,176ha （2030年）	59,817.5ha （2025年 6月時点）	国立・国定公園新規指定等推進事業	自然公園法
1-1-2	国立・国定公園の公園計画の点検強化	保護地域の管理の質の向上のため、国立・国定公園総点検事業フォローアップ結果や自然公園制度の見直しも踏まえて国立・国定公園の再検討や点検作業を強化し、必要に応じて周辺エリアの公園編入や地種区分の格上げを進める。【環境省】	b 進捗中	国立公園において9地域（計画）の公園計画の見直しを行った。	公園区域及び公園計画の見直しを着実に進める。	公園計画の前回点検から10年未満の国立公園地域（計画）数	現状値　25地域（計画） （2022年） 目標値　50地域（計画） （2030年）	28地域（計画） （2025年 6月時点）	国立・国定公園新規指定等推進事業	自然公園法第5～8条、22条
1-1-3	**国立・国定公園の管理強化** ➢国立公園等の管理体制の強化	環境省現地職員の増員や自然の風景地等を管理する公園管理団体の指定の促進等により、国立公園の管理体制の強化を進める。また、自然公園指導員やパークボランティアを養成することにより、自然公園等の適正な利用とその保護活動の充実を図る。【環境省】	b 進捗中	・現在、7団体を国立公園の公園管理団体として指定している。 ・国立公園等でボランティア活動される方々に対し、地域単位で研修会を開催し、知識の深化や近年の自然環境動向を共有する等、国立公園等での適正な利用とその保護活動の充実を図っている。	・環境省現地職員の増員や、公園管理団体の指定の促進等を進める。 ・自然公園指導員やパークボランティアを養成する。国立公園内で活動されている方の高齢化が課題であるが、世代交代を促しながら自然公園指導員やパークボランティアを継続的に養成し、自然公園等の適正な利用とその保護活動の充実を図る。	①公園管理団体の指定数 ②パークボランティア登録者数 ③自然公園指導員登録者数	①現状値　7団体 （2022年度末） 目標値　15団体以上 （2030年度末） ②現状値　1,284人 （2021年度末） 目標値　前年度以上 ③現状値　2,266人 （2022年1月時点） 目標値　前年度以上	①7団体 （2025年 6月時点） ②1,308人 （2025年 6月時点） ③1,912人 （2025年 6月時点）	国立公園等民間活用特定自然環境保全活動（グリーンワーカー事業）、 国立公園等地域連携プログラム強化事業、自然公園等利用ふれあい推進事業費	自然公園法
	国立・国定公園の管理強化 ➢地域参加型の管理強化	国立公園等において、地域の自然状況を熟知した地元の民間事業者等を活用し、官民一体となり自然環境保全活動を実施し、民間主体による管理保全体制の充実を図る（グリーンワーカー事業）。また、海域のうち、サンゴ、藻場等の優れた景観を有する海域公園地区において、サンゴの食害被害を防ぐためオニヒトデを駆除するなど、保護と利用の両立を目的とした優れた管理体制の確立や効果的な管理手法を導入して対策を実施する（マリンワーカー事業）。【環境省】	b 進捗中	2024度は全国で227件のグリーンワーカー事業及び59件のマリンワーカー事業を実施した。	国立公園等において、民間主体による管理保全体制の充実を進める。海域を有する国立公園等において、優れた管理体制の確立や効果的な管理手法の導入を推進する。				国立公園等民間活用特定自然環境保全活動（グリーンワーカー事業）、国立・国定公園の海域適正管理強化事業（マリンワーカー事業）	
	国立・国定公園の管理強化 ➢国立公園における利用の調整	利用者の集中など過剰利用による植生破壊や野生動物の生息環境のかく乱の防止、質の高い自然体験が得られる場を確保するため、湿原における木道の敷設、高山植物群落における立入防止柵の設置など適切な施設整備を実施する。加えて、利用の分散や平準化のため、自然公園法に基づく利用調整地区やエコツーリズム推進法に基づく特定自然観光資源の指定等、管理手法の検討・実施を行うとともに、限定体験の創出 、提供を行う。【環境省】	b 進捗中	・全国35の国立公園すべてにおいて、利用者による植物の踏み荒らし等を防止するための登山道、木道、園路、立入防止柵、注意啓発看板等の整備を実施した。 ・吉野熊野国立公園西大台利用調整地区、知床国立公園知床五湖利用調整地区において、利用調整効果のモニタリング、評価、利用ガイドラインの周知等を実施している。 ・阿寒摩周国立公園及び西表石垣国立公園においては、エコツーリズム推進法に基づく特定自然観光資源の指定により、観光旅行者に限定体験を提供している。	・国立公園の自然環境保全のために必要な施設整備を実施する。 ・利用者の集中など過剰利用による問題が生じている地域における管理手法を検討する。 ・利用調整地区の適切な管理、エコツーリズム推進法に基づく特定自然観光資源の指定による自然体験の高付加価値化を推進する。				国立公園内生物多様性保全対策費、エコツーリズムを通じた地域の魅力向上事業及びエコツーリズム総合推進事業	自然公園法第23条、エコツーリズム推進法第8～10条

施策番号	施策名	施策の概要	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	指標目標名	当初の値と目標値	点検値	予算事業名	関係制度・法令名称
	国立・国定公園の管理強化 ➢国立公園等におけるニホンジカ対策	我が国の生物多様性保全上重要な国立公園等のニホンジカによる深刻な生態系被害を受けている又は受ける可能性の高い地域において、国立公園内の自然の風景地の保護のため必要な事業を行い、保全を図る。【環境省】	b 進捗中	2024年度は23の国立公園等において国立公園等シカ管理対策事業を実施した。	ニホンジカ対策を中心に、生態系維持回復事業制度に基づく対策を講じることが適当な公園においては、生態系維持回復事業計画の策定を積極的に進める。				国立公園等シカ対策事業	自然公園法
	国立・国定公園の管理強化 ➢山岳環境保全対策支援事業（山岳トイレ）	民間山小屋の持つ公益的機能を高めるため、環境整備支援（山小屋トイレ整備等）を行い、国立公園等の山岳地域の優れた景観の保持、衛生環境の維持及び自然環境の保全と適正利用を図る。【環境省】	b 進捗中	2024年度は山岳環境保全対策事業により、中部山岳国立国立公園及び南アルプス国立公園において環境配慮型トイレの整備等（計4箇所）を支援した。	国立・国定公園において山小屋トイレ整備等を行い、山岳地域の優れた景観の保持、衛生環境の維持及び自然環境の保全と適正利用を推進する。	環境配慮型トイレ等を導入した施設数	現状値　42箇所 目標値　約100箇所 （2030年度）	50か所 （2025年3月時点）		
	国立・国定公園の管理強化 ➢特定民有地買上事業費	国立公園等のうち自然環境保全上重要な地域内に所在し、生物多様性保全の観点等から保護の必要性が高い民有地の買上を行い、これらの地域の保護管理の強化を図る。【環境省】	b 進捗中	自然環境保全上重要な地域内に所在し、生物多様性保全の観点等から保護の必要性が高い民有地について、2023～2024年度に約770haの買上げを行った。	引き続き、現在の取組を継続する。				特定民有地買上事業費	租税特別措置法
1-1-4	既存保護地域の法令に基づく規制・管理等	既存の保護地域において、法令や制度等に基づき適切な管理、調査等を着実に実施するとともに、必要に応じて新たな指定や区域の見直し等を行う。【環境省、農林水産省、文部科学省、国土交通省】	b 進捗中	・陸域の78,014km2、海域の428,911km2を保護地域として国際データベースに登録した。 ・「保護林」、「緑の回廊」の状況を把握するため、森林や野生生物等の状況変化などについてモニタリング調査等を行うとともに、保護林管理委員会にて専門家の助言を受け、保護管理のほか、保護林の区域見直し等を実施した。	・引き続き保護地域を国際データベースに登録する。 ・引き続き、「保護林」や「緑の回廊」において、モニタリング調査等を行い、適切な保全・管理を推進する。				森林整備・保全費　等	・緑の回廊制度 ・保護林制度等
1-1-5	生息地等保護区における希少種の保全	生息地等保護区ごとに定めている保護の指針に従い、適切な管理や、生息・生育環境の維持改善を行うとともに、対象種の生息・生育状況の把握に努め、必要に応じ保護の指針や区域の見直しを検討し、希少種の保全を強化する。【環境省】	b 進捗中	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づく生息地等保護区については、令和3年7月29日にアーラ岳キクザトサワヘビ生息地保護区の新規指定を行ったほか、適切な保全・管理のためのモニタリング等を実施した。	現在、生息地等保護区が指定されているのは、国内希少野生動植物種全458種のうち7種（10箇所）のみしかないことから、新規指定のための情報収集・現地調査実施のための予算獲得に努める。				希少種保護対策費	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
1-1-6	世界自然遺産の保全管理の充実	白神山地、屋久島の最初の世界自然遺産登録後、新たな候補地の検討を踏まえ、知床、小笠原諸島が登録された。そして、2021年7月には、候補地として残されていた奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島が世界遺産として登録された。これらの地域 において、管理計画に基づきモニタリング調査等を進める。地域連絡会議及び科学委員会での議論を通じて地域の合意を図りながら、ユネスコ世界遺産委員会の議論も踏まえて、外来種対策、野生鳥獣管理、観光管理、河川再生、森林管理、気候変動対応等の諸課題に取り組み、順応的な保全管理の充実を図る。【環境省、外務省、文部科学省、農林水産省】	b 進捗中	国内５地域の世界自然遺産において、管理計画に基づきモニタリング調査等を進めている。地域連絡会議及び科学委員会での議論を通じて地域の合意を図りながら、ユネスコ世界遺産委員会の議論も踏まえて、外来種対策、野生鳥獣管理、観光管理、河川再生 、森林管理、気候変動対応等の諸課題に取り組み、順応的な保全管理の充実に取り組んでいる。	引き続き、管理計画に基づきモニタリング調査等を進める。地域連絡会議及び科学委員会での議論を通じて地域の合意を図りながら、ユネスコ世界遺産委員会の議論も踏まえて、諸課題に取り組み、順応的な保全管理の充実を図る。	遺産地域における世界遺産センターの整備 各地域において世界自然センターを整備し、観光利用に当たっての事前レクチャー等を実施するとともに、遺産価値を体感できる施設（VR等）を整え、各地域における適切な保護管理及び外国人を含む利用者対応のための普及啓発体制を整える。	知床、白神山地、小笠原諸島、屋久島にはそれぞれ世界遺産センター及びそれに相当する機能を持つ施設が整備済み。	知床、白神山地、小笠原諸島、屋久島に加え、「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」（奄美大島及び徳之島）においても世界遺産センターを整備した。（2025年6月時点）	世界自然遺産等保全対策費 （（旧）日本の国立公園と世界遺産を活かした地域活性化推進費）、世界遺産保全管理拠点施設等整備費、特定地域自然林保全整備費	世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約
1-1-7	天然記念物の保存・活用の推進	我が国にとって学術上価値の高い動植物等のうち重要なものを天然記念物に指定し、分布・生態調査や生息・生育環境の維持・復元、食害対策等に関する補助を実施している。また、地方公共団体が天然記念物の指定地を公有化する事業に対し、その一部の補助を実施している。【文部科学省】	a+既に達成済み	2024年度は、2件の天然記念物の追加指定を行い、特別天然記念物及び天然記念物は合計1,040件となった。また、天然記念物の衰退に対処するため関係地方公共団体等と連携して、天然記念物再生事業について同年度中に43件実施した。	引き続き天然記念物の指定を進め、指定された天然記念物への補助を実施する。				史跡等買上、史跡等保存活用計画策定、天然記念物緊急調査事業、 天然記念物再生事業、天然記念物食害対策事業、歴史活き活き！史跡等総合活用整備	文化財保護法

施策番号	施策名	施策の概要	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	指標目標名	当初の値と目標値	点検値	予算事業名	関係制度・法令名称
1-1-8	海洋基本計画に基づく生物多様性の保全及び持続可能な利用に向けた取組の推進	かけがえのない海洋環境を保全するため、海洋基本計画に基づき、生物多様性条約その他の国際約束を踏まえ、30by30目標の達成に向けて、海洋生物多様性の保全および生態系サービスの持続可能な利用を目的とした海洋保護区やOECMの設定の推進と管理の充実に努める。また、サンゴ礁、藻場、干潟、深海等、多様な生物の生息・生育の場として重要な役割を果たす一方、気候変動等に対して脆弱な生態系の保全や再生に向けた取り組みを進める。【環境省、関係府庁】	b 進捗中	海域OECMの設定に向けて検討を実施した。また、「サンゴ礁生態系保全行動計画2022-2030」に基づく保全の推進や、深海における生物多様性調査（施策番号1-1-9と同じもの）を実施した。	・海域OECMの設定に向けて検討を実施する。 ・サンゴ礁行動計画の取組の評価や、深海におけるモニタリング調査を実施する。				OECMを活用した健全な生態系の回復及び連結促進事業、サンゴ礁生態系保全対策推進費	海洋基本計画、30by30ロードマップ
1-1-9	沖合海底自然環境保全地域の基礎調査・モニタリング	沖合海底自然環境保全地域を適切に管理するため、海山・熱水噴出域・海溝等に存在する特異な生態系において、画像や環境DNA等の解析により、地域指定当初における自然環境の状況に関する基礎調査を行うとともに、保護区内の環境変化を把握するためのモニタリング調査を継続的に実施する。また、深海を対象とした生物多様性モニタリング技術開発を実施し、沖合海底自然環境保全地域の管理等に活用する。【環境省、文部科学省】	b 進捗中	沖合海底自然環境保全地域を適切に管理するため、海山・熱水噴出域・海溝等に存在する特異な生態系において、画像や環境DNA等の解析により、地域指定当初における自然環境の状況に関する基礎調査を行うとともに、保護区内の環境変化を把握するためのモニタリング調査を継続的に実施した。また、深海を対象とした生物多様性モニタリング技術開発を実施し、沖合海底自然環境保全地域の管理等に活用した。	今後も継続的なモニタリング調査を実施する。	①沖合海底自然環境保全地域における延べ調査地点数 ②環境省等への情報提供数	①現状値　9 目標値　14 （2030年） ②現状値　年1回以上 目標値　年1回以上	①9地点（2025年6月時点） ②情報提供数　1回（報告書1回）（2025年6月時点）	沖合海底自然環境保全地域管理事業費、 沖合海底自然環境保全地域調査等業務	自然環境保全法
1-1-10	効率的な深海生態系モニタリング技術開発	現在、大がかりな装置や高額経費を要する深海生態系モニタリング方法に対し、簡便な装置と最新の分析技術を取り入れたモニタリング方法を開発する。そして、沖合海底自然環境保全地域の管理等に活用する。【文部科学省】	b 進捗中	塩分・水温・水深・流行流速などの環境因子を計測する装置を装備し、自由落下で海底に設置するカメラシステム（フリーフォールランダーと呼ぶ）を開発し、施策番号1-1-9で記載する沖合海底自然環境保全地域のモニタリング調査にも活用した。	今後も機器の改良を継続するとともに、継続的なモニタリング調査に活用する。	①開発した技術が使用された事例数 ②環境省等への情報提供数（委員会等への出席数） ③科学論文数	①現状値　なし 目標値　1回以上 ②現状値　年1回以上 目標値　年1回以上 ③現状値　年1報以上 目標値　年1報以上	①モニタリング手法の使用　1回（2025年6月時点） ②情報提供数　3回（報告書1回、委員会2回）（2025年6月時点） ③科学論文数 9編（2025年6月時点）	環境研究総合推進費【ＳⅡ-7】	環境研究総合推進費【ＳⅡ-7】
1-1-11	里海づくり活動の促進及び情報発信	「瀬戸内海における今後の環境保全の方策の在り方について（答申）」（令和2年3月中央環境審議会）や2021 年6月に改正された瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48 年法律第110 号）を基に、生物多様性や生物生産性が確保された地域主体の里海づくりを総合的に進める。また、里海ネット等の活用やシンポジウムなどを通じて、国内のみならず世界に向け「里海」の考え方を情報発信する。【環境省】	b 進捗中	令和4年度から令和6年度まで「令和の里海づくり」モデル事業を実施し、これまでにのべ41件の取り組みを通じた里海づくりを支援した。また、令和7年3月に、環境省が推進すべき里海づくりのあり方についてとりまとめた「今後の里海づくりのあり方に関する提言」を踏まえ、令和7年度からは戦略的「令和の里海づくり」基盤構築支援事業を実施している。提言において掲げている①藻場干潟の保全・再生・創出、②地域資源の利活用、③多様な主体との連携の3点を意識して、地域で里海づくりに取り組む8団体を令和7年4月に選定し、具体の事業に取り組んでいる。また、上記について、里海ネット（環境省webサイト）での発信、令和7年5月に立ち上げた「水辺の環境活動プラットフォーム」の主要事業としての里海づくりであることから、令和7年6月に開催したフォーラムにおいて、里海はじめ良好な環境の保全等の必要性について、考え方等を情報発信している。	「今後の里海づくりのあり方に関する提言」を踏まえて、平成21年に作成された里海づくりの手引書を令和7年度中に改定するとともに、里海ネット等の更新も合わせて検討を進め、水辺の環境活動プラットフォームとの連携、里海づくりシンポジウム等を通じた情報発信を実施する。	（目標）自然海浜保全地区の拡充、沿岸域の環境の保全・再生と地域資源の利活用の好循環を生み出す里海づくりの推進		自然海浜保全地区の拡充なし。地域の取り組みを支援することで、全国の里海づくりを推進。（2025年6月時点）	豊かさを実感できる海の再生事業	瀬戸内海環境保全特別措置法

施策番号	施策名	施策の概要	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	指標目標名	当初の値と目標値	点検値	予算事業名	関係制度・法令名称
1-1-12	30by30アライアンスでの活動	環境省を含めた産民官21団体をコアメンバーとする有志連合である「30by30アライアンス」を通じ、30by30目標に係る先駆的な取組を促し発信する。【環境省】	b 進捗中	2022年度より、「30by30目標」の達成にむけた「30by30ロードマップ」の各種施策を実行的に進めるための有志連合として、環境省が産官学民の団体とともに「生物多様性のための30by30アライアンス」を発足した。 アライアンス参加者向けの定期的なメールマガジンによる生物多様性に関する最新情報の共有や、取組事例の発信等を通じて、 各主体における30by30目標達成に向けた活動の実施を促している。 こうした活動の結果、30by30へのアライアンスへの参加者は2025年6月末時点で、1054者に達した。	アライアンス参加者に対する取組事例の発信と情報連携により、各主体における30by30目標達成に向けた活動の実施を促す。	①30by30アライアンス参加者数 ②自然共生サイト認定登録数	①現状値　337（2022年12月） 目標値　500（2025年） ②現状　ー 目標値　100か所（2023年）	①1054者（2025年6月時点） ②328か所認定（2025年6月時点）	OECMを活用した健全な生態系の回復及び連結促進事業	生物多様性基本法、生物多様性国家戦略、30by30ロードマップ
1-1-13	自然共生サイト認定の推進	民間の取組等により生物多様性の保全が図られている区域を「自然共生サイト」に認定する仕組みを2023年度から正式に開始し、2023年には、全国で100カ所以上を認定することを目指す。認定サイトは既存の保護地域との重複を除いてOECM国際データベースに登録する。また、一括認定や団体との連携協定、30by30アライアンスによる取組推進等によって認定を促進し、30by30目標達成に向けて可能な限り多くの自然共生サイト認定地を確保する。【環境省】	b 進捗中	令和5年度より自然共生サイト認定制度を開始し、令和6年度末までに全国328か所を認定した。	地域生物多様性増進法に基づく認定を2025年度から開始する。早期に500以上のネイチャーポジティブ活動を認定する。	①自然共生サイト認定登録数 ②我が国の陸域における保護地域及びOECMの占める割合	①現状　ー 目標値　100か所（2023年） ②現状値　20.5% 目標値　30%(2030年	①328か所認定（2025年6月時点） ②20.8%（2025年6月時点）	OECMを活用した健全な生態系の回復及び連結促進事業	地域生物多様性増進法 、30by30ロードマップ
1-1-14	国の制度等に基づき管理されている地域のうちOECM該当地域の整理	国の制度等に基づき管理されている地域のうちOECMに該当する可能性のある地域を検討した上で、適切なものについてはOECMとして整理する。【環境省】	b 進捗中	国の制度等に基づき管理されている森林、河川、緑地等について、OECMの基準への適合状況について整理を行っている。	国の制度に基づいて管理されている地域のうちOECMの基準に適合する地域について、OECMとして整理するために引き続き検討を進める。	我が国の陸域における保護地域及びOECMの占める割合	現状値　20.5% 目標値　30%(2030年）	20.8%（2025年6月時点）	OECMを活用した健全な生態系の回復及び連結促進事業	30by30ロードマップ
1-1-15	海域におけるOECMの設定に関する検討	多様な主体との連携による効果的な管理とモニタリングの実施を通じて、多面的な利用と生物多様性保全の両立が図られる海域をOECMとするため、生物多様性の観点から重要度の高い海域や漁獲等の既存の科学的情報や海底鉱物資源の開発状況等を元にOECMの候補となる海域を抽出し、海域におけるOECMの設定に関する検討を行う。加えて、OECM設定後の効果的なモニタリング手法に関する検討を行う。【環境省、農林水産省】	b 進捗中	生物多様性の観点から重要度の高い海域や漁獲等の既存の科学的情報や海底鉱物資源の開発状況、水産関係の既存制度等の情報を収集し、OECMの候補となる海域の抽出に向けた検討を行った。	関係省庁が連携し、持続可能な産業活動が結果として生物多様性の保全に貢献している海域をOECMとするため、引き続き検討を進める。	我が国の管轄水域内における海洋保護区及びOECM の割合	現状値 13.3%(2021年） 目標値　30%(2030年）	13.3%（2025年6月時点）	・OECMを活用した健全な生態系の回復及び連結促進事業 ・漁場環境改善推進事業のうち海洋生態系保全国際動向調査 ・漁場環境改善推進事業	30by30ロードマップ
1-1-16	海洋保護区及びOECM設定の基盤となる生物多様性情報の整理	30by30目標の達成を含む海洋生物多様性の保全の推進と持続可能な利用に資するため、既存の「生物多様性の観点から重要度の高い海域」を活用しつつ、海洋保護区及びOECMの効果的な設定の基礎となる生物多様性情報の収集と整理を行う。【環境省】	b 進捗中	海域OECM設定の推進に向けて、既存の「生物多様性の観点から重要度の高い海域」を活用して検討を実施しているほか、OECMの効果的な設定の基礎となる生物多様性情報の収集を行った。	引き続き「生物多様性の観点から重要度の高い海域」を活用して検討し、また、海域OECM設定において重要となる生物種や生態系の考え方の整理を行う。				OECMを活用した健全な生態系の回復及び連結促進事業	30by30ロードマップ
1-1-17	生物多様性の重要性や保全効果の見える化	奥山から中山間地域、さらに都市部まで陸域の全域をカバーする生物多様性の現状や保全上効果的な地域を可視化したマップを提供する。さらに、更新可能なシステムを開発し、モニタリング機能とマップを連携させることで保全活動の効果が適宜把握できる仕組みとする等、必要な機能を付加・充実させる。本戦略の点検・評価の際には、様々な生態系や地域の保全が効果的かつバランスよく推進されるよう、見える化を活用して、様々な生態系の保全状況の把握に努める。【環境省】	b 進捗中	「生物多様性見える化システム」の運用を2025年4月に開始し、保護地域、自然共生サイト、生物多様性保全上効果的な場所等を地図上で確認できる「生物多様性マップ」及び自然共生サイトの取組内容等が確認できる「自然共生サイト検索ナビ」を公開した。	自然共生サイトにおける活動やモニタリング記録を入出力できる機能や、地域ごとの保全目標や現況を確認できる機能等の設計・開発を進め、2025年9月に第2弾の機能として公開する予定としている。それ以降も、必要な機能を付加・充実させる予定としている。	我が国の陸域における保護地域及びOECMの占める割合	現状値　20.5% 目標値　30%(2030年）	20.8%（2025年6月時点）	令和6年度から令和10年度までの生物多様性見える化システムの設計・開発及び運用・保守業務	30by30ロードマップ

施策番号	施策名	施策の概要	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	指標目標名	当初の値と目標値	点検値	予算事業名	関係制度・法令名称
行動目標1-2　土地利用及び海域利用による生物多様性への負荷を軽減することで生態系の劣化を防ぐとともに、既に劣化した生態系の30%以上の再生を進め、生態系ネットワーク形成に資する施策を実施する										
1-2-1	環境影響評価の推進	事業の実施に当たり適正な環境配慮が確保され、生物多様性の保全に資するよう、事業計画の立案に先立ち、上位の計画の策定に環境配慮を組み込むための戦略的環境アセスメントの推進に向けた取組、環境影響予測・評価技術を向上させるための環境影響評価図書の継続的公開に向けた取組、環境影響評価法や条例の対象とならない小規模な事業について事業者の自主アセスメントの推進に向けた取組等を含め、環境影響評価制度を適切に推進する。また、環境影響評価法の適切かつ効果的な運用のため、施行状況の継続的な点検・見直しを行うとともに、制度の在り方も含め検討し、総合的に推進する。【環境省】	b 進捗中	・環境影響評価法や環境影響評価条例の対象にならない規模の太陽光発電について、適切に環境配慮が講じられ、環境と調和した形で事業が実施されることを目的とし、「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」を令和2年3月に公表した。 ・令和7年3月に、中央環境審議会において今後の環境影響評価の在り方に関する答申が取りまとめられ、その中で必要性に言及された「工作物の建替事業に係る配慮書手続の見直し」及び「環境影響評価図書の制度的な継続公開」を盛り込んだ「環境影響評価法の一部を改正する法律」が令和7年6月に成立・公布された。 ・また、同答申では、戦略的環境影響評価の実現や、環境影響評価法や条例の対象とならない小規模な事業についての事業者の自主アセスメントの推進に向けた取組の必要性等についても述べられている。	・令和7年6月に成立した「環境影響評価法の一部を改正する法律」の施行に向けた準備を進める。 ・また、令和7年3月の今後の環境影響評価の在り方に関する中央環境審議会答申等を踏まえて、より一層効果的な環境影響評価制度の実現が図られるよう、対応を進めていく。				環境影響評価制度合理化・最適化経費	環境影響評価法
1-2-2	金属のリサイクル原料の処理量倍増に向けた取組	使用済み製品等に含まれる金属のリサイクルを推進することは、レアメタルを始めとする鉱物資源の採取・生産時等における生物多様性や大気、水、土壌などの保全、自然環境への影響を低減することに貢献する。「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画のフォローアップ」（令和4年6月閣議決定）において、「2030年度までに（中略）金属リサイクル原料の処理量の倍増を実現する」とされたことを踏まえ、国内外における金属リサイクルの取組を推進する。【環境省】	b 進捗中	使用済小型電子機器等のリサイクルを推進するため、回収量の増加や効率的なリサイクルの実施に向け、市区町村に対する支援事業の実施や調査・検討等を行うとともに、2021年3月に改正された基本方針に基づき、各関係主体が小型家電の回収、再資源化の効率化に向けたコミュニケーションを促進するための施策や、リチウム蓄電池を使用した使用済小型電子機器等の適正処理及びリサイクルの推進のための普及啓発等を行った。 成果としては、年間回収量の実績は2020年度に約10万トンまで増加したが、直近では横ばい傾向である。	中央環境審議会循環型社会部会小型家電リサイクル小委員会において、小型家電リサイクル法の基本方針に定める回収量目標未達の原因分析や論点整理の検討している。また、GIGAスクール構想に基づき全国の小中学校に一体的に配備された情報端末が、今後更新を迎え一斉に廃棄されることに備え、小型家電リサイクル制度等に基づく適正な処理・リサイクルを推進するため、全国の市区町村及び教育委員会向けに説明会や個別コンサルティングを実施している。	使用済小型電子機器等の回収量	現状値　102,489t（2020年度） 目標値　140,000t（2023年度）	86,410t（2023年度）	脱炭素型循環経済システム構築促進事業、プラスチック資源・金属資源等のバリューチェーン脱炭素化のための高度化設備導入等促進事業、リサイクルシステム統合強化による循環資源利用高度化促進事業	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律
1-2-3	効果的な保護地域・OECMの設定	国土全体にわたる広域的な観点と属地的な観点の双方から、効果的な保護地域やOECMの設定による生態系の連結性と健全性を高めることで、気候変動等による環境の変化に対しても強靭な国土を形成する。【環境省】	b 進捗中	・保護地域として、陸域の78,014km2、海域の428,911km2を国際データベースに登録した。 ・OECMとして、令和5年度に認定していた184か所の内、保護地域との重複を除いた区域4.8万haを国際データベースに登録した。	・引き続き、保護地域とOECMを国際データベースに登録する。	①自然共生サイト認定登録数 ②我が国の陸域における保護地域及びOECMの占める割合	①現状　ー 目標値　100か所（2023年） ②現状値　20.5% 目標値　30%(2030年）	①328か所認定（2025年6月時点） ②20.8%（2025年6月時点）	OECMを活用した健全な生態系の回復及び連結促進事業	30by30ロードマップ
1-2-4	森・里・川・海における生態系ネットワークの形成	・森・里・川・海の恵みを将来にわたって享受するため、生態系ネットワークの考え方、計画手法、実現手法等についての情報提供、普及啓発に努める。 ・生物多様性地域戦略等を用いた、生物多様性ネットワークの可視化を促進する。【環境省】	b 進捗中	2014年度より、森里川海の恵みを将来にわたって享受し、安全で豊かな国づくりを行うため「つなげよう、支えよう森里川海」プロジェクトを立ち上げ、2016年に提言を公表した。環境省ウェブサイトにて環境省の施策や優良事例を紹介している。プロジェクト賛同登録団体は約800団体となっている。	引き続き、環境省ウェブサイトにおいて、環境省の施策等情報提供や賛同団体の取組事例等を紹介し、生物多様性ネットワークの可視化を促進する。				環境で地域を元気にする地域循環共生圏プラットフォーム事業	

施策番号	施策名	施策の概要	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	指標目標名	当初の値と目標値	点検値	予算事業名	関係制度・法令名称
1-2-5	森林生態系の保存及び復元、点在する希少な森林生態系の保護管理	・原生的な森林生態系や希少な野生生物が生育・生息する森林等について、自然の推移に委ねることを基本とし、国有林と民有林が連携して取り組む。 ・里山二次林等については、継続的な保全管理等を推進する。 ・自然環境の保全、野生生物の保護、遺伝資源の保存等を図る上で重要な役割を果たしている国有林野については、地域住民、NPO等と連携を図りながら、希少野生生物の保護等に努める。【農林水産省】	b 進捗中	・原生的な森林生態系や希少な野生生物が生育・生息する森林を保護林や緑の回廊に設定し、モニタリング調査を通じた適切な保全・管理を行った。モニタリング調査の結果に加え、専門家の意見と今後の対応についてHPに公表した。自然環境の保全、野生生物の保護、遺伝資源の保存等に係わり、地域住民やNPO等と連携を図ることで、希少野生生物の保護等に取り組んでいる。 ・地域住民等で構成される活動組織による里山林の保全活動を支援している。 ・自然環境の保全、野生生物の保護、遺伝資源の保存等に係わり、地域住民やNPO等と連携を図ることで、希少野生生物の保護等に取り組んでいる。 ・林業事業体等に向けて、生物多様性を高めるための林業経営のあり方を示した「森林の生物多様性を高めるための林業経営の指針」を策定した（2024年３月時点）。	・引き続き、原生的な森林生態系や希少な野生生物が生育・生息する森林等については、民有林と連携することにより森林生態系の保全に取り組む。自然環境の保全、野生生物の保護、遺伝子資源の保存等に係わっては、地域住民やNPO等の連携を図ることが重要であり、引き続き、希少野生生物の保護等に取り組む。 ・里山林の保全の取り組みを今後も継続して進める。 ・自然環境の保全、野生生物の保護、遺伝子資源の保存等に係わっては、地域住民やNPO等の連携を図ることが重要であり、引き続き、希少野生生物の保護等に取り組む。 ・「森林の生物多様性を高めるための取組」を位置付けた森林経営計画の作成を推進する。				・里山林活性化による多面的機能発揮対策 ・地域連携推進等対策 ・希少野生生物保護管理対策	森林・林業基本計画（令和3年6月15日閣議決定）、農林水産業・地域の活力創造プラン（令和3年12月24日改訂）
1-2-6	多様な森林づくりの推進	・森林資源の利用や自然撹乱の頻度に応じた間伐、広葉樹林化、長伐期化、針広混交林化、伐採後の確実な再造林を実施する。 ・路網整備については、計画、設計、施工すべての段階での周囲の環境との調和を図る。 ・国有林野の管理経営に当たって、自然維持タイプ、水源涵養タイプ等の機能類型に区分し、希少な生物の生育、生息に適した森林の維持、間伐や複層林への誘導等を推進するほか、森林資源の有効活用にも配慮し、公益林として適切な施業を実施する。【農林水産省】	a+既に達成済み	・森林整備事業等により、間伐、広葉樹林化、長伐期化、針広混交林化、再造林を支援し、地域の実情に応じた多様な森林づくりを推進している。 ・標準仕様書等において環境配慮の努力義務を定めることにより、路網整備にあたり、計画、設計、施工すべての段階において、周囲の環境との調和を図った。 ・国有林野の管理経営に関する基本計画に基づき、機能類型区分に応じた森林施業等を推進している。また、地域の森林の現況に基づき、森林のモザイク的配置等も含めた多様で健全な森林の整備・保全を実施するとともに、主伐や再造林等の施業現場における生物多様性への配慮等に取り組んでいる。	・引き続き、森林整備事業等により地域の実情に応じた多様な森林づくりを推進する。 ・引き続き、路網整備に関する標準仕様書等を踏まえ、計画、設計、施工すべての段階において、周囲の環境との調和を図る。 ・引き続き、国有林野の管理経営に関する基本計画に基づき、多様な森林づくりや生物多様性に配慮した森林施業を推進する。	公益的機能の一層の発揮のため自然状況等を踏まえて育成複層林に誘導することとされている350万haの育成単層林のうち、育成複層林へ誘導した森林の割合（累計）	現状値　1.9% （2018年度） 目標等　2.9% （2023年度）	3.1%(2023年度)	森林整備事業等	森林法
1-2-7	生物多様性に配慮した森林計画	地域森林計画等により、貴重な野生生物の保護に配慮した施業方法の指針を示す。【農林水産省】	b 進捗中	民有林では地域森林計画（都道府県知事作成）、国有林では国有林の地域別の森林計画や地域管理経営計画（森林管理局長作成）において、生物多様性の保全に必要な保護樹帯の設置等について記述した。	引き続き、これらの計画に基づき、貴重な野生生物の保護に配慮した森林施業を推進する。				地域森林計画編成事業費補助金	・森林計画制度
1-2-8	地域における森林の保全管理	森林所有者自ら経営や管理ができない森林について、森林環境譲与税も活用しながら、市町村が主体となった経営や管理を実施することとし、森林所有者への働きかけを行う。【農林水産省】	b 進捗中	森林所有者自ら経営や管理ができない森林について、森林経営管理制度に基づき森林の集積・集約化を推進することで、生物多様性など多面的機能の発揮に貢献した。	2025年５月に森林経営管理法が改正され、今後、森林の集積・集約化を一層推進していくこととしていることも踏まえ、引き続き、市町村が主体となった経営管理を実施することにより、地域における森林の保全管理を推進する。	①私有人工林が所在する市町村のうち、新たな制度の下で森林の集積・集約化に取り組んだ市町村の割合 ②私有人工林のうち林業経営を実施する森林として集積・集約化された面積の割合	①現状値　6割 （2020年度） 目標値　10割 （2023年度） ②現状値　37% （2020年度） 目標値　5割（2028年度）	①10割 （2023年度） ②41% （2023年度）	森林の集約化モデル地域実証事業	森林経営管理制度、森林・林業基本計画
1-2-9	草地の整備・保全・利用の推進	地域ぐるみでの草地の生産性・機能を維持するための放牧の推進や草地の整備、貴重な草地資源を有する公共牧場等の放牧地の整備する。【農林水産省】	b 進捗中	放牧の推進及び公共牧場等の放牧地の整備を実施した。	放牧については、立地上の制約や周辺住民の理解醸成、公共牧場の整備については、施設・機械等の更新に係る費用負担がそれぞれ主な課題となっている。引き続き、放牧の推進や公共牧場等の放牧地の整備を実施する。				草地関連基盤整備事業、公共牧場機能強化等体制整備事業	農業競争力強化農地整備事業（うち草地畜産基盤整備事業）

施策番号	施策名	施策の概要	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	指標目標名	当初の値と目標値	点検値	予算事業名	関係制度・法令名称
1-2-10	農村環境における生態系ネットワークの保全	地域の農業者だけでなく多様な主体の参画を得て、地域ぐるみで農地・農業用水等の資源を保全管理する取組と併せて、水質保全や生態系保全等の農村環境の向上に資する取組を支援する。【農林水産省】	b 進捗中	地域の農業者だけでなく多様な主体の参画を得て、地域ぐるみで農地・農業用水等の資源を保全管理する取組と併せて、水質保全や生態系保全等の農村環境の向上に資する取組を支援することにより、地域による農地・農業用水等の保全管理への延べ参加者数は753万人・団体(2021～2023年度)となるとともに、農地・農業用水等の保全管理に係る地域の共同活動により広域的に保全管理される農地面積の割合が48%(2023年度)となった。	人口減少・高齢化に伴い、共同活動の継続が困難となることが懸念されている。 このため、活動組織の更なる体制強化に向け、多様な人材の参画及び活動組織の広域化を推進する。	①地域による農地・農業用水等の保全管理への延べ参加者数 ②中山間地域等の農用地面積の減少防止 ③農地・農業用水等の保全管理に係る地域の共同活動により広域的に保全管理される農地面積の割合	①現状値　延べ1,301万人・団体（2016～2020年度） 目標値　延べ1,400万人・団体（2021～2025年度） ②現状値　7.2万ha（2020年度） 目標値　7.5万ha（2024年度） ③現状値　46%（2020年度） 目標値　60%（2025年度）	①753万人・団体（2021～2023年度） ②8.4万ha（2023年度） ③48%(2023年度)	・多面的機能支払交付金 ・中山間地域等直接支払交付金	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律
1-2-11	湿地間ネットワークの構築	多様な動植物、特に渡り性水鳥の生息地となっている湿原や干潟等の湿地について、ラムサール条約や渡り鳥の重要生息地の国際的なネットワークである「東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップ（EAAFP: East Asian-Australasian Flyway Partnership）」などの国際的な枠組みを通じて、湿地間のネットワークの構築及び連携協力を推進し、保全や地域住民への普及啓発を図る。【環境省】	b 進捗中	国際的な枠組みであるラムサールCOP14、EAAFP MOP（パートナー会議）10,11に参加した。湿地間のネットワークの構築及び連携協力を推進し、保全や地域住民への普及啓発を図っている。	ラムサールCOP15及びEAAFP MOP12への参加と協力を通じ、引き続き湿地間のネットワークの構築及び連携協力を推進し、保全や地域住民への普及啓発を図る。					特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約（ラムサール条約）、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律、自然公園法、河川法
1-2-12	生態系保全に資する用水確保	自然環境の維持、改善等を図ることを目的とした、農業用水、環境用水等の取得に向けた調査・調整等を支援する。【農林水産省】	b 進捗中	自然環境の維持、改善等を図ることを目的とした農業用水、環境用水等の取得に向け、必要な調査・調整等を行える事業を設けている。	現在の取組を継続して進める。				水利施設等保全高度化事業（水利用調整事業）	
1-2-13	生態系に配慮した道路整備	動物の生息域分断の防止や、植物の生育環境の保全を図る観点から、動物の道路横断構造物や、動物注意の標識を設置するなど、生態系に配慮した道路の整備に努める。【国土交通省】	b 進捗中	動物の生息域分断の防止や、植物の生育環境の保全を図る観点から、動物の道路横断構造物や、動物注意の標識を設置するなど、生態系に配慮した道路の整備に努めた。	動物の生息域分断の防止や、植物の生育環境の保全を図る観点から、動物の道路横断構造物や、動物注意の標識を設置するなど、生態系に配慮した道路の整備に引き続き努める。				・道路事業費 ・社会資本整備総合交付金 ・防災・安全交付金	
1-2-14	道路整備における動植物の生息・生育環境の形成	地域によっては、道路整備にあたって周辺の自然環境の現状に配慮しながら、植栽の樹種などを工夫することにより、動植物の生息・生育環境の形成に積極的に取り組む。【国土交通省】	b 進捗中	地域によっては、道路整備にあたって周辺の自然環境の現状に配慮しながら、植栽の樹種などを工夫することにより、動植物の生息・生育環境の形成に積極的に取り組んだ。	地域によっては、道路整備にあたって周辺の自然環境の現状に配慮しながら、植栽の樹種などを工夫することにより、動植物の生息・生育環境の形成に引き続き積極的に取り組む。				・道路事業費 ・社会資本整備総合交付金 ・防災・安全交付金	
1-2-15	自然環境に関する調査・データの集積と必要に応じた路線選定・構造形式の採用	自然環境に関する詳細な調査、データの集積に取り組むとともに、それを踏まえた上で、必要に応じて、豊かな自然を保全できるような路線の選定や、地形・植生の大きな改変を避けるための構造形式の採用に努める。【国土交通省】	b 進捗中	自然環境に関する詳細な調査、データの集積に取り組むとともに、それを踏まえた上で、必要に応じて、豊かな自然を保全できるような路線の選定や、地形・植生の大きな改変を避けるための構造形式の採用に努めた。	自然環境に関する詳細な調査、データの集積に取り組むとともに、それを踏まえた上で、必要に応じて、豊かな自然を保全できるような路線の選定や、地形・植生の大きな改変を避けるための構造形式の採用に引き続き努める。				・道路事業費 ・社会資本整備総合交付金 ・防災・安全交付金	
1-2-16	盛土のり面等における自然と調和した再緑化	道路事業に伴い発生した盛土のり面などについては、既存ストックも含めて、地域の気候や土壌などの自然条件に最も調和した植生の活用などにより再緑化を行い、できる限り自然に近い状態に復元する。【国土交通省】	b 進捗中	道路事業に伴い発生した盛土のり面などについては、既存ストックも含めて、地域の気候や土壌などの自然条件に最も調和した植生の活用などにより再緑化を行い、できる限り自然に近い状態に復元することに努めた。	道路事業に伴い発生した盛土のり面などについては、既存ストックも含めて、地域の気候や土壌などの自然条件に最も調和した植生の活用などにより再緑化を行い、できる限り自然に近い状態に復元することに引き続き努める。				・道路事業費 ・社会資本整備総合交付金 ・防災・安全交付金	

施策番号	施策名	施策の概要	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	指標目標名	当初の値と目標値	点検値	予算事業名	関係制度・法令名称
1-2-17	都市における生物多様性保全の推進	都市における生物多様性確保等の取組を官民が連携して推進するため、緑地の確保につながる取組を評価するなど、地方公共団体や民間事業者への支援等を行う。また、2016年度に策定した「都市の生物多様性指標（簡易版）」の普及啓発を図り、都市における生物多様性保全の取組を一層推進する。【国土交通省】	b 進捗中	2024年の都市緑地法改正により創設した優良緑地確保計画認定制度（TSUNAG）により生物多様性確保に資する緑地の確保につながる取組を評価するなど、官民の連携による都市における生物多様性確保等の取組を推進している。また、2016年度に策定した「都市の生物多様性指標（簡易版）」の普及啓発を図り、都市における生物多様性保全の取組を推進している。	優良緑地確保計画認定制度（TSUNAG）により緑地の確保につながる取組を評価するなど、官民の連携による都市における生物多様性確保等の取組を引き続き推進する。また、2016年度に策定した「都市の生物多様性指標（簡易版）」の普及啓発を図り、都市における生物多様性保全の取組をさらに推進する。					都市緑地法
1-2-18	都市緑化等の推進	緑化地域制度などの民有地の緑化を推進するために有効な制度について、制度の普及も含めた一層の推進を図る。また、開発事業における緑に関わる取組を評価し、優秀な事例については認定・表彰することで事業者の努力を促すための都市開発における緑地の評価制度について、制度の普及に努める。【国土交通省】	b 進捗中	緑が不足している市街地等において、緑化地域制度や地区計画等緑化率条例制度等の活用により建築物の敷地内の空地や屋上等の民有地における緑化を推進するとともに、市民緑地契約や緑地協定の締結や、市民緑地認定制度や2024年の都市緑地法改正により創設した優良緑地確保計画認定制度（TSUNAG）により、民間主体による緑化を推進している。	緑化地域制度や地区計画等緑化率条例制度等の活用による建築物の敷地内の空地や屋上等の民有地における緑化を引き続き推進する。市民緑地契約や緑地協定の締結や、市民緑地認定制度や優良緑地確保計画認定制度（TSUNAG）により、民間主体による緑化を引き続き推進する。					都市緑地法
1-2-19	都市緑地の保全、都市公園の整備等	良好な自然的環境を有する緑地の保全・活用を図るため、特別緑地保全地区等の緑地保全制度の活用を促進するとともに、土地の買入れ、緑地の保全に必要な施設の整備等に対する財政支援を通じて、都市における生物の生息域の確保等の緑地の多様な機能の増進に関する取組を進める。また、都市公園の整備、市民緑地認定制度の活用、雨庭の設置等グリーンインフラの社会実装、生産緑地制度等を活用した都市農地の保全等を推進することにより、生物の生息空間の保全・創出を進める。【国土交通省】	b 進捗中	2024年の都市緑地法改正により特別緑地保全地区に係る制度改正を行い、特別緑地保全地区の指定を推進するとともに、地方公共団体等による土地の買入れ等について社会資本整備総合交付金等により推進している。また、都市公園の整備、市民緑地認定制度の活用、雨庭の設置等グリーンインフラの社会実装や生産緑地制度等を活用した都市農地の保全等について、社会資本整備総合交付金等により推進し、生物の生息空間の保全・創出を進めている。	引き続き、特別緑地保全地区の指定を推進するとともに、地方公共団体等による土地の買入れ等について社会資本整備総合交付金等により推進する。また、都市公園の整備、市民緑地認定制度の活用、雨庭の設置等グリーンインフラの社会実装や生産緑地制度等を活用した都市農地の保全等について、引き続き社会資本整備総合交付金等により推進する。	都市域における水と緑の公的空間確保量	現状値：13.9㎡／人（2020年度） 目標値：15.2㎡／人（2025年度）	14.2 ㎡／人（2023年3月時点）	社会資本整備総合交付金	都市緑地法
1-2-20	下水処理施設等の施設空間における水辺の保全・創出	過密化した都市における貴重なオープンスペースである下水処理施設の上部や雨水渠などの施設空間において、せせらぎ水路の整備や処理水の再利用などによる水辺の保全・創出を図り、都市における生物の生息・生育場所を関係者と連携し提供します。【国土交通省】	b 進捗中	せせらぎ水路等の整備による水辺の保全・創出を図り、都市における生物の生息・生育場所を関係者と連携し、水と緑の公的空間の確保を実施した。	限られた事業地内での取り組みのことから、すぐに効果の発現はしにくいことが課題であるが、引き続き水と緑の公的空間の確保に取り組む。	下水道処理施設等におけるせせらぎ水路等の整備面積	現状値　1,147ha（2020年度） 目標値　1,170ha（2030年度）	1116ha（2023年度）	社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金	
1-2-21	下水処理水及び雨水の再利用等による水循環系の構築	下水処理水や雨水の再利用、雨水の貯留浸透による流出抑制など、広域的な視点からの健全な水循環系の構築に向けて事業を推進する。【国土交通省】	b 進捗中	新世代下水道支援事業制度等により、下水処理場の再生水に係る施設の整備を支援し、せせらぎ用水、河川維持用水等への再生水の利用を促進した。また、地方公共団体や個人・民間業者等に対し雨水貯留浸透施設設置を支援した。	再生水の供給コストが高くなり、再生水供給事業が事業化されないケースがあることが課題であるが、利用用途の整理を行い引き続き取り組む。	新世代下水道支援事業制度による各年度事業数	現状値　2件（2020年度） 目標値　2020年度以降累積22件（2030年度）	2件（2023年度） 2020年度以降累計11件（2023年度）	社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金	水循環基本法
1-2-22	地域特性に応じた栄養塩類の能動的運転管理の推進	豊かな海を再生し生物の多様性を保全していくため、地域特性に応じて、季節別に下水放流水に含まれる栄養塩類を能動的に管理する季節別運転を推進する。【国土交通省】	b 進捗中	「豊かな」水環境の実現に向けて、下水道管理者が下水処理場の放流水に含まれる栄養塩類の能動的管理の普及・促進に向けて、より効果的な運転管理を実施した。	能動的運転管理の実施にあたっては、処理水質が悪化する可能性があることが課題であるが、処理水質が悪化した場合における対策を見据え、引き続き効果的な運転管理を実施する。					下水道法
1-2-23	河川を基軸とした広域的な生態系ネットワークの形成	湿地等の再生、魚道整備等による魚類の遡上・降下環境の改善等を推進するとともに、地方公共団体、市民、河川管理者、農業関係者等の多様な主体の連携により、河川を基軸とした生態系ネットワーク形成の取組による流域の生態系の保全・創出を推進する。【国土交通省、農林水産省、環境省】	a+既に達成済み	「多自然川づくり」や自然再生事業等により、湿地等の再生、魚道整備等による魚類の遡上・降下環境の改善等を推進している。また、「生態系ネットワーク協議会」等の枠組により、地方公共団体、市民、河川管理者、農業関係者等の多様な主体と連携し、河川を基軸とした生態系ネットワーク形成の取組による流域の生態系の保全・創出を推進している。	引き続き、地方公共団体、市民、河川管理者、農業関係者等の流域の主体と連携し、生態系ネットワーク形成による流域の生態系の保全・創出を推進する。	取組方針・目標を定めている「河川を基軸とした生態系ネットワーク」の数	現状値　13（2020年度） 目標値　17（2030年度）	18 （2025年7月時点）	治水事業等関係費の内数 社会資本整備総合交付金等の内数	

施策番号	施策名	施策の概要	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	指標目標名	当初の値と目標値	点検値	予算事業名	関係制度・法令名称
1-2-24	多自然川づくり	河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観の保全・創出を推進する。多自然川づくりは全ての川づくりの基本であり、全ての一級河川、二級河川及び準用河川における調査、計画、設計、施工・維持管理等の河川管理における全ての行為で推進する。【国土交通省】	b 進捗中	河川整備に当たっては、河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出する「多自然川づくり」を基本としており、「多自然川づくり基本指針」を令和6年6月に改定し、河川環境の目標を定量的に設定するなどの取組を推進している。	「多自然川づくり基本指針」（令和6年6月改定）を踏まえ、「多自然川づくり」をより一層推進する。	（目標）河川管理を行うにあたっては、多自然川づくりの推進を図る		河川管理を行うにあたっては、多自然川づくりの推進を図っている（2025年6月時点）	治水事業等関係費の内数 社会資本整備総合交付金等の内数	
1-2-25	健全な水循環に係る啓発促進	2014年の水循環基本法（平成26 年法律第16 号）の成立を受け発足した環境省ウォータープロジェクトを通じて、健全な水循環の維持・回復に関する普及啓発活動の推進や情報発信を行うとともに、地域の水辺の保全・活用を支援することにより、環境保全意識の高揚や水環境保全等の推進を図る。また、新しい時代の水百選の選定を行う。【環境省】	b 進捗中	・民間の主体的・自発的取組の促進と官民連携の機会の場を創出する官民連携事業（ウォータープロジェクト）を通じて、水環境の重要性について国民の理解を求め、意識醸成を図る取り組みを実施した。 ・取組の一環として、地域づくりに資する総合的な水環境管理の取組を促進するため、良好な水環境創出のモデル事業により優良事例の形成・普及を図った。 ・「ウォータープロジェクト」ウェブサイトのリニューアルを行い、「水辺の環境活動プラットフォーム」ウェブサイトを令和7年5月に開設した。	・令和6年5月に閣議決定された環境基本計画等を踏まえ、豊かな水辺や星空、音の風景等、地域特有の自然や文化の保全により、地域住民のウェルビーイングの向上と観光等の地域活性化を実現する取組の観点も加え、充実を図る。 ・30by30目標達成に向けたOECM登録に貢献する良好な環境の創出や、地域資源の価値の向上を図り、令和の時代における良好な水環境・水環境創出活動を促進する。	環境省ウォータープロジェクト・グッドプラクティス塾への参加者数	現状値　575（2022年度） 目標値　－	676（2024年度）	良好な水環境の創出と健全な水循環推進費	水循環基本法、水循環基本計画
1-2-26	**河川流域における土地の利用等による生態系への負荷軽減** ➢総合的な土砂管理の取組の推進	流域の源頭部から海岸まで一貫した総合的な土砂管理の取組を、自然環境との調和を図りながら関係機関の連携のもと推進する。モニタリングにより土砂動態を把握するとともに、総合土砂管理計画を策定し、透過型砂防堰堤の整備、ダム堆積土砂の下流還元、サンドバイパスによる海岸の侵食対策など、土砂移動の連続性を確保する取組を推進する。【国土交通省】	b 進捗中	流域の源頭部から海岸まで一貫した総合的な土砂管理の取組を、自然環境との調和を図りながら関係機関の連携のもと推進している。モニタリングにより土砂動態を把握するとともに、総合土砂管理計画を策定し、透過型砂防堰堤の整備、ダム堆積土砂の下流還元、サンドバイパスによる海岸の侵食対策など、土砂移動の連続性を確保する取組を推進している。	総合的な土砂管理の取組をより一層推進していくため、流域内の関係者が土砂管理と流域治水、水利用、流域環境等の取組において連携を一層促進する必要がある。ダムからの排砂や土砂還元による河川環境の改善や砂浜の回復など、生態系や景観の保全等を踏まえた、流砂系全体で最適となる土砂管理対策に取り組む。				・治水事業等関係費 ・海岸事業 ・社会資本整備総合交付金等 ・農山漁村地域整備交付金	
	河川流域における土地の利用等による生態系への負荷軽減 ➢ダム整備等の環境配慮	ダム事業等の大規模な公共事業の実施に当たって、事前の環境調査を実施し、ダム事業等が環境に及ぼす影響について検討し、回避・低減、代償措置等の適切な環境保全措置を講じる。【国土交通省】	b 進捗中	ダム事業等の大規模な公共事業では、事前の環境調査を実施し、ダム事業等が環境に及ぼす影響について検討した。検討結果に応じて、回避・低減、代償措置等の適切な環境保全措置を講じた。	あらかじめ環境影響評価を行うことが環境の保全上重要であることに鑑み、ダム事業等の大規模な公共事業を実施する場合は、事前の環境調査を実施し、ダム事業等が環境に及ぼす影響について検討する。検討結果に応じて、回避・低減、代償措置等の適切な環境保全措置を講じる。				治水事業等関係費の内数 社会資本整備総合交付金等の内数	環境影響評価法
	河川流域における土地の利用等による生態系への負荷軽減 ➢ダムの弾力的管理	ダム下流の河川環境の保全等のため、洪水調節に支障を及ぼさない範囲で洪水調節容量の一部を有効に活用するダムの弾力的管理及び弾力的管理試験を実施する。また、放流方法の検討をより進め、さらに効果的なものとしていく。【国土交通省】	b 進捗中	ダム下流の河川環境の保全等のため、洪水調節に支障を及ぼさない範囲で洪水調節容量の一部を有効に活用するダムの弾力的管理及び弾力的管理試験を実施してきた。	今後もダムの弾力的管理及び弾力的管理試験を実施するとともに、下流河川関係者等と密に調整をはかりながら、放流方法の検討をより進め、さらに効果的なものとしていく。				治水事業等関係費の内数 社会資本整備総合交付金等の内数	
	河川流域における土地の利用等による生態系への負荷軽減 ➢水力発電に伴う減水区間の解消による清流回復	水力発電に伴い河川の流量が著しく減少する減水区間の改善を図るため、発電ガイドラインに基づき、減水区間の解消に努める。また、水利権更新の機会などを捉え、発電に伴う減水区間の清流回復に取組む。【国土交通省】	b 進捗中	発電ガイドラインに基づき対象となった発電所において、発電ガイドラインに基づく維持流量の確保を行っている。	発電ガイドラインに基づき、減水区間の解消に努める。また、水利権更新の機会などを捉え、発電に伴う減水区間の清流回復に取組む。				治水事業等関係費の内数 社会資本整備総合交付金等の内数	

施策番号	施策名	施策の概要	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	指標目標名	当初の値と目標値	点検値	予算事業名	関係制度・法令名称
1-2-27	水産生物の生活史に対応した水産環境整備	水産生物の生活史に対応した藻場・干潟から沖合域までの良好な生息環境空間を創出する水産環境整備を推進する。【農林水産省】	b 進捗中	漁港漁場整備長期計画に基づき、藻場・干潟の整備を推進している。	海水温の上昇をはじめとした海洋環境の変化により、藻場の衰退や干潟機能の低下等が継続していることから、引き続き、漁港漁場整備長期計画に基づき、藻場・干潟の整備を推進する。	①水産資源の回復や生産量の向上のための漁場整備による水産物の増産量 ②藻場の保全・創造の取組を実施する海域において、藻場面積を維持・回復	①現状値　0t（2021年度） 目標値　6.5t（2026年度） ②現状値　約6千t（2020年度） 目標値　約7千t（2026年度）	①2.0万t（2023年度） ②6,593ha(2023年度)	水産基盤整備事業	
1-2-28	海の再生プロジェクトによる海域環境の改善	都市再生プロジェクト第三次決定「海の再生」の実現に向けて、東京湾、大阪湾及び伊勢湾における行動計画に基づき、各種施策を推進する。また、広島湾の行動計画に基づき各種施策を推進するとともに、閉鎖性海域における、全国海の再生プロジェクトを展開する。【国土交通省、農林水産省、環境省】	b 進捗中	・東京湾、大阪湾、伊勢湾及び広島湾の閉鎖性海域の水質改善に向けて海の再生プロジェクトの施策を推進している。	・引き続き、各海域において行動計画に基づく施策を推進していくとともに、海の再生全国会議にて各地の取組について情報共有及び意見交換を行う。 ・民間企業や市民等の多様な主体と連携・協働し、官民一体となって取組める体制の整備を進める。					
1-2-29	生物共生機能を付加させた港湾構造物の導入推進	老朽化対策と併せて、生物共生機能を付加させた港湾構造物の導入を推進する。【国土交通省】	a+既に達成済み	釧路港及び須崎港等、各地の港湾にて整備した生物共生型港湾構造物においてモニタリングを実施し、水生生物の増加等の環境改善効果を確認した。	引き続き、老朽化対策と併せて、生物共生機能を付加させた港湾構造物の導入を推進する。					
1-2-30	沿岸域の水質浄化対策の推進	自然と生物にやさしい海域環境の創造と親水性の高い海域空間の創出を目的に、ヘドロの除去、覆砂等の水質浄化対策を推進する。【国土交通省】	b 進捗中	汚泥の浚渫を実施し、水質・底質の環境を改善し、沿岸域の生物多様性の保全・再生の取組を推進した。	引き続き、海底にたい積した有機汚泥の浚渫や覆砂等による水質・底質の環境改善を推進する。	2030 年度までの計画（港湾公害防止対策事業）に対する達成率	現状値　63%（2021年度） 目標値　100%（2030年度）	現状値65%（2025年度） 目標値100%（2030年度）	港湾整備事業費	・港湾法 ・環境基本法 ・公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律 ・ダイオキシン類対策特別措置法
1-2-31	浚渫土砂等を有効活用した干潟・藻場等の再生・深掘跡の埋め戻し	港湾整備により発生した浚渫土砂等を有効活用し、干潟・藻場等の再生、深掘跡の埋め戻しを推進する。【国土交通省】	a+既に達成済み	尾道糸崎港等、各地の港湾にて浚渫土砂を有効活用した干潟の再生や、三大湾において深堀跡の埋め戻しを実施し、水生生物の増加や青潮の一因となる貧酸素水塊の発生する場所の減少など、沿岸域の生物多様性の保全・再生の取組を推進した。	引き続き、浚渫土砂を有効活用した干潟・藻場の再生、深堀跡の埋め戻しを推進する。				港湾整備事業費	
1-2-32	海底にたい積した有機汚泥の浚渫の推進	周辺市街地や自然に優しい水域環境の創造及び安全で安心な水辺空間の創出等を目的に、海底にたい積した有機汚泥の浚渫を推進する。【国土交通省】	b 進捗中	汚泥の浚渫を実施し、水質・底質の環境を改善し、沿岸域の生物多様性の保全・再生の取組を推進した。	引き続き、海底にたい積した有機汚泥の浚渫や覆砂等による水質・底質の環境改善を推進する。				港湾整備事業費	・港湾法
1-2-33	劣化地の再生・回復に関する調査検討	2030年までに国土の30%を保全する国際目標「30by30」の達成に向けて、生態系回復が必要な劣化地調査を実施し、自然共生サイト申請のための再生マニュアルを作成する。また、劣化した生態系の再生手法の検討にあたっては、炭素吸収ポテンシャルを把握し、副次的に炭素中立へ貢献する。【環境省】	b 進捗中	劣化地の定義の検討や劣化した生態系の効果的な回復等に資するモデル事業等を実施し、自然共生サイト申請に当たり参照する地域生物多様性増進活動手引きにおいて「生物多様性を回復する活動（回復タイプ）」の考え方等を整理した。	引き続き、劣化した生態系の回復に係る国際目標の達成に向け、「劣化した生態系」の定義や効果的な回復手法、適切な評価手法の検討を進める。				OECMを活用した健全な生態系の回復及び連結促進事業	
1-2-34	劣化した生態系の再生の強化	自然再生事業や生態系維持回復事業等の着実な実施を通じて、野生鳥獣や外来種による被害を受けた自然植生や、、開発や管理放棄等による生息地の消滅など影響を受けた生態系など、自然環境や生態系が劣化している場所において、その再生や回復に向けた取組を地域と連携して推進する。【環境省、農林水産省、国土交通省】	b 進捗中	自然再生事業や生態系維持回復事業等を着実に実施している。また、令和7年4月に施行された地域生物多様性増進法に基づき、民間や地域による生物多様性を回復する活動を自然共生サイトでの活動として認定し促進している。	引き続き、自然再生事業や生態系維持回復事業等を着実に実施するとともに、民間や地域による生物多様性を回復する活動の認定を進めることで、自然環境や生態系が劣化している場所において、その再生や回復に向けた取組を地域と連携して推進する。					

施策番号	施策名	施策の概要	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	指標目標名	当初の値と目標値	点検値	予算事業名	関係制度・法令名称
1-2-35	自然再生の推進	自然再生推進法（平成14 年法律第148号）に基づき、NPOや地域住民、関係行政機関など多様な主体が連携して実施する自然再生活動を全国的に推進するため、自然再生専門家会議の運営や自然再生専門家会議委員による学術的観点からの助言や現地指導の実施及び自然再生に係る情報収集、課題解決策の検討、普及啓発等を実施する。【環境省】	b 進捗中	自然再生専門家会議や自然再生にかかる全国会議の開催により、専門委員による学術的観点からの助言や現地指導、自然再生に係る情報収集、課題解決策の検討、普及啓発等を実施している。	引き続き、自然再生専門家会議や全国会議を通じ、自然再生にかかる技術や情報の共有、普及啓発等の取り組みを進め、自然再生協議会設置箇所数の増加を図る。	①自然再生推進法に基づく自然再生協議会設置箇所数 ②自然再生事業実施計画策定数	①現状値　27箇所（2021年度） 目標値　30箇所（2025年度） ②現状値　49計画（2021年度） 目標値　54計画（2025年度）	①27箇所（2024年度） ②55計画（2024年度）	自然再生活動推進費	自然再生推進法第4条、第11条、第15条、第17条第2項
行動目標1-3　汚染の削減（生物多様性への影響を減らすことを目的として排出の管理を行い、環境容量を考慮した適正な水準とする）や、偶発的外来種による負の影響の防止・削減（偶発的外来種の定着率を50%削減等）に資する施策を実施する										
1-3-1	鉛製銃弾に起因する鳥類の鉛中毒の防止	2030年度までに我が国の鉛製銃弾に起因する鳥類の鉛中毒の発生をゼロとすることを目指し、2025年度から全国的な鉛製銃弾の使用規制制度を段階的に導入できるよう作業を進めていくため、鉛汚染の実態把握及び影響評価を進める。評価により、非鉛製銃弾への切替えが必要となった場合には円滑な移行を推進するために必要な移行体制の構築を検討する。【環境省】	b 進捗中	全国での鳥類鉛汚染のモニタリングを実施するとともに、モデル地域において鉛弾規制の効果測定、段階的導入の調整を実施した。	全国でのモニタリングから汚染の実態把握及び影響評価を進めるとともに、モデル地域での段階的規制、試行の調整を引き続き実施する。管理捕獲、有害捕獲等への規制の影響、非鉛弾の確保やその対策の検討も行う。	鉛製銃弾に起因する鳥類（猛禽類）の鉛中毒の確認件数	現状値　5件（2021年度） 目標値　0件（2030年度）	0件（2024年度）	・鳥類の鉛中毒ゼロに貢献するサステナブルな鳥獣保護管理推進事業（令和5年度新規要求） ・鳥獣保護管理対策費（鳥類の鉛汚染に関する影響評価推進事業）	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
1-3-2	化学物質の環境リスク初期評価	生態系への影響の観点を含めて化学物質の環境リスクに関する初期評価（スクリーニング）を行い、環境リスクの高い物質を抽出し、必要な措置の実施を促すことにより、化学物質による人や水生生物への影響を未然に防止する。【環境省】	b 進捗中	化学物質管理制度の担当課室からのニーズ、関連情報の更新状況、専門家との議論等を踏まえ、優先度の高い物質から着実に評価を行った。	実際の環境中での物質の挙動や影響の状況などを考慮し、評価方法の検討も含めより実態に即したリスク評価を行う。	生態影響の観点から環境リスク初期評価を実施する物質数	現状値　12物質（2022年度） ※2021年度末までに405物質実施 目標値　12物質／年程度	生態リスクに関して432物質を実施（2024年度）	化学物質の環境リスク初期評価推進費	
1-3-3	化学物質管理の推進	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48 年法律第117 号。以下「化審法」という。）に基づき、全ての化学物質に対し、一定量以上の製造・輸入を行う事業者に実績数量の届出を義務づけるとともに、必要に応じて有害性情報の提出を求めること等により、生態系等への影響を考慮した安全性評価を着実に実施する。また、鳥類を含む高次捕食動物に対する有害性評価方法の検討、化学構造式や物理化学的性状から生態毒性を予測する定量的構造活性相関（QSAR）の開発・試行を行う。【環境省】	b 進捗中	化審法に基づき、事業者への実績数量の届出等を義務づけるとともに、必要に応じた有害性情報の提出を求めること等により、安全性評価を実施した。また、鳥類を含む高次捕食動物に対する有害性評価方法の検討、化学構造式や物理化学的性状から生態毒性を予測する定量的構造活性相関（QSAR）の開発・試行を行った。	今後も、化審法に基づき、安全性評価を着実に実施する。 鳥類を含む高次捕食動物に対する有害性評価方法、QSARの開発についても、継続的に実施する。	（目標）1973年の化審法制定以前から市場に存在する化学物質を含むすべての化学物質について、届出の内容や有害性に係る既知見等を踏まえ、優先的に安全性評価を行う必要がある化学物質を「優先評価化学物質」に指定し、リスク評価を行う。その結果、長期毒性を有する化学物質のうち、相当広範な地域の環境中に相当程度残留等するために、人の健康または生活環境動植物の生息・生育に係る影響を生じる恐れがあると認められる化学物質を「第二種特定化学物質」に指定し、必要な措置を講じる。	（現状）優先評価化学物質を218物質指定（2022年3月時点）	優先評価化学物質を221物質指定（2025年5月時点）	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行経費、化学物質の環境リスク低減対策強化費	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律

施策番号	施策名	施策の概要	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	指標目標名	当初の値と目標値	点検値	予算事業名	関係制度・法令名称
1-3-4	化学物質排出・移動量届出制度（PRTR制度）運用・データ活用事業	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成11年法律第86 号）に基づき、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止する観点から、人の健康や生態系に有害なおそれがある化学物質の環境への排出量や事業所外への移動量の集計・公表などを実施する。【環境省】	b 進捗中	化管法に基づく化学物質排出・移動量届出制度（PRTR制度）について、令和3年度に制度および対象物質の見直しを行った。見直し後の対象物質については令和5年度から排出移動量の届出が開始され、令和6年度に当該データの集計・公表を行った。また、同法の対象となる化学物質の見直しに向けた科学的知見の収集や、同法に基づき国が実施する非点源排出源（家庭、自動車等）からの環境中への排出量の推計・公表、化学物質の排出削減に係る事業者の取組事例の収集・公表などを行っている。	対象物質選定の際の排出係数の設定や、届出外の排出推計量の精緻化については引き続き検討が必要であり、今後も社会実態に即した制度となるよう見直しに向けた検討を行う。届出データについては、届出後の修正が一定数発生しており、正確性の向上が課題であり、届出データの正確性向上に向けた PRTR排出量等算出マニュアルの改訂を行う。	①「PRTR地図上表示システム」の閲覧数 ②（目標）PRTR 制度において、事業者からの対象化学物質の環境への排出量及び事業所外への移動量の届出を毎年度集計・公表する	①現状値　16,548ビュー（2021年度） 目標値　19,051ビュー（2024年度） ②-	①22,580ビュー（2024年度） ②環境省HPにて令和5年度データを公表した（2025年2月時点）	PRTR制度運用・データ活用事業	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律
1-3-5	化学物質の内分泌かく乱作用に関する検討	化学物質の内分泌かく乱作用が環境中の生物に及ぼす影響について、2022年10月にとりまとめた「化学物質の内分泌かく乱作用に関する今後の対応― EXTEND 2022―」に基づき、試験法の開発を行うとともに、環境中に存在する化学物質等を対象として、確立した試験法を用いた試験・評価を進め、環境リスクが懸念される物質に対するリスク管理につなげていく。【環境省】	b 進捗中	化学物質の内分泌かく乱作用が環境中の生物に及ぼす影響について、EXTEND 2022に基づき試験法開発、試験・評価を進めており、成果は適宜公開している。	リスク管理が必要な物質の同定を目指して、引き続き試験法開発、試験・評価等を進める。	評価に着手する物質数	現状値　10物質／年程度 目標値　10物質／年程度	10物質／年程度	環境汚染等健康影響基礎調査費	
1-3-6	環境中の医薬品等（PPCPs）の環境リスクに関する検討	医薬品を始めとするPPCPs（pharmaceuticals and personal care products）が環境中の生物に及ぼす影響について、既存知見を収集し、環境中の存在状況や生態毒性に関する情報を充実させた上でリスク評価を進め、環境リスクが懸念される物質を同定する。あわせて、PPCPsの特性を踏まえたリスク評価手法を検討する。【環境省】	b 進捗中	医薬品を始めとするPPCPsが環境中の生物に及ぼす影響について、既存知見の収集、情報の充実、リスク評価等を進めるとともに、PPCPsの特性を踏まえたリスク評価手法を検討している。	リスク管理が必要な物質の同定を目指して、引き続き情報を充実させ、リスク評価を進める。今後は個別物質の試験データの取得でなく、類似物質群の合算評価手法の検討を重視する。	生態毒性試験を実施する物質数	現状値　2物質／年程度 目標値　2物質／年程度	1物質／ 年程度	環境汚染等健康影響基礎調査費	
1-3-7	災害事故時の化学物質対策	大規模災害時などの化学物質漏えい事案からの被害を最小化するため、関係機関への平時からの情報共有や、災害等の緊急時における連携体制の構築等を推進する。【環境省】	b 進捗中	全国の地方公共団体に展開した「地方公共団体環境部局における化学物質に係る災害・事故対応マニュアル策定の手引き」によって地方公共団体の災害・事故対応マニュアル策定を支援している。 加えて、令和6年から実際の災害時の化学物質の漏洩を想定した机上演習を開催し、課題の抽出とその対応策の検討を行っている。 さらに、情報提供の内容や方法に関して、地方公共団体のニーズの把握を継続的に実施している。	今後、机上演習により得られた知見等を踏まえて、手引きの改訂等を進めるとともに、当該手引きを活用した地方公共団体のマニュアル策定を引き続き支援し、災害や事故への備えの強化を行う。 また、地方公共団体への情報提供の内容や方法に関するニーズの把握を引き続き行い、地方公共団体への支援策にかかる検討を行う。				PRTR制度運用・データ活用事業	
1-3-8	水銀による環境汚染の防止	水銀による地球規模の環境汚染を未然に防止するため、「水銀に関する水俣条約」及び「水銀等による環境の汚染の防止に関する計画」に基づき、ライフサイクル全体にわたる水銀対策を推進する。【環境省】	b 進捗中	水俣条約締約国会議（COP）での決定に基づき国内担保法令の改正等の対応を進めてきた。特にCOP5までに決定された一般照明用蛍光ランプ等の製造・輸出入の廃止については、2024年12月に「水銀汚染防止法」施行令の改正を行い、その周知等を進めている。また、同法の施行から5年が経過したことを踏まえ、施行状況の点検を行い、2024年2月に「水銀による環境の汚染の防止に関する法律の施行状況及び今後の方向性について」を取りまとめた。 水俣条約国内実施計画である「水銀汚染防止計画」によりライフサイクル全体の管理措置を進めており、2025年度中に当該計画の4年ごとの実施状況の点検結果の取りまとめを実施している。	水銀汚染防止法に関しては、施行状況点検結果に基づく取組を進める。特に一般照明用蛍光ランプ等の製造・輸出入規制については引き続き周知徹底に努める。また、水俣条約国内実施計画である「水銀汚染防止計画」について、2025年度中に当該計画の4年ごとの実施状況の点検を行う。				水銀に関する水俣条約実施推進事業	水銀に関する水俣条約、水銀汚染防止法等

施策番号	施策名	施策の概要	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	指標目標名	当初の値と目標値	点検値	予算事業名	関係制度・法令名称
1-3-9	既登録農薬における生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準の設定	2018年に改正された農薬取締法（昭和23 年法律第82 号）に基づき、農薬の影響評価の対象となる動植物を従来の水産動植物から、鳥類及び野生ハナバチ類等を含む水域・陸域の生活環境動植物に拡大するとともに、既登録農薬の再評価を開始したところであり、今後評価を進め、 必要に応じ生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準の設定や改定を行い、農薬登録制度における生態リスク評価・管理の拡充を図る。【環境省】	b 進捗中	2018年に改正された農薬取締法に基づき、水域・陸域の生活環境動植物を対象とする農薬の影響評価を充実させるとともに、最新の科学的知見を踏まえた既登録農薬の再評価を新たに進めている。これらの評価に基づき、必要に応じ、生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準の設定や改定を進めている。	今後も引き続き、生活環境動植物に対する農薬の影響に係る評価を着実に進める。	（目標）2021年度末時点で登録済みの全ての農薬について、生活環境動植物に係る再評価を実施（2038年度）		6農薬の生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準を見直し（再評価）を完了（2025年6月時点）	農薬登録基準等設定費	
1-3-10	農薬登録審査における生活環境動植物に対する慢性影響評価の導入	農薬取締法に基づく農薬登録審査で行う生活環境動植物に対する影響評価において、現在評価対象としている短期的な農薬ばく露の影響（急性影響）に加えて、長期的な農薬ばく露の影響（慢性影響）に関する評価を導入し、農薬登録制度における生態リスク評価の拡充を図る。【環境省】	b 進捗中	2025年3月、長期的な農薬ばく露の影響に関する評価の導入について、中央環境審議会水環境・土壌農薬部会で了承を得た。	今後、パブリックコメントや関係者とのリスクコミュニケーションの手続等を経て、実効性を担保しつつ、長期的な農薬ばく露の影響に関する評価の導入を進める。	（目標）魚類、甲殻類、鳥類に対する農薬の影響評価において慢性影響評価を導入（2025年度以降）		魚類、甲殻類、鳥類に対する長期的な農薬ばく露の影響に関する評価の導入について、中央環境審議会水環境・土壌農薬部会で了承（2025年3月時点）	農薬影響対策費	
1-3-11	天敵農薬における生態リスクの評価の拡充とモニタリング手法の検討	生きた状態で、その寄生性、捕食性を利用し、病害虫の防除を目的として使用する天敵農薬について、農薬取締法に基づく農薬登録の審査に当たり、放飼地域における定着性や捕食性等の生物学的特性に係る評価を導入し、天敵農薬の生態リスクに対する評価の拡充を図るとともにモニタリング手法の検討を行う。【環境省、農林水産省】	b 進捗中	放飼地域における定着性や捕食性等の生物学的特性を考慮した評価手法を検討し、2023年12月に農林水産省とともに「天敵農薬の審査ガイダンス」を取りまとめた。 また、天敵農薬の生態リスクを把握するため、農薬使用者等から情報収集を行うスキームを導入した。	今後も引き続き、天敵農薬に係る評価等を着実に進めるとともに、天敵農薬の生態リスクの把握を進める。				農薬影響対策費	
1-3-12	農薬の適正使用の推進	最新の科学的知見に基づき農薬登録及び再評価を実施する。また、毎年、農薬危害防止運動を全国で実施する等、農薬の適正使用を推進することにより、農薬の使用による水質汚濁及び生活環境動植物の被害を未然に防止する。【農林水産省、環境省】	b 進捗中	農薬取締法に基づく農薬登録審査や再評価を最新の科学的知見に基づき着実に進めている。また、農薬危害防止運動を全国で毎年実施する等、農薬の適正使用の推進に係る取組を進めている。	今後も引き続き、最新の科学的知見に基づき農薬登録審査や再評価を着実に実施するとともに、農薬の適正使用の推進に資する取組を進める。					食品安全基本法、農薬取締法、食品衛生法
1-3-13	ゴルフ場における農薬の適正な使用の推進	ゴルフ場から排出される水に含まれる農薬の実態把握に努めるとともに、その結果に基づき、ゴルフ場に対する登録農薬の適正使用や使用量の削減等の適切な改善措置を講じるよう指導を行うことにより、ゴルフ場における農薬の適正な使用を推進し、ゴルフ場周辺の水域における水質汚濁及び水域の生活環境動植物の被害を未然に防止する。【環境省】	b 進捗中	水質汚濁及び生活環境動植物への被害が未然に防止されるよう、都道府県に対し、「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止及び水域の生活環境動植物の被害防止に係る指導指針」を発出した。 都道府県等が上記指針に基づき、ゴルフ場から排出される水に含まれる農薬の実態調査や指導を進めている。なお、調査結果は毎年、環境省がとりまとめて公表している。	今後も引き続き、ゴルフ場から排出される水に含まれる農薬の実態把握に努めるとともに、その結果に基づき、適切な改善措置等に係る指導を進める。					

施策番号	施策名	施策の概要	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	指標目標名	当初の値と目標値	点検値	予算事業名	関係制度・法令名称
1-3-14	生態リスクが高いと考えられる農薬の河川水モニタリング	水域の生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準値と環境中予測濃度が近接しており、相対的に生態リスクが高いと考えられる農薬を対象に、農薬の使用状況を勘案しつつ河川水中の農薬濃度のモニタリング調査を行い、リスク評価結果の妥当性及びリスク管理の実効性を検証する。【環境省】	b 進捗中	都道府県の協力を得ながら、相対的に生態リスクが高いと考えられる農薬を対象に、河川水中の農薬濃度のモニタリング調査を進めている。	今後も引き続き、相対的に生態リスクが高いと考えられる農薬を対象に、河川水中の農薬濃度のモニタリング調査を行い、リスク評価結果の妥当性及びリスク管理の実効性の検証を進める。	(目標)相対的に生態リスクが高いと考えられる農薬を対象に、毎年10農薬程度について河川水中の濃度をモニタリングする。		2024年度には、14農薬について河川水中濃度のモニタリング調査を実施した。 2025年度も、同数程度の農薬について河川水中濃度のモニタリング調査を実施中。(2025年6月時点)	農薬登録基準等設定費	
1-3-15	家畜排せつ物の適正管理	家畜排せつ物の不適切な管理に起因する水質汚染等の環境への影響を防止するため、、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律(平成11 年法律第112 号)に基づく家畜排せつ物の適正管理を行う。【農林水産省】	b 進捗中	2023年12月1日時点、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律(以下「家畜排せつ物法」という。)に基づく管理基準のうち、管理施設の構造設備基準については、ほぼ全ての対象農家で遵守されている。また、管理基準のうち管理方法基準についても多くの項目において概ね遵守されているが、家畜排せつ物の発生量等の記録については、対象農家の93.5%で遵守されている状況にある。このことを踏まえ、2025年4月、家畜排せつ物法に基づき定める「家畜排せつ物の利用促進を図るための基本方針」を変更するにあたって、家畜排せつ物の発生量等の記録について、都道府県から畜産農家への指導を引き続き徹底するよう追記した。	家畜排せつ物法の本格施行から20年が経過する中で、施行までに整備した堆肥舎等の老朽化や規模拡大による施設の処理能力不足が生じており、これらの施設の更新・整備が必要であり、その費用の確保が全国的な課題となっている点に留意し、引き続き、都道府県と連携しながら、家畜排せつ物の適正管理を推進する。					家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律
1-3-16	環境保全型農業の実施による水質改善	・農業者の組織する団体等が実施する、化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う、地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動を支援する。【農林水産省】	b 進捗中	環境保全型農業直接支払交付金により、農業者の組織する団体等が実施する化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動に対して支援した。 2023年度の本交付金による実施面積は約8.7万haである。なお、2025年度より、冬期湛水、江の設置など水管理を伴う取組については、地域でまとまりをもって取り組むことで効率的かつ効果的に推進されることが期待できることから、多面的機能支払交付金に移管した。	2025年度には環境保全型農業直接支払交付金の見直しを行ったところ、引き続き、環境保全型農業の取組の普及・推進を実施する。また、2027年度を目標に新たな環境直接支払交付金を創設することを検討しており、現行の環境保全型農業直接支払交付金を見直し、みどりの食料システム法認定農業者による先進的な環境負荷低減の取組を支援することを検討する。				環境保全型農業直接支払交付金	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律
1-3-17	**農山漁村における排水施設の整備等による水質改善** ➢漁業集落排水施設の整備	漁港及び漁場の水域環境と漁業集落の生活環境の改善を図るため、都道府県が策定する汚水処理に関する「都道府県構想」に基づき下水道、浄化槽と連携して、効率的に漁業集落排水施設の整備を進める。【農林水産省】	b 進捗中	都道府県が策定する汚水処理に関する「都道府県構想」に基づき下水道、浄化槽と連携して、効率的に漁業集落排水施設の整備を進めた。	漁港及び漁場の水域環境と漁業集落の生活環境の改善を図るため、都道府県が策定する汚水処理に関する「都道府県構想」に基づき下水道、浄化槽と連携して、効率的に漁業集落排水施設の整備を進める。 現在の取組を継続して進める。	漁業集落排水施設が整備された漁村の人口割合	現状値　80%(2021年度) 目標値　約95%(2026年度)	86%(2023年度)	水産基盤整備事業、農山漁村地域整備交付金(漁業集落排水施設の整備部分)、地方創生整備推進交付金	水質汚濁防止法

施策番号	施策名	施策の概要	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	指標目標名	当初の値と目標値	点検値	予算事業名	関係制度・法令名称
	農山漁村における排水施設の整備等による水質改善 ➢集落排水施設の整備等による水質改善	・農業用用排水の水質保全等を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与するため、都道府県が策定する汚水処理に関する「都道府県構想」に基づき、下水道、浄化槽と連携して、効率的に集落排水施設の整備を進める。 ・農村地域の環境保全、農業用用排水施設からの排水の水質浄化等を図る水質保全施設を整備する。 ・沖縄県及び奄美群島の農用地からの赤土等の流出、水質負荷軽減のための耕土流出防止施設を整備する。【農林水産省】	b 進捗中	・農業集落排水施設の持続的な維持管理のため、老朽化に伴う改築・更新や維持管理の低減のための整備を進めた。 ・2023年から2025年6月末時点において、水質保全対策事業を2地区実施している。 ・2023年から2025年6月末時点において、水質保全対策事業（耕土流出防止施設整備）を、沖縄県9地区、奄美群島1地区で実施している。	・農業用用排水の水質保全等を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与するため、引続き、都道府県が策定する汚水処理に関する「都道府県構想」に基づき、下水道、浄化槽と連携して、効率的に集落排水施設の整備を進める。 ・現在の取組を継続して進める。	汚水処理人口普及率	現状値　92.6% （2021年度） 目標値　95%以上 （2026年）	93.3% （2023年度）	農村整備事業、農山漁村地域整備交付金（農業集落排水事業、水質保全対策事業）、地方創生整備推進交付金、沖縄振興交付金	
1-3-18	下水道の高度処理等による水環境改善	公共用水域の水質保全のため、下水道の整備に加え、湖沼や閉鎖性海域における富栄養化の防止などに資する下水処理場の高度処理化や合流式下水道の改善を推進する。【国土交通省】	b 進捗中	湖沼や閉鎖性海域等における水質改善を図るため、下水処理場の改築・更新時における高度処理の導入に加えて、既存施設の一部改善や運転管理の工夫等による段階的高度処理の導入に関する取組を実施した。	高度処理等を推進する一方で、栄養塩類の不足が指摘されている閉鎖性海域もあることが課題である。しかしながら、富栄養化の防止を必要とする閉鎖性海域もあり、引き続き取組を実施する。	①高度処理実施率 ②合流式下水道改善率 ③汚水処理人口普及率	①現状値　59.3% （2020年末） 目標値　65% （2025年末） ②現状値　90.4% （2021年末） 目標値　100% （2023年末） ③現状値　92.6% （2021年度） 目標値　95%以上 （2026年）	①65.7% （2023年度） ②100% （2023年度） ③現状値93.7% （2024年度	社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金	下水道法
1-3-19	ダム貯水地における水質保全対策	ダム貯水地において、冷水放流、濁水長期化、富栄養化の対策を実施する。冷水放流対策として選択取水設備を設置して流入水温に近い水温層を選んで下流に放流し、濁水長期化対策として選択取水設備や清水バイパスを設置して濁水の放流期間の短縮に努め、富栄養化対策として曝気循環装置等を設置してプランクトンの増殖の抑制を図っていく。【国土交通省】	b 進捗中	ダム貯水地において、選択取水設備や曝気循環装置等により、冷水放流、濁水長期化、富栄養化の対策を実施している。	今後もダム貯水地において、冷水放流、濁水長期化、富栄養化対策として、曝気循環装置等を設置してプランクトンの増殖の抑制を図る。				治水事業等関係費の内数 社会資本整備総合交付金等の内数	
1-3-20	水生生物の保全に係る水質環境基準	環境基本法（平成5年法律第91 号）第16条に基づき定められる環境基準のうち水生生物の保全に係る環境基準について類型指定水域において水質汚濁の状況を常時監視するとともに、最新の科学的知見の基に必要な環境基準等の設定及び見直しを行う。【環境省】	b 進捗中	水生生物の保全に係る水質環境基準については、新たな科学的知見等に基づいて必要な調査・検討を行った（ノニルフェノール、4-t-オクチルフェノール、ニッケル等）。	水生生物の保全に係る水質環境基準のうち、ノニルフェノールに係る水質目標値の再設定に向けた調査・検討を行う。	類型指定水域における水生生物の保全に係る水質環境基準の達成状況	現状値　98.5 % （2020年度） 目標値　100%	99.5 % （2023年度）	水質汚濁防止推進費	環境基本法、水質汚濁防止法
1-3-21	湖沼環境保全対策	湖沼水質保全特別措置法（昭和59 年法律第61 号）に基づく各施策を推進する。具体的には、水質、水生生物、水生植物、水辺地等を含む湖沼の良好な水環境を目指して、湖沼環境の改善に向けた総合的な方策の検討を行い、望ましい湖沼環境の実現を図る。【環境省】	b 進捗中	11の指定湖沼において、「湖沼水質保全計画」を策定し、河川浄化等の水質の保全に資する事業、各種汚濁源に対する規制等の措置等を推進している。このうち、2024年度においては、3湖沼について計画改定を行った。 また、湖辺域の植生や水生生物の保全など湖沼の水環境の適正化に向けた取組として、水草の大量繁茂への対策を示した技術資料を作成した。	湖沼については、湖沼水質保全特別措置法に基づく湖沼水質保全計画が策定されている11の指定湖沼について、同計画に基づき、各種規制措置のほか、下水道及び浄化槽の整備、その他の事業を総合的・計画的に推進する。				閉鎖性海域・湖沼環境対策等推進費	湖沼水質保全特別措置法
1-3-22	琵琶湖の保全及び再生	琵琶湖の保全及び再生に関する法律（平成27 年法律第75 号）に基づく各施策を推進する。特に、局所的な植物プランクトンの大増殖による水質悪化、水草の過剰繁茂、侵略的外来植物の繁茂、気候変動による湖沼の水循環への影響等、湖沼の管理に関する検討等を行い、関係機関と連携しながら必要な対策を講じる。【環境省】	b 進捗中	琵琶湖については、琵琶湖の保全及び再生に関する法律に基づき、関係機関と連携して琵琶湖保全再生施策の推進に関する各種取組が行われている。 気候変動の影響や生態系の変化を踏まえ、気候変動の影響予測や物質循環に係る検討、琵琶湖の内湖を対象とした植物プランクトンの異常増殖に係る対策の検討を行った。	琵琶湖については、琵琶湖の保全及び再生に関する法律に基づき、水質の保全及び改善等の各種施策を、関係機関と連携して推進する。また、気候変動の影響や生態系の変化を踏まえ、気候変動の影響や物資循環の予測、底層溶存酸素量の低下、植物プランクトンの異常増殖等の課題についての知見の充実や対策の検討を行うとともに、地域における取組の支援を進めていく。				琵琶湖保全再生等推進費	琵琶湖の保全及び再生に関する法律

施策番号	施策名	施策の概要	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	指標目標名	当初の値と目標値	点検値	予算事業名	関係制度・法令名称
1-3-23	海洋環境関連条約等対応	海洋環境の保全を目的としたロンドン条約、マルポール条約、1990 年の油汚染に対する準備、対応及び協力に関する国際条約（油濁事故対策協力（OPRC）条約）やバラスト水管理条約、北西太平洋地域海行動計画(NOWPAP)等の国際的な枠組みに係る対応、国内担保を適正に実施し、海洋環境保全に貢献する。【環境省】	b 進捗中	各種国際条約等に関する国際会合に出席し、国内対応を見据えた議論、調整を行っている。 国内施策については、海洋CCS事業を既定の海洋汚染等防止法からCCS事業法へ移管する作業を実施した。海上輸送の対象となる液体物質の有害性の審査や、海洋投入処分せざるを得ない廃棄物等の許可審査など、国際条約を担保した国内制度の運用を適切に実施している。	各種条約等に関する国際会合において、海洋地球工学の扱いや船体付着生物の移入に係る対応といった新たな課題が議論されており、これらの課題について適確に対応するとともに、国内対応を見据えた検討が必要である。 海洋CCS事業については、海洋環境の保全と調和した事業環境の整備を図っていく必要があり、さらに事業候補地の海洋環境への影響を適正に審査できるよう、ベースラインデータの取得に努める。				海洋環境に係る条約対応及び調査検討事業	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律
1-3-24	水質総量削減等を通じた閉鎖性海域の水環境改善	2022 年1月に策定した第9次の水質総量削減基本方針に沿って、東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海の水環境改善を着実に実施する。これまでの取組により、陸域からの汚濁負荷量は着実に減少しているものの、「豊かな海」を目指す上での課題はなお存在することから、場所や季節を考慮したきめ細やかな対策や、生物多様性・生物生産性の維持機能を有する藻場・干潟の保全・再生を含め、地域の実情を踏まえた総合的な取組を促進する。【国土交通省、環境省】	b 進捗中	・第9次総量削減基本方針に基づき、関係都府県において総量削減計画の策定及び総量規制基準の設定が実施され、これらに基づく取組が進められた。 ・尾道糸崎港等、各地の港湾にて浚渫土砂を有効活用した干潟の再生を実施し、水生生物の増加等、沿岸域の生物多様性の保全・再生の取組を推進した。	・水質総量削減制度については、中央環境審議会水環境・土壌農薬部会総量削減専門委員会において、よりきめ細かな海域の状況に応じた水環境管理といった観点も含め、第10次水質総量削減の在り方について検討を進める。 ・引き続き、閉鎖性海域の水質改善のため、干潟の保全・再生などの施策を推進する。	①東京湾、伊勢湾、瀬戸内海におけるCOD ②東京湾、伊勢湾、瀬戸内海における窒素含有量 ③東京湾、伊勢湾、瀬戸内海におけるりん含有量	①現状値 東京湾 154t/日 伊勢湾 131t/日 瀬戸内海 374t/日 目標値（2024年度） 東京湾 150t/日 伊勢湾 127t/日 瀬戸内海 372t/日 ②現状値 東京湾 162t/日 伊勢湾 106t/日 瀬戸内海 380t/日 目標値（2024年度） 東京湾 159t/日 伊勢湾 106t/日 瀬戸内海 389t/日 ③現状値 東京湾 12.1t/日 伊勢湾 8.0t/日 瀬戸内海 24.3t/日 目標値（2024年度） 東京湾 11.8t/日 伊勢湾 7.9t/日 瀬戸内海 24.6t/日	①東京湾 144t/日 伊勢湾 118t/日 瀬戸内海 339t/日 （2023年度） ②東京湾 155t/日 伊勢湾 102t/日 瀬戸内海 361t/日 （2023年度） ③東京湾 11.1t/日 伊勢湾 7.3t/日 瀬戸内海 22.9t/日 （2023年度）	水質総量削減の基本方針の検討、底層DO等の改善に向けた水環境改善方策検討費、 発生負荷量等算定調査、広域総合水質調査	水質汚濁防止法
1-3-25	底層溶存酸素量に関する環境基準の類型指定	環境基本法第16条に基づき定められる環境基準のうち、魚介類等の生息や藻場等の生育に対する直接的な影響を判断できる指標であり、底層を利用する生物の生息・再生産にとって特に重要な要素となる底層溶存酸素量について、類型指定の検討を進める。【環境省】	b 進捗中	水域底層溶存酸素量に係る環境基準について、5水域において水域類型の指定を行った。指定済みの水域について、環境基準の達成期間・達成率を検討している。	底層溶存酸素量の環境基準の達成率・達成期間の共通の考え方について、本年度中に整理し、東京湾における達成率・達成期間を設定する。				水質汚濁防止推進費	環境基本法
1-3-26	サンゴ礁生態系保全に係る陸域に由来する赤土等の土砂及び栄養塩、化学物質等の過剰な負荷への対策の推進	「サンゴ礁生態系保全行動計画2022-2030」で設定した特に解決の緊急性が高い重点課題の一つとして、陸域からの土砂・栄養塩・化学物質等の過剰な負荷の軽減対策やその効果の検証を推進する。【環境省】	b 進捗中	「サンゴ礁生態系保全行動計画2022-2030」で設定した特に解決の緊急性が高い重点課題の一つとして、陸域からの土砂・栄養塩・化学物質等の過剰な負荷の軽減対策やその効果の検証を令和6年度に設定した指標に基づいて推進している。	今後、「サンゴ礁生態系保全行動計画2022-2030」全体の評価を実施予定であり、その中で対策や効果の検証を実施する。				サンゴ礁生態系保全対策推進費	サンゴ礁生態系保全行動計画2022-2030
1-3-27	油流出事故への対応及び閉鎖性海域における漂流ごみの回収	・大規模油流出事故が発生した場合の油防除体制としての大型浚渫兼油回収船を配備するとともに、閉鎖性海域に海洋環境整備船を配備し、漂流ごみや浮流油の回収を実施することにより、生物多様性に影響を与える海洋汚染の防除を行う。 ・油流出事故による野生鳥獣への油汚染が発生した場合に、関係行政機関や関係団体等による救護活動が円滑に実施されるよう、連絡体制の整備や関係者への研修を実施する。【国土交通省、環境省】	b 進捗中	・油防除体制としての大型浚渫兼油回収船を配備するとともに、閉鎖性海域に海洋環境整備船を配備し、漂流ごみや浮流油の回収を実施し、生物多様性に影響を与える海洋汚染の防除を行った。 ・水鳥救護研修を行政担当者や専門家向けに実施し、体制の整備を行った。	引き続き油防除体制の確保に努め、漂流ごみや浮流油の回収を実施し、生物多様性に影響を与える海洋汚染の防除を行う。				港湾整備事業費	港湾法

施策番号	施策名	施策の概要	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	指標目標名	当初の値と目標値	点検値	予算事業名	関係制度・法令名称
1-3-28	海洋ごみ対策の推進等	2050年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにまで削減することを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」の提唱国として、海洋環境を含むプラスチック汚染に関する新たな法的拘束力のある国際文書（条約）の策定において、主要排出国を含むより多くの国が参加する実効的な枠組みの構築を主導する。国内においては、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）に基づき、あらゆる主体のプラスチックに係る資源循環の促進等を図るとともに、美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律（平成21 年法律第82 号。以下「海岸漂着物処理推進法」という。）の下、都道府県や市町村等が実施する海洋ごみ対策への支援を通じて、総合的かつ効果的な海岸漂着物対策の支援・推進に努める。また、地方自治体、研究機関、業界団体等の関係主体等で連携した回収・処理や発生抑制対策の推進、広域的・地域的な枠組み（二国間協力含む）における国際連携・協力の推進、マイクロプラスチックを含む海洋プラスチックごみの環境中流出量等実態把握（データ収集、モニタリング手法の調和・高度化）、生物生態系影響等の科学的知見の蓄積等を進める。【環境省】	b 進捗中	プラスチック条約に関する政府間交渉委員会再開会合が2025年8月に行われたが、合意に至らず引き続き協議を行っていくこととなった。 海岸漂着物等地域対策推進事業においては、都道府県や市町村の事業を支援し、漂着ごみ約27,000tを回収（令和5年度）。 自治体と企業等が連携した海洋ごみの回収・発生抑制対策の取り組みを支援するローカル・ブルー・オーシャン・ビジョン事業やプラスチックと賢く付き合っていくプラスチックスマートの取り組み（登録数約3600件）、瀬戸内海沿岸府県で連携した広域的取り組みの瀬戸内海プラごみ対策ネットワークの活動などを支援している。 海洋表層を漂流するマイクロプラスチックについては、2019年に策定したモニタリング手法の調和のための国際的なガイドラインを2023年に改定したうえで、2024年5月にガイドラインに沿ったデータを国内外から収集し可視化するためのデータベース（Atlas for Ocean Microplastics(AOMI)）を公表した。また、マイクロプラスチックが生物生態系に与える影響を把握するために、2021年から生物生態系影響のリスク評価手法の検討を開始している。	プラスチック条約に関する会合は再び行われることとなっており、引き続き合意を目指し議論を主導していく。 海岸漂着物等地域対策推進事業においては、必要な支援を今後も実施しつつ、効果的な制度となるよう見直しの検討も行っていく。 自治体や企業等の取り組みへの支援についても更に取り組みを進めていく。 マイクロプラスチックについては、特に東南アジアやアフリカ、南アメリカ周辺のモニタリングデータが不足している。モニタリングデータの更なる収集に向け、データの利活用の重要性の理解促進が必要である。また、マイクロプラスチックの生物生態系への影響については、いまだリスク評価手法の検討段階であり、引き続き有識者を交えて議論を進めていく予定である。	①海岸漂着物等地域対策推進事業実施主体数（都道府県） ②海岸漂着物処理推進法の基本方針に基づく地域計画の策定数	①現状値 42(2021年度) 目標値　43（2023年度） ②現状値　42（2021年度） 目標値　47（2023年度）	①42（2023年度） ②42（2023年度）	海岸漂着物等地域対策推進事業、海洋ごみに係る削減方策総合検討事業費 海洋プラスチックごみ総合対策費	
1-3-29	海洋生分解性プラスチックの開発	海洋生分解性プラスチックの海洋での生分解機構の解明を通し、技術・安全性の評価手法確立に加え、革新的な技術・新素材の開発を行い、技術開発基盤を構築する。加えて、生分解のタイミングやスピードをコントロールする海洋生分解性プラスチックの開発を実施する。	a 既に達成済み	短期の海洋生分解性プラスチックに関する技術・安全性評価手法の確立を行い、新素材を開発するとともに国際標準化規格への提案、発行までを完了させた。2025年度からは長期の海洋生分解性プラスチックの技術・安全性評価手法の確立と新素材の開発を新たに開始した。	長期の海洋生分解性プラスチックの生分解性評価法のISO化提案を1件以上、安全性試験法のISO化提案を1件以上行う。また、新技術・新素材を1件以上開発する。				プラスチック有効利用高度化事業、ムーンショット型研究開発事業	
1-3-30	環境に配慮した漁具等の開発	クジラを含む海洋生物に与える影響を抑制する漁具の開発を推進する。【農林水産省】	b 進捗中	クジラを含む海洋生物に与える影響を抑制する漁具を開発している。	引き続き、クジラを含む海洋生物に与える影響を抑制する漁具の開発を行う。				海洋プラスチック影響調査事業	
1-3-31	特定外来生物等の指定、外来種被害防止行動計画及び生態系被害防止外来種リストの見直し	2022年の外来生物法改正を踏まえ、適宜特定外来生物、未判定外来生物の指定を進め、「外来種被害防止行動計画」及び生態系被害防止外来種リストの見直しを行う。【環境省、農林水産省、国土交通省】	b 進捗中	「外来種被害防止行動計画」については、2025年３月に改定を行った。 生態系被害防止外来種リストについては、2023年及び2024年に改定に向けた検討を行った。	生態系被害防止外来種リストについては、2025年度中に改定を行う。	行動計画は2024年度までに見直しを行い、リストは2023年度から分類群ごとに見直しを開始する。		「外来種被害防止行動計画」については、2025年３月に改定を行った。 生態系被害防止外来種リストについては、2023年及び2024年に改定に向けた検討を行った。 （2024年度）	外来生物対策管理事業費	外来生物法

施策番号	施策名	施策の概要	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	指標目標名	当初の値と目標値	点検値	予算事業名	関係制度・法令名称
1-3-32	特定外来生物の水際対策強化・初期防除強化	輸入された物品等に付着して侵入する事例が近年増加し、定着が非常に危惧されている状態であるヒアリなどの国内に未定着の特定外来生物について、国際連携の強化のための取組を推進するとともに、侵入を早期に発見し防除対策を実施する体制を構築し、防除手法の開発を行い定着を阻止する。また、局地的に分布する特定外来生物の拡散の可能性のある地域のモニタリングや定着地での地方公共団体と連携した防除事業を進め、国内での分布範囲の拡大を阻止する。【環境省、内閣官房、総務省、外務省、財務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省】	b 進捗中	ヒアリについては、全国の港湾や空港、植物防疫所といった水際での調査や防除を徹底し、国内への定着を阻止することができている。加えて日中韓外来種専門家会合の開催等を通じた国際連携や、新規技術の社会実装を進めている。また、局地的に分布する特定外来生物であるツマアカスズメバチについて、対馬における防除と九州地方各港湾でのモニタリングを継続し、分布範囲の拡大を阻止できている。	ヒアリの確認事例数は近年増加傾向にあるため、引き続き水際での調査・防除の徹底により国内への定着を防ぐことに加え、国際連携や新規技術の社会実装を進め、中長期的な侵入リスクの低減を図る必要がある。	ヒアリ類の定着事例数	現状値　0 目標値　0	0（2024年度）	外来生物対策管理事業費、外来生物対策管理事業地方事務費	外来生物法
1-3-33	輸入植物検疫による侵入防止	農作物等の有用な植物に被害を与えるおそれのある病害虫を対象に、輸入される植物等やその容器包装について、植物防疫所が検査（輸入植物検疫）を実施する。【農林水産省】	b 進捗中	輸入された植物やその容器包装等について、植物防疫所が申請に基づき検査を実施することにより、検疫有害動植物の侵入を防止している。	海外における検疫有害動植物の発生地域の拡大に対応した的確な植物検疫の実施に向けて、定期的な検疫制度の見直しを実施する。					植物防疫法
1-3-34	有害水バラスト処理設備の検査	2017年に発効したバラスト水規制管理条約に基づき、バラスト水に含まれる外来種の海域間の移動を防止するため、外航船舶に対して有害水バラスト処理設備の搭載が義務付けられている。日本籍船舶に搭載された装置が同条約に基づく要件に適合していることを確認するため、定期的な検査を行う。【国土交通省】	b 進捗中	日本籍船舶に搭載された装置が2017年に発効したバラスト水規制管理条約に基づく要件に適合していることを確認するため、定期的な検査を実施している。	引き続き、同条約及び日本国内法に基づき、日本籍船舶に搭載された装置が同条約に基づく要件に適合していることを確認するため、定期的な検査を実施する。	日本籍船舶に搭載された有害水バラスト処理設備がバラスト水管理条約に基づく要件に適合することを確認するための定期検査の実施件数	現状値　302件（2021年度） 目標値　毎年度300件程度	419件（2024年度）		海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）
1-3-35	定着した特定外来生物の対応のための支援	外来魚（オオクチバス、コクチバス、ブルーギル）やアライグマ等について、効果的な被害防止対策をとっていくための指針等を検討するとともに、特定外来生物に指定される予定のアメリカザリガニ・アカミミガメを含めた定着した特定外来生物の対策強化のための地方公共団体等への支援や普及啓発を強化する。【環境省、農林水産省】	b 進捗中	「オオクチバス等に係る防除の指針」について、外来生物法の改正等の動向や防除手法に係る最新の知見等を踏まえて改定を行った。また、「アライグマ防除の手引き（改訂版）」の公表を行った。条件付特定外来生物に指定されたアメリカザリガニ・アカミミガメについては、規制内容や手続きについての普及啓発を行うとともに、防除の手引きや防除マニュアルを作成し技術的に支援した。「特定外来生物防除等対策事業」交付金により、地方公共団体が主体となって取り組む防除事業を財政的に支援した。	改定された指針等を基に、地方公共団体による特定外来生物防除事業について、引き続き財政的・技術的支援を行い、被害の拡大を阻止する必要がある。	（目標）外来魚（オオクチバス、コクチバス、ブルーギル）やアライグマ等について全国的な指針等を2024年度までに策定又は改定する。		アライグマ防除の手引きを改訂した（2025年３月時点）。 オオクチバス等に係る防除の指針を改訂した（2025年４月時点）。	外来生物対策管理事業費	外来生物法
1-3-36	農地や水路における外来種のまん延防止に資する技術開発	農業用水路の通水障害を引き起こす外来種（カワヒバリガイ、タイワンシジミ等）や侵入雑草（アレチウリ、ナガエツルノゲイトウ等）の防除・管理技術の開発促進する。【農林水産省】	b 進捗中	環境DNAを利用してカワヒバリガイやタイワンシジミを検知する技術を開発し、農業用水利施設での分布を推定できるようになった。農業排水中からナガエツルノゲイトウ、ミズヒマワリを検知するLAMP法、ドローンで撮影した雑草群落の写真からアレチウリの分布地点を検知する技術を開発した。 農業用水利施設の調整池の落水によるカワヒバリガイの駆除技術および、水田内および水田畦畔に繁茂するナガエツルノゲイトウに対する除草剤を用いた防除体系を開発した。加えて、水田の給水栓にネットを巻きつけ、農業水利系を通じたナガエツルゲイトウの拡散を防止する方法も開発した。アレチウリによる畦畔や圃場での侵入を防ぐために、除草剤体系をを確立した。	外来の水生生物2種および侵入雑草2種に対する防除・管理技術を開発した。侵略的外来種に対して開発した技術を合計5地域で実証した。 これまで農地における侵略的外来種の防除技術を開発してきたが、侵略的外来種は農地内外を水系を通じて移動し繁茂することから、農地に加え、水路・河川等を含む水系全体での防除が不可欠である。 水系全体での防除に向けては、より広範囲を省力的に探索する技術や、環境に対して低リスクな防除技術が必要となる。また、化学薬剤が生態系や保護すべき種に与えるリスクの評価、社会的受容性等の評価が求められる。	（目標） ・2023年度までに、外来水生生物3種以上及び外来植物3種以上の侵略的外来種に適用可能な管理体系を確立する。 ・確立した侵略的外来種に適用可能な管理体系について、2023年度までに3地域以上で実証する。		・農業用水利施設および、農業水利系での移動拡散を防ぐために、カワヒバリガイ、タイワンシジミ、ナガエツルノゲイトウに対する管理技術を確立した。また、ミズヒマワリのLAMP法、アレチウリとナガエツルノゲイトウの除草剤体系等の管理技術を確立した。 実証地域について、 ・落水によるカワヒバリガイの駆除技術 1地域 ・アレチウリ、ナガエツルノゲイトウの防除体系および拡散防止技術 4地域 （2024年8月時点）	みどりの食料システム戦略実現技術開発・実証事業のうち農林水産研究の推進	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律

施策番号	施策名	施策の概要	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	指標目標名	当初の値と目標値	点検値	予算事業名	関係制度・法令名称
1-3-37	外来種による森林・林業被害の防止	現状の森林生態系への影響に配慮しつつ、順応的な駆除や生息域の拡散防止対策を実施することにより、地域の森林における生物多様性の保全を図る上で必要となる外来種対策を地域で一体的に推進する。【農林水産省】	b 進捗中	日本の生物多様性の危機の一つとして、外来種による危機が挙げられる。小笠原諸島森林生態系保護地域には、アカギ、モクマオウ、ギンネム等の外来植物が侵入し、小笠原諸島の固有森林生態系の修復が課題となっている。外来植物駆除にあたり、希少な固有種等が多い区域などを優先して取組を進めているほか、植生・昆虫・陸産貝類・鳥類等の専門家や地元関係団体とともに、希少動植物への配慮や駆除方法について事前に検討を行っている。 駆除後は在来種であるモモタマナやオガサワラビロウ等を植栽した。在来種が定着した区域では、林内が明るくなったことでウラジロエノキ（在来種）の自然発生が確認されるなど、小笠原本来の植生が回復している。	地域固有の野生動植物を保全するため、保護制度の整備による規制、希少種の保護増殖事業の実施、外来種の駆除などを引き続き進める。また、気候変動の影響とみられる生態系の変化や外来種の影響の拡大等に対し、規制的措置や防除事業、普及啓発等に努める。				森林整備事業 世界遺産の森林生態系保全対策事業	・公益的機能維持増進協定制度
1-3-38	外来種による農作物被害の防止	外来種のうち、農作物に被害を与える病害虫（クビアカツヤカミキリ、スクミリンゴガイ等）について、都道府県等と連携し、適時・適切な防除を推進する。【農林水産省、環境省】	b 進捗中	有用な植物に被害を与える病害虫については、都道府県等と連携し、防除の実施や防除指導を行い、農作物の被害防止に取り組んでいる。	引き続き、左記の取組等を都道府県、関係省庁等と連携して実施し、農作物被害の防止に取り組む。				消費・安全対策交付金	植物防疫法
1-3-39	河川における外来種被害防止の取組実施	外来種被害防止行動計画（2015年３月環境省、農林水産省、国土交通省作成）に基づき、河川における外来種対策の必要性の普及啓発等の取組を推進する。【国土交通省】	b 進捗中	河川における外来種対策について、「地域と連携した河川における外来植物対策ハンドブック（案）」等の手引きを作成し、普及啓発に努めている。	引き続き、河川における外来種対策の必要性の普及啓発等の取組を推進する。				治水事業等関係費の内数 社会資本整備総合交付金等の内数	
1-3-40	特定外来生物による内水面漁業被害の防止	効果的な防除手法の開発・普及を行うとともに、水産業に被害を及ぼす特定外来生物（オオクチバス、コクチバス、ブルーギル）の防除に取り組む内水面漁協等を支援し、外来魚による食害等といった内水面漁業被害の拡大防止を推進する。【農林水産省】	b 進捗中	2012年度から、（国研）水産研究・教育機構等に委託して、効果的な駆除手法の開発を行っており、これまでに外来魚等の生育ステージや魚種、生息水域、季節に応じた防除対策を、対策を実施する内水面漁業者等が参照しやすいよう取りまとめた４冊のマニュアルを作成して配布・周知している。これらのマニュアルは水産庁及び全国内水面漁業協同組合連合会のホームページでも公開しており、これらのマニュアルも活用して外来魚駆除に取り組む内水面漁協を支援し、内水面漁業被害の拡大防止を推進している。	今後とも知見を集積するとともに、特定外来生物（オオクチバス、コクチバス、ブルーギル）の防除をより効果的に実施できるよう、研究機関とも検討しながら対策を推進する。				内水面漁業・養殖業活性化総合対策事業	外来生物法
1-3-41	生物多様性確保上重要な地域における特定外来生物等の防除	奄美大島において希少種への脅威となっているマングースについて、根絶に向け捕獲圧をかけ続けるとともに、根絶を確認する手法の開発を行い、根絶を達成させる。その他、小笠原諸島や沖縄島等、生物多様性確保上重要な地域における特定外来生物の防除事業を進める。【環境省】	a+既に達成済み	奄美大島におけるフイリマングースについて、2024年９月３日に根絶を宣言した。	奄美大島と物流がある近隣の島に依然としてマングースが生息しているため、奄美大島へのマングースの再侵入防止のためのモニタリングを行う。	（目標）奄美大島のマングース根絶確認について、2025年度までに実施		奄美大島におけるフイリマングースについて、2024年９月３日に根絶を宣言	特定外来生物防除等推進事業	外来生物法
1-3-42	国立公園等における外来種対策	国立公園において、生態系へ悪影響を及ぼしている外来種について、捕獲などの防除事業を実施する。また、悪影響を及ぼすおそれのある外来種について、侵入や悪影響を未然に防ぐための種の取扱方針の策定やリスク評価手法の検討を行うとともに、特別保護地区などにおける外来種の放出等の規制を行う。また、国立公園等で行われる緑化に当たっては、「自然公園における法面緑化指針」に基づき、遺伝的かく乱を防止するため、地域性種苗の利用等の必要な配慮を行うとともに、外国産在来緑化植物の利用は行わないものとする。【環境省】	b 進捗中	2024年度は、生物多様性保全上、特に対策を要する小笠原国立公園及び西表石垣国立公園等において、グリーンアノールや外来カエル類の防除事業及び生態系被害状況の調査等を重点的に実施した。	国立公園において、生態系へ悪影響を及ぼす外来種の捕獲事業を実施し、本来の生態系の維持・回復を図る取組を推進する。				国立公園内生物多様性保全対策費 世界自然遺産等保全対策費	

施策番号	施策名	施策の概要	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	指標目標名	当初の値と目標値	点検値	予算事業名	関係制度・法令名称
1-3-43	セイヨウオオマルハナバチ対策	施設園芸において、花粉交配のために使用されているセイヨウオオマルハナバチを、在来種マルハナバチに転換するための実証、講習会の開催等を支援するとともに、在来種の生息域へのセイヨウオオマルハナバチの拡散防止を行う等、適正な管理の必要性について周知徹底する。【農林水産省、環境省】	b 進捗中	セイヨウオオマルハナバチから在来種マルハナバチへの転換に必要な実証等を支援している。また、セイヨウオオマルハナバチの飼養農家の一部を抽出し、現地調査を行い、飼養管理状況を確認するとともに、適正飼養管理徹底の指導及び普及啓発を実施している。 【参考】総マルハナバチ出荷量に占めるセイヨウオオマルハナバチ出荷量の割合 2015年：約68% 2022年：約45%	セイヨウオオマルハナバチと在来種マルハナバチの習性が異なる等の理由から転換していない農業者もいることから、引き続き、セイヨウオオマルハナバチから在来種マルハナバチへの転換実証等を支援し、転換を推進する。 また、セイヨウオオマルハナバチ飼養農家に対し、適正飼養管理等を引き続き普及啓発する。				養蜂等振興強化推進	外来生物法、セイヨウオオマルハナバチの代替種の利用方針
1-3-44	外来種の遊漁利用の在り方検討	漁業権に基づきオオクチバスが遊漁利用されている湖沼においては、関係機関と協力して外来種に頼らない生業のあり方の検討を進める。【農林水産省、環境省】	b 進捗中	オオクチバスの漁業権を設定している芦ノ湖、山中湖、河口湖、西湖については、国と関係自治体が連携して検討を進め、2023年に山梨県がオオクチバスに頼らない漁場管理に向けたロードマップを作成・公表した。	山梨県の3湖については、それぞれ年1回の検討会を実施し、新たな収入源としてオオクチバスに代わる漁業権対象種の選定に向け、引き続き、検討する。また、芦ノ湖についても、国と関係自治体により、外来種に頼らない生業のあり方の検討を進める。					外来生物法、漁業法
1-3-45	公共事業における外来種等の使用回避・拡散防止	公共事業においては、「生態系被害防止外来種リスト」に記載された外来種の使用を避けることを基本とし、代替種が存在しない場合には、使用した場所から逸出しないよう適切な管理を推進する。また、在来種を用いた緑化に当たっても、遺伝的かく乱を防止するため、地域性種苗の利用等の必要な配慮を行うとともに、外国産在来緑化植物の利用は行わないものとする。【農林水産省、国土交通省、環境省】	a+既に達成済み	・森林整備事業における外国樹種の植栽又は播種にあっては、あらかじめ林野庁長官の承認が得られたものとしている。さらに、その承認申請にあたっては、「生態系被害防止外来種リスト」への掲載の有無、掲載種である場合はリスト掲載事項及び同記載事項を踏まえた造林上の配慮事項を確認することとし、同事業における外来種等の使用回避・適切な管理の更なる推進を図った。 ・また、「林野公共事業における生物多様性保全に配慮した緑化工の手引き」を活用し、生物多様性保全に配慮した緑化工の適用可能な場所においては、林道ののり面緑化や荒廃地の復旧等にあたって、遺伝子の攪乱を防ぐよう、自然侵入促進工や森林表土利用工等による緑化に取り組んだ。	・引き続き、森林整備事業における外来樹種の適切な使用・管理を推進する。 ・引き続き、生物多様性保全に配慮した緑化工の適用可能な場所においては、林道ののり面緑化や荒廃地の復旧等にあたって、遺伝子の攪乱を防ぐよう、自然侵入促進工や森林表土利用工等による緑化に取り組む。				森林整備事業等	森林法
1-3-46	飼養動物の適正な管理	飼養動物の自然界への放出・定着により、地域の生態系に影響を与えるおそれがあることから、飼い主や動物取扱業者等の終生飼養の推進や飼養管理の適正化を図り、動物の個体管理を進める。特に、犬と猫の個体管理を進めるため、マイクロチップを装着した登録頭数を増加させるための施策等を実施する。【環境省】	b 進捗中	ブリーダーやペットショップ等で販売に供される犬猫についてマイクロチップの装着と登録が義務化され、2022年6月の施行から同登録を行う登録システムを稼働させた。登録される犬猫の頭数は年間約60万頭のペースで着実に増加している。	より一層の登録頭数の増加や登録された情報の正確性の向上のため、登録システムの継続的な改善とともに普及啓発等をさらに推進する。	マイクロチップを装着した犬猫の登録頭数	現状値　40万頭 目標値　1,000万頭 （2022～2030年の累計）	207万頭 （2025年6月時点）	動物の愛護及び管理事業	動物愛護管理法
行動目標1-4　気候変動による生物多様性に対する負の影響を最小化する										
1-4-1	気候変動影響の評価	我が国の気候変動及び気候変動影響に関する科学的知見を集積し、自然生態系をはじめとした、農林水産業や自然災害・沿岸域などの各分野における気候変動影響に関する総合的な評価に向けた検討を進める。【環境省】	b 進捗中	気候変動の影響に関する分野別ワーキンググループ（6つのWG及び座長間会合）を開催し、次期気候変動影響評価に向けた科学的知見の収集・整理や重大性評価の尺度等に関する検討を行った。	2025年度に予定している次期気候変動影響評価に向けて検討を進める。				気候変動影響評価・適応推進事業	気候変動適応法
1-4-2	保護地域における気候変動による生態系への影響緩和	国立公園等の保護地域における自然生態系への気候変動影響を軽減するため、被害や影響の評価を進めるとともに、負の影響への対処の強化等の適応策の実施を推進する。【環境省】	b 進捗中	2024年に「モニタリングサイト1000第4期とりまとめ報告書概要版」を公表し、国立公園等の保護地域を含む自然生態系への気候変動の影響についてとりまとめた。また、「生物多様性分野における気候変動への適応」のパンフレットを用いて、適応策の実施における生物多様性への負の影響の回避・最小化を含め、適応策の考え方の普及を図るとともに、生物多様性保全に係る各種施策を通じ、気候変動以外のストレスの低減に取り組んだ。	引き続きモニタリングサイト1000を通して、国立公園等の保護地域を含む自然生態系への気候変動の影響の把握を行うとともに、生物多様性保全に係る各種施策を通じ、気候変動以外のストレスの低減に取り組む。				生物多様性保全等のための基盤的事業費など	

施策番号	施策名	施策の概要	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	指標目標名	当初の値と目標値	点検値	予算事業名	関係制度・法令名称
行動目標1-5　希少野生動植物の法令に基づく保護を実施するとともに、野生生物の生息・生育状況を改善するための取組を進める										
1-5-1	レッドリストの作成と国内希少野生動植物種の指定	絶滅のおそれのある野生動植物種の保全の基礎データとなるレッドリストについて、これまで検討体制が分かれていた陸域と海域を統合した環境省第5次レッドリストを2024年度以降に公表することを目指し、科学的知見を集積し、絶滅のおそれについて可能な限り定量評価を行う。また保全の意識醸成のために種ごとの情報を記載したレッドデータブックを作成し、広く普及を行う。特に絶滅のおそれが高く、法規制による対策効果があると考えられる種については、保全の優先順位も踏まえ、種の保存法に基づく国内希少野生動植物種への指定を推進する。【環境省】	b 進捗中	これまで検討体制が分かれていた陸域と海域を統合した「環境省第5次レッドリスト」について、評価作業が終了した一部の分類群（植物・菌類）について、2024年度末に公表した。残る動物についても、評価作業の終了した分類群から2025年度以降に順次公表予定である。また、絶滅の危険度や法規制による対策効果等を勘案して種の保存法に基づく国内希少野生動植物種への指定を推進し、2025年6月時点で、計458種を指定済みである。	環境省第5次レッドリストについては、引き続き評価作業の終了した分類群から、順次公表する。 種の保存法に基づく国内希少野生動植物種の指定に関しては、2025年6月に公表された「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行状況評価報告書」において、「種指定は種の存続の困難さと捕獲・採取規制等の施策効果を踏まえて取り組むことが原則」とされつつ、近年の指定種数の増加に伴う課題も踏まえて「種指定にかかる目標設定については、数値目標にこだわることなく、保護の必要性や緊急性の評価、科学的妥当性と実行可能性の観点から検討することが重要」と指摘されているところであり、今後、同報告書の指摘も踏まえて、種指定のあり方を検討する必要がある。	絶滅危惧種のうち種の保存法により指定されている種の割合	現状値　12% 目標値　15%（2030年度）	12.8% （2025年6月時点）	希少種保護対策費	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
1-5-2	保護増殖事業等による希少種の保全	それぞれの種の特性や生息・生息状況を踏まえ、地方公共団体や保全団体、研究者、動植物園等と連携し、事業の完了を目指し定量的な目標設定の下、保護増殖事業を実施し、生息・生育状況の改善を図る。その結果として、複数の種について、環境省レッドリストにおいて絶滅のおそれがより低いカテゴリーへ移行し、又は、絶滅のおそれがある状態でなくなり、保護増殖事業が完了する事例を創出する。その他の種についても、保全方策に係る手引きの作成や、地域住民等関係者の理解醸成や連携等により、地域や民間主体の保全活動を支援・促進する。【環境省】	b 進捗中	それぞれの種の特性や生息・生育状況を踏まえ、地方公共団体や保全団体、研究者、動植物園等と連携し、2025年6月時点で79種・亜種を対象に58計画策定している。そのうち、事業の完了を目指し定量的な目標を下位計画等で定めている種は2022年時点で12種となっている。 2025年6月時点で、保護増殖事業を完了した事例はないが、当該計画等に基づき、生息・生育状況の改善を図ることで、複数の種について、既に環境省レッドリストにおいて絶滅のおそれがより低いカテゴリーへ移行し、又は、絶滅のおそれがある状態でなくなっており、保護増殖事業が完了する事例の創出を目指している。	2025年6月に公表された「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行状況評価報告書」において、「保護増殖の取組には、種の特性や減少要因、生息・生育状況のトレンド等のより具体的な情報の収集と、個体数の回復が見込まれ、かつ実行性のある適切な対策が関係者間で認識されることが重要である。また、事業の完了を判断するための客観的な基準を予め設定することが重要である。」と指摘されているところであり、今後、同報告書の指摘等も踏まえて、保護増殖事業完了の考え方について検討する必要がある。	①保護増殖事業の実施により、その生息状況が改善され、保護増殖事業の目的が達成されて、事業を完了した種数 ②下位計画等で定量的な目標を設定している保護増殖事業の種数	①現状値　0種 （2022年） 目標値　5種程度 （2030年） ②現状値　12種 （2022年） 目標値　24種 （2030年）	①0種 （2022年） ②12種 （2022年）	・希少種保護対策費 ・外来生物対策費	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
1-5-3	指定動植物による生息地管理も含めた生態系保全	捕獲や採取等の規制対象となる動植物の見直し・選定を行い、国立公園に生息・生育する絶滅危惧種等の動植物の保全を強化する。【環境省】	b 進捗中	2015年に策定した国立・国定公園の特別地域において採取等を規制する植物（以下「指定植物」という）の選定方針に基づき、2025年6月末時点で25の国立公園において指定植物を見直した。	捕獲や採取等の規制対象となる動植物の見直し・選定を国立・国定公園で推進する。	（目標） 保護区の適切な保護・管理のため、全国の国立公園において見直し作業を進める。		25公園にて指定植物の見直し作業が完了 （2025年6月時点）	国立公園内生物多様性保全対策費	自然公園法
1-5-4	希少な野生動植物の適正な流通管理	ワシントン条約、外為法、種の保存法に基づく、、希少野生動植物種の国際取引及び国内流通管理のために、適正な法運用を行うとともに、関係省庁及び関係機関が連携・協力して、違法行為の監視を徹底し、適切な取り締まりを行うなど、効果的な管理方法の検討と実施を進める。【環境省、警察庁、外務省、経済産業省、財務省、農林水産省】	b 進捗中	種の保存法に基づく希少野生動植物種の国際取引及び国内流通管理については、これまで関係省庁や関係機関が連携し、水際取締りの強化、取引規制に関する情報発信、立入検査の強化などの国内取引管理の徹底等に取り組んできた。	2025年6月に公表された「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行状況評価報告書」において、取引規制の更なる適正化に向けた課題の明確化が指摘され、象牙やペット流通種の取引規制及びオンライン取引監視に係る課題等が抽出されている。今後、適正な法運用を引き続き行うとともに、これらの課題を踏まえながら、効果的な管理方法について検討する。				国際希少野生動植物種流通管理対策費	ワシントン条約、種の保存法
1-5-5	身近な自然も含めた生物の生息・生育環境の保全	農地・農業水利施設等の整備に当たり、環境への負荷や影響の低減を図るなど生態系への配慮を推進する。【農林水産省】	b 進捗中	農地・農業水利施設等の整備に当たっては、事業地区ごとに環境配慮計画等を策定し、環境への負荷や影響の低減を図るなど生態系への配慮を推進している。	引続き、農地・農業水利施設等の整備に当たっては、環境への負荷や影響の低減を図るなど生態系への配慮を推進する。				農業農村整備事業	土地改良法
1-5-6	普通種を含む身近な自然環境の保全	絶滅危惧の状態にないいわゆる普通種について、生態系を構成する基盤であり、多様な生態系サービスを発揮させるためにも重要であることから、現状及び経年変化を把握するとともに必要に応じて生息・生育・繁殖地の保全を含めた対策を図る。身近な自然が普通種を含む生物の生息場所及び生態系ネットワークの構成要素になっていることに留意し、多様な主体の連携による維持管理を促進する。【環境省】	b 進捗中	・2024年10月に、モニタリングサイト1000による20年間の調査結果をとりまとめ、普通種の現状及び経年変化について公表した。 ・令和5年度より自然共生サイト認定制度を開始し、令和6年度末までに全国328か所を認定することで、多様な主体の連携による維持管理を促進した。	・引き続き、モニタリングサイト1000により、普通種を含めた定量的な調査を継続していく。 ・地域生物多様性増進法に基づく認定を令和7年度から開始。早期に500以上の自然共生サイトを認定し、引き続き多様な主体の連携による維持管理を促進していく。					

施策番号	施策名	施策の概要	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	指標目標名	当初の値と目標値	点検値	予算事業名	関係制度・法令名称
1-5-7	自然生態系の機能に着目した生物指標の検討	比較的出現率が高く個体数も多い普通種と呼ばれる昆虫類等について、環境指標となり得る種を選定し、その生態、形態等の特徴、近年の増減傾向や調査手法等の情報を整理する。また、その結果について、今後グリーンインフラやEco-DRR等の施策を進める際の生物多様性保全上の価値や具体的な機能の可視化につなげるとともに、OECMとして認定される場所の認定基準や、認定後のモニタリングへの活用を検討する。【環境省】	b 進捗中	環境指標となりうる代表的な昆虫類を選定した「都市緑地・里地里山の良好な環境に見られる指標昆虫全国20選」及び地方版を選定し、その基礎的な情報を整理した。 これらの指標昆虫を自然共生サイトの生物多様性の価値のモニタリングに活用できるよう、モニタリング手法を開発し、そのマニュアルや動画等を作成した。	モニタリングマニュアル等の普及啓発を図る。					
1-5-8	光害対策ガイドラインの改定・普及	不適切な屋外照明灯の使用から生じる光は、動植物の生息・生育に悪影響を及ぼすとともに、過度な明かるさはエネルギーの浪費であり、地球温暖化の原因にもなる。このため、光害対策ガイドラインの内容ついては、照明関連技術の向上などに基づき、必要に応じて逐次ガイドラインを見直し、その充実を図るとともに普及啓発を図る。【環境省】	b 進捗中	光害対策ガイドライン（平成10年策定）については、平成18年に改定後、CIE（国際照明委員会）による「屋外照明設備による障害光規制ガイド」第2版発行（平成29年）やLED照明の普及等を踏まえた改定を令和3年に行い、普及啓発を行っている。	LED照明の急速な普及等により光環境は大きく変化している。引き続き光害対策ガイドライン等を活用し、良好な光環境の形成に向け、普及啓発を図る。				騒音・振動・悪臭等公害防止強化対策費	
1-5-9	複合的な野生生物管理の推進	野生生物の保護管理に係る複合的な観点から、希少種保全や外来種対策、野生鳥獣の保護管理等の各分野の取組について見直し・検討を行い、必要な対策を実施する。【環境省】	b 進捗中	・希少種保全 最新版となる環境省第5次レッドリストの評価作業を進め、評価作業が終了した一部の分類群（植物・菌類）について、令和7年3月に公表した。また絶滅のおそれのある野生動植物種の保存に関する法律については、令和6年3月に設置した「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行状況評価会議」において、令和6年から7年にかけて同法の施行状況の評価を行い、令和7年6月にその結果をとりまとめた報告書を公表した。 ・鳥獣保護管理 クマ等（ヒグマ、ツキノワグマ、イノシシ）の人の日常生活圏への出没が増加しており、より予防的・迅速な対応を可能とする必要が増加して来たことを踏まえ、鳥獣保護管理法が令和7年4月に改正され、市町村長の判断により緊急的な銃猟を可能とする制度改正を行った。 ・外来生物対策 外来生物法について、ヒアリ類の対策強化を念頭においた要緊急対処特定外来生物の規定を創設、広く飼育されているアメリカザリガニ等への対応として条件付外来生物の規定を創設する等の改正を令和5年4月（全面施行）に行った。	・希少種保全 環境省第5次レッドリストについては、残る分類群について、引き続き評価作業を進め、令和7年度以降に順次公表予定である。また、保護増殖事業等による希少種の保全にあたっては、地方公共団体や動植物園等との連携を強化し、事業の必要な見直し・検討を行う。 絶滅のおそれのある野生動植物種の保存に関する法律については、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行状況評価報告書」で整理された課題等を踏まえ、検討会を設置し、令和7年度以降、制度のあり方の検討を進める。 ・鳥獣保護管理 鳥獣保護管理法の改正内容等を踏まえ、我が国の鳥獣保護管理の基本的な指針である「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針」を令和8年度に改定する。 ・外来生物対策 ヒアリ類については港湾地域等での発見が相次いでおり水際対策の徹底により、定着を阻止し続けることが必要である。また、クビアカツヤカミキリ、ナガエツルノゲイトウ等、分布拡大を続けている外来生物が数多くあるため、地方公共団体と連携した分布拡大の阻止、被害低減対策の強化が必要である。				・希少種保護対策費 ・外来生物対策費	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
行動目標1-6　遺伝的多様性の保全等を考慮した施策を実施する										
1-6-1	生物の放出に係る対策の在り方の検討	遺伝的多様性の確保の視点を踏まえ、生物の人為的な野外放出についての考え方を整理し、必要な対策を講じる。【環境省】	b 進捗中	絶滅危惧種については、2024年3月に設置した「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行状況評価会議」において、令和6年から7年にかけて同法の施行状況の評価を行い、令和7年6月にその結果をとりまとめた報告書を公表した。	2025年6月に公表された「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行状況評価報告書」においては、「保全の取組に伴って生じうる様々なリスク（例えば、飼育下繁殖個体を用いた野生復帰の取組における遺伝的攪乱や病原菌等の持ち込みのリスク）の管理についても検討する必要がある。」などと指摘されているところであり、今後、同報告書の指摘等も踏まえて検討する必要がある。				希少種保護対策費	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律

施策番号	施策名	施策の概要	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	指標目標名	当初の値と目標値	点検値	予算事業名	関係制度・法令名称
1-6-2	遺伝子組換え技術等を利用して得られた生物による生物多様性への影響の防止	カルタヘナ法の適切な施行を通じ、遺伝子組換え生物等の使用等による生物多様性への影響を防止するなど生物多様性の確保を図る。また、ゲノム編集技術を利用して得られた生物であってカルタヘナ法の規制の対象とならない生物の使用等についても、生物多様性への影響に係る知見の集積と状況の把握を図るため、当面の間、情報の収集をする。さらに、カルタヘナ法規制や遺伝子組換え生物等に関する普及啓発を図る。【環境省、経済産業省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省】	a+既に達成済み	カルタヘナ法の適切な施行については、現状、我が国において遺伝子組換え生物等の使用等による生物多様性影響の発生は報告されていない。 ゲノム編集技術を利用して得られた生物であってカルタヘナ法の規制の対象とならない生物の使用等についても、当該使用等に関する情報収集の中で、生物多様性影響のおそれについての報告はない。 また、カルタヘナ議定書の情報提供プラットフォームであるバイオセーフティクリアリングハウスBCHに対応する国内のホームページとして日本版バイオセーフティクリアリングハウスJ-BCHを運用しており、議定書や国内法に関する情報、国内で使用が承認された遺伝子組換え生物のデータベース等を提供している。	現状、我が国における遺伝子組換え技術等を利用して得られた生物による生物多様性影響は報告されていない。このことから、引き続き、カルタヘナ法の適切な施行や、ゲノム編集技術を利用して得られた生物であってカルタヘナ法の規制の対象とならない生物についての情報収集の施策に取り組むとともに、それらの施策に関する普及啓発に取り組んでいくことで、遺伝子組換え技術等を利用して得られた生物による生物多様性への影響の防止を図る。	遺伝子組換え生物による生物多様性影響の発生件数	現状値　0 目標値　0	0（2025年6月時点）	遺伝子組換え生物対策事業	カルタヘナ法
1-6-3	希少種の遺伝的多様性の維持・確保	保護増殖事業対象種を中心に、遺伝的多様性の評価に基づく個体群ごとの保全（生息域内保全）を推進する。また、生息域内保全の補完として、動物園・水族館・植物園・昆虫館等と連携し、種の状況と特性に応じた効果的な生息域外保全を組み合わせることにより、希少種の遺伝的多様性の維持・確保を図る。【環境省】	b 進捗中	保護増殖事業対象種において、遺伝的多様性の評価に基づく個体群ごとの保全（生息域内保全）がなされている保護増殖事業対象種は2022年時点で18種である。	今後、動物園・水族館・植物園・昆虫館等と連携し、種の状況と特性に応じた効果的な生息域外保全を組み合わせることにより、希少種の遺伝的多様性の維持・確保を図っていく。	遺伝的多様性の評価に基づき個体群ごとの生息域内保全がなされている保護増殖事業対象種の数	現状値　18種（2022年） 目標値　36種（2030年）	18種（2022年）	希少種保護対策費	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
1-6-4	新宿御苑における植物多様性保全の推進	新宿御苑は、2006 年から公益社団法人日本植物園協会（以下、「日本植物園協会」という。）の植物多様性保全拠点園ネットワークに参加し活動を行っている。引き続き新宿御苑が保有する温室等の施設を活用し、日本植物園協会及び加盟植物園と連携して、日本国内の野生植物の生息域外保全と有用植物資源の系統保存の中核として貢献する。【環境省】	b 進捗中	新宿御苑では、（公社）日本植物園協会及び植物園等と連携して、絶滅危惧植物の種子収集及び生息域外保全の栽培を進めている。	引き続き（公社）日本植物園協会及び各植物園等と連携して施策を推進する。					
1-6-5	絶滅危惧種の生殖細胞・種子保存	絶滅危惧種の生息域外保全の手段の一つとして、生殖細胞や種子等の保存を進める。動物については、国立研究開発法人国立環境研究所、公益社団法人日本動物園水族館協会、大学等関係機関とも連携し、絶滅のおそれの高い種や個体群について、生殖細胞の凍結保存等を進める。植物については、2006年から種子保存施設としての役割を担っている新宿御苑において、その機能の拡充を図り、日本植物園協会と連携を強化する。これにより更なる絶滅危惧種の絶滅リスクの低減と遺伝資源の確保に努める。【環境省】	b 進捗中	保護増殖事業対象種のうち、生殖細胞等の保存がされている動物種は2022年時点で5種、日本産絶滅危惧種のうち自生地情報を持つ種の保存数は2022年時点で475種となっている。 植物については、新宿御苑の種子保存施設としての機能拡充を図るため、国内の専門家からヒアリングを行い、必要な施設及び設備について導入の検討を行っている。	2025年6月に公表された「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行状況評価報告書」において、「生息域外保全については、認定希少種保全動植物園等制度なども活用し、生息域外保全に参画する動植物園等の拡大を図るため引き続き連携を進めるとともに、生殖細胞保存や種子・胞子の保存及びそれらの活用に向けた技術開発も並行して進める必要がある。」と指摘されているところであり、今後、動物については、国立研究開発法人国立環境研究所、公益社団法人日本動物園水族館協会、大学等関係機関とも連携し、絶滅のおそれの高い種や個体群について、生殖細胞の凍結保存等を進める。植物については、新宿御苑の種子保存施設としての機能拡充を図るため、必要な施設及び設備について導入の検討を進める。	①保護増殖事業対象種のうち生殖細胞等の保存がされている動物の種又は地域個体群の数 ②日本産絶滅危惧植物種のうち自生地情報を持つ種の保存数	①現状値　5種（2022年） 目標値　10種・個体群（2030年） ②現状値　日本産絶滅危惧植物種の475種について自生地情報を持つ種子・胞子を保存 目標値　日本産絶滅危惧植物種の600 種について自生地情報を持つ種子・胞子を保存	①5種（2022年） ②現状値日本産絶滅危惧植物種の476種について自生地情報を持つ種子・胞子を保存（2025年6月時点）	希少種保護対策費	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律

施策番号	施策名	施策の概要	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	指標目標名	当初の値と目標値	点検値	予算事業名	関係制度・法令名称
1-6-6	遺伝資源の収集・保全、利用	・農業分野に関わる国内外の遺伝資源について、農研機構で実施する農業生物資源ジーンバンク事業において、探索収集から特性評価、保存、配布及び情報公開を実施する。 ・地鶏等の遺伝資源について、始原生殖細胞（PGCs）を用いた遺伝資源の凍結保存等の技術習得のための研修会等の開催や技術導入の取組を支援する。 ・生物多様性の保全の観点で重要な林木遺伝資源の収集・保存・評価を推進。 ・薬用植物資源研究センターにおいて、薬用植物資源の積極的な収集、恒久的保存、栽培、優良品種育成、組織培養等に必要な技術に関する研究、薬用植物の有効成分の化学的、生物学的評価に関する研究、未利用植物資源の開発に関する研究等、薬用植物遺伝資源の持続的な利活用に関する研究を推進する。【農林水産省、厚生労働省】	b 進捗中	・国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所　薬用植物資源研究センターにおいて、約4000系統の植物の栽培・維持、約300系統の植物組織培養物の継代・維持を行うとともに、国内外の貴重な植物遺伝資源を収集した。 また、収集した植物材料をもとに、組織培養等に必要な技術に関する研究、薬用植物の有効成分の化学的、生物学的評価に関する研究、未利用植物資源の開発に関する研究等、薬用植物遺伝資源の持続的な利活用に関する研究を行った。 ・農研機構が実施する農業生物資源ジーンバンク事業において、農業分野に関わる遺伝資源を国内外から探索収集し、保存を進めている。また、ジーンバンク事業で保存されている遺伝資源について、その特性情報を解明し公開するとともに、試験研究や教育用に配布を行っている。 ・地鶏等の始原生殖細胞（PGCs）の凍結保存等技術について、技術の普及・習得のためのセミナーや研修会の開催、技術導入の取組を支援した。 ・絶滅危惧種オガサワラグワや消失する危険性が高い樹種などの遺伝資源の収集・保存に取り組むとともに、その遺伝的特性について評価を行った。また、現地の自治体等と共同で組織培養クローン苗の植栽を通じた保全活動を実施した。	・国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所　薬用植物資源研究センターにおいて、引き続き約4000系統の植物の栽培・維持、約300系統の植物組織培養物の継代・維持を行うとともに、国内外の貴重な植物遺伝資源を収集する。 また、収集した植物材料をもとに、組織培養等に必要な技術に関する研究、薬用植物の有効成分の化学的、生物学的評価に関する研究、未利用植物資源の開発に関する研究等、薬用植物遺伝資源の持続的な利活用に関する研究を引き続き行う。 ・多様な遺伝資源の安定的かつ持続的な保全の実現には、自然生態系内における生息域内保全に加えて、ジーンバンク等による生息域外保全を継続的に実施することが重要である。そのため農業生物資源ジーンバンク事業を継続し、関連する機関と連携の下、計画的な遺伝資源の収集・保存及びその利活用を推進する。 ・近年、国内外の家きんにおいて高病原性鳥インフルエンザが多発しており、鶏の遺伝資源喪失のリスクが高まっている。そのため始原生殖細胞（PGCs）の凍結保存等技術の普及や習得、導入のための取組への支援を継続し、地鶏等の遺伝資源のリスク管理を推進する。 ・引き続き生物多様性の保全の観点で重要な林木遺伝資源の収集・保存・評価を推進する。	アジア地域等の未探索遺伝資源の収集・保存	現状値　600点（2021年度） 目標値　3千点以上（2025年度）	アジア地域等から収集・保存した未探索遺伝資源数 2,741点 （2025年3月時点）	・畜産生産力・生産体制強化対策事業のうち家畜能力等向上強化推進 ・みどりの食料システム戦略実現技術開発・社会実装促進事業のうち 「植物遺伝資源の収集・保存・提供の促進」 ・国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構に要する経費	森林・林業・木材産業分野の研究・技術開発戦略

施策番号	施策名	施策の概要	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	指標目標名	当初の値と目標値	点検値	予算事業名	関係制度・法令名称
基本戦略2　自然を活用した社会課題の解決										
行動目標2-1　生態系が有する機能の可視化や、一層の活用を推進する										
2-1-1	気候変動対策と生物多様性保全の一体的な取組	気候変動と生物多様性の損失の関連、生態系の回復等が気候変動への適応及び緩和に重要な役割を果たすことを踏まえ、気候変動適応計画において、NbSを、防災・減災や暑熱対策等の適応策としても活用することの意義や、調査研究及び地域実装を推進する方針を定め、取組を進める。【環境省】	b 進捗中	気候変動適応計画に引き続きNbSを適応策としても活用することの意義や調査研究及び地域実装を推進する方針を定め、環境総合推進費等を活用した調査研究を進めた。	引き続き調査研究を進めるとともに、NbSの基本的考え方や具体的な取組事例等を取りまとめた自治体・企業向け手引き及びNbSの取組を自己評価するツールを公表し普及することで地域実装を進める。				生物多様性保全等のための基盤的事業費など	
2-1-2	自然を活用した解決策の地域実装	NbSの実装に向け、生態系が有する機能の可視化及び効果的な生態系の保全管理に必要な技術的情報やデータの提供等を通じ、地域における生物多様性の保全と持続可能な利用や土地利用に関する計画等への位置づけや、計画に基づく事業の実施を促進する。また、健康や地域経済への貢献など、より広い観点でのNbSを推進するための地域における自然に関係する取組を進める。【環境省】	b 進捗中	Eco-DRRのポテンシャルがあると考えられる場所を可視化する「生態系保全・再生ポテンシャルマップ」の全国規模のベースマップを2022年度に公表するとともに、2023年度に公表した生物多様性地域戦略の手引きにおいてNbSの考え方に基づき自然を使って地域を元気にする方向性を定め、計画策定支援を推進した。また、NbSの推進のため、NbSの基本的考え方や具体的な取組事例等を取りまとめた自治体・企業向け手引き及びNbSの取組を自己評価するツールの策定に向けた調査・検討を行った。	NbSの基本的考え方や具体的な取組事例等を取りまとめた自治体・企業向け手引き及びNbSの取組を自己評価するツールを公表し普及することで地域実装を進める。				生物多様性保全等のための基盤的事業費	
2-1-3	Eco-DRRの推進	NbSのうち、特にEco-DRRについて、生態系保全上の効果と防災・減災上の効果が期待できる区域を可視化する「生態系保全・再生ポテンシャルマップ」の作成を通じた取組の推進を図る。とりわけ、地方公共団体や地域の団体によるマップを用いた計画策定や、現場における取組の実施の支援を強化する。【環境省】	b 進捗中	湿地等の生態系の保全・再生による流域全体での生態系を活用した防災・減災（Eco-DRR）を推進するため、Eco-DRRのポテンシャルがあると考えられる場所を可視化する「生態系保全・再生ポテンシャルマップ」の作成・活用方法の手引きと全国規模のベースマップ等を2022年度に公表し、自治体等に対する計画策定等や取組への技術的な支援を進めた。	「生態系保全・再生ポテンシャルマップ」の作成・活用方法の手引きと全国規模のベースマップ等をもとに引き続き自治体等による計画策定等への技術的な支援を進める。	生物多様性地域戦略に生態系を活用した防災・減災を位置づけている都道府県の数	現状値　0（2022年） 目標値　47都道府県（2030年）	25県（2024年度）	生物多様性保全等のための基盤的事業費	
2-1-4	グリーンインフラの社会実装の推進	産学官の多様な主体が参加するグリーンインフラ官民連携プラットフォームにおけるグリーンインフラの社会的な普及、グリーンインフラ技術に関する調査研究、資金調達手法等の検討等の活動の拡大を通じて、分野横断・官民連携によるグリーンインフラの社会実装を推進する。 また、グリーンインフラの計画・整備・維持管理等に関する技術開発を推進するとともに、地域モデル実証等を行い、地域への導入を推進する。さらに、グリーンボンド等の民間資金調達手法の活用により、グリーンファイナンス、ESG 投資の拡大を図る。【国土交通省】	b 進捗中	令和5年に、国交省の取組をまとめた「グリーンインフラ推進戦略2023」や、自治体による取組促進に向けた「グリーンインフラ実践ガイド」を作成、また2024年には企業等による取組や投資促進に向けた「グリーンインフラの事業・投資のすゝめ」を公表した。グリーンインフラ官民連携プラットフォームの会員数は2025年３月末時点で2,045会員となり、設立時の5倍まで増加した。	これまでのグリーンインフラ官民連携プラットフォームを通じた、官民を挙げた取組等によって、その拡大の機運が高まってきているが、次なるステージとして、これまでとは段差のついたグリーンインフラの量的拡大・普遍化を目指す。特に、①国民的な機運・理解の醸成、②多様な効果の見える化、③官民の取組を促進する環境整備、④資金調達の円滑化、⑤新技術・DXの活用、⑥国際展開の６つを重点的な柱として、関連施策を強力に推進していく。	グリーンインフラ官民連携プラットフォームに登録している地方公共団体のうち、グリーンインフラの取組を事業化した自治体数	現状値　16自治体（2021年） 目標値　70自治体（2025年）	51自治体（2024年）	・社会資本分野における環境対策の推進 ・グリーンインフラ創出促進事業	
2-1-5	2027年国際園芸博覧会の開催を通じたグリーンインフラの推進	国際園芸博覧会は、国際的な園芸・造園の振興や花と緑のあふれる暮らしの創造等を目的に各国で開催され、2027年国際園芸博覧会では、グリーンインフラを実装し民間資金を活用した持続可能なまちづくりのモデル等を国内外に発信する具体的な機会とし、SDGs達成やグリーン社会の構築に向けた取組を推進する。本博覧会でのグリーンインフラの実装は、グリーンインフラを国内外に普及し、多様な主体による技術開発等を誘発し、開催後も日本モデルとして国内外への普及を推進する。【国土交通省、農林水産省】	b 進捗中	SDGs達成やグリーン社会の構築に向けた取組を推進するため、（公社）2027年国際園芸博覧会協会が実施する会場建設に係る費用を一部補助するとともに、グリーンインフラを国内外に普及し、多様な主体による技術開発等を誘発し、開催後も日本モデルとして国内外への普及を推進するという開催目的を先導するため、日本国政府出展の検討を実施した。	グリーン社会の構築に向けた取組を推進する具体的な機会となるよう、2026年度末からの開催に向けて、引き続き必要となる補助及び検討調査を実施する。	①2027年国際園芸博覧会における参加者数（ICT活用や地域連携などの多様な参加形態を含む） ②2027年国際園芸博覧会における有料来場者数（2027年国際園芸博覧会における参加者数の内数）	①現状値　－ 目標値　1,500万人 ②現状値　－ 目標値　1,000万人	①－（2025年6月時点） ②－（2025年6月時点）	2027年国際園芸博覧会事業、2027年国際園芸博覧会検討調査、グリーンインフラ活用型都市構築支援事業（2027年国際園芸博覧会）、国営公園等事業調査費（2027年国際園芸博覧会政府出展調査）	令和九年に開催される国際園芸博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律
2-1-6	治山対策の推進	・保安林等における治山施設の設置、機能の低下した森林の整備、海岸防災林等の整備を推進する。【農林水産省】	b 進捗中	頻発する集中豪雨や地震等による大規模災害の発生のおそれが高まっていることを踏まえ、保安林等における治山施設の設置、機能の低下した森林の整備、海岸防災林等の整備を推進した。	今後とも、治山施設の設置等の治山対策を推進する。	適切に保全されている海岸防災林等の割合	現状値　96%（2018年度） 目標値　100%（2023年度）	98%（2023年度）	治山事業	森林法

施策番号	施策名	施策の概要	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	指標目標名	当初の値と目標値	点検値	予算事業名	関係制度・法令名称
2-1-7	保安林の指定の計画的な推進	・水源涵養や土砂流出の防止など、特に公益的機能の発揮が要請される森林については、保安林の指定を計画的に推進する。 ・魚つき保安林など、公益的機能の発揮が要請される森林については、保安林としての指定を計画的に推進する。【農林水産省】	b 進捗中	保安林の計画的な指定を推進し、森林の適切な保全・管理を行うことで、森林の有する多面的機能の発揮に貢献した。	今後とも、公益的機能の発揮が特に要請される森林について保安林の計画的な指定を推進する。	森林の持つ多面的機能を総合的かつ高度に発揮させる保安林の面積	現状値　1,225万ha（2020年度） 目標値　1,301万ha（2033年度）	1,229万ha（2023年度）	保安林等整備管理費	森林法
2-1-8	農業・農村の強靭化の推進	頻発化・激甚化する災害に対応した排水施設整備・ため池対策や流域治水の取組を推進する。【農林水産省】	b 進捗中	頻発化・激甚化する災害に対応した排水施設整備・ため池対策や流域治水の取組を行った。	頻発化・激甚化する災害に対応した排水施設整備・ため池対策や流域治水の取組について、引続き、推進していく。	湛水被害等が防止される農地及び周辺地域の面積	現状値　約5.8万ha（2021年度） 目標値　約21万ha（2025年度）	約15.9万ha（2023年度）	農業農村整備事業（農業水利施設の戦略的な保全管理、防災・減災対策）	
行動目標2-2　森・里・川・海のつながりや地域の伝統文化の存続に配慮しつつ自然を活かした地域づくりを推進する										
2-2-1	環境で地域を元気にする地域循環共生圏づくりプラットフォーム事業	第五次環境基本計画で提唱された「地域循環共生圏」づくりに取り組む地域のプラットフォームを形成するため、地域循環共生圏の創造に向けて取り組む地域・地方公共団体の人材の発掘、地域の核となるステークホルダーの組織化や、事業計画策定に向けた構想の具体化などの環境整備を推進するとともに、地域・地方公共団体が、地域の総合的な取組となる事業計画を策定するに当たって、専門家のチームを派遣する等の必要な支援を行う。【環境省】	b 進捗中	「地域循環共生圏」づくりに取り組む地域に対し、地域のプラットフォーム形成に向けた環境整備や事業計画策定等に必要な支援を行い、事例を創出するとともに、そのノウハウを手引きとして取りまとめた。2024年度からは、「地域循環共生圏」づくりに取り組む地域に対する支援の担い手の発掘・拡大や、経済社会インパクトの大きいモデル開発、情報発信等に取り組んでいる。	目標達成に向けてはさらに多くの地域で「地域循環共生圏」づくりを進める必要がある。そのため、支援の担い手発掘・拡大や新たなモデル開発、情報発信等を引き続き行うとともに、地域間・主体間のネットワークを強化し、地域循環共生圏の創造を強力に推進する。	地域循環共生圏づくりに取り組む地域の数（累計）	現状値　106（2020年10月時点） 目標値　300（2030年）	167(2024年10月時点)	地域循環共生圏創造事業費	
2-2-2	循環型社会形成推進交付金等	循環型社会形成推進交付金等により、市町村における廃棄物系バイオマスの堆肥化、飼料化、メタン化、バイオディーゼル燃料化などを行う施設の整備を推進する。【環境省】	b 進捗中	廃棄物系バイオマスの堆肥化、飼料化、メタン化、バイオディーゼル燃料化などを行う施設を整備する市町村に対して循環型社会形成推進交付金等により財政的支援を行っている。	引き続き廃棄物系バイオマスの堆肥化、飼料化、メタン化、バイオディーゼル燃料化などを行う施設を整備する市町村への財政支援を継続して進めていく。				循環型社会形成推進交付金、廃棄物処理施設整備交付金、廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏構築促進事業	
2-2-3	国立・国定公園における質の高い自然体験活動の促進	2022年4月に施行された改正自然公園法の自然体験活動促進計画制度等を活用し、各国立・国定公園において、地域で合意された統一方針による自然体験活動の取組みを促し、当該公園の自然の特性を踏まえた質の高い自然体験活動の充実を図る。【環境省】	b 進捗中	2025年6月末時点で8地域の国立公園の公園計画において自然体験活動計画を位置づけ、3箇所の自然体験活動促進計画を策定している。国立公園における持続的なツーリズムと感動体験の提供により、保護と利用の好循環、地域活性化を図るため、「自然体験アクティビティガイドライン」を活用した各地域のアクティビティの高付加価値と環境省HPを介した公園利用者への情報提供を推進している。	引き続き公園計画への自然体験活動計画の位置づけ及び自然体験活動促進計画の認定や、各地域のアクティビティの更なる高付加価値化と複数のアクティビティを合わせたモデルコース作成の推進を図る。	①ビジョン・利用体験活動計画が記載された公園計画数 ②自然公園法に基づく自然体験活動促進計画の認定数 ③国立公園における自然体験コンテンツガイドラインを満たす自然体験コンテンツ	①現状値　－ 目標値　全国34国立公園において計画を記載（2030年） ②現状値　－ 目標値　17件（2030年） ③現状値　－ 目標値　全国34国立公園（2025年）	①8地域（計画）（2025年6月時点） ※利用体験活動計画の数は、自然体験活動計画の数を計上した。 ②3件（2025年6月時点） ③全国33国立公園（2025年3月時点）	・国立公園等の自然を活用した滞在型コンテンツ創出事業（国際観光旅客税予算） ・日本の国立公園と世界遺産を活かした地域活性化推進費 国立公園協働型管理運営体制強化事業 ・国立公園管理運営計画等策定調査・推進費 ・国立公園満喫プロジェクト推進事業	自然公園法 自然体験活動促進計画制度
2-2-4	国立・国定公園における利用拠点の上質化	国立公園等の魅力向上と誘客促進のため、2022年4月に施行された改正自然公園法の利用拠点整備改善計画制度等を活用し、各国立・国定公園の集団施設地区・温泉街等の利用拠点において、地域で合意された統一方針による計画の策定・共有を進めるとともに、計画に基づく廃屋撤去などの景観改善の取組みを促進させ、当該利用拠点の滞在環境の上質化を図る。【環境省】	b 進捗中	2025年6月末時点で2箇所の利用拠点整備改善計画を認定し、2024年度末時点で34箇所の利用拠点計画が策定されている。また、両計画に基づき、国立公園滞在環境等上質化事業などを活用することで、利用拠点の滞在環境の上質化を図っている。	特に利用拠点整備改善計画について、認定箇所の増加を図っていく必要がある。その上で、引き続き、策定された利用拠点整備改善計画・利用拠点計画に基づき利用拠点の滞在関係の上質化を図る。	①自然公園法に基づく利用拠点整備改善計画の認定数 ②利用拠点整備改善計画又は利用拠点計画に基づき整備改善を実施した利用拠点数	①現状値　0箇所 目標値　5箇所（2025年） ②現状値　25箇所（2021年度） 目標値　35箇所（2025年度）	①2箇所（2025年6月時点） ②36箇所（2024年度）	・国立公園利用拠点滞在環境等上質化事業（国際観光旅客税財源） ・自然公園等事業費	自然公園法 利用拠点整備改善計画制度

施策番号	施策名	施策の概要	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	指標目標名	当初の値と目標値	点検値	予算事業名	関係制度・法令名称
2-2-5	**国立公園満喫プロジェクトの推進** ➢国立公園満喫プロジェクト	日本の国立公園のブランド力を高め、国内外の誘客を促進し、自然を満喫できる上質なツーリズムを実現する国立公園満喫プロジェクトの取組を全国に展開し、国立公園の保護と利用の好循環により、優れた自然を守り地域活性化を図り、来訪者の感動体験を目指す。【環境省】	b 進捗中	「国立公園満喫プロジェクトの2021年以降の取組方針」に基づき、国立公園満喫プロジェクトの取組を全国に展開し、国立公園の保護と利用の好循環により、優れた自然を守り地域活性化を図り、来訪者の感動体験につなげる事例が増えつつある。	2025年度末までに2030年を目標年とした満喫プロジェクトの次期取組方針を策定予定であり、当該方針に基づき引き続き国立公園満喫プロジェクトの取組を進める必要がある。	①国立公園を訪問した訪日外国人利用者数 ②国立公園区域内における日本人延べ宿泊者数 ③(目標)2025 年までに、訪日外国人の国立公園利用者数を新型コロナウイルスの影響前の水準に回復させる。 ④(目標)2025 年までに、日本人の国立公園利用者数を新型コロナウイルスの影響前の水準に回復させるとともに、質の高いツーリズムを目指す。	①現状値 － 目標値 667万人(2025年度) ②現状値 1,952.6万人(2021年度) 目標値 3,205万人(2025年度) ③- ④-	①844万人(2024年12月時点) ②現状値 1,952.6万人(2021年度) 目標値 3,205万人(2025年度) ③2019年(コロナ禍前)667万人に対して、2024年844万人 ④2019年(コロナ禍前)3,204.9万人に対して、2024年2,924.1万人 ※日本人の公園利用者数の算定には、日本人宿泊者数を使用している。	国立公園満喫プロジェクト等推進事業	自然公園法
	国立公園満喫プロジェクトの推進 ➢民間提案による宿舎事業を中心とした国立公園利用拠点の面的な魅力向上	国立公園の美しい自然の中での感動体験を柱とした滞在型・高付加価値観光を推進するため、モデル地域を選定し、民間提案による高付加価値な宿泊施設を中心とした国立公園利用拠点の面的な魅力向上に取り組む。【環境省】	b 進捗中	宿舎事業を中心とした国立公園の利用拠点の面的な魅力向上の取組として、国立公園における滞在体験の魅力向上のための先端モデル事業を4つの国立公園(十和田八幡平、中部山岳、大山隠岐、やんばる)で実施しており、集中的に取り組む利用拠点の選定や利用拠点マスタープランの策定を進めている。	先端モデル事業の対象4公園において選定された利用拠点4地区において、引き続き利用拠点マスタープランの策定とこれに基づく各種取り組みを進める必要がある。また、先端モデル事業で得た知見を踏まえ、2031年までに全国の国立公園において、地域の理解と環境保全を前提に民間活用による魅力向上の取組を進める必要がある。	モデル事業の実施箇所数	現状値 － 目標値:2地区以上(2025年)	4地区 (2025年6月時点)	国立公園満喫プロジェクト等推進事業	自然公園法
	国立公園満喫プロジェクトの推進 ➢地域協議会の設置と方針・計画策定	地域の多様な主体と一体となって国立公園満喫プロジェクトに取り組むため、各公園における地域協議会の設置を推進する。また、公園計画及び管理運営計画に利用の方針を位置づけるとともに、その行動計画としてステップアッププログラム等の策定を推進する。【環境省】	b 進捗中	地域の多様な主体と一体となって国立公園満喫プロジェクトに取り組むため、各公園における地域協議会の設置及びステップアッププログラム等の策定を推進した。	2025年度末までに2030年を目標年とした満喫プロジェクトの次期取組方針を策定予定であり、当該方針を基に引き続き取組を進める必要がある。	国立公園満喫プロジェクト地域協議会の設置公園数	現状値 12 目標値 －	13(2025年6月時点)	国立公園満喫プロジェクト推進事業	自然公園法

施策番号	施策名	施策の概要	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	指標目標名	当初の値と目標値	点検値	予算事業名	関係制度・法令名称
	国立公園満喫プロジェクトの推進 ➢自然体験コンテンツの充実	国立公園の訪問者に自然と人々の物語を知るアクティビティを提供するため、各公園の利用の方針に沿った魅力的な自然体験コンテンツ造成・磨き上げ、体験コースの設定、人材育成、ワーケーション等の新たな利用やサステナブルツアーの推進、広域的な利用の推進、国内外への普及宣伝等を実施する。【環境省】	b 進捗中	国立公園における自然体験アクティビティガイドラインを策定し、これに基づいたアクティビティ等の造成、磨き上げを行っている。 人材育成事業やワーケーションの推進等を実施し、新たな利用を推進した。 国内外への普及宣伝等を実施した。	指標、目標は概ね達成した。今後は、アクティビティを実施しにくい国立公園における、アクティビティ造成が課題となる。	①高付加価値な自然体験コンテンツ数 現状値　383 （2022.2時点） 磨き上げたコンテンツ数。ガイドラインを満たすかどうかは含まない数値 目標値　全国34国立公園で展開 （2025年） 国立公園における自然体験コンテンツガイドラインを満たす自然体験コンテンツ ②施設整備を行い定常的にワーケーションの実施が可能な国立公園数 ③人材育成事業に参加した地域数	①現状値　383 （2022.2時点） ※磨き上げたコンテンツ数。ガイドラインを満たすかどうかは含まない数値 目標値　全国34国立公園で展開 （2025年） ※国立公園における自然体験コンテンツガイドラインを満たす自然体験コンテンツ ②現状値　16公園 （2022.2時点） 目標値　25公園 （2025年） ③現状値　49地域 （2021年度） 目標値　70地域 （2025年度）	①全国33国立公園 （2025年3月時点） ②27公園 （2025.3時点） ③119地域 （2024年度）	国立公園満喫プロジェクト推進事業 国立公園等の自然を活用した滞在型コンテンツ創出事業（国際観光旅客税予算） 国立公園利活用促進円滑化事業（国際観光旅客税財源） 令和3年度（補正予算）国立・国定公園の利用拠点の魅力創造による地域復興推進事業費　等	自然公園法
	国立公園満喫プロジェクトの推進 ➢景観改善及び施設整備	国立公園の訪問者に魅力的な施設とサービスを提供するため、廃屋撤去等による景観改善や多様な宿泊施設の誘致等により集団施設地区・温泉街の利用拠点の魅力向上を図るとともに、公共施設の民間開放の推進、展示解説のデジタル・多言語化等により魅力的な利用施設の整備・管理を推進する。【環境省】	b 進捗中	廃屋撤去や文化的まちなみの形成等による景観改善や、多様な宿泊施設の誘致等により集団施設地区等国立公園利用拠点の魅力向上を図るとともに、公共施設の民間開放の推進、展示解説のデジタル・多言語化等利用施設の整備・管理を推進し、国立公園利用者に魅力的な施設とサービスを提供する事例が増えつつある。	2025年度末までに2030年を目標年とした満喫プロジェクトの時期取組方針を策定予定であり、取組方針をもとに引き続き取組を進める必要がある。	①ビジターセンター来訪者数 ②廃屋撤去した拠点数	①現状値 1,037,955人（2021年） ※利用者の多い12 直轄VC の利用者数 目標値　－ ②現状値　17箇所 （2022年２月時点）	① 2,687,971人（2023年） ※利用者の多い12直轄VCの利用者数 ②25箇所 （2025年3月時点）	国立公園利用拠点滞在環境等上質化事業（国際観光旅客税財源） 国立公園等多言語解説等整備事業（国際観光旅客税財源） 国立公園利用促進事業（国際観光旅客税財源） 自然公園等事業費 国立公園満喫プロジェクト推進事業 令和3年度（補正予算）国立・国定公園の利用拠点の魅力創造による地域復興推進事業費	自然公園法
	国立公園満喫プロジェクトの推進 ➢脱炭素化に向けたゼロカーボンパークの推進等	国立公園の訪問者に地域のサステナビリティを体感・共感してもらうため、国立公園の利用拠点等における脱炭素化等の取組みを進めることを目指したゼロカーボンパークの推進等により地域の持続可能な発展に貢献する。【環境省】	b 進捗中	ゼロカーボンパークにおいて、国立公園における電気自動車等の活用、国立公園に立地する利用施設における再生可能エネルギーの活用、地産地消等の取組を進めることで、国立公園の脱炭素化を目指すとともに、脱プラスチックも含めてサステナブルな観光地づくりを進めている。	国立公園においてゼロカーボンパークの登録を推進し、国立公園の脱炭素化を進める。	ゼロカーボンパークの登録数	現状値　7箇所 （2022年4月） 目標値　－	20箇所 （2025年6月時点）	国立公園満喫プロジェクト推進事業、建築物等のZEB化・省CO2化普及加速事業のうち国立公園利用施設の脱炭素化推進事業	自然公園法

施策番号	施策名	施策の概要	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	指標目標名	当初の値と目標値	点検値	予算事業名	関係制度・法令名称
	国立公園満喫プロジェクトの推進 ➢利用者負担や限定体験等の仕組みづくり	国立公園の訪問者に地域のサステナビリティを体感・共感してもらうため、ICTも活用した利用者負担の仕組みづくり、利用のルールの設定、限定体験の推進等により保護と利用の好循環を推進する。【環境省】	b 進捗中	適正利用を促すための限定ツアー、登山道等整備ツアー、アドベンチャートラベル等のコンテンツ造成、仕組みづくりのための調査・検討が進んでいる。また、28の国立公園で利用者負担の仕組みを導入した。	各国立公園における利用者負担の取組がごく一部の地域に限られ、面的に広がっていない。引き続き各地域での取組促進を図る。	利用者負担の新規仕組みの件数	現状値　21件（2022年2月）	34件（2024年3月時点）	国立公園満喫プロジェクト推進事業	自然公園法
2-2-6	自然とのふれあいから生活の豊かさの向上につなげる取組	自然とのふれあいは、日常体験し得ない感動を得られ、ストレスの緩和にもつながるとされている。また、「青少年の体験活動の推進に関する調査研究報告書」（2020 年度）によると小学生の頃に体験活動を多くしていた子供は、その後、自尊感情が高くなる傾向が見られる。このため、国立公園等において、インタープリテーションを伴った自然を五感で体験するプログラムを提供する。【環境省】	b 進捗中	国立公園における自然体験アクティビティガイドラインを策定し、これに基づいたアクティビティ等の造成、磨き上げを行っている。 人材育成事業を実施し、自然とふれあう機会を提供する人材を育成した。	自然体験アクティビティや人材育成は概ね目標値を達成しており、今後は、利用に関する計画を充実させることが課題である。	①ビジョン・利用体験活動計画が記載された公園計画数 ②高付加価値な自然体験コンテンツ数 ③人材育成事業に参加地域数	①現状値　0 目標値　全国34国立公園において計画を記載（2030年） ②現状値　383（2022年2月時点） ※磨き上げたコンテンツ数。ガイドラインを満たすかどうかは含まない数値 目標値　全国34国立公園で展開（2025年） ※国立公園における自然体験コンテンツガイドラインを満たす自然体験コンテンツ ③現状値　49地域（2021年度） 目標値　70地域（2025年度）	①8地域（計画）（2025年6月時点） ※利用体験活動計画の数は、自然体験活動計画の数を計上した。 ②668（2025年6月時点） ※ガイドラインを満たす高付加価値な自然体験アクティビティ数。 ※33国立公園で展開（2025年） ③119地域（2024年度）		
2-2-7	長距離自然歩道（ロングトレイル）の推進	日本の豊かな自然、歴史や文化に触れ、国土や風土を再認識し、自然保護に対する意識を高めるため、ロングトレイル（長距離自然歩道）の整備、利活用を推進する。【環境省】	b 進捗中	2024年は東海自然歩道開通50周年を記念し、沿線自治体や関係者を対象に記念式典を開催するとともに、「東海自然歩道の活性化の方向性」を公表。また、東日本大震災からの復興に向けた「三陸復興国立公園を核としたグリーン復興プロジェクト」の取組のひとつである、みちのく潮風トレイルは、全開通5周年を記念した式典やウォークイベントを等を開催し、関係者との連携強化や、同トレイルの更なる盛り上げを図った。	東海自然歩道において、基本運営計画や憲章とシンボルマーク利用規定の策定等業務を推進し、官民が協働した持続可能な運営体制を構築するための取組を進める必要がある。	トレイル利用者数	現状値　5,053万人(2020年) 目標値　7,758万人(2024年)	6,682万人（2023年12月時点）	ロングトレイル体制強化等推進事業	自然公園法
2-2-8	ユネスコエコパークの取組の推進	生態系の保全と持続可能な利活用の調和を目的とするユネスコエコパークの取組の活性化のために、国際的な動向や国内の優良事例の共有、ワークショップの開催や、国立公園等の各種取組との連携を図りながら、我が国におけるユネスコエコパークの活動による自然を活かした地域づくりを促進する。【文部科学省、農林水産省、環境省】	b 進捗中	これまでに新規公募等の情報発信や会議参加を通じてユネスコエコパークの取組の活性化を推進しており、2022年度は定期報告として「綾」（宮崎県）の申請、2024年度は定期報告として「只見」（福島県）及び「南アルプス」（山梨県、静岡県及び長野県）、拡張登録として「志賀高原」（長野県及び群馬県）の申請を行った。	2025年９月のMAB国際調整理事会で南アルプス、只見、志賀高原に関する審議が行われる。引き続き我が国におけるユネスコエコパークの活動による自然を活かした地域づくりを促進する。				ユネスコ未来共創プラットフォーム事業	

施策番号	施策名	施策の概要	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	指標目標名	当初の値と目標値	点検値	予算事業名	関係制度・法令名称
2-2-9	**ジオパークの取組推進** ➢ユネスコ世界ジオパークの取組の推進	国際的な地質学的重要性を有する地質遺産を保護し、科学・教育・地域振興等に活用することにより自然と人間との共生及び持続可能な開発を実現することを目的とするユネスコ世界ジオパークの取組の活性化のために、我が国におけるユネスコ世界ジオパークのユネスコへの推薦及び審査に係る協力や情報発信等を行う。【文部科学省】	b 進捗中	これまでに情報発信等を通じてジオパークの取組を推進しており、2023年度は「アポイ」(北海道)、「洞爺湖有珠山」(北海道)、「室戸」(高知)ジオパーク、2024年度は「山陰海岸」(京都、兵庫及び鳥取)ジオパークについて、再認定審査を受け、無事認められた。また、「mine秋吉台」をユネスコ世界ジオパークへ推薦した。	2025年7月に「mine秋吉台」及び4件の再認定案件の現地審査、9月のユネスコ世界ジオパークカウンシルでそれらの審議が行われる。 引き続き我が国におけるユネスコ世界ジオパークのユネスコへの推薦及び審査に係る協力や情報発信等を行う。				ユネスコ未来共創プラットフォーム事業	
	ジオパークの取組推進 ➢国立公園におけるジオパークと連携した取組の推進	国立公園とジオパークが重複した地域において、国立公園と連携した地形・地質の保全活用計画の策定や連携した取組に関するシンポジウム等の開催を実施し、地形・地質を活かした国立公園の魅力発信・地域活性化を推進する。【環境省】	b 進捗中	国立公園と連携して貴重な地形・地質の保全と、その魅力を観光等に活用し地域の活性化を図る取組を10箇所の国立公園にて推進している。	地方環境事務所等において、ジオパークの協議会等と協力して、ジオパークと重複している国立公園の魅力発信と地域の活性化につながる取組を推進する。	ジオパークと連携した地形・地質の保全・活用推進事業の実施地域数	現状値　14 目標値　20(2030年度)	10(2025年6月時点)	日本の国立公園と世界遺産を活かした地域活性化推進費のうちジオパークと連携した地形・地質の保全活用推進事業	
2-2-10	持続可能な観光の推進	「持続可能な観光」の実現に向けて、地球環境に配慮した旅行を促進するため、観光事業者の取組や旅行者の意識・行動を改善する取組を推進するほか、モデル形成を通じた地域におけるマネジメント体制の構築等の取組の全国展開を図るとともに、オーバーツーリズム等の弊害を生じさせないための受入環境整備や地域の資源を活かしたコンテンツ造成等に取り組む。【国土交通省】	b 進捗中	・「持続可能な観光推進モデル事業」において国内約45の地域におけるモデル形成に取り組み、着実に成果を積み重ねてきた。2025年度は6月時点で2地域を採択し、地域の持続可能性の向上に資するモデル実証を行っている。これらの取組を通じて、持続可能な観光地域づくりに取り組む地域数は77まで増加した。 ・観光利用と地域資源の保全を両立するため、コンテンツ料金に地域還元や資源保全費用を組み込む等により地域の自然・文化等の保全に繋げる好循環の仕組みづくりを支援した。 なお、2024年度でサステナブルな観光コンテンツ強化事業は終了した。	・引き続き、地域が観光地として自らの価値を磨き上げながら成長を続け、次世代に受け継がれていくべく、環境、文化、社会、経済面での持続可能性を追求するための支援方法等を検討していく必要がある。 ・地域の経済・社会・環境の持続可能性の向上に資する、自然・文化等の地域資源を活用した観光コンテンツの造成や、地域の魅力を伝えるローカルガイド人材の確保・育成等を通じ、持続可能な観光地域づくりを推進する。	(目標) 地域主体で、オーバーツーリズムを引き起こすことなく、観光で得られた収益を地域内で循環させることにより、地域の社会経済の活性化や文化・環境の保全・再生を図る		・引き続き、地域が観光地として自らの価値を磨き上げながら成長を続け、次世代に受け継がれていくべく、環境、文化、社会、経済面での持続可能性を追求するための取組を進めている。また、オーバーツーリズム対策の観点を考慮し、観光客の受入と地域住民の生活の質の両立を確保するよう、各地域の実情に応じた取組を総合的に支援している。(2025年6月時点) ・観光利用と地域資源の保全を両立するサステナブルな観光コンテンツの造成と提供を行い、観光による経済・社会・環境への恩恵を地域に還元し、地域の持続可能性の向上に資する好循環の仕組みづくりを支援した。 なおサステナブルな観光コンテンツ強化事業は2024年度末で廃止した。	参事官(外客受入)「持続可能な観光推進モデル事業」	観光立国推進基本法第17条等
2-2-11	エコツーリズムの推進	・エコツーリズム推進全体構想認定地域に係る情報発信の支援等のほか、エコツーリズムに関する特に優れた取組に対する表彰を行うとともに、自然資源を活用して地域活性化に取り組む地域を対象にガイドやコーディネーター等の人材育成を行う。 ・エコツーリズム推進法の基本理念(①自然環境への配慮、②観光振興への寄与、③地域振興への寄与、④環境教育への活用)を踏まえた、地域におけるエコツーリズムの推進を図る。【環境省】	b 進捗中	・環境省ホームページにおいてエコツーリズム推進全体構想認定地域に関する情報を発信し、エコツーリズム大賞による表彰を実施している。また、地域の自然を守り活かしながら地域活性化に取り組むガイド等の方を対象とした人材育成事業を実施している。 ・エコツーリズム推進全体構想作成等の地域におけるエコツーリズム推進の取組を支援している。	・必要な情報にアクセスしやすい情報発信と、エコツーリズム大賞や人材育成事業の参加者拡大に取り組む。 ・エコツーリズム推進全体構想の認定を目指す地域以外でのエコツーリズムに関する協議会の活動や、インバウンド対応の取組への支援についても推進する。	エコツーリズム推進全体構想認定数が1以上の都道府県数	現状値　15 目標値　47(2028年度)	19(2025年6月時点)	日本の国立公園と世界遺産を活かした地域活性化推進費のうちエコツーリズムを通じた地域の魅力向上事業及びエコツーリズム総合推進事業 国立公園満喫プロジェクト推進事業	エコツーリズム推進法

施策番号	施策名	施策の概要	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	指標目標名	当初の値と目標値	点検値	予算事業名	関係制度・法令名称
2-2-12	野生生物の保全に資する観光の促進	地域に生息する野生生物の観光資源としての利用が持続可能であり、野生生物の保全に資するものとなるよう、地域におけるルール作成や利益の一部を保全に活用する仕組みづくりに関する情報提供を行うとともに、ツアー造成やプロモーションを支援する。【環境省】	b 進捗中	野生生物観光の取り組み事例集として「生きものとの出会いの旅を創る 国内・海外20の事例」を公表し、情報提供を行っている。 地域における野生生物観光のルールとして、「ライチョウ観察ルールハンドブック」を作成した。	引き続き優良事例集の収集と情報提供に努める。				国立公園等の自然を活用した滞在型観光コンテンツ創出事業	
2-2-13	サンゴ礁生態系における持続可能なツーリズムの推進	「サンゴ礁生態系保全行動計画2022-2030」で設定した特に解決の緊急性が高い重点課題の一つとして、過剰な利用や不適切な利用の抑制とともに、自然や地域の文化に関する認識を高めるような、持続可能なツーリズムのモデル事例の構築や保全への理解を深める効果的な多言語対応の普及啓発ツールの開発等を推進する。【環境省】	b 進捗中	「サンゴ礁生態系保全行動計画2022-2030」のモデル事例の候補先について検討しヒアリングを実施した。	今後も、モデル事例の構築等を推進する。				サンゴ礁生態系保全対策推進費	サンゴ礁生態系保全行動計画2022-2030
2-2-14	自然等の地域資源を活かした温泉地活性化推進事業	温泉入浴に加え、周辺の自然、歴史・文化、食などの地域資源を楽しみ心身ともにリフレッシュする新しい温泉地の過ごし方である「新・湯治」を推進し、温泉地の活性化を図る。【環境省】	b 進捗中	「新・湯治」を推進するため、温泉地全体の療養効果を把握するための全国の温泉地と連携した調査、温泉地における自然資源をはじめたとした地域資源の活用を目的としたモデル調査、温泉をとりまく多様な連携プラットフォームである「チーム　新・湯治」におけるセミナー・全国大会の開催等を行い、温泉地活性化に向けた交流促進・情報発信等を図った。	温泉地に滞在することで得られる療養効果を把握するため、指輪型のディバイスを活用した客観的なエビデンスの収集に取り組むとともに、引き続き、「チーム　新・湯治」における交流促進・情報発信等により、温泉地活性化に向けた取り組みを推進する。	「チーム新・湯治」チーム員登録数	現状値　366団体・個人（2021年度末） 目標値　前年度比10%増加	462団体・個人（2025年6月時点）	温泉の保護及び安全・適正利用推進費	温泉法
2-2-15	地域共生型の地熱利活用を通じた地域づくり	温泉モニタリングによる科学的データの収集・調査や周辺の自然環境及び景観への影響低減策の検討、地域への伴走支援等により、地域の自然や社会と共生した地熱利活用を推進することを通じた地域活性化を図る。【環境省】	b 進捗中	地域共生型の地熱利活用を促進するため、IoTを活用した連続温泉モニタリングの実施によるデータの集約、適切な管理・評価や公開の仕組みの構築の検討等を行い、「温泉モニタリングマニュアル 別冊 IoTを活用した連続温泉モニタリング編」をとりまとめた。	地熱利活用が検討されている国立・国定公園内及び周辺の温泉地では、客観的な情報の提供等による地域の不安解消と地元合意の円滑化が求められているため、引き続き、IoTを活用した連続温泉モニタリングの実施等により、地域共生型の地熱開発や温泉熱利活用を推進する。	連続温泉モニタリング装置の設置地域数、設置基数	現状値　1地域・1基（2021年度末） 目標値　20地域・50基（2024年度）	20地域・24基（2025年6月時点）	環境保全と利用の適正化による地域共生型再エネ導入加速化検討事業	温泉法、自然公園法、地球温暖化対策推進法
2-2-16	自然を活かしたワーケーション・サテライトオフィスの推進	国立公園や農泊地域におけるワーケーション等新たな利用の促進など、自然を活かしたワーケーション等の取組を推進する。【環境省、農林水産省】	b 進捗中	・コロナ禍で各国立公園での宿泊施設を中心にワーケーションという新たな利用の促進が図られた。アフターコロナにおいても、働き方が変化し、職場だけでなく、国立公園に訪れ、自然を感じながら、仕事をすることで効率性も向上する等の効果も見られた。 ・自然を活かしたワーケーション等の取組を推進するため、農泊に取り組む意欲のある地域に対して、農泊の実施体制の整備や経営の強化、食や景観の観光コンテンツとしての磨き上げ、古民家を活用した滞在施設の整備など、ソフトとハードの取組を一体的に支援した。	・引き続きホームページ等で、ワーケーションに関する情報の発信を行う。 ・更なるワーケーション等の取組を推進するため、引き続き農泊地域の取組への支援を継続する。	施設整備を行い定常的にワーケーションの実施が可能な国立公園数	現状値　16公園（2022.2時点） 目標値　25公園（2025年）	27公園（2025年3月時点）	国立公園満喫プロジェクト推進事業 農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策のうち農泊推進型）	自然公園法
2-2-17	山村地域の活力維持に向けた取組	・林業の新規就業者の確保・育成に向け、就業ガイダンス及び林業作業士（フォレストワーカー）研修等に必要な経費を支援。 ・健康、観光、教育等の分野で森林空間を活用して、新たな雇用と収入機会を生み出す「森林サービス産業」の創出・推進の取組を実施する。【農林水産省】	b 進捗中	・「緑の雇用」担い手確保支援事業を通じて、新規就業者の確保・育成・キャリアアップを支援している。 ・森林サービス産業の創出・推進に向けて、森林サービス産業に取り組む地域を「森林サービス産業推進地域」として登録し、林野庁ウェブページ等で広く情報発信を行った。また、推進地域と森林での体験プログラムに関心がある企業等とが交流できる場として「山村と企業をつなぐフォーラム」を開催した。	・引き続き、新規就業者の確保・育成・キャリアアップを支援する。 ・引き続き、「森林サービス産業」の創出・推進の取組を進める。	①安全かつ効率的な技術を有する新規就業者数 ②森林サービス産業に取組む地域数	①現状値　720人（2021年度） 目標値　1,200人（2025年度まで毎年度） ②現状値　21地域（2021年度） 目標値　45地域（2025年度）	①708人（2024年度） ②58地域（2025年6月時点）	・森林・林業担い手育成総合対策 ・林業・木材産業循環成長対策のうち森林総合利用対策（森林活（もりかつ）プロジェクト）	森林・林業基本計画（令和3年6月15日閣議決定）
2-2-18	里地里山の未来拠点形成の推進	重要里地里山等の生物多様性保全上重要な地域において、環境的課題と社会経済的課題の統合的解決に向けた新たな仕組みづくりを推進するため、里地里山の資源を活用したスモールビジネスを創出など、里地里山の保全・活用に資する先進的・効果的な活動の支援等を行う。【環境省】	b 進捗中	生物多様性保全推進支援事業により地域における生物多様性の保全再生に資する先行的・効率的な活動を支援し、国土全体の生物多様性の保全・再生を推進している。	引き続き、生物多様性保全推進支援事業による支援数を増加し、地域における生物多様性の保全に関する活動の推進を図る。				生物多様性保全推進支援事業（里山未来拠点形成支援事業）	

施策番号	施策名	施策の概要	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	指標目標名	当初の値と目標値	点検値	予算事業名	関係制度・法令名称
2-2-19	多様な主体による里山林への働きかけの推進	・森林の多面的機能発揮とともに関係人口の創出を通じ、山村地域のコミュニティの維持する。 ・活性化を図るため、地域住民等による活動組織が実施する森林の保全管理等の取組を支援する。 ・森林の持続可能性が確保された形で木質バイオマスのエネルギー利用を進める。【農林水産省】	b 進捗中	・森林の多面的機能の発揮や山村集落の維持・活性化を図るため、地域住民等で構成される活動組織による里山林の保全活動を支援している。 ・チップ製造施設等の施設整備や、地域一体で木質バイオマスを活用する「地域内エコシステム」の構築等に対する支援を行い、森林の持続可能性が確保された形で木質バイオマスのエネルギー利用を進めた。	・今後も継続して里山林の保全活動を支援する取組を進める。 ・引き続き、森林の持続可能性が確保された形で木質バイオマスのエネルギー利用を進める。	①各支援メニューごとに設定された森林の多面的機能の発揮に関する目標を達成した活動組織の割合 ②木材の燃料利用量	①現状値　80%（2020年度） 目標値　80%（2026年度） ②現状値　700万㎥（2019年） 目標値　800万㎥（2025年）	①96%（2023年度） ②約1,132万㎥（2023年）	・里山林活性化による多面的機能発揮対策 ・林業・木材産業循環成長対策 ・木材需要の創出・輸出力強化対策	森林・林業基本計画（令和3年6月15日閣議決定）
2-2-20	農山漁村の活性化に向けた多岐にわたる生物多様性保全の取組	・農業・農村の有する多面的機能を次世代に継承し、その便益を国民が幅広く享受できるよう、集落内外の多様な人材・土地改良区等の組織と協力しながら、地域の共同活動への参加者を増加させる。 ・地域の農業者だけでなく多様な主体の参画を得て、地域ぐるみで農地・農業用水等の資源を保全管理する取組と併せて、水質保全や生態系保全等の農村環境の向上に資する取組を支援する。 ・世界農業遺産及び日本農業遺産について、情報発信を通じた認知度向上等の取組を支援する。【農林水産省】	b 進捗中	・地域の農業者だけでなく多様な主体の参画を得て、地域ぐるみで農地・農業用水等の資源を保全管理する取組と併せて、水質保全や生態系保全等の農村環境の向上に資する取組を支援することなどにより、地域による農地・農業用水等の保全管理への延べ参加者数が753万人・団体(2021～2023年度)となるとともに、農地・農業用水等の保全管理に係る地域の共同活動により広域的に保全管理される農地面積の割合が48%(2023年度)となった。 ・世界農業遺産及び日本農業遺産に係る認知度向上のため、大阪・関西万博等において地域の魅力や農林水産業システムについて紹介する展示等を行った。	・人口減少・高齢化に伴い、共同活動の継続が困難となることが懸念されている。 このため、活動組織の更なる体制強化に向け、多様な人材の参画及び活動組織の広域化を推進する。 ・更なる認知度向上・理解醸成を図るため、引続き情報発信を継続する。	①地域による農地・農業用水等の保全管理への延べ参加者数 ②中山間地域等の農用地面積の減少防止 ③農地・農業用水等の保全管理に係る地域の共同活動により広域的に保全管理される農地面積の割合	①現状値　延べ1,301万人・団体（2016～2020年度） 目標値　延べ1,400万人・団体（2021～2025年度） ②現状値　7.2万ha（2020年度） 目標値　7.5万ha（2024年度） ③現状値　46%（2020年度） 目標値　60%（2025年度）	①753万人・団体（2021～2023年度） ②8.4万ha（2023年度） ③48%(2023年度)	①多面的機能支払交付金 ②中山間地域等直接支払交付金 ③農山漁村振興交付金（農山漁村情報発信事業）	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律
2-2-21	農業生産活動維持に向けた中山間地域等への支援	中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正することにより、将来に向けて農業生産活動を維持するための活動を支援する。【農林水産省】	b 進捗中	中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正することにより、将来に向けた農業生産活動の継続を支援することによって、減少が防止される中山間地域等の農用地の面積を8.4万ha（2023年度）と算定している。	人口減少・高齢化による協定参加者の減少等により、取組面積の減少が懸念されている。このため、集落協定の体制強化を図る取組を推進し、将来にわたり、農業生産活動の継続に取り組む農地の維持・拡大を図る。	中山間地域等の農用地面積の減少防止	現状値　7.2万ha（2020年度） 目標値　7.5万ha（2024年度）	8.4万ha（2023年度）	中山間地域等直接支払交付金	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律
2-2-22	水産業・漁村の多面的機能の発揮への取組の支援	環境・生態系の維持・回復や安心して活動できる海域の確保など、漁業者等が行う水産業・漁村の多面的機能の発揮に資する地域の活動を支援する。【農林水産省】	b 進捗中	漁業者等が行う環境・生態系の維持・回復に資する取組みを支援しており、活動箇所における生物量は全国平均で約4%増加した。	気候変動・環境変化による藻場の減少等に対応し、漁業者等が行う環境・生態系の維持・回復に資する取組みを支援する必要がある。	対象水域での生物量の増加割合	現状値　0%（2021年度） 目標値　20%増加（2025年度まで）	4%増加（2023年度）	水産多面的機能発揮対策事業	漁業法
2-2-23	かわまちづくり等の魅力ある水辺空間の創出	人と水とのふれあいの場として重要である水辺について、安全に水辺に近づける親水護岸の整備等を行い、水辺に親しむ空間や、水や生物にふれられる環境教育の場として活用する。さらに、民間活力を積極的に引き出すための機運の醸成に加えて、地域の創意工夫を促し、地域振興拠点の整備等を促進することにより、かわまちづくり等の地域特有の景観、歴史、文化、観光基盤などを有する魅力ある水辺空間をまちづくりと一体となって創出する。【国土交通省】	b 進捗中	人と水とのふれあいの場として重要である水辺について、安全に水辺に近づける親水護岸の整備等を行い、水辺に親しむ空間や、水や生物にふれられる環境教育の場として活用している。さらに、民間活力を積極的に引き出すための機運の醸成に加えて、地域の創意工夫を促し、地域振興拠点の整備等を促進することにより、かわまちづくり等の地域特有の景観、歴史、文化、観光基盤などを有する魅力ある水辺空間をまちづくりと一体となって創出している。	引き続き、人と水とのふれあいの場として重要である水辺について、安全に水辺に近づける親水護岸の整備等を行い、水辺に親しむ空間や、水や生物にふれられる環境教育の場として活用する。さらに、民間活力を積極的に引き出すための機運の醸成に加えて、地域の創意工夫を促し、地域振興拠点の整備等を促進することにより、かわまちづくり等の地域特有の景観、歴史、文化、観光基盤などを有する魅力ある水辺空間をまちづくりと一体となって創出する。	水辺の賑わい創出に向け、水辺とまちが一体となった取組を実施した市区町村の数	現状値　433市区町村（2020年度） 目標値　658市区町村（2025年度）	530市区町村（2024年度）	・治水事業等関係費の内数 ・社会資本整備総合交付金等の内数	
2-2-24	風致地区を活用した都市における風致の維持	風致地区は、樹林地、水辺地など、良好な自然環境を維持・創出し、都市における生物の生息・生育の場を提供していることから、今後も制度の的確な運用を図る。【国土交通省】	b 進捗中	樹林地・水辺地など、良好な自然環境の維持・創出に資する風致地区の指定を推進し、連続性のある生きものの生息・生育空間を確保した。	緑の基本計画に基づき引き続き取組を推進する。					都市計画法
2-2-25	生物多様性にも貢献する歴史的風土の保存	我が国の歴史上意義を有する建造物、遺跡等が周囲の自然的環境と一体をなして古都における伝統と文化を具現し、及び形成している土地の状況である「歴史的風土」を保存するために地方公共団体が行う行為規制に伴う損失補償や土地の買い入れ、施設の整備、景観阻害物件の除去に対し、国の補助による支援を行う。【国土交通省】	b 進捗中	歴史的風土保存の観点から緑地を指定し、一定の行為を規制することで、生きものの生息・生育空間を確保した。	2024年の都市緑地法改正により都市の緑地の保全及び緑化の推進を図る制度の充実が図られており、それらを含めた各種施策の総合的な展開をより一層推進することが必要になる。				社会資本整備総合交付金	古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（古都保存法）

施策番号	施策名	施策の概要	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	指標目標名	当初の値と目標値	点検値	予算事業名	関係制度・法令名称
2-2-26	自然的名勝の保存・活用の推進	我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高い庭園等、自然環境を構成要素とする名勝を指定し、保護に関する取組を推進する。具体的には、調査などに関する補助や、地方公共団体が指定された名勝を公有化する事業に対し、その一部の補助を実施している。【文部科学省】	a+既に達成済み	2024年度は、新たに3件の名勝を指定し、特別名勝、名勝は合計432件となった。また、同年度中には96件の事業に補助を実施した。2025年度についても現状97件の事業に補助を実施しつつ、新たに名勝に指定する名勝地を検討中である。	引き続き名勝の指定を進め、指定された名勝地への補助を実施する。				名勝調査、史跡等買上げ、史跡等保存活用計画策定、歴史活き活き！史跡等総合活用整備	文化財保護法
2-2-27	文化財保存活用地域計画の作成支援	2018年の文化財保護法（昭和25 年法律第214 号）の改正により新たに制度化された、当該市町村における文化財の保存・活用に関するマスタープランかつアクションプランである「文化財保存活用地域計画」を市町村が作成するに当たり、支援する。【文部科学省】	a+既に達成済み	2024年度は、計56件（新規55件、第2期1件）の計画を認定し、認定自治体数は194市町村となった。また、同年度中には121件の作成事業に補助を実施した。2025年度についても現状88件の作成事業に補助を実施し、作成を支援している。	引き続き地域計画の作成を推進し、作成事業にあたっては補助を実施する。				地域文化財総合活用推進事業（文化財保存活用地域計画作成）	文化財保護法
2-2-28	文化的景観の保存・活用	自然と人間とが関わりながらはぐくまれた文化的景観を保護する観点から、適切な保護の措置が講じられていて重要な文化的景観を対象として、重要文化的景観の選定を推進する。また、選定された地域について修理・修景を行う整備事業や普及啓発に係る取組に対する補助を実施している。【文部科学省】	a+既に達成済み	2024年度は、新たな重要文化的景観として「大谷の奇岩群と採石産業の文化的景観」を選定し、重要文化的景観は合計73件となった。また、同年度中には39件の事業に補助を実施した。2025年度についても現状36件の事業に補助を実施しつつ、新たに重要文化的景観に選定する景観地を検討中である。	引き続き重要文化的景観の選定を進め、選定された景観地への補助を実施する。				文化的景観保護推進事業	文化財保護法
2-2-29	福島グリーン復興プロジェクト	福島県内の豊かな自然を保全し、魅力の向上や周遊の仕組みづくり等を通じて自然公園利用者の回復等を図りながら、自然の恵みや持続可能な活用等を次世代に継承することを目的に福島県と進める福島グリーン復興プロジェクトを推進する。【環境省】	b 進捗中	2019年4月に福島県と共同策定した「ふくしまグリーン復興構想」を踏まえ、国立・国定公園の魅力向上、県立自然公園から国定公園への格上げ、福島県内の自然公園を周遊する仕組みづくりに関する事業を実施。2024年度は、尾瀬沼ビジターセンターにおける自然ふれあいイベントの開催や、裏磐梯ビジターセンターの改修工事の実施など、国立公園の魅力向上のための取組を行った。	「ふくしまグリーン復興構想」に基づき、優れた自然環境を有する国立・国定公園の魅力向上や、自然資源、歴史や文化、景観、食、温泉等の地域資源を取り入れた国立・国定公園間を広域的に周遊する仕組みづくりなどの取組を進める。また、これらにより、自然環境の保全と調和を図る適正な利用を推進し、交流人口の拡大を目指す。					
2-2-30	復興まちづくりに資する公園緑地の整備	「東日本大震災からの復興に係る公園緑地整備に関する技術的指針」を周知し、復興まちづくりに資する公園緑地の整備にあたっての地域生態系の復元・保全を行う取組みを推進する。【国土交通省】	b 進捗中	被災都市における復興まちづくり計画、事業計画等の検討・実現の参考となるよう、当該指針の周知を図り、地域生態系の復元・保全を行う取組を推進した。	引き続き、必要に応じた当該技術的指針の周知を図る。					
行動目標2-3　気候変動緩和・適応にも貢献する自然再生を推進するとともに、吸収源対策・温室効果ガス排出削減の観点から現状以上の生態系の保全と活用を進める										
2-3-1	生態系が有する機能を活かした気候変動対策の推進	生態系を活用した適応策（EbA）や生態系を活用した防災・減災（Eco-DRR）について、生態系機能の評価や可視化に関する取組を進めるとともに、地方公共団体等の実務者向けの手引きの普及・活用を通じて地域における取組を推進する。【環境省】	b 進捗中	「生態系を活用した気候変動適応策（EbA）計画と実施の手引き」、並びに「持続可能な地域づくりのための生態系を活用した防災・減災(Eco-DRR)の手引き」及びEco-DRRのポテンシャルがあると考えられる場所を可視化する「生態系保全・再生ポテンシャルマップ」の全国規模のベースマップを令和4年度に公表し、生態系が有する機能を活かした気候変動対策について普及を図った。	「生態系を活用した気候変動適応策（EbA）計画と実施の手引き」や「持続可能な地域づくりのための生態系を活用した防災・減災(Eco-DRR)の手引き」、「生態系保全・再生ポテンシャルマップ」の普及・活用を引き続き推進する。				生物多様性保全等のための基盤的事業費	
2-3-2	森林吸収源対策	適切な間伐の実施等の取組に加え、人工林に おいて「伐って、使って、植える」循環利用の確立を図り、木材利用を拡大しつつ、エリートツリー等の再造林等により成長の旺盛な若い森林を確実に造成していく。【農林水産省】	b 進捗中	森林の経営管理の集積・集約化を加速するため、2025年５月に「森林経営管理法」を改正した。 森林整備事業や「森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法」に基づく支援措置等により、間伐や再造林等の森林整備を推進するとともに、建築物等への木材利用を促進した。	引き続き森林吸収源対策を着実に推進することで、森林資源の循環利用を確立し、成長の旺盛な若い森林の造成に取り組む。				森林整備事業等	

施策番号	施策名	施策の概要	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	指標目標名	当初の値と目標値	点検値	予算事業名	関係制度・法令名称
2-3-3	森林病害虫防除対策及び林野火災の予防による森林の保全	森林生態系の保全のため、都道府県等と連携して、松くい虫やナラ枯れの被害対策等の森林病害虫防除対策を推進するとともに、林野火災の予防に取り組む。また、病害虫に対して抵抗性を有する品種の開発など、生物害に対する森林被害軽減・共存技術の開発を行う。【農林水産省】	b 進捗中	森林病害虫防除対策の推進、林野火災の予防による森林の保全を推進した。また、マツノザイセンチュウ抵抗性品種を2024年3月時点で611品種開発して、普及に向けた取組を行った。	引き続き森林病害虫等被害対策事業等を推進する。	保全すべき松林の被害率が1%未満の「微害」に抑えられている都府県の割合	現状値　85%（2021年度） 目標値　100%（2025年度）	87%（2023年度）	・森林病害虫等被害対策事業 ・林業・木材産業循環成長対策交付金 ・国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所研究・育種勘定運営費交付金	
2-3-4	都市緑化等による吸収源対策等の推進	都市緑化等による温室効果ガス吸収源対策として、吸収量の算定方法等の整備や都市緑化等の意義や効果の普及啓発を行うと共に、温室効果ガスの吸収源となる都市公園の整備や、緑地の保全等への支援を行います。また、都市公園や建築物の敷地等において緑化による地表面被覆の改善等のヒートアイランド対策を進めることにより、冷暖房需要を低減する等、間接的な二酸化炭素排出量の削減につながる取組を推進する。【国土交通省】	b 進捗中	2024年の都市緑地法改正により、特別緑地保全地区に係る制度改正及び優良緑地確保計画認定制度（TSUNAG）の創設を行い、都市の緑地保全及び緑化推進を通じた吸収源対策等の推進を図った。また、吸収量の算定方法について、優良緑地確保計画認定緑地を新たな算定対象に追加するなど、算定方法の改善を図った。	温室効果ガスの吸収源となる都市公園の整備や、改正都市緑地法等に基づく都市の緑地の保全及び緑化の推進を図っていくとともに、吸収量の算定方法の改善、検証を引き続き実施する。 また、ヒートアイランド対策の推進のため、緑化による地表面被覆の改善等を図る。	都市公園等の整備面積	現状値　83千ha（2018年度） 目標値　85千ha（2030年度）	90千ha（2023年度）	社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金	
2-3-5	バイオマス利活用の推進	・バイオマス活用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、2021年9月に「バイオマス活用推進基本計画（第3次）」が閣議決定され、2030年に達成すべき目標を定めており、今後、目標の達成に向け、施策を推進する。 ・地域の特色を活かしたバイオマス産業を軸とした環境にやさしく災害に強いまち・むらづくりを目指すバイオマス産業都市を推進する。 ・みどりの食料システム戦略推進交付金により、地域のバイオマスを活用したエネルギー地産地消の実現に向けた施設整備等を推進する。【農林水産省、関係府省】	b 進捗中	地域のバイオマスを活用したエネルギー地産地消の実現に向けた施設整備等を推進しており、これらの取組により、2024年度末において、バイオマスの利用率は約76%達成、バイオマス産業の規模は約1%達成、バイオマス活用推進計画を策定した都道府県数及びバイオマス関連計画を活用の市町村数は20道府県1048市町村を達成した。	「バイオマス活用推進基本計画（第3次）」に基づき、関係省庁とも連携してバイオマスの更なる利活用を推進する。	①バイオマスの利用率（バイオマスの年間産出量に対する利用率） ②バイオマス産業の規模（製品・エネルギー産業のうち国産バイオマス関連産業の市場シェア） ③バイオマス活用推進計画を策定した都道府県数 バイオマス関連計画を活用の市町村数	①現状値　約74% 目標値　約80%（2030年） ②現状値　1% 目標値　2%（2030年） ③現状値　19都道府県392市町村 目標値　全都道府県全市町村（2030年）	①約76%（2024年） ②1%（（2024年度推計） ③20都道府県1048市町村（2024年度）	みどりの食料システム戦略総合対策のうちみどりの食料システム戦略推進交付金の内数	バイオマス活用推進基本法 みどりの食料システム戦略、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律
2-3-6	下水道バイオマス等の利用推進	地域で発生する生ごみ、食品廃棄物、家畜排せつ物等のバイオマスを下水処理場に集約することや、廃棄物処理施設との熱融通など地域全体での連携を推進しつつ、広域的・効率的な汚泥利用とともにメタン発酵や乾燥・炭化処理によるエネルギー化等を進める地域のエネルギー拠点化を推進するともに、関係府省が連携した利用者の理解の醸成や需給マッチング支援等の取組を通じた肥料化・リン回収等の緑農地利用の促進を図る。【国土交通省】	b 進捗中	下水道エネルギー拠点化コンシェルジュによる地方公共団体への案件形成支援、下水熱マニュアル（案）の改訂による技術整理を実施し、普及展開を実施した。また、下水汚泥の肥料利用については、農林水産省と協働した関係者間のマッチングイベントを全国で開催、肥料利用の拡大や新たに肥料利用を検討する下水道管理者に対して、汚泥の重金属や肥料成分の分析、肥料の流通確保に向けた案件形成を支援し、普及を促進した。	地域バイオマスの受け入れの調整や関係する施設の更新計画との調整等で課題はあるが、引き続き取り組みを実施する。 肥料利用については、輸入依存度の高い肥料原料の価格が高騰する中、「食料安全保障」、「資源循環型社会構築」の観点から、農林水産省と緊密に連携し、引き続き、下水汚泥の肥料化を推進する。	下水道バイオマスリサイクル率	現状値　37%（2021年度） 目標値　50%（2030年度）	37%（2023年度）		下水道法
2-3-7	気候変動適応策の推進	気候変動影響に関する総合的な評価を踏まえて、科学的に確認された最新の気候変動影響に対応できるよう、各分野で施策を検討し、気候変動適応を推進する。また、地域の実情に応じた気候変動適応を推進するため、マニュアルの整備や研修の実施等により、地方公共団体が自然生態系分野を含む地域気候変動適応計画を円滑に策定・実施できるよう支援を行う。【環境省】	b 進捗中	気候変動適応計画に係る実施施策のフォローアップを行い、各分野の気候変動適応施策の進捗管理を行った。 地方公共団体が、自然生態系分野を含み、地域の実情に応じた気候変動適応を推進できるよう、研修等を通じて地域気候変動適応計画策定マニュアルの周知を図った。 また、令和7年度末のマニュアル改定に向けてPDCA手法等の情報収集を行った。	2025年度に実施予定の気候変動影響評価の結果等を踏まえて、2026年度の気候変動適応計画の見直しを目指す。 2025年度末のマニュアル改定に向けて、引き続き情報収集を行うほか、研修等を通じて周知を図る。				気候変動影響評価・適応推進事業	気候変動適応法

施策番号	施策名	施策の概要	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	指標目標名	当初の値と目標値	点検値	予算事業名	関係制度・法令名称
2-3-8	自然環境が有する多様な機能を活用した流域治水の推進	流域治水の推進に当たっては、自然環境が有する多様な機能を活かしたグリーンインフラの活用を推進し、以下の取組を推進する。 ・遊水地等による雨水貯留浸透機能の確保・向上を図る。 ・災害リスクの低減に寄与する生態系の機能を積極的に保全又は再生することにより、生態系ネットワークの形成を推進する。 ・都市山麓グリーンベルト整備事業の推進により、市街地に隣接する山麓斜面にグリーンベルトとして一連の樹林帯の形成を図る。【国土交通省、農林水産省、環境省】	b 進捗中	・遊水地等による雨水貯留浸透機能の確保・向上を図っている。 ・河川整備にあたっては、災害リスクの低減に寄与する生態系の機能を積極的に保全又は再生することにより、生物の生息・生育繁殖環境を保全し、生態系ネットワークの形成を推進した。 ・土砂災害防止にあたっては、都市山麓グリーンベルト整備事業の推進により、市街地に隣接する山麓斜面にグリーンベルトとして一連の樹林帯の形成を図っている。	・遊水地等による雨水貯留浸透機能の確保・向上を図る。 ・河川整備にあたっては、災害リスクの低減に寄与する生態系の機能を積極的に保全又は再生することにより、生物の生息・生育繁殖環境を保全し、生態系ネットワークの形成を推進する。 ・土砂災害防止にあたっては、引き続き、都市山麓グリーンベルト整備事業の推進により、市街地に隣接する山麓斜面にグリーンベルトとして一連の樹林帯の形成を図る。				治水事業等関係費の内数 社会資本整備総合交付金等の内数	流域治水関連法（特定都市河川浸水被害対策法等）
2-3-9	気候変動への適応と自然環境に配慮した海岸保全に係る整備・検討	気候変動に伴う長期的な海水面の上昇が懸念されており、海岸にとっても海岸侵食の進行やゼロメートル地帯の増加、高潮被害の激化、生物の生息域の変化など深刻な影響が生ずるおそれがあることから、潮位、波浪などについて監視を行うとともに、それらの変化に対応するため、気候変動の影響を踏まえた海岸保全基本計画への見直しを推進し、所要の整備・検討等を進める。あわせて、養浜、潜堤や人工リーフの整備などにより海岸の侵食対策を行うとともに、砂浜を保全・回復し、自然とふれあうことのできる快適な空間の創出を進める。【国土交通省、農林水産省】	b 進捗中	潮位、波浪などについて監視を行うとともに、気候変動の影響を踏まえた海岸保全基本計画への見直しを推進し、所要の整備・検討等を進めている。あわせて、養浜、潜堤や人工リーフの整備などにより海岸の侵食対策を行うとともに、砂浜を保全・回復し、自然とふれあうことのできる快適な空間の創出を進めている。	引き続きこれらの取組みを推進していく。	①気候変動影響を防護目標に取り込んだ海岸の数 ②海面上昇等の影響にも適応可能となる順応的な砂浜の管理が実施されている海岸の数	①現状値　0 目標値　39（2025年） ②現状値　1（2021年） 目標値　20（2025年）	①3（2025年3月時点） ②5（2025年3月時点）	海岸事業費、社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金、沖縄振興公共投資交付金、農山漁村地域整備交付金	
2-3-10	ブルーカーボン生態系の利活用によるCO2吸収源の拡大に向けた取り組みの加速	海洋における炭素隔離・貯留（ブルーカーボン）を利用した気候変動の緩和機能の定量的評価手法等について、調査・研究を推進する。また、藻場・干潟等の造成・再生・保全の取組の推進等に取り組む。【国土交通省、農林水産省】	b 進捗中	藻場・干潟の保全等における担い手の参画を促す仕組みの検討及び藻場の繁茂面積を高精度かつ効率的に把握・管理するシステムの開発に取り組んでいる。	引き続き、ブルーカーボン生態系を活用したCO2吸収源の拡大によるカーボンニュートラルの実現への貢献や生物多様性による豊かな海の実現を目指し、取組を進める。				衛星を活用したブルーカーボンの高精度データ把握・管理システムの開発	
2-3-11	革新的な省CO2実現に向けた自然由来の素材（セルロースナノファイバー：CNF）の社会実装や普及展開への促進	CNF活用製品等の市場化を目指す事業者にむけて、製品と材料のマッチングや気候変動対策・資源循環のLCA評価を行う。また、ライフサイクルでのCO2削減が期待できるCNF製品については、その商用規模生産のために必要な設備の導入を支援するほか、製造コスト低減に資するプロセス技術や複合化・加工技術の開発を促進する。【環境省、経済産業省】	b 進捗中	CNF複合樹脂のプロセスを改善し製造コストを低減するとともに、普及展開に向けて各種用途に適した開発を行った。また、安全性について評価を行い、その結果を冊子にまとめて公表するとともに、展示会等での配布を実施した。	引き続き用途拡大に向けた技術開発を実施し、社会実装を推進する。大きな市場として期待される車載への活用を目指し耐久性等の向上に取り組む。社会実装を推進することで省CO2に加え、製造コスト低減等が期待される。				革新的な省CO2実現のための部材（GaN）や素材（CNF）の社会実装・普及展開加速化事業、 炭素循環社会に貢献するセルロースナノファイバー関連技術開発事業	
行動目標2-4　再生可能エネルギー導入における生物多様性への配慮を推進する										
2-4-1	地球温暖化対策推進法に基づく地域脱炭素化促進事業の促進	地球温暖化対策推進法に基づく地域脱炭素化促進事業に関する制度の下、地域における円滑な合意形成を図りつつ、生物多様性の保全を含め環境に適正に配慮し、地域に貢献する再生可能エネルギー事業を促進する。【環境省】	b 進捗中	生物多様性の保全を含め環境に適正に配慮した再エネ促進区域の設定を56自治体(2025年3月時点)が行い、当該促進区域における地域に貢献する再生可能エネルギー事業の導入に向けた地域脱炭素化促進事業計画を1件(2025年3月時点)認定した。	促進区域設定自治体数・認定事業数に定量的な課題があるため、認定事業数の増加に向けて、引き続き、促進区域等の設定に向けた自治体への財政的・技術的支援を実施するとともに、促進区域制度の活用に関するインセンティブ強化等の更なる対応を検討する。	（目標） 地球温暖化対策推進法に基づく地域脱炭素化促進事業に関する制度の下、地域における円滑な合意形成を図りつつ、生物多様性の保全を含め環境に適正に配慮した促進区域の設定を行い、地域に貢献する再生可能エネルギー事業の導入が拡大できている		・促進区域設定自治体56自治体(2025年3月時点) ・認定事業数：1件(2025年3月時点)	地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業	地球温暖化対策の推進に関する法律
2-4-2	再生可能エネルギー導入における環境影響評価の推進	再生可能エネルギーの事業の実施にあたり、適正な環境配慮が確保され、生物多様性の保全に資するよう、環境影響評価制度を適切に推進する。【環境省】	b 進捗中	2024年３月末時点、環境影響評価法に基づき再生可能エネルギー事業において664件の大臣意見を発出した。これまでに、法の円滑な施行のため、情報提供の推進、技術手法の向上、「生物多様性の保全」の観点も踏まえた適正な審査などを実施してきた。	引き続き、環境影響評価制度の適切かつ効果的な運用を進める。				環境影響評価制度合理化・最適化経費	

施策番号	施策名	施策の概要	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	指標目標名	当初の値と目標値	点検値	予算事業名	関係制度・法令名称
2-4-3	再生可能エネルギー発電設備の立地選択における生物多様性配慮の主流化	生物多様性の保全及び生態系サービスの持続的な享受と、再生可能エネルギー発電設備の導入とのトレードオフを回避するため、地図上での情報の見える化を含め、適切な立地選択の方法をまとめた指針をとりまとめるとともに、見える化に必要となるデータを提供する。また、トレードオフの回避に係る情報を事業者だけでなく投資家等に提供することで、投融資を通じた生物多様性保全と気候変動対策の両立を促進する。【環境省】	b 進捗中	再生可能エネルギー発電設備の導入に際しての適切な立地選択に係る内容を含むガイドライン等の策定に向けた検討を行うとともに、生物多様性等に関する情報を閲覧できる「生物多様性見える化マップ」の試行的な運用を2025年4月に開始した。	ガイドライン等をとりまとめ、事業者及び投資家を含めて広く一般に普及を図るとともに、「生物多様性見える化マップ」のデータの付加・充実を進める。				環境保全と利用の最適化による地域共生型再エネ導入加速化検討事業など	
2-4-4	風力発電施設のバードストライク対策	再生可能エネルギーを最大限導入するには、地域と共生する形での適地の確保に取り組むことが必要であり、風力発電施設におけるバードストライク対策は生物多様性保全上の観点から重要な課題の一つとなっている。事業者も含めた関係機関の連携体制を確保して知見を集約し、累積的影響の把握を含むより効果的なバードストライク対策を明らかにしていく。【環境省】	b 進捗中	バードストライクの未然防止のため、風力発電施設建設時の環境影響評価に使用するためのガイドラインや手引きを作成した。	最新の知見を踏まえ、ガイドラインや手引きの改定を行っていく必要がある。	①バードストライク対策に資するガイドラインの作成や手引きの改定数 ②鳥類にとって風力発電施設設置への脆弱性を示すセンシティビティマップの環境影響評価図書（風力発電施設）への引用割合	①現状値　1（2022年） 目標値　3（2030年） ②現状値　94%（2022年） 目標値　98%（2030年）	①2（2024年） ②94%（2022年）	再生可能エネルギー資源発掘・創生のための情報提供システム整備事業（エネルギー対策特別会計）	環境影響評価法、種の保存法
行動目標2-5　野生鳥獣との軋轢緩和に向けた取組を強化する										
2-5-1	鳥獣被害防止対策の推進	農林水産業や生態系等へ鳥獣が及ぼす深刻な被害の一層の低減に向け、鳥獣被害防止特措法に基づく市町村による被害防止計画の作成を推進し、緩衝帯の整備による生息環境管理、防護柵の設置による被害防除、鳥獣の生息密度を適正に保つための個体数管理といった取組を総合的に支援する。また、都道府県が行う広域的な捕獲、ICT等の新技術の活用等による効果的な被害対策を推進する。【農林水産省、環境省】	b 進捗中	市町村が作成する被害防止計画に基づく鳥獣の捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、侵入防止柵の設置、鳥獣の捕獲・追払いや緩衝帯の整備、都道府県における広域捕獲、ICT等を活用した被害対策技術の開発・普及等を推進した。	鳥獣被害防止対策は、個体群管理、侵入防止対策、生息環境管理の3本柱が基本であり、地域ぐるみでいかに徹底して行えるかが対策の効果を大きく左右するが、捕獲従事者の高齢化による捕獲体制の弱体化や、効果的な対策を地域で企画・実施できる人材の不足等により、対策が十分に実施できていない地域が見られる。このため、ICT等を活用した先導的なスマート鳥獣害対策の普及、PDCA の実践による効果的かつ効率的な捕獲、都道府県が中心となった広域的な捕獲、集落単位での効率的な侵入防止柵の整備・点検活動の徹底、継続的な生息環境管理の啓発・効果的な実施等を推進する。				鳥獣被害防止総合対策交付金	鳥獣被害防止特措法
2-5-2	シカ等による森林被害の防止	シカ被害を効果的に抑制するため、都道府県による広域的な捕獲の取組を推進するとともに、林業関係者によるシカの捕獲効率向上対策の成果の横展開を図る。また、効果的なシカ被害対策を実施していく上で特に有効なICT等を活用した新たな捕獲技術等の開発・実証を実施するとともに、国有林野内のシカ被害が深刻な奥地天然林や複数の都府県にまたがる地域において国土保全のためのシカ捕獲事業を実施する。あわせて、近年顕在化しつつあるノウサギ食害の深刻化を防ぐため、対策の実証検討を行う。【農林水産省、環境省】	b 進捗中	シカ等による森林被害緊急対策事業により、広域的な捕獲や林業関係者のシカ捕獲参画への取組を実施するとともに、ICTを活用した効率的な捕獲に向けた取組を行った。さらに、ノウサギ被害対策として、ノウサギアプローチブックを取りまとめた。 また、国有林内においては、奥地天然林等において、委託事業、職員実行及び自治体等との連携によるシカ捕獲を実施中である。また、捕獲実績の高い官署等の取組状況を「国有林野における効率的・効果的なシカ捕獲プロファイル」として取りまとめ、公表することで、シカ捕獲に係る技術や知見の横展開を図っている。	・引き続き効果的かつ効率的なシカの捕獲に向けた取組を推進する。 ・国有林内においては、捕獲効率の向上を目的として、新たな手法によるシカ生息密度調査の実施を検討する。	鳥獣害防止森林区域を設定した市町村のうち、シカ被害発生面積が減少した市町村の割合	現状値　59%（2020年度） 目標値　対前年度以上	63%（2023年度）	シカ等による森林被害緊急対策事業、森林整備事業	森林・林業基本法、森林法、国有林野の管理経営に関する法律
2-5-3	カワウの食害による内水面漁業被害の軽減	カワウの食害による内水面漁業被害の低減のため効果的な個体数管理手法や防除手法の開発・普及するとともに、農林水産省、環境省、都道府県等と広域的な連携を進め、全国各地で捕獲及び防除等を中心とした各種対策を効率的かつ効果的に実施する。【農林水産省、環境省】	b 進捗中	効果的なカワウ被害対策の一環として、漁業被害防止手法等の技術についてマニュアルとして取りまとめ、水産庁ホームページで公表するとともに、全国に配布しており、平成29年度から、「先端技術を活用したカワウ被害対策開発事業」を実施し、効果的な防除手法の開発を推進している。また、広域協議会等を活用し、各地域の状況に応じ、捕獲・繁殖抑制対策の強化、内水面漁業被害対策の強化を戦略的に実施することとしている。	銃器使用が困難なコロニーでの戦略的捕獲の実証等、より効率的かつ効果的に漁業被害を軽減するための取組を推進する。また、広域協議会の活動がより実践的なものとなるよう、各自治体とも連携して取り組む。				内水面漁業・養殖業活性化総合対策事業	

施策番号	施策名	施策の概要	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	指標目標名	当初の値と目標値	点検値	予算事業名	関係制度・法令名称
2-5-4	トドによる漁業被害の軽減	トドによる漁業被害の軽減に当たって、生物多様性に配慮しつつ、その科学的知見に基づく来遊個体群の管理を行う等の対策を推進する。【農林水産省】	b 進捗中	トドによる漁業被害の軽減及びトド資源の保全の両立を目指した個体群管理の基本的な考え方である「トド管理基本方針」を策定し、トドの採捕頭数などを定めている。 2024年7月に本方針の見直しを行い、対象水域の拡大や従来の10年後に日本海来遊群の個体数を60%まで減少させる考えから、個体群の維持・回復を可能とする人為的死亡数の許容上限であるPBR法（Potencial Biological Removal：生物学的間引き可能量）を基に採捕頭数を算出し、科学的根拠に基づく管理を実施している。	本方針は5年後（2030年）に見直しとなっているものの、本方針に即して都度必要な修正などを行い、漁業とトドの共存を推進する。				有害生物漁業被害防止総合対策事業	
2-5-5	ゼニガタアザラシの保護管理	希少鳥獣であるゼニガタアザラシによる漁業被害が深刻化しているため、種の保全に十分配慮しながら総合的な保護管理を推進する。特に、「えりも地域ゼニガタアザラシ特定希少鳥獣管理計画」に基づき、えりも地域ゼニガタアザラシ個体群と沿岸漁業を含めた地域社会との将来にわたる共存を図るため、地域個体群の持続可能性に留意しつつ、生息数モニタリング、個体群管理（個体数調整）、漁業被害の低減に向けた被害防除事業等を継続実施する。【環境省】	b 進捗中	漁業被害を軽減しつつ、絶滅危惧種に戻ることがないよう計画的に捕獲を実施し、個体数を80%程度に低減するという管理計画（第2期）の目標は達成出来ている。 非致死的被害防除についても漁業者の意見を取り入れながら対策を実施、継続して効果確認を行いながら改良を進めている。	ゼニガタアザラシの持続可能な個体群レベルの維持、非致死的防除対策による漁業被害の軽減、地域社会との将来にわたる共存に向けた取組、また高病原性鳥インフルエンザ等、不測の事態に備えた対処を行う。	（目標） 2014年比80%まで個体数を削減し、その水準を維持		現状推定個体数が概ね600頭前後であることから、個体数を80%程度に低減するという管理計画（第2期）の目標は達成、個体群動態モデルに基づき100年以内に絶滅する確率が10%未満となる維持管理を実施している。（2024年）	環境省自然環境局野生生物課特定野生生物保護対策費	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
2-5-6	基本指針を踏まえた鳥獣保護管理施策の推進	野生鳥獣との軋轢を緩和し、人と鳥獣との適切な関係を構築するため、鳥獣の保護・管理の状況の変化や社会的変化に応じて、5年ごとに鳥獣保護管理法に基づく基本指針の見直しを行うとともに、国、地方公共団体、研究機関、民間団体等が連携・協力して、基本指針を踏まえた施策を総合的に推進する。【環境省】	b 進捗中	現行の基本指針を踏まえた鳥獣保護管理施策を推進するとともに、5年ごとの次期見直しに向けて、見直すべき事項、課題等の整理を行った。	来年度（2026年度）中に基本指針の次期見直しを行うために、地方公共団体、研究機関、民間団体、有識者等にヒアリング等を行い、課題の調整と見直し事項の検討を行う。				鳥獣保護管理関係予算	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
2-5-7	指定管理鳥獣（ニホンジカ・イノシシ）の適正管理の推進	農林水産業や生態系等に深刻な影響を及ぼすニホンジカ及びイノシシについては、2023年度の半減目標の達成に向け、指定管理鳥獣捕獲等事業等により、引き続き捕獲の強化を図るとともに、それまでの取組状況等を踏まえ、2024年度以降の目標の在り方を検討し、広域的かつ集中的な管理の継続・強化を図る。【環境省、農林水産省】	b 進捗中	2023年度の半減目標の達成に向け、指定管理鳥獣捕獲等事業等により、捕獲の強化を図っていたが、2023年度の目標達成は難しいことから、目標の達成時期を2028年度まで延長した。 2023年度の捕獲頭数は合計124万頭で、例年とほぼ同じ水準であった。ニホンジカの捕獲頭数は72万頭となり、過去最多だった2021年度とほぼ同じ水準を維持した。イノシシの捕獲頭数は52万頭となり、2022年度よりやや減少した。	ニホンジカについて、人材の育成・確保やICTを活用しつつ、個体数を効果的・効率的に減少させるため、高密度地域での集中捕獲や県境をまたぐ広域捕獲を推進する。	①ニホンジカの個体数 ②イノシシの個体数	①現状値 285万頭（2020年） 目標値 147万頭（2023年） ②現状値 87万頭（2020年） 目標値 60万頭（2023年）	①329万頭（2022年） ②78万頭（2022年）	指定管理鳥獣捕獲等事業、鳥獣保護管理強化総合対策事業	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律

施策番号	施策名	施策の概要	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	指標目標名	当初の値と目標値	点検値	予算事業名	関係制度・法令名称
2-5-8	特定鳥獣の科学的・計画的な保護管理の強化	ニホンジカ、イノシシ、サル、クマ、カワウ等の特定鳥獣については、第二種特定鳥獣管理計画に基づき、適切な管理の目標の設定・評価・見直しによる、科学的・計画的な保護管理を強化するとともに、県境を越えて広域に移動する鳥獣については、関係機関が連携し広域的な管理の強化を図る。また、近年増加するクマ、イノシシ等の市街地等への出没に対応するための体制構築等を行う。【環境省】	b 進捗中	特定鳥獣による被害が拡大していることから、特定計画を作成し、対策に取り組む都道府県は増加した。 また、クマ類の出没について、マニュアルを改定し出没への備えや出没した際の対応方針等を整理するとともに、クマ類の出没に対応する体制を構築するよう、技術的支援を行った。	イノシシについては特定計画で定めた捕獲目標に対し豚熱の発生等により生息数が減少し、目標達成に影響を与えている。 引き続き特定計画作成のためのガイドラインを改定しつつ、クマ等の出没に対応する体制構築等を行えるよう、技術的支援を行う。 また、第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ及びイノシシ）の目標を達成出来た都道府県の割合は各年度で大きくばらつきがある。 長期的には増加傾向となり目標を達成を出来るように取り組む。	①第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ及びイノシシ）の目標を達成した都道府県の割合 ②ニホンザルとクマ類の恒常的に生息する都道府県における特定鳥獣保護管理計画の作成割合 ③鳥獣管理を目的とした複数都道府県等で構成される広域協議会の設置状況	①現状値　ニホンジカ13%,イノシシ19% 目標値　ニホンジカ・イノシシ100%（2030年度） ②現状値　ニホンザル：62%、クマ類：67% 目標値　ニホンザル：100%、クマ類：100%(2030年度） ③現状値：クマ類4　カワウ4 目標値：クマ類16　カワウ5 （2030年度）	①ニホンジカ27%,（2024年）イノシシ4%（2024年 ②ニホンザル：67%（2024年）クマ類：68%（2024年） ③クマ類4（2024年）カワウ5（2024年））	鳥獣保護管理強化総合対策事業、指定管理鳥獣捕獲等事業	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
2-5-9	鳥獣の捕獲等の適正化	狩猟は、鳥獣の個体数管理に一定の役割を果たしており、適正な鳥獣保護管理の推進の観点から、狩猟者及び狩猟免許制度等の在り方について検討を行う。また、ニホンジカ、イノシシ等の鳥獣の管理が強化される中で、わなの使用に伴う錯誤捕獲の増加も懸念されることから、錯誤捕獲される鳥獣の種類、数等について情報収集し、対策の検討を行う。錯誤捕獲の防止は、捕獲等の非対象種を保護する観点で重要であるとともに、鳥獣の計画的な管理にも寄与するものであることにも留意し、錯誤捕獲の防止に効果が見込まれる場合には、わなの形状の見直しや使用規制等の措置を検討する。【環境省】	b 進捗中	錯誤捕獲の状況把握、防止の方法や罠の形状の見直しについて情報収集を行った。	基本指針の見直しの一課題として錯誤捕獲対策についても検討を行う。	錯誤捕獲の発生状況を収集し、活用している都道府県数	現状地　25 目標値　47(2030年度）	25（2022年度）	鳥獣保護管理強化総合対策事業	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
2-5-10	鳥獣の保護・管理におけるデジタル化の推進	政府全体のデジタル化に対応しつつ、科学的・計画的な鳥獣の保護・管理を進めるため、鳥獣保護管理法に基づく手続きのオンライン化を進めるとともに、都道府県等が収集する捕獲情報を「捕獲情報収集システム」により一元的に収集・管理し、活用しやすいオープンデータとして提供することで、鳥獣の保護・管理の効率化・省力化を推進する。【環境省】	b 進捗中	手続きのオンライン化、一元的な情報収集・管理、活用しやすいオープンデータとしての提供等を含めた本システムの更なる活用や機能の向上について、アンケート調査、ヒアリング調査等を行い検討している。	調査の結果把握した現状を踏まえて、都道府県等のユーザー目線で実態に即した解決策を模索することが課題となっている。鳥獣の保護・管理の効率化・省力化を推進するため、引き続き検討を深める。	都道府県における捕獲情報収集システムの利用率	現状値　68%(2022年度） 目標値　100%（2030年度）	94%(2024年度）	鳥獣捕獲情報収集システム経費	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
2-5-11	地域資源として捕獲鳥獣の利活用に向けた取組	生息環境管理、個体数管理、被害防除等の対策への支援と併せて、捕獲された個体の処理加工施設の整備や衛生管理の高度化、処理加工施設と流通販売関係者が連携した取組等を支援し、地域資源としての捕獲鳥獣の利活用を推進する。【農林水産省】	b 進捗中	ジビエ未利用地域への処理加工施設整備等の支援、安定供給体制の構築に向けたジビエ事業者や関係者の連携強化、「野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針(ガイドライン)」の遵守による野生鳥獣肉の安全の確保、国産ジビエ認証制度等の普及や加工・流通・販売段階の衛生管理の高度化等の取組を推進した。 なお、2025年4月に閣議決定された食料・農業・農村基本計画において、2029年度のKPIとして、ジビエ利用量4,000tを掲げている。	捕獲個体のうちジビエとして処理加工施設で解体処理された個体の割合（いわゆる利用率）は全国平均で1割程度と低く、利用率向上が課題となっており、捕獲鳥獣のジビエ利用の更なる拡大が必要である。 このため、捕獲から消費の各段階での対策を重点的に講ずる。	ジビエ利用量	現状値　1810t（2020年度） 目標値　4000t（2025年度）	2,729t（2023年度）	鳥獣被害防止総合対策交付金	鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律

施策番号	施策名	施策の概要	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	指標目標名	当初の値と目標値	点検値	予算事業名	関係制度・法令名称
2-5-12	次世代の鳥獣保護管理の担い手の確保・育成	狩猟者や認定鳥獣捕獲等事業者等の鳥獣保護管理の担い手の確保・育成するため、鳥獣保護管理に必要な人材を明確にするとともに体系的な確保・育成方策の検討を行う。また、目的達成のため、それぞれの地方公共団体職員や狩猟者、認定鳥獣捕獲等事業者等を対象とした技術研修の実施、大学や学会等と連携した専門人材の育成、専門的知見及び技術を有する者を登録・活用する人材登録事業の活用、狩猟免許取得を促すイベントの企画・コンテンツ製作等の各種事業を推進する。【環境省、農林水産省】	b 進捗中	狩猟者や認定鳥獣捕獲等事業者、地方公共団体職員などを対象とした技術研修会や狩猟免許取得を促すイベントを開催した。また、大学や学会等と連携した専門人材の育成や専門的知見・技術を有する者の登録・派遣事業を実施し、鳥獣の保護管理に必要な人材の育成・確保に取り組んでいる。	各種取り組みを通じて、一定程度の担い手確保につながっている。引き続き、研修会やイベントの開催等を通じて鳥獣の保護管理に必要な人材の育成・確保に取り組む。	①40代以下の狩猟免許所持者数 ②夜間銃猟等の認定を受けている認定鳥獣捕獲等事業者の割合 ③都道府県当たりの専門的知見を有する職員の平均数	①現状値　5.5万人（2018年度） 目標値　6.6万人（2割増加）（2030年度） ②現状値 14%(2021年度) 目標値　25%(2030年度) ③現状値：3.7人（2022年度） 目標値:5.0人（2030年度）	①6.0万人（2020年度） ②12%(2024年度) ③4.5人（2024年度）	鳥獣保護管理強化総合対策事業、指定管理鳥獣捕獲等事業	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
2-5-13	鳥獣被害防止対策の担い手の確保・育成	鳥獣被害防止対策実施隊の設置推進や農業者等の多様な者の参画を促し、鳥獣被害防止対策の担い手の育成・確保を行う。また、体系的な研修による人材育成の充実強化を行い、捕獲者や処理加工施設に従事する者の人材育成を推進する。【農林水産省、環境省】	b 進捗中	・市町村による被害防止計画の作成や鳥獣被害対策実施隊の設置・体制強化を推進している。 ・高齢化が進む捕獲人材の育成・確保に向けて、セミナーの開催を支援しているほか、OJT研修等の実施を支援している。 ・2024年4月時点における鳥獣被害対策実施隊を設置する市町村数は1,256市町村、同隊員数は4万2千人となった。	・捕獲従事者の高齢化による捕獲体制の弱体化や、効果的な対策を地域で企画・実施できる人材の不足等により、対策が十分に実施できていない地域が見られる。 ・このため、鳥獣被害防止総合対策交付金による支援等により、鳥獣被害対策実施隊の維持・強化を図る。その際、高度専門人材の育成と地域外の狩猟免許所持者の活用等を通じて実施隊等への配置の促進を図る。 ・衛生管理の知識・技術を有する捕獲者（ジビエハンター）の育成を図る。処理加工人材の安定確保に向けた取組を推進する。	鳥獣被害対策実施隊の隊員数	現状値　42,053人（2022年度） 目標値　43,800人（2025年度）	42,172人（2024年4月時点）	鳥獣被害防止総合対策交付金	鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律
2-5-14	野生鳥獣に関する感染症への対応	野生鳥獣に関する感染症は、人の健康や社会経済活動のみならず、我が国の生物多様性保全にも大きな影響を及ぼすおそれがあることから、その影響をできる限り抑制又は低減するため、生物多様性保全上のリスクを評価するとともに、早期に感染症の発生を確認し、ワンヘルス・アプローチの観点も踏まえ関係者が連携して迅速に対応するための体制等の整備を行う。また、生物多様性の保全の観点のほか、家畜衛生の観点からも大きな影響を及ぼす、高病原性鳥インフルエンザや豚熱については、関係省庁・都道府県が連携してサーベイランスを実施し、ウイルスの早期発見と発生時の迅速かつ円滑な対応に努める。ウイルスを運ぶ可能性のある渡り鳥の飛来状況や感染症発生状況等については、国民への分かりやすい情報提供や関係機関への情報共有を行う。さらに、野生イノシシの豚熱感染は農場での豚熱発生の要因となることから、野生イノシシでの豚熱の感染状況について国民への分かりやすい情報提供を行うとともに、経口ワクチンの散布により野外ウイルス濃度の低減を図る。加えてアフリカ豚熱の野生イノシシへの侵入防止と侵入時の防疫体制の強化を図る。【環境省、厚生労働省、農林水産省】	b 進捗中	生物多様性保全の観点から、早期に感染症の発生を確認し、239の感染症について生物多様性の保全上のリスク評価を行っている。 また、家畜衛生等の分野でも大きな影響を及ぼす野鳥における高病原性鳥インフルエンザについて、関係省庁・47都道府県が連携してサーベイランスを実施する整備している。 ウイルスを運ぶ可能性のある渡り鳥の飛来状況や感染症発生状況等については、国民への分かりやすい情報提供や関係機関への情報共有を行うため、環境省HPにおいて情報の発信を行っている。 さらに、野生イノシシでの豚熱の感染状況について国民への分かりやすい情報提供を行うために農林水産省HPにおいて地図を用いた情報の発信を行っている。 豚熱については経口ワクチンの散布により野外ウイルス濃度の低減を図っている。加えてアフリカ豚熱の野生イノシシへの侵入防止と侵入時の防疫体制について、関係省庁で申合せを作成し体制を整備している。	高病原性鳥インフルエンザ・豚熱・アフリカ豚熱以外の野生鳥獣の感染症についても、リスク評価は一定程度完了したものの、当該3種の感染症に対して行われているような具体的な対策の検討は完了しておらず、今後も続ける。	①野生鳥獣に関する感染症により、種の存続を脅かす野生鳥獣の大量死や希少鳥獣への悪影響が確認された数 ②関係機関が連携して全国的なサーベイランスや対策等を実施している、生物多様性保全上重要な野生鳥獣に関する感染症数 ③生物多様性保全上のリスク評価において優先度が高いとされた感染症のうち、具体的な対策の検討等を行った感染症の数	①現状値　1（2022年度(年度末時点)） 目標値　0（毎年） ②現状値　3（2021年度） 目標値　3（毎年） ③現状値　2/30（2021年度） 目標値　10/30（2023年度）	①0（2025年6月時点） ②3（2025年6月時点） ③3/30（2025年6月時点）	鳥獣感染症対策事業費	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
2-5-15	愛玩動物に関する感染症への対応	飼い主等への普及啓発ににおいて、ワンヘルス・アプローチの観点も踏まえ、野生動物と愛玩動物、人の間における人獣共通感染症の感染防止を周知することで、生物多様性保全に寄与する。【環境省、厚生労働省、農林水産省】	b 進捗中	家きんを除く飼養されている鳥類を対象に、高病原性鳥インフルエンザについて、飼養者が留意すべき対応方針等をまとめた「動物園等における飼養鳥に関する高病原背鳥インフルエンザの対応指針」を2023年度及び2024年度に更新し、自治体や動物園等へ周知した。	今後も、引き続き自治体・動物園等や有識者から意見を伺いつつ、指針の更新を行う予定である。				動物の愛護及び管理事業	動物愛護管理法

施策番号	施策名	施策の概要	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	指標目標名	当初の値と目標値	点検値	予算事業名	関係制度・法令名称
基本戦略3　ネイチャーポジティブ経済の実現										
行動目標3-1　企業による生物多様性への依存度・影響の定量的評価、現状分析、科学に基づく目標設定、情報開示を促すとともに、金融機関・投資家による投融資を推進する基盤を整備し、投融資の観点から生物多様性を保全・回復する活動を推進する										
3-1-1	国際的なルール形成への参画及び国内企業の巻き込み	TNFD、SBTs for Nature、ISO TC331（国際標準化機構に設立された生物多様性に関する専門委員会）等における民間イニシアティブにおける議論に関して、我が国のビジネスセクターの実情に即した枠組になるよう積極的に議論に貢献する。あわせて、国内のイニシアティブ（JBIB、経団連自然保護協議会等）とも連携し、企業による生物多様性配慮の経営への盛り込みや目標設定・情報開示を促進するためのガイドラインの作成と普及等を行う。【環境省】	b 進捗中	2024～2025年度にかけてTNFDに約50万ドル相当の拠出を実施し、自然データ公的ファシリティNDPFの立ち上げに向けた共同研究や、TNFD管理運営協議会への参加等を進め、開示における国際ルールメイキングに参画してきた。また、生物多様性分野における国際標準規格に関するISO/TC331について、2021年度に国内審議委員会を設置し、産学官が連携して規格開発に関する対処方針の検討等を実施してきた。	日本が技術力で強みを有する技術・ツール等について、TNFDやSBTN、IPBES、ISO/TC331等のルールメイキングの場で発信（地球観測衛星や環境DNA等を活用した自然関連のモニタリング手法や、流域全体の水リスク評価ツールなど）を進める。	①国際的なイニシアティブ（SBTs for Nature,TNFD 等）及び国内のイニシアティブ（JBIB、経団連自然保護協議会等）に参加・賛同・認定を受けている企業の数又は割合 ②生物多様性の配慮を経営に取り込んでいる企業の数又は割合 ③生物多様性の配慮に関する目標設定及び情報開示を行っている企業の数又は割合	①現状値　企業数218（2022年度） 目標値　企業数300（2025年度） ②現状値 75%(2019年度） 目標値　80%(2025年度） ③現状値　目標設定 55% 情報公開 74% 目標値　目標設定 60% 情報公開 80% （2025年度）	①18% （2023年度） ②77% （2023年度） ※2022年度から設問が一部変更されており、点検値と現状値を単純比較することはできないが、設問の趣旨に大きな変更はない。 ③定量目標を設定している企業割合：35% 定性目標を設定している企業割合：42% （2023年度）	ポスト2020生物多様性枠組の経済的事項に関する実施及び交渉等支援費	生物多様性基本法、生物多様性国家戦略
3-1-2	ネイチャーポジティブ経済研究会	2022年３月に立ち上げたネイチャーポジティブ経済研究会を通じて、ネイチャーポジティブとビジネスに関する国際及び国内の状況分析及びそれらを踏まえた我が国としてのビジョンや戦略の策定を行い、民間企業による生物多様性・自然資本の保全及び持続的利用に関する取り組みを促進する。【環境省】	b 進捗中	自然資本に根ざした経済の新たな成長につながるチャンスであることを示し、企業や金融機関、投資家などに実践に促すために関係４省庁で「ネイチャーポジティブ経済移行戦略」を策定した（2024年３月）。また、国の施策を主軸としつつ、各ステークホルダーに期待するアクションを整理するべく、同戦略のロードマップの検討も行った（2025年７月策定・公表予定）。	ネイチャーポジティブ経済移行戦略及び同戦略ロードマップに盛り込まれた施策を推進する。	（目標）2023年度内にネイチャーポジティブ経済の実現に向けたビジョン及び道筋を示したネイチャーポジティブ経済移行戦略（仮称）を策定する。		環境省、農林水産省、経済産業省、国土交通省は、連名で「ネイチャーポジティブ経済移行戦略」を策定・公表（2024年3月時点）	ネイチャーポジティブ（NP）の実現に向けた生物多様性保全等のための国際協力・ルール先導推進費	生物多様性基本法、生物多様性国家戦略
3-1-3	サプライチェーン対応、指標・見える化、データ整備	国際的な民間イニシアティブによるルールメイキングの動向を踏まえ、サプライチェーン対応、指標・見える化、データ整備を進めることにより、国内企業が生物多様性・自然資本に配慮した持続可能な経営を推進するための支援を行う。【環境省】	b 進捗中	サプライチェーンにおける生物多様性への影響把握、負荷低減に関する企業の具体的な行動支援として、データ・ツール等の体系整理や資料作成・広報を進めてきたほか、企業の事業活動におけるサプライチェーン全体の環境負荷を“見える化”するネイチャーフットプリントを開発している。	調達におけるネイチャーポジティブ配慮指針等（仮称）の検討・策定を行うほか、同配慮指針等を活用した、官民連携によるネイチャーポジティブなバリューチェーン構築の先行モデルの創出及び調達を通じたフットプリント低減に向けた検討等を進める。	サプライチェーン対応、指標・見える化、データ整備を実施している企業数	現状値　－ 目標値　－	-（2025年6月時点）	ポスト2020生物多様性枠組の経済的事項に関する実施及び交渉等支援費	生物多様性基本法、生物多様性国家戦略

施策番号	施策名	施策の概要	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	指標目標名	当初の値と目標値	点検値	予算事業名	関係制度・法令名称
3-1-4	情報開示、定量評価及び定量目標設定の支援	国際的な民間イニシアティブによるルールメイキングの動向を踏まえ、、TNFD やSBTs for Nature等に関するガイドラインを策定し、国内企業が生物多様性・自然資本に配慮した持続可能な経営を推進するための支援と普及啓発を行う。【環境省】	b 進捗中	開示・目標設定等に関するワークショップや支援モデル事業等の実施を通じたネイチャーポジティブ経営に関する能力養成を実施してきた。TNFDアダプターの日本企業は既に160以上に達している（2025年6月時点）。	ビジネス分野別の自然関連リスク・機会ロングリストや、「ネイチャーポジティブを通じた企業価値向上までのストーリー集」（仮称）の検討・策定を進める。また、これらの成果物も活用し、ネイチャーポジティブ経営移行に向けた能力養成や技術開発・支援（スタートアップ、特に優先対象分野の中堅・中小企業関連含む）を実施する。	①生物多様性の配慮を経営に取り込んでいる企業の数又は割合 ②普及啓発に関するセミナー等の開催件数	①現状値 75%(2019年度) 目標値　80%（2025年度） ②現状値　16件／年（2021年） 目標値　80件 （2025年度累積）	①生物多様性に関する事項を経営方針に組み込んでいる企業割合：39%割合 生物多様性に関する事項を環境方針等に組み込んでいる企業割合：77% （2023年度） ②37件／年 （2025年6月時点累積）	ポスト2020生物多様性枠組の経済的事項に関する実施及び交渉等支援費	生物多様性基本法、生物多様性国家戦略
3-1-5	生物多様性・自然資本に関する情報開示、グリーンファイナンスの促進	企業の生物多様性や自然資本に関する情報開示を進めるとともに、当該分野におけるグリーンファイナンスを推進する。また、グリーンインフラの社会実装に向け、グリーンボンド等の民間資金調達手法の活用により、グリーンファイナンス、ESG 投資の拡大を図る。【環境省、国土交通省】	b 進捗中	・TNFDフォーラムメンバー数は2025年6月時点で日本企業が311社となり、国家戦略2023-2030に定めた「国際的なイニシアティブ（SBTs for Nature,TNFD 等）及び国内のイニシアティブ（JBIB、経団連自然保護協議会等）に参加・賛同・認定を受けている企業の数又は割合」の2025年目標値である300社を達成した。また、一部の大手金融機関・機関投資家が自然資本に着目した投融資商品を開発している。 ・地域金融機関によるTNFD提言に基づく情報開示を促進するため、2025年3月31日、「TNFD提言に沿った自然関連情報分析ガイダンス（金融機関向け）-2024年度版-」を公表した。 ・グリーンボンド等を通じたグリーンファイナンスの拡大に向けて、グリーンプロジェクトとして整理され得るものを例示したグリーンリストの拡充等を実施した。	・国内外のネイチャーファイナンスの拡大・質を向上させるための、投融資におけるネイチャーポジティブ配慮指針等（仮称）の検討・策定を行う。また、同指針も活用した、官民連携によるネイチャーファイナンスの先行モデルの創出を行う。さらに、ネイチャーフットプリントの開発と金融セクター向け活用ガイダンス（仮称）の開発支援も進める。 ・地域金融機関向けのガイダンスやグリーンリストの拡充等を継続的に検討する。	TNFDへの賛同団体数（国内）	現状値　45 目標値　90（2025年度）	TNFDアダプター数 166社 （2025年6月時点）	適応プロジェクト等のグリーンプロジェクトの活性化に向けたグリーンボンド等促進体制整備支援事業	
3-1-6	環境に配慮した不動産へのESG投資促進	生物多様性など環境に配慮した優良な不動産へのESG投資が促進される不動産投資市場の形成に向けた環境整備を推進する。	b 進捗中	生物多様性など環境に配慮した優良な不動産へのESG投資が促進される不動産投資市場の形成に向けて、「不動産分野におけるTCFDガイダンス」（2021年3月公表、2024年3月改訂）、「「社会的インパクト不動産」の実践ガイダンス」（R5.3公表）を作成した。	不動産へのESG投資促進のため、ガイダンス普及・啓発を図る。				ESG投資関連情報の充実に向けた環境整備	

施策番号	施策名	施策の概要	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	指標目標名	当初の値と目標値	点検値	予算事業名	関係制度・法令名称
行動目標3-2 生物多様性保全に貢献する技術・サービスに対する支援を進める										
3-2-1	ネイチャーポジティブに係るビジネス分野の取組支援	生物多様性の保全に資する技術、製品・サービスを提供している企業の数及び市場規模の拡大を後押しするための情報共有基盤を拡充する。【環境省】	b 進捗中	ネイチャーポジティブ経済に資する技術普及等を目的としたマッチングイベントの開催（経団連自然保護協議会/2030生物多様性枠組実現日本会議（J-GBF）の共催）や、ネイチャーポジティブ経営推進プラットフォームの新設など、ステークホルダー間の互助・協業の取組を推進してきた。生物多様性に関する推進体制において、経営理念・方針、サステナビリティ・環境方針等へ盛り込んでいる企業が2023年度で77%まで伸びた。また環境産業の経済波及効果の算定結果として、2023年は16.4兆円に増加した。	ネイチャーポジティブ経営推進プラットフォームの活性化を通じた互助・協業の取組を引き続き推進するほか、「J-GBF行動変容ヒント集」の更新等も継続する。	①生物多様性の配慮を経営に取り込んでいる企業の数または割合 ②生物多様性の保全に資する技術、製品・サービスを提供している企業の数及び市場規模	①現状値 75%※ 目標値 80% （2025年度） ※2019年度の数字 ②現状値 8.5兆円（2019年） 目標値 9.0兆円 （2025年）	①77% （2023年度） ※2022年度から設問が一部変更されており、点検値と現状値を単純比較することはできないが、設問の趣旨に大きな変更はない。 ②9.3兆円 （2023年）		
3-2-2	優良事例の情報発信	我が国企業の有する生物多様性保全に係る技術、製品、サービスについて、優良事例を取りまとめ国内外へ情報発信する。【環境省】	b 進捗中	ビジネスフォーラム（経団連自然保護協議会/2030生物多様性枠組実現日本会議（J-GBF）の共催）におけるマッチングイベントの定例開催や、ネイチャーポジティブ経営推進プラットフォームの新設などを通じ、生物多様性保全に係る技術、製品、サービスの、国内における情報発信・共有も推進してきた。また、国際的には、G7ANPEという情報ネットワークにおいて、日本の取組・成果に関する情報発信を実施してきた。	国際的なルールメイキングの場に加え、G7ANPE、ネイチャーポジティブ経営推進プラットフォーム等を通じ、引き続き情報発信を進める。	生物多様性ビジネス貢献プロジェクトへの掲載件数	現状値 50件 （2022年） 目標値 200件 （2025年）	86件（2024年） ※生物多様性ビジネス貢献プロジェクトは、ネイチャーポジティブ経済推進プラットフォームへ移行・改修予定なので、今後指標が変わる可能性がある。		
3-2-3	政府調達におけるグリーン購入の推進	国等の公的機関が率先して環境物品等の調達を推進するとともに、環境物品等に関する適切な情報提供を促進することにより、需要の転換を図り，持続的発展が可能な社会の構築を推進する。【環境省】	b 進捗中	有識者検討会も踏まえたグリーン購入法の基本方針の見直し検討、各府省庁等への連絡調整、地方公共団体等に向けた説明会、環境省ホームページでの資料提供等を通じた情報提供等により、環境負荷の少ない公共調達・契約の推進等の実施に努めている。 国等における特定調達品目の調達率が95%以上の品目数の割合は2023年度実績で80.2%となっている。	商品やサービスの開発状況に応じた基本方針の見直しは継続的に行う必要があり、調達率95%以上の品目数の割合増加と共に推進する。				国等におけるグリーン購入推進等経費	国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律

施策番号	施策名	施策の概要	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	指標目標名	当初の値と目標値	点検値	予算事業名	関係制度・法令名称
3-2-4	スマート農業技術の社会実装の推進	AI等を用いた早期・高精度な発生予測技術や効率的な農薬・肥料散布技術など環境保全に焦点を当てたスマート農業技術の開発や実証を通じて、生物多様性保全の視点にも立った栽培技術の確立・普及等の取組を推進する。【農林水産省】	b 進捗中	スマート農業実証プロジェクト（2018～2024）により、衛星画像を活用した可変施肥技術等のスマート農業技術の導入効果を検証した。 スマート農業技術活用促進法を施行（2024年10月～）し、重点開発目標に「衛星やドローン等を用いた農産物の生育、土壌及び病害虫等のセンシングの結果等に連動した農作業の省力化又は高度化に係る技術」を位置づけ、センシング等データを活用した効率的な農業・肥料散布技術の開発と普及を推進した。	スマート農業技術活用促進法に基づく計画認定制度による金融・税制措置等を活用しながら、センシング等データを活用したスマート農業技術の確立・普及を引き続き推進する。	データを活用した農業を実践する農業の担い手の割合	現状値　49% 目標値　ほぼ全て（2025年）	58.5%（2024年）	みどりの食料システム戦略実現技術開発・実証事業のうちスマート農業の総合推進対策 スマート農業技術の開発・実証・実装プロジェクト	農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律
行動目標3-3　遺伝資源の利用に伴うABSを実施する										
3-3-1	**名古屋議定書の国内措置（ABS指針）の推進** ➢遺伝資源の利用に伴うABSの実施	名古屋議定書に基づき、提供国のABSに関する国内制度の遵守の促進及び普及啓発を実施し、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を実現させることで、生物多様性の保全と持続可能な利用に貢献する。【経済産業省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、環境省】	b 進捗中	指針第５章の規定に基づき、経済産業大臣が適当と認める機関に関する手続等について定めるとともに、2017年９月７日付けで、独立行政法人製品評価技術基盤機構を認定発給機関として認定している。 また、海外の遺伝資源にアクセスする際の留意点、注意点等をまとめた、「遺伝資源へのアクセス手引」をまとめ、普及啓発に努めている。	遺伝資源の提供国のABSに関する国内制度を遵守するよう促すため、引き続き遺伝資源取得者に対してABS指針等について普及啓発を行う。					名古屋議定書、ABS指針
	名古屋議定書の国内措置（ABS指針）の推進 ➢名古屋議定書の国内実施	名古屋議定書の国内担保措置の運用により、我が国における海外遺伝資源の適法取得及び適正利用を促進する。これに当たり、これまでのABSの実施を進める上で見えてきた遺伝資源の取得、利用に係る技術的な課題への対応の検討も進める。また、国際的な名古屋議定書のレビューの観点も踏まえつつ、産業、学術分野ごと、また業種を超えた事例収集や情報共有を進める。【環境省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省】	b 進捗中	名古屋議定書の国内担保措置としてABS指針（遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する指針）を運用している。さらに、その中で見えてきた遺伝資源の取得及び利用に係る課題について、環境省が主催する「ABSの実施に係る技術検討会」等で共有し議論した。また、特定の産業や学術分野における名古屋議定書の実施についての事例収集や情報共有を進めてきた。	引き続き、各国制度の情報収集（ABSクリアリングハウス等からの情報収集）や、その成果とABS指針等についてはウェブサイトを通じた情報提供を進める。	名古屋議定書、ABS指針の関連分野の研究者等の認知度	現状値（2019年度） 名古屋議定書の認知度： 内容を知っている72.3%、 ABS指針の認知度： 内容を知っている66.0% 目標値（2030年度） 名古屋議定書の認知度： 内容を知っている80% ABS指針の認知度： 内容を知っている70% 出典：平成31 年度環境経済の政策研究（「遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する指針（ABS 指針）」の見直しに向けた、提供国措置の便益・コスト等の評価に関する研究）」（関連分野における研究者、技術者等に対して行ったアンケート調査）	名古屋議定書の認知度：内容を知っている 53.8% ABS 指針の認知度：内容を知っている 50.7% （2025年度）	ネイチャーポジティブ（NP）の実現に向けた生物多様性保全等のための国際協力・ルール先導推進費	遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する指針、生物多様性国家戦略

施策番号	施策名	施策の概要	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	指標目標名	当初の値と目標値	点検値	予算事業名	関係制度・法令名称
3-3-2	遺伝資源の収集・保全、利用（ABS関係）	遺伝資源利用に係る国際情勢の動向調査等を実施するとともに、「食料及び農業のための植物遺伝資源条約（ITPGR）」の「多数国間の制度」を通じて我が国の品種開発の発展にとって重要な植物遺伝資源の導入を円滑に推進する。【農林水産省】	b 進捗中	食料及び農業のための植物遺伝資源条約の多数国間制度機能改善のための作業部会等に参加し、国際情勢の動向を調査するとともに、海外遺伝資源の取得・利用の円滑化に向けた議論に参画した。	遺伝資源利用に係る国際的な議論の動向を調査するとともに、海外遺伝資源の取得・利用の円滑化に向けて引き続き国際的な議論に参画する。				・みどりの食料システム戦略推進総合戦略（食料システム全体での環境負荷低減に向けた行動変容促進の内数） ・食料・農業植物遺伝資源条約（ITPGRFA）拠出金	みどりの食料システム戦略、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律
3-3-3	独立行政法人製品評価技術基盤機構による二国間連携の取組	独立行政法人製品評価技術基盤機構による二国間の取組として、アジア諸国/地域の一部と政府機関及び傘下の研究機関との間で、微生物資源の保全と利用に関する文書を作成し、海外の微生物資源の保全と持続可能な利用のための取組を実施し、資源保有国に遺伝資源の保全や収集、利用に関する技術を移転するとともに、海外資源へのアクセスルートの確保及び資源国との合意に基づく資源移転とその利用により、我が国の企業に遺伝資源の利用の機会を引き続き提供していく。【経済産業省】	b 進捗中	ベトナム、タイ、中国、モンゴル、韓国、台湾の6か国・地域と協力関係を構築、継続し、微生物資源の保全と持続可能な利用のための取組を実施している。	今後も引き続きアクセスルートの確保を行うとともに、各国の微生物資源へのアクセスに関する法令等の情報を把握し、我が国の企業等に対し、微生物資源の利用の機会を提供する。				独立行政法人製品評価技術基盤機構運営費交付金	
行動目標3-4　みどりの食料システム戦略に掲げる化学農薬使用量（リスク換算）の低減や化学肥料使用量の低減、有機農業の推進などを含め、持続可能な環境保全型の農林水産業を拡大させる										
3-4-1	みどりの食料システム戦略	みどりの食料システム戦略の実現に向け、2030 年目標や、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）に基づき、新技術の開発、有機農業の推進、環境負荷低減の見える化等を進める。【農林水産省】	b 進捗中	・みどりの食料システム戦略に掲げる、2050年までに目指す姿や、2030年目標の実現に向けて、農林水産大臣を本部長とするみどりの食料システム戦略本部を年2回開催し、KPIの進捗管理を行っている。 ・みどり法に基づく取組として、全都道府県で作成された基本計画に基づき、環境負荷低減に取り組む生産者として、全都道府県で合計30,000経営体以上が認定されている（2025年8月時点）。また、生産者だけでは解決しがたい技術開発や機械・資材の販売等を行う事業者として、94事業者を認定している（2025年8月時点）。 ・農産物の生産段階における温室効果ガス削減や生物多様性保全に貢献する環境負荷低減の取組を評価し、星の数でラベル（愛称：みえるらべる）表示し、消費者に分かりやすく伝える「見える化」の取組を2024年3月から本格運用しており、販売店舗は全国1000店舗以上となった。	・改正基本法において「環境と調和のとれた食料システムの確立」が基本理念として新たに位置づけられことを踏まえ、これに基づく新たな基本計画に定められた目標の達成に向けた施策を講じる。 ・化学農薬使用量の低減については、2030年目標を達成しているものの、リスクの低い農薬への切替等の取組の効果だけでなく、資材費上昇による買い控え傾向も寄与したと考えられることから、引き続き対策を進めていく必要がある。具体的には、総合防除の推進、化学農薬を使用しない有機農業の面的拡大、リスクのより低い化学農薬や抵抗性品種等の開発等を推進する。 ・化学肥料使用量の低減については、肥料価格高騰対策事業の実施により、多くの農業者が取組を実施しており、今後取組の定着と普及に向けて、国内資源利用の一層の拡大、施肥低減技術や適正施肥等の取組を推進する。 ・環境負荷低減の取組の「見える化」について、現在は米や野菜等24品目を対象にしているが、畜産物など対象品目の拡大についても検討を進める。	①化学農薬使用量（リスク換算） ②化学肥料使用量 ③有機農業の取組面積	①現状値：23,330（リスク換算）（2,019農薬年度） 注）農薬年度は、前年10 月～当年9月 目標値：10%低減（2030年） ②現状値：90万トン（2016年） 目標値：72万トン（20%低減）（2030年） ③現状値　25.2千ha（2020年） 目標値　63千ha（2030年）	①19,839（2023農薬年度） ②81万トン（2022年度） ③30.1千ha（2022年度）	みどりの食料システム戦略総合対策	みどりの食料システム戦略、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律

施策番号	施策名	施策の概要	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	指標目標名	当初の値と目標値	点検値	予算事業名	関係制度・法令名称
3-4-2	有機農業の推進	・有機農業の拡大に向けた現場の取組を推進するため、新たに有機農業に取り組む農業者の技術習得等による人材育成等を支援する。 ・地域ぐるみで有機農業に取り組む市町村等の取組を推進するため、有機農業の生産から消費まで一貫し、農業者のみならず事業者や地域内外の住民を巻きこんで推進する取組の試行や体制づくりについて、物流の効率化や販路拡大等の取組と一体的に支援する。 ・現場の実践技術の体系化と普及を促進するとともに、2040年までに、主要な品目について次世代有機農業技術を確立する。【農林水産省】	b 進捗中	・有機農業の取組面積は、地域ぐるみで有機農業の生産から消費まで一貫して取り組む市町村である「オーガニックビ レッジ」の創出の推進等により、2022 年度には約3万 ha まで拡大した。 ・有機水稲栽培の普及拡大に向け、省力的な抑草が期待できる深水管理に関して、「深水管理による省力的な有機水稲栽培を実現する農地整備＆栽培管理マニュアル」をとりまとめて公表した。寒冷地と暖地の両地域において、水稲における両正条田植え技術に直交機械除草を組み合わせた雑草対策技術、および有機質肥料による施肥設計を支援するアプリケーションを開発し、「省力除草、安定生産の水田有機栽培体系の実証と支援アプリケーションの開発」成果集として取りまとめ公表した。	・有機農業へ移行した当初の農地では単収が低く不安定であることや、技術の体系化や指導体制の構築が不十分であるため、有機農業への転換を希望する農業者が取り組みやすい環境を整備することが必要であるほか、熟成が不十分な堆肥の施用や雑草による害虫の発生等に伴う生産や品質への影響も踏まえた対応が必要である。また、流通面では、ロットが小さく流通コストが嵩むことが課題であり、販売面でも、国内の有機食品市場の更なる拡大に加え、海外市場獲得に向けた取組を強化し、需要を拡大する必要がある。 このため、団地化を進め産地育成を図る観点から、地域計画と連携し、オーガニックビレッジの横展開や、みどりの食料システム法に基づく有機農業のモデル区域の設定等、有機農業の産地づくりに取り組む市町村の拡大を図るとともに、産地で指導的な役割を果たす有機農業者の育成を図る。 ・園芸作物の有機栽培を行う上で、病害虫対策技術が不足しているため、太陽熱や天敵などを利用した技術について開発・実証を推進する。	有機農業の取組面積	現状値　25.2千ha （2020年） 目標値　63千ha （2030年）	30.1千ha （2022年度）	有機農業推進総合対策事業、みどりの食料システム戦略推進交付金、スマート農業技術の開発・実証・実装プロジェクトのうち輸出拡大のための新技術開発、みどりの食料システム戦略実現技術開発・実証事業	みどりの食料システム戦略、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律、有機農業の推進に関する法律
3-4-3	環境に配慮した農法の推進	・農業者の組織する団体等が実施する、化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う、地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動（有機農業、冬期湛水管理など）を支援する。 ・耕畜連携の強化による家畜排せつ物由来の堆肥や食品循環資源由来の堆肥の利用、緑肥の利用等による土づくりを推進する。【農林水産省】	b 進捗中	・環境保全型農業直接支払交付金により、農業者の組織する団体等が実施する化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動に対して支援した。2023年度の本交付金による実施面積は約8.7万haである。なお、2025年度より、冬期湛水、江の設置など水管理を伴う取組については、地域でまとまりをもって取り組むことで効率的かつ効果的に推進されることが期待できることから、多面的機能支払交付金に移管した。 ・地域によって偏在する家畜排せつ物等を原料とした堆肥を有効活用するため、ペレット化し、広域流通させる取組を実証中である（2022～2025）。	・2025年度には環境保全型農業直接支払交付金の見直しを行ったところ、引き続き、環境保全型農業の取組の普及・推進を実施する。また、2027年度を目標に新たな環境直接支払交付金を創設することを検討しており、現行の環境保全型農業直接支払交付金を見直し、みどりの食料システム法認定農業者による先進的な環境負荷低減の取組を支援することを検討する。 ・2025年度中に実証成果を取りまとめ、情報発信する。	有機農業の取組面積	現状値　25.2千ha （2020年） 目標値　63千ha （2030年）	30.1千ha （2022年度）	・環境保全型農業直接支払交付金、みどりの食料システム戦略推進交付金、産地生産基盤パワーアップ事業 ・みどりの食料システム戦略実現技術開発・実証事業のうちペレット堆肥活用促進のための技術開発・実証	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律
3-4-4	持続可能な営農を通じた田園地域や里地里山の環境整備の推進	中山間地域等において、農用地面積の減少を防止し、農業の有する多面的機能を確保するため、農業生産活動を維持する活動を支援する。【農林水産省】	b 進捗中	中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正することにより、将来に向けた農業生産活動の継続を支援することによって、減少が防止される中山間地域等の農用地の面積を8.4万ha（2023年度）と算定している。	人口減少・高齢化による協定参加者の減少等により、取組面積の減少が懸念されている。このため、集落協定の体制強化を図る取組を推進し、将来にわたり、農業生産活動の継続に取り組む農地の維持・拡大を図る。	中山間地域等の農用地面積の減少防止	現状値　7.2万ha （2020年度） 目標値　7.5万ha （2024年度）	8.4万ha （2023年度）	・中山間地域等直接支払交付金 ・環境保全型農業直接支払交付金	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律
3-4-5	国産飼料の増産・利用のための体制整備	飼料生産組織の作業効率化・運営強化や飼料作物の優良品種利用・安定生産、公共牧場の利用、国産濃厚飼料の生産振興、未利用資源の新たな活用・高品質化などの国産飼料の一層の増産・利用のための体制整備する。【農林水産省】	b 進捗中	飼料生産組織の規模拡大等における機械導入等や優良品種の選定調査と普及のためのシンポジウムの開催等、公共牧場における草地改良や機械導入、子実とうもろこしや未利用資源の生産技術実証と普及のためのシンポジウムの開催等を支援した。	条件の良い農地や労働力の確保、輸入飼料に対抗しうる国産飼料の生産コスト低減等が課題となっている。引き続き、これらの国産飼料の増産・利用拡大のための体制整備を実施する。				国産飼料生産・利用拡大緊急対策事業、飼料備蓄・増産流通合理化事業、-飼料生産基盤立脚型酪農・肉用牛産地支援	

施策番号	施策名	施策の概要	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	指標目標名	当初の値と目標値	点検値	予算事業名	関係制度・法令名称
3-4-6	施肥の効率化・スマート化	土壌や作物の生育に応じた施肥や居所施肥等で施肥を効率化するとともに、データの蓄積・活用により「スマート施肥」を導入する。【農林水産省】	b 進捗中	土壌や作物の生育に応じた施肥や局所施肥等で施肥の効率化を図るためにみどりの食料システム戦略推進交付金等を活用し、2024年度までに以下の取組を20地区において実施し、施肥の効率化及びスマート化の推進を図った。取組内容として、肥料の側条施用、ドローンを活用した生育判断による適正施肥、ドローンセンシングによる穂色診断に基づく追肥、土壌分析に基づく適正施肥、二段施肥等が挙げられる。	2022年度から本格的に施策に係る事業を開始しており、土壌診断結果を施肥設計に反映させる工程が自動化され、データー体化の施肥機の導入が単位面積当たり施肥量の減少につながっている。 今後は、衛星画像とAI分析のデータを活用した施肥技術の利用促進を図り、更なる施肥の最適化に取組むことにより、引き続き施肥の効率化・スマート化を推進する。				みどりの食料システム戦略推進交付金、みどりの食料システム戦略緊急対策事業、グリーンな栽培体系転換サポート、グリーンな栽培体系加速化事業	
3-4-7	病害虫の総合防除の推進	化学農薬のみに依存せず、病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備（予防）や、病害虫の発生予測（予察）に重点を置いた「総合防除」の取組を推進する。【農林水産省】	b 進捗中	2024年4月までに、全ての都道府県において、国の総合防除基本指針に則した、地域の実情に応じた総合防除計画の策定が完了した。	農業者へよりわかりやすく、使いやすい形での総合防除を推進する。	（目標） 植物防疫法（昭和25 年法律第151号）の改正に基づき国が策定する基本指針に即して、都道府県が総合防除の実施に関する計画を策定することにより、総合防除を推進。		47都道府県が総合防除計画を策定（2024年度）	消費・安全対策交付金、食料安定生産に資する新たな病害虫危機管理対策・体制の構築、みどりの食料システム戦略推進総合対策のうちみどりの食料システム戦略推進交付金のうちグリーンな栽培体系への転換サポート	植物防疫法
3-4-8	家畜排せつ物の利活用の推進	耕種農家のニーズにあった高品質な堆肥の生産や、ペレット化を通じた広域流通等、地域の実情に応じた家畜排せつ物の利活用の推進。家畜排せつ物のメタン発酵によるエネルギー利用や、発酵残渣の液肥利用を推進する。【農林水産省】	b 進捗中	・堆肥の高品質化やペレット化のための施設整備や広域流通のための取組に対して支援を実施した。 ・メタン発酵バイオガスプラントの整備や、発酵残渣の肥料利用を促進するための取組に対して支援を実施した。	・引き続き堆肥の高品質化等への取組を支援することにより家畜排せつ物の利活用を推進する。 ・引き続き地域のバイオマス（家畜排せつ物等）の利活用の取組を推進する。				・国内肥料資源利用拡大対策事業、畜産クラスター事業、農山漁村地域整備交付金（畜産環境総合整備事業）飼料生産基盤立脚型酪農・肉用牛産地支援 ・みどりの食料システム戦略推進交付金（バイオマスの地産地消）	家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律、悪臭防止法、水質汚濁防止法 みどりの食料システム戦略、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律、バイオマス活用推進基本法
3-4-9	GAPの普及推進	我が国共通の国際水準GAPの取組基準である国際水準GAPガイドラインに基づく都道府県との連携による普及活動や、GAPに取り組む農業者のメリットの明確化、指導体制の強化や面的取組の拡大、実需者・消費者のGAPの認知度向上等の取組を進め、国際水準GAPの取組の拡大を図る。【農林水産省】	b 進捗中	・都道府県と連携した国際水準GAPの推進に向けて、都道府県に対して、国際水準GAPガイドラインに基づく指導の実施を求めるとともに、都道府県GAPを存続する場合には、本ガイドラインに即して国際水準に引き上げることを求めた結果、ほぼ全ての都道府県において国際水準への引き上げが完了した。 ・都道府県GAP指導員による指導活動等について、都道府県向け交付金により支援を行い、高い水準で指導できると推定される指導員は4,146人に増加した。 ・GAP認証農産物を取り扱う意向を有する実需者を「GAPパートナー」として募集し、賛同を得た71社をホームページに掲載する等、実需者及び消費者の理解促進と需要喚起し、実需者と産地の関係構築を推進した。	・都道府県におけるGAP指導員数は増加傾向にあるものの、地域での面的なGAP普及を図るため、農業者団体や農協等の組織での取組を拡大する必要があることから、地域で中核的な役割を果たすGAP指導員の育成等を推進するほか、団体への認証取得を促すとともに、団体運営の円滑な実施に向けた取組を推進する。 ・一部の実需者においてGAP農産物の取扱いを拡大する動きがあるが、さらにGAP認証農産物の調達に取組む実需者等を増加させる必要があることから、SDGsへの貢献の観点からGAPの情報発信を行うことにより、実需者等のGAPへの理解や活用の促進を図る。	国際水準GAPを実施する農業者数	現状値 24,653経営体（2021年度） 目標値 24万経営体（2030年度）	44,647経営体（2023年度）	GAP拡大推進加速化事業	

施策番号	施策名	施策の概要	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	指標目標名	当初の値と目標値	点検値	予算事業名	関係制度・法令名称
3-4-10	畜産GAP取得推進	適正な廃棄物等の保管・処理等による環境負荷の低減につながる畜産GAPの認証取得への支援など、取組の拡大を支援する。【農林水産省】	b 進捗中	畜産GAPの認証審査推進のための審査員育成等への支援、都道府県による畜産GAPの普及・推進体制の強化を図るための指導員の育成、畜産GAP認証取得等の取組支援を行い、2024年度末現在で269の畜産GAP認証取得経営体を維持するなど畜産GAPの取組が拡大した。	・都道府県により畜産GAP認証取得の取組に温度差があることから、引き続き都道府県での取組が拡大されるよう、持続可能性配慮型畜産推進交付金等の活用を促す。 ・実需者、消費者へのGAP畜産物の理解醸成のための情報発信等を行い、農業者側の畜産GAP認証取得への取組拡大が図られるよう努める。				持続可能性配慮型畜産推進、持続可能性配慮型畜産推進交付金	
3-4-11	適切な生産活動を通じた木材の需要拡大への取組	・素材生産・流通・加工の低コスト化や品質・性能の確かな製品の安定供給体制の整備を中心とする構造改革を推進する。 ・CLTや木質耐火部材等の開発・普及、公共建築物や民間の非住宅分野等への国産材等の利用拡大を推進する。 ・森林の持続可能性が確保された形で木質バイオマスのエネルギー利用を推進 ・木質バイオマス由来のセルロースナノファイバー、改質リグニン等の化石資源由来製品代替となる新素材の研究・技術開発及びその普及を促進する。【農林水産省】	b 進捗中	・素材生産・流通・加工の低コスト化や品質・性能の確かな製品の安定供給体制の整備に向けて、高効率な木材加工流通施設の整備や品質・性能の確かなJAS製品の安定供給体制の構築等の取組を推進している。JAS製材（機械等級区分）認証工場は2021年度の97工場から2023年度104工場に増加、国産材供給量は、2021年度3,372万㎥から2023年度3,443万㎥となっている。 ・製材、CLTや木質耐火部材等の技術開発・普及、木造建築物に携わる設計者・施工者の育成等により、非住宅・中高層建築物等の木造化・木質化を支援している。2023年度には低層住宅のうち木造軸組工法において国産材使用割合が52.7%まで増加した。 ・チップ製造施設等の施設整備や、地域一体で木質バイオマスを活用する「地域内エコシステム」の構築等に対する支援を行い、森林の持続可能性が確保された形で木質バイオマスのエネルギー利用を進めた。 ・様々な木質系新素材の開発・実証を支援するとともに、特に改質リグニンについて大規模製造実証やリサイクル技術・副産物利用技術の開発など社会実装に向けた取組を推進した。	・引き続き、高効率な木材加工流通施設の整備や品質・性能の確かな製品の安定供給体制の構築等の取組を推進する。 ・住宅において国産材の使用率の低い横架材等について輸入材から国産材への転換を進めるとともに、木造率の低い非住宅・中高層建築物の木造化に向けた技術開発や、設計者・施行者の育成等を図ること等により、国産材等の利用拡大を推進する。 ・引き続き森林の持続可能性が確保された形で木質バイオマスのエネルギー利用を推進する。 ・引き続き改質リグニンをはじめとする木質系新素材の社会実装に向けた取組を推進する。	①国産材の供給・利用量の増加 ②新素材の開発・実証件数	①現状値　3,400万㎥（2021年度） 目標値　4,200万㎥（2030年まで） ②現状値　3件（2021年） 目標値　毎年度3件	①3,444万㎥（2023年度） ②3件（2024年度）	・林業・木材産業成長産業化促進対策 ・森林を活かす都市の木造化等促進総合対策事業 ・CLT・LVL等の建築物への利用環境整備事業 ・木材需要の創出・輸出力強化対策 ・戦略的技術開発・実証	森林・林業基本法、森林・林業基本計画
3-4-12	森林施業の適切な実施に向けた新技術の導入や人材育成	・適切な森林整備に向けて、森林経営計画の作成の中核を担う森林施業プランナーや持続経営を実践する森林経営プランナーを育成する。 ・森林施業の適切な実施に向けて、成長に優れた苗木や機械を活用した新たな造林技術の導入を推進する。【農林水産省】	b 進捗中	・「森林プランナー育成対策」等を通じて、森林施業プランナー及び森林経営プランナーの育成を支援している。 ・成長に優れた苗木や機械を活用した造林技術などの省力化・低コスト化に資する技術的知見を体系的に整理した「造林に係る省力化・低コスト化技術指針」を作成し、省力化・低コスト化造林技術の導入・普及を推進した。	・引き続き、森林育成プランナー及び森林経営プランナーの育成を支援する。 ・引き続き、森林施業の適切な実施に向け、現地検討会等を通じて、造林の省力化・低コスト化に資する技術の導入・普及を推進する。	①認定森林施業プランナーの現役人数 ②認定森林経営プランナーの現役人数	①現状値　2,206人（2021年度） 目標値　3,500人（2030年度） ②現状値　67人（2021年度） 目標値　500人（2025年度）	①2,385人（2024年度） ②194人（2024年度）	・森林・林業担い手育成総合対策 ・開発技術の実装・環境整備	
3-4-13	合法伐採木材等の流通及び利用の促進	合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28 年法律第48号）に基づき、全ての事業者に合法伐採木材等を利用するよう努めることが求められている。同法が目指す合法伐採木材等の流通及び利用拡大のため、情報提供サイト「クリーンウッド・ナビ」を通じた情報の提供、幅広い関係者の参加による協議会を通じた普及啓発活動への支援を実施。【農林水産省、経済産業省、国土交通省】	b 進捗中	合法伐採木材等の流通及び利用拡大の取組を強化するため、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律を改正し、川上・水際の木材関連事業者の合法性確認の義務化等を措置（2025年4月施行）。 また、改正法の施行に伴い、「クリーンウッド・ナビ」をより分かりやすく情報提供できる形にリニューアルした。 全国各地で実施する木材関連事業者等に対する研修、幅広い関係者の参加による意見交換会の開催、イベント出展等普及啓発に対する支援を実施した。	改正法の実効性向上のために引き続き、木材関連事業者等への研修の実施、関係者との意見交換会の開催、イベント出展等の合法伐採木材等の普及啓発に対する支援を実施する。 事業者の負担軽減に資するクリーンウッドシステムの運用・周知、登録木材関連事業者が使用できるロゴマークの普及、周知を実施する。	第一種登録木材関連事業者が取り扱う合法性が確認できた木材の量	現状値　3,035万㎥（2019年度） 目標値　4,350万㎥（2025年度）	3,618㎥（2023年度）	木材需要の創出・輸出力強化対策	合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（クリーンウッド法）

施策番号	施策名	施策の概要	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	指標目標名	当初の値と目標値	点検値	予算事業名	関係制度・法令名称
3-4-14	脆弱な生態系の保護と持続的な漁業の共存	我が国が加盟している地域漁業管理機関の科学委員会による公海底魚漁業が海山等に存在する脆弱な生態系に与える影響に係る評価を踏まえ、各加盟国等と協力しつつ、持続的な漁業との共存が可能な適切な管理措置の導入に取り組む。【農林水産省】	b 進捗中	地域漁業管理機関において、各加盟国等と協力しつつ、脆弱な生態系への影響評価を踏まえ、漁獲上限や禁漁区域の設定等の適切な保存管理措置の導入や実施に取り組んでいる。	引き続き、地域漁業管理機関において、科学的な根拠に基づく適切な保存管理措置の導入や実施に貢献する。				国際分担金	CCAMLR（南極海洋生物資源保存委員会）、SIOFA（南インド洋漁業協定）、SEAFO（南東大西洋漁業機関）
3-4-15	水産資源調査・評価の充実・精度向上	資源評価対象魚種を順次拡大し、当該魚種の調査を開始する。我が国周辺水域の主要魚種（マイワシ、マサバ等）や公海等で漁獲される国際漁業資源（サケ、カツオ・マグロ等）について、調査・評価等を実施する。海洋環境の変動等による水産資源への影響を調査し資源変動メカニズム及び中・長期的な資源動向を究明する取組や、漁場形成及び漁獲状況等をリアルタイムに把握する取組等を支援する。【農林水産省】	b 進捗中	2024年度時点で、我が国周辺の資源評価対象魚種数は192種、調査データが活用された国際漁業資源の魚種数は79種であった。 当該魚種についての資源調査・評価の実施のほか、海洋環境の変動等による水産資源への影響を調査し資源変動メカニズム及び中・長期的な資源動向を究明する取組や、漁場形成及び漁獲状況等をリアルタイムに把握する取組等を支援した。	引き続き、資源評価対象魚種の拡大と、対象魚種の資源調査・評価を推進する。併せて、海洋環境の変動等による水産資源への影響を把握するための海洋観測網の充実を推進する。 資源変動メカニズム及び中・長期的な資源動向を究明する取組や、漁場形成及び漁獲状況等をリアルタイムに把握する取組等を支援する。				水産資源調査・評価推進事業	漁業法
3-4-16	MSYベースの水産資源評価に基づくTAC管理の推進	漁業法（昭和24 年法律第267 号）の改正においては、TAC（漁獲可能量）による管理が基本とされており、2021年漁期から8魚種について、改正漁業法に基づくTAC管理が開始されている。引き続き、ロードマップ及びTAC魚種拡大に向けたスケジュールに従い、TAC魚種の拡大を推進し、2023年度までに漁獲量ベースで8割をTAC管理とする。【農林水産省】	b 進捗中	「新たな資源管理の推進に向けたロードマップ（2020年９月公表）」及び「TAC魚種拡大に向けたスケジュール（2021年３月公表）」に基づき、2023年度までに漁獲量に占めるTAC魚種の割合を8割とすることを目標値として設定してきた。 2023年度末時点で、6.5割まで拡大した。しかしながら未達であることから、引き続き拡大に取り組む必要があり、2024年３月に公表した「資源管理の推進のための新たなロードマップ」において、2025年度までに8割とすることを目標としている。2024年度末時点で、7.2割まで拡大した。	資源評価の進捗状況、漁業経営や地域経済上の重要性、資源の動向等を踏まえ、新たなTAC資源の拡大は優先度に応じて推進し、関係漁業者との丁寧な意見交換を踏まえ、管理の段階的導入（ステップアップ方式）により課題解決を図りながら進める。	漁獲量のうちTAC魚種の占める割合 ※ 遠洋漁業で漁獲される魚類、国際的な枠組みで管理される魚類（かつお・まぐろ・かじき類）、さけ・ます類、貝類、藻類、うに類、海産ほ乳類は除く。	現状値　60.5% 目標値　80%(2023年度)	71.9%（2024年度）	新ロードマップに基づく資源管理等高度化構築促進事業	漁業法、水産基本計画、資源管理の推進のための新たなロードマップ
3-4-17	水産資源管理におけるIQ管理の導入	IQ(漁獲割当て)による管理については、ロードマップに従い、2023年度までに、TAC魚種を主な漁獲対象とする沖合漁業(大臣許可漁業)に原則導入する。【農林水産省】	a 既に達成済み	2023年度までにTAC資源を主な漁獲対象とする11漁法・資源の大臣許可漁業にIQ管理を導入した。	2024年３月に公表した「資源管理の推進のための新たなロードマップ」に沿って、IQ導入後の実施状況等を検証し、移転手続の簡素化など運用面の課題について解決を図る。				新ロードマップに基づく資源管理等高度化構築促進事業	漁業法、資源管理の推進のための新たなロードマップ
3-4-18	水産資源管理における資源管理協定への移行	国や都道府県による公的規制と漁業者の自主的な取組の組合せによる資源管理推進の枠組みは今後も存続し、自主的な取組を定める資源管理計画は、改正漁業法に基づく資源管理協定に移行することになっており、2023年度までに、現行の資源管理計画から、改正漁業法に基づく資源管理協定への移行を完了させる。【農林水産省】	a 既に達成済み	2023年度末時点で、資源管理協定への移行を完了した。	2024年３月に公表した「資源管理の推進のための新たなロードマップ」に沿って、移行後の資源管理協定の取組を実践し、実効性のあるより効果的な自主的資源管理を実現する。				新ロードマップに基づく資源管理等高度化構築促進事業	漁業法、水産基本計画、資源管理の推進のための新たなロードマップ
3-4-19	水産資源管理のルールの遵守	アワビ・ナマコ等の沿岸域の密漁や我が国周辺水域における外国漁船の違法操業に対する取締りを強化するとともに、特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律（令和2年法律第79 号）に基づく特定の水産動植物の国内流通及び輸出入の適正化を図る。【農林水産省】	b 進捗中	2018年の漁業法改正において、悪質な密漁が行われているアワビ、ナマコ等の採捕禁止違反の罪を新設するなど、大幅に罰則を強化した。 また、全国で発生した漁業関係法令違反の件数は、2023年において1,653件となっている。	罰則強化が効果を発揮するよう、引き続き関係者が密接に連携し、情報共有、合同取締り等の漁業取締りの強化、漁業者による監視、パトロール等の密漁対策を行うことで、総合的な密漁対策を推進する。					漁業法、特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律

施策番号	施策名	施策の概要	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	指標目標名	当初の値と目標値	点検値	予算事業名	関係制度・法令名称
3-4-20	国際水産資源の持続的利用	持続的な漁業の達成に向け、FAOが行う、途上国へのIUU（違法、無報告、無規制）漁業対策支援、ワシントン条約への科学的助言の提供等に必要な経費を支援する。さらに、漁業補助金規律の適切な策定・実施のため、WTOを通じて途上国メンバーに対して、漁業当局の関連会合への参加、補助金等の通報の改善等を支援するもの。また、資源状況の悪化が懸念されているマグロ類を含む高度回遊性魚類の持続可能な利用・管理について、我が国の漁業生産及び消費における立場を十分に踏まえ、地域漁業管理機関を通じて、科学的根拠に基づく保存管理措置の設定や、IUU漁業の排除に取り組む。【農林水産省】	b 進捗中	地域漁業管理機関等を通じて、途上国メンバー等に対し、科学的な根拠に基づいた高度回遊性魚類の持続可能な利用・管理への理解醸成及び地域漁業管理機関において定められている保存管理措置の適切な遵守のための研修等の支援を実施した。	引き続き、地域漁業管理機関等を通じ、途上国メンバー等に対して、科学的根拠に基づく保存管理措置の設定等のための理解醸成を推進する。	①違法漁業防止寄港国措置協定（PSM協定）の批准国数 ②我が国及びFAO専門家の知見を活かした生物多様性の確保と水産資源の持続的利用の両立への貢献 ③世界の全漁獲量の約90%を占める漁獲量上位国（33か国・地域）のうちの途上国20か国全てがWTOに漁業補助金を通報する ④カツオ・マグロ類等資源の適切な保存管理措置を地域漁業管理機関において採択する	①現状値　74カ国（2022年度） 目標値　75カ国（2026年度まで） ②現状値　－ 目標値　－ ③現状値　10カ国（2018年度） 目標値　20カ国（2026年度まで） ④WCPFC　5 ICCAT　20（2021年度） 目標値 WCPFC　毎年6 ICCAT　毎年8	①83カ国（2025年6月時点） ②'-(2025年6月時点） ③11カ国（2025年6月時点） ④WCPFC 7 ICCAT　15（2024年度）	カツオ・マグロ資源管理能力強化支援事業	
3-4-21	捕鯨対策	鯨類の資源管理に必要な科学的データの収集を推進するとともに、国際機関と連携しつつ、資源管理を推進する。【農林水産省】	b 進捗中	・非致死的調査等の実施、持続的利用を支援する国との連携や情報発信等への支援、違法鯨肉の国内流通を防止するための調査等を実施している。 ・捕鯨業者が実施する分布状況調査等の漁場探索や販路確保、流通の効率化・コスト削減等の構造改革に必要な取組等を支援している。 ・これらの実施等を通じて、安定的な捕鯨業の実施と国際的な資源管理の推進に寄与している。	・引き続き、非致死的調査等の実施、違法鯨肉の国内流通を防止するための調査等を実施する。 ・引き続き、捕鯨業者が実施する漁場探索や販路確保の取組等を支援する。	捕鯨可能量　379頭/年	現状値　379頭/年 目標値　379頭/年	437頭/年（2025年6月時点）	持続的利用調査等事業、円滑化実証等対策事業	鯨類の持続的な利用の確保に関する法律（平成29年法律第76号）
3-4-22	人工種苗生産技術の開発・普及	ニホンウナギ、クロマグロ、ブリ、カンパチの養殖において、人工種苗生産技術の開発・普及を推進し、天然資源に負荷をかけない持続可能な養殖体制を目指す。【農林水産省】	b 進捗中	ブリの人工種苗が、早期の種苗生産技術の開発もあり、徐々に普及していることから、実績値は増加している。	クロマグロ、カンパチ及びニホンウナギについては、近年、種苗生産技術が確立したところであり、人工種苗の普及には更なる技術開発、人工種苗の増産が必要である。引き続き、人工種苗の普及に向け、より効率的な種苗生産技術の開発、選抜育種による優良系統の開発を推進するとともに、人工種苗の普及に向けた機器整備を支援する。	ニホンウナギ、クロマグロ、ブリ、カンパチの人工種苗比率	現状値　1.9%（2019年） 目標値　100%（2050年）	4.7%（2023年）	・養殖業成長産業化推進事業 ・ウナギ種苗の商業化に向けた大量生産システムの実用化事業	
3-4-23	さけ・ます増殖事業の推進	国立研究開発法人水産研究・教育機構が実施するふ化放流のモニタリングや技術開発の結果等を踏まえて、野生魚を活用したふ化放流技術の研究などを進め、人工種苗放流技術の高度化を図り、河川及びその周辺の生態系や生物多様性に配慮したさけ・ます増殖事業を推進する。【農林水産省】	b 進捗中	水産研究・教育機構の技術開発等の成果や、さけ・ます等栽培対象資源対策事業より得られた知見から、さけ・ます類の放流に適した時期・サイズを検証し、放流手法を改善しながらさけ・ます増殖事業を推進している。	さけ・ます増殖事業が、現在の海洋環境の変化に十分に対応できておらず、ふ化放流のモニタリングやふ化放流技術の開発など、更なる調査・検証を行っていくことが必要である。くわえて、講習会等で新しい知見について普及を行うことで、増殖事業全体の高度化を図る。				さけ・ます等栽培対象資源対策事業	
3-4-24	環境・生態系と調和した栽培漁業の推進	「人工種苗放流に係る遺伝的多様性への影響リスクを低減するための技術的な指針」に基づき、生態系や資源の持続性に配慮した栽培漁業を推進する。【農林水産省】	b 進捗中	さけ・ます等栽培対象資源対策事業により、種苗放流の効果や再生産への寄与を検証し、放流計画に反映した。栽培漁業の現場では、指針に準拠した種苗生産・放流を推進するとともに、指針の周知、理解の醸成を図ることを目的とした研修会を実施した。	種苗放流が生態系や遺伝的多様性へ与える影響やリスクについて調査を継続する。また、栽培漁業の各現場では指針を準拠することで、多様性保全へのリスク低減が可能になることから、引き続き研修会等の充実により普及啓発を行う。				さけ・ます等栽培対象資源対策事業	

施策番号	施策名	施策の概要	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	指標目標名	当初の値と目標値	点検値	予算事業名	関係制度・法令名称
3-4-25	養殖における環境負荷の軽減	・養殖漁場ごとに漁場改善計画を定めて漁場環境を管理するとともに、海洋環境への負荷軽減が可能な養殖業を推進する。 ・伝染性疾病の発生予防及び発生時における指導や、特定疾病のまん延防止措置を支援する。 ・ワクチン等の開発支援や、組織的なワクチン接種の推進等による防疫体制整備の支援を行い、養殖魚における疾病被害を低減する。 ・薬剤耐性菌の監視・動向調査の結果を踏まえ、薬剤耐性に関する研修会等の実施により、知識・技術の普及啓発を行い、養殖魚における薬剤耐性菌の発生を低減する。【農林水産省】	b 進捗中	・漁場改善計画に基づく漁場環境の管理等により、海洋環境への負荷軽減が可能な養殖業を推進している。 ・水産防疫対策事業により、水産動物疾病の国内への侵入リスクやまん延リスク等の評価に資する国内の浸潤状況等の情報収集を実施している。 ・魚病診断機関における検査精度管理体制の確立等を行うとともに、消費・安全対策交付金（養殖衛生管理体制の整備）の活用により、養殖衛生管理技術の普及・啓発や養殖業者等に対する疾病の防疫指導を行っている。 ・特定疾病のまん延防止措置として、特定疾病が発生し、又は発生した疑いがある養殖場等においては、都道府県が行う養殖法第8条第1項に基づく都道府県知事の命令に伴う損失の補償を実施している。 ・水産防疫対策事業等によりワクチン等の開発支援を行うと共に、消費・安全対策交付金(養殖衛生管理体制の整備）の活用により、養殖業者に対するワクチン使用のための指導を行うこととしている。直近では、養殖業成長産業化提案公募型実証事業により、ブリ属向けαⅠ～Ⅲ型レンサ球菌症ワクチンの実用化を支援し、2025年3月に承認された。 ・生産資材安全確保対策事業により、健康魚・病魚由来細菌の薬剤耐性モニタリング並びに魚類防疫員及びリスト獣医師を対象とした薬剤耐性に関する技術研修会を実施した。	・引き続き、漁場改善計画に基づく漁場環境の管理等により、海洋環境への負荷軽減が可能な養殖業を推進する。 ・近年は、気候の変動等に伴い、水産業に重大な影響を及ぼす新たな疾病が世界各地で確認される一方で、我が国に輸入される水産動物が多様化するとともに、新たに陸上養殖に参入する事業者も増える等、これまでにない疾病が我が国に侵入・まん延するリスクが従来よりも高まっている。このため、疾病侵入を防止し、万が一侵入した場合でも、疾病検査・調査や疾病の防疫指導等を確実に実施する体制を整え、迅速かつ効果的に被害を最小限に抑える。 ・養殖分野は家畜等に比べて市場規模が小さく、承認されているワクチンが少ないことが課題である。このため、事業により、ワクチン等の開発支援を行うと共に、魚種をまとめたワクチンの承認に係る検討により、ワクチンの実用化を促進し、交付金によりワクチン使用のための指導を推進することで、疾病被害を低減する。 ・薬剤耐性菌の監視・動向調査及び食品安全委員会による「養殖水産動物に抗菌性物質を使用した際に選択される薬剤耐性菌の食品影響評価」の結果を踏まえ、養殖水産動物に対する抗菌性物質の適正使用を推進し、引き続き研修会等の実施により普及啓発を行う。	養殖生産額に対する魚病推定被害額の割合	現状値　3.0% 目標値　3.0%	2.5%(2022年)	・消費・安全対策交付金(養殖衛生管理体制の整備)、水産防疫対策事業、生産資材安全確保対策事業委託費、動物用医薬品対策事業 ・漁業構造改革総合対策事業	持続的養殖生産確保法
3-4-26	漁業における混獲の削減	サメ類や海鳥、ウミガメの混獲を回避する技術の開発や漁業者への普及・啓発を通じ、混獲の削減する。【農林水産省】	b 進捗中	サメ類や海鳥、ウミガメの混獲防止について漁業者への普及・啓発を目的とする「海洋環境にやさしい漁業 実践の手引き」の改訂（第五版）を行った。 また、研究者と連携しつつウミガメ脱出装置の実用化に向けた研究を実施した。	引き続き、地域漁業管理機関等により採択されたサメ類や海鳥、ウミガメの混獲回避に係る保存管理措置を分析し、混獲回避技術の開発及び漁業者への普及・啓発を推進する。				漁場環境改善推進事業のうち海洋生態系保全国際動向調査	漁場環境改善推進事業
3-4-27	魚粉代替原料の開発、普及	生餌から環境負荷が少なく給餌効率の良い配合飼料への転換や、魚粉代替原料の開発、普及を推進する。【農林水産省】	b 進捗中	生餌から配合飼料への転換や成長性等に優れた飼料の開発が進み、実績値は増加している。	引き続き、配合飼料の普及に向け、低価格かつ高効率飼料の開発、魚粉代替原料の開発、自動給餌機等の資材・機材の導入を推進する。	養殖業における配合飼料使用比率	現状値　44%（2019年） 目標値　100%（2050年）	49%（2023年）	養殖業成長産業化推進事業	
3-4-28	赤潮・貧酸素水塊、栄養塩類不足への対応	海域ごとの赤潮・貧酸素水塊や栄養塩類不足による漁業被害への対策技術の開発・実証・高度化を実施する。【農林水産省】	b 進捗中	有明海・八代海、瀬戸内海等において、赤潮・貧酸素水塊の近年の発生状況も踏まえた予察、被害軽減等の技術の開発・実証・高度化を実施している。また、瀬戸内海、伊勢・三河湾、東京湾における栄養塩類等の水質環境について、水産資源との関係やそれに及ぼす影響の解明等を行い、海域ごとの特性に応じた栄養塩類管理方策の検討・策定・提供を実施している。	引き続き、海域ごとの赤潮・貧酸素水塊や栄養塩類不足による漁業被害への対策技術の開発・実証・高度化を実施する。	我が国の養殖生産量	現状値　970千トン（2020年度） 目標値　970千トン（各年度）	801千トン（2024年度）	豊かな漁場環境推進事業のうち海域特性に応じた赤潮・貧酸素水塊、栄養塩類対策推進事業	有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律、瀬戸内海環境保全特別措置法
3-4-29	漁村地域における新規就業者の確保	漁業への就業前の者への資金の交付、漁業現場での長期研修を通じた就業・定着の促進、海技士免許等の資格取得及び漁業者の経営能力の向上等を支援する。【農林水産省】	b 進捗中	漁業への就業前の者への資金の交付、漁業現場での長期研修を通じた就業・定着の促進、海技士免許等の資格取得及び漁業者の経営能力の向上等を実施している。	引き続き、漁業への就業前の者への資金の交付、漁業現場での長期研修を通じた就業・定着の促進、海技士免許等の資格取得及び漁業者の経営能力の向上等を支援する。	新規就業者数	現状値　1,744人（2021年度） 目標値　各年度2000人	1,733人（2023年度）	経営体育成総合支援事業、漁業担い手確保緊急支援事業	

施策番号	施策名	施策の概要	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	指標目標名	当初の値と目標値	点検値	予算事業名	関係制度・法令名称
基本戦略4　生活・消費活動における生物多様性の価値の認識と行動（一人一人の行動変容）										
行動目標4-1　学校等における生物多様性に関する環境教育を推進する										
4-1-1	環境教育の推進	学校や地域で環境教育を実践・推進するリーダー人材の育成、自然体験活動等を提供する「体験の機会の場」の認定、民間事業者が行う人材認定等事業の登録・公示、環境保全に関する専門的な知識等を有する環境カウンセラーの登録、環境教育の推進に関する情報の整備・発信等により、地域、学校、家庭等における環境教育を普及し、持続可能な社会づくりの基盤形成を行う。【環境省】	b 進捗中	学校や地域で環境教育を実践・推進するリーダー人材の育成、自然体験活動等を提供する「体験の機会の場」の認定、民間事業者が行う人材認定等事業の登録・公示、環境保全に関する専門的な知識等を有する環境カウンセラーの登録、環境教育の推進に関する情報の整備・発信等の取組を着実に推進しており、一部は2030年の目標値を達成している。なお、地方公共団体における環境教育関連施策実施数については目標値を大きく割り込んでいるが、地方公共団体の事務負担を踏まえた調査方法の一部変更の影響を受けたものであって後退していると評価する必要はなく、地域、学校、家庭等における生物多様性保全も含めた環境教育の普及が進展しており、持続可能な社会づくりの基盤形成に寄与している。	教職員等環境教育・学習推進リーダー養成研修の参加者数や「体験の機会の場」利用者数等については大きく伸びており、学校等を始めあらゆる場における生物多様性保全を含めた環境教育の推進に向けた実施者の増加や「体験の機会」の場の活用が進んでいる一方で、人材認定等登録制度の登録事業者数は微増に留まっており、環境教育等促進法の諸制度の更なる活用について検討を進める。	①教職員等環境教育・学習推進リーダー養成研修の参加者数 ②「体験の機会の場」利用者数 ③人材認定等事業登録制度の登録事業数 ④地方公共団体における環境教育関連施策実施数	①現状値　458（2021年度） 目標値　600（2030年度） ②現状値　16,557（2021年度） 目標値　30,000（2030年度） ③現状値　51（2021年度） 目標値　70（2030年度） ④現状値　970（2021年度） 目標値　1,400（2030年度）	①620（2024年度） ②43,009（2023年度） ③53（2024年度） ④577（2023年度）	環境教育強化総合対策事業	・「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」 ・「環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針」 ・「我が国における「持続可能な開発のための教育（ESD）」に関する実施計画（第2期ESD国内実施計画）」
4-1-2	持続可能な開発のための教育（ESD）の推進	・ESD活動支援センター（全国・地方）及び地域ESD推進拠点によるネットワークの形成や連携により、各地域で行われている持続可能な開発のための教育（ESD：Education for Sustainable Development）の事例の共有や情報発信、人材の育成支援などを通じて、地域に根ざしたESDを全国に普及する。 ・ユネスコ未来共創プラットフォーム事業におけるユネスコスクールの取組の活性化や、SDGs達成の担い手育成（ESD）推進事業におけるカリキュラム等の開発・実践や教師教育の推進等を通じて、「第2期ESD国内実施計画」に基づきユネスコエコパークやユネスコ世界ジオパークの活用や様々なステークホルダーと連携しながら、国内におけるESDの推進を行う。【文部科学省、環境省】	b 進捗中	・ESD活動支援センター（全国・地方）をハブとしたネットワークを構築することにより、持続可能な開発のための教育（ESD：Education for Sustainable Development）の事例の共有や情報発信、人材の育成支援などを通じた、地域に根ざしたESDの普及を推進している。 ・2023年度からは、全国各地で実施されている優良な実践事例を紹介することにより、新たにESDに取組もうと考える者の参考となるよう「ESD実践動画100選」の公募・公開を行っている。 ・ユネスコ未来共創プラットフォームにおいて、ESDをテーマとして多様なステークホルダーが集うイベント等の実施、ESD推進に係る事例収集、発信等を行っており、令和6年度はポータルサイト等を通じて295回の情報発信を行った。	・現状値を定めた2021年当時は、イベント開催形態がWeb参加のみであったところ、現状では対面・Webの併用で開催をしている。簡易に参加できるWebに比し、対面参加はより明確なモチベーションが影響するため、それらの参加者の確保、増加が今後の課題である。 ・引き続き、イベントの実施、情報収集・発信等を行う。	①全国ESDフォーラム参加人数 ②地方ESDフォーラム参加人数	①現状値　478（2021年度） 目標値　525（2025年度） ②現状値　4,711（2021年度） 目標値　5,182（2025年度）	①192（2024年度） ②2,691（2024年度）	・地域脱炭素に資するESD推進費 ・ユネスコ未来共創プラットフォーム事業、SDGs達成の担い手育成（ESD）推進事業	・「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」 ・「環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針」 ・「我が国における「持続可能な開発のための教育（ESD）」に関する実施計画（第2期ESD国内実施計画）」
4-1-3	博物館等の機能強化の推進	動植物園、水族館、自然系博物館等の博物館が、身の回りの自然や生物環境について楽しみの中で学習する機会を提供し、生物多様性の保全や、持続的な人と自然との関係性を考えるための教育実践の場として機能するよう、活動の充実を図る。（文部科学省】	b 進捗中	2024年度は31件の事業に補助を実施した。うち自然系の博物館は5件であった。2025年度についても、現状26件の事業を採択している。うち、動植物園、水族館、自然系の博物館は3件である。	引き続き採択された事業者に補助を実施する。				博物館機能強化推進事業	博物館法

施策番号	施策名	施策の概要	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	指標目標名	当初の値と目標値	点検値	予算事業名	関係制度・法令名称
4-1-4	下水道を活用した環境学習の推進	都市内の水循環や公共水域に排出する汚濁負荷の管理など、下水道の重要な役割を広く情報発信するため、下水道管理者と地域住民との情報共有を進めるとともに、環境学習の中で、多様な生態系の保全などにも資する下水道の役割を明確に位置づけ、子どもたちに下水道の仕組みや流域における下水道の役割について正しく理解してもらうほか、処理場見学会の開催など下水道施設を学びの場として積極的に活用する。また、地域住民や教育関係者、NPO等と連携し、多様な生態系の生息・生育場所の創出を図る場としての下水道施設の役割などについて、積極的に情報発信し、国民への理解に努める。【国土交通省】	b 進捗中	水道や下水道の役割や重要性などについて、国民の理解と関心を深めることを目的に、6月の「水道週間」や9月の「下水道の日」において、全国の地方公共団体とともに、処理場見学会などの関連行事やポスターの展示等による情報発信を実施した。また、国土交通大臣賞「循環のみち下水道賞」にて、広報等の優れた取組を実施している地方公共団体やNPO団体を表彰することにより、国民の下水道に対する理解・関心の向上を図った。	広報活動はすぐに目に見える効果が出るものではなく、継続的に取り組むことで住民の認知が広がっていくものであるため、引き続き積極的な情報発信を行うことで、上下水道への理解・関心の向上を図る。	（目標） ・小中高生を対象とした環境教育に関する展示の実施や、9月10日の「下水道の日」に関連する国、地方公共団体等の行事を通じて、国民の下水道に対する理解・関心の向上を図る ・国土交通大臣賞「循環のみち下水道賞」にて広報等に係る優れた取組を実施している地方公共団体やNPO団体を表彰することにより、国民の下水道に対する理解・関心の向上を図る		環境教育に関する展示や「下水道の日」に関連する行事、「循環のみち下水道賞」による広報等の優れた取組の表彰等を通じ、国民の理解・関心の向上を図っている。 （2025年6月時点）		
4-1-5	河川における環境教育の推進	「川に学ぶ社会」の実現を目指して、子どもたちの川を活かした体験活動や環境学習の場を拡大し、また地域の子どもたちの体験活動の充実を図る「「子どもの水辺」再発見プロジェクト」や川の自然環境や危険性を伝える「指導者育成」などを進める。また、地域と連携し河川を活かした学習・自然体験活動や、学校教育関係者と連携した学校教育への教材提供等を進める。【国土交通省、文部科学省、環境省】	b 進捗中	「「子どもの水辺」再発見プロジェクト」を進めるとともに、指導者育成や水難事故防止に向けた講座等を開催している。また、河川環境教育、水難事故防止啓発のための教材を作成し、公表するなどの取組を実施している。	安全に川で学び、遊ぶためには、河川への理解を深めるとともに、正しい知識が不可欠であることから、引き続き、河川における環境教育の取組を進める。	（目標） ・NPO等の団体とも連携の下、指導者育成や水難事故防止に向けた講座等を開催する ・河川環境教育、水難事故防止啓発のための、教材作成、情報発信を充実させる		・NPO等の団体とも連携の下、指導者育成や水難事故防止に向けた講座（天竜川下流部水難事故防止協議会など）等を開催した。 ・河川環境教育、水難事故防止啓発のための、教材として令和4年4月に「うんこドリル 川の安全」を作成し、公表した。また、河川水難事故防止ポータルサイトを適宜更新することで、情報発信を充実させた。 （2025年6月時点）	・治水事業等関係費 ・社会資本整備総合交付金等	
4-1-6	海辺における体験活動等の指導者養成を目的としたセミナー開催の推進	海辺における体験活動等の指導者養成を目的としたセミナーを、地方公共団体や教育機関等と連携しながら全国の主要な地域での開催を支援する。【国土交通省】	b 進捗中	NPO法人 海に学ぶ体験活動協議会が毎年開催している「CNAC海あそび安全講座指導者養成セミナー」について、オブザーバーとしてバックアップした。	引き続き、企画の段階からオブザーバーとしてバックアップする。					

施策番号	施策名	施策の概要	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	指標目標名	当初の値と目標値	点検値	予算事業名	関係制度・法令名称
4-1-7	環境教育の場となる都市公園の整備の推進	利用者・地域・学校などと一体となった環境教育・環境学習などの指導者や実践者の養成の場や機会を提供するとともに、それらのプログラムを実践する都市公園等の整備を行う。【国土交通省】	b 進捗中	国営公園において、利用者・地域・学校などと一体となった環境教育・環境学習などの指導者や実践者の養成の場や機会を提供するとともに、地方公共団体の都市公園等の整備に対する補助等を行った。	引き続き、国営公園において指導者や実践者の養成の場や機会を提供するとともに、都市公園等の整備を進める。	都市域における水と緑の公的空間確保量	現状値：13.9㎡／人（2020年度） 目標値：15.2㎡／人（2025年度）	14.2㎡／人（2023年3月時点）	社会資本整備総合交付金、国営公園等事業費	
4-1-8	環境を考慮した学校施設（エコスクール）の整備推進	環境負荷の低減や自然との共生を考慮した学校施設の整備を推進し、整備された施設を環境教育にも活用する。【文部科学省】	b 進捗中	環境を考慮した学校施設（エコスクール）の整備を推進するため、関係省庁と連携協力し 、市町村等がエコスクールとして整備する学校を、「エコスクール・プラス」として、2025年に32校認定した。（2017年度からエコスクールパイロット・モデル事業を改称した） 2017年度からの合計は343校で、エコスクールパイロット・モデル事業（平成9年度～平成28年度）は、合計1663校認定している。	環境を考慮した学校施設（エコスクール）の整備推進や環境教育の参考になる取り組み事例やアイデアの横展開等を実施し、引き続き環境負荷の低減や自然との共生を考慮した学校施設の整備を推進する。				公立学校施設整備費	
行動目標4-2　日常的に自然とふれあう機会を提供することで、自然の恩恵や自然と人との関わりなど様々な知識の習得や関心の醸成、人としての豊かな成長を図るとともに、人と動物の適切な関係についての考え方を普及させる										
4-2-1	自然とのふれあいの機会の提供	国立公園等における自然体験活動の推進や、みどりの月間など、全国各地で自然とのふれあいに関する各種行事の実施等を推進し、自然とのふれあいの機会を提供するとともに、自然の恩恵や自然と人との関わりなどの様々な知識の習得及び人としての豊かな成長を図る。【環境省】	b 進捗中	みどりの月間を中心に全国各地で自然とのふれあいに関する各種行事の実施等を推進した。	引き続き、みどりの月間中など、全国各地で自然とのふれあいに関する各種行事の実施等を推進し、自然とのふれあいの機会を提供するとともに、国立公園等をはじめとした自然体験をもっと身近に感じてもらい、また次世代に守り伝えていくための知識や人材の育成のための機会の提供を図る。	①地方環境事務所が集計したみどりの月間の行事参加者数 ②自然体験教育推進事業の実施地域数	①現状値　904人（2021年度） 目標値　4,500人（2023年度） ②現状値　12（2021年度） 目標値　前年度実績以上	①593人（2025年6月時点） ②21(2025年6月時点）	日本の国立公園と世界遺産を活かした地域活性化推進費のうち国立公園等における子どもの自然体験活動推進事業 自然公園等利用ふれあい推進事業経費	環境基本法、自然公園法
4-2-2	森林における体験・ふれあいの場の提供	国有林野においては、優れた自然景観を有し、森林浴、自然観察、森林スポーツ等に適した国有林野を「レクリエーションの森」として設定している。また、自ら森林（もり）づくりなどを行うことを希望する民間団体等と協定を締結してフィールドを提供する「協定締結による国民参加の森林（もり）づくり」を推進している。さらに、企業等が国と分収林契約を結ぶことで、社会貢献、社員教育又は顧客とのふれあいの場としての森林（もり）づくりを可能とする「法人の森林（もり）」の設定を推進する。【農林水産省】	b 進捗中	国有林野においては、2024年４月１日時点で571か所の「レクリエーションの森」を設定し、地域と連携しながら環境整備等に取り組んでいる。また、「協定締結による国民参加の森林（もり）づくり」は、2024年３月時点で529か所を設定し、フィールドの提供を行うなど国民参加の森づくりを推進した。さらに、2024年月３月時点で、「法人の森林（もり）」を459箇所の設定を行い、民間団体等の森林づくりへの参画を促進した。	「レクリエーションの森」については、利用状況等を踏まえつつ、快適な利用環境が確保できるよう、地域と連携した環境整備等を推進していく。また、「国民参加の森林（もり）づくり」については、NPO、企業、地元関係者等に対して、フィールドの提供をはじめ、技術指導や助言、講師の派遣等の支援を行っていく。さらに、「法人の森林（もり）」の設定等についても、引き続きその推進に取り組む。				国有林野産物等売払及管理処分業務費 等	国有林野の管理経営に関する基本計画
4-2-3	新宿御苑の緑や施設を活用した生物多様性や再生可能エネルギーに関する普及啓発	環境教育エリアの維持管理と情報発信の強化、環境教育イベントや園内ガイドの実施、「環境の杜」構想に基づく環境学習機会の提供や外部団体等による育成者指導講習等の受入れを行う。【環境省】	b 進捗中	武蔵野の里地・里山林をイメージした環境学習フィールドを、母と子の森を中心としたエリアに構築し、ボランティア団体とともに維持管理を行っている。また、インフォメーションセンターにおいて、生物多様性の保全等の環境省諸施策及び関連する国民の取組みに係る情報発信及び普及啓発活動の場としての活用を図っている。 「母と子の森」を活用して管理運営団体がボランティア団体と連携し、自然教室を年間7回開催している。またパークボランティアによる園内ガイドを実施している。 森の家(西休憩所)において、生物多様性の学習機会の提供や園内における環境学習及び体験学習の校外活動の場の提供を行っている。	今後も継続して内容の充実を図りながら取り組みを進める。					

施策番号	施策名	施策の概要	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	指標目標名	当初の値と目標値	点検値	予算事業名	関係制度・法令名称
4-2-4	国立公園等における保護と利用のための施設整備	国立・国定公園や国民公園等において、利用者が安全かつ快適に自然を体験できるよう、自然環境保全のための整備を行うとともに、公園利用に必要な施設の整備と適切な管理を行うことにより、自然環境の保護と利用が好循環し、自然と人が共生する社会の構築や国土強靭化を進め、各地域が固有の自然資源を磨き上げて、活力のある地域を創出する。【環境省】	b 進捗中	国立・国定公園や国民公園等において、利用者が安全かつ快適に自然を体験できるよう、自然環境保全のための整備を行った。また、自然環境の保護と利用の好循環を図り、各地域が固有の自然資源を磨き上げて、活力のある地域を創出するため、公園利用に必要な施設の整備と適切な管理を行うとともに、自然公園等施設の国土強靭化対策を進めた。	当初の整備から約30年が経過し、自然公園等の施設の老朽化が進んでいるため、利用者の安全を確保するために施設改修が必要である。また、少子高齢化や外国人観光客の増加などの社会情勢の変化に伴い、自然公園等の利用形態や求められるサービスが変化しており、それらのニーズへの対応が求められている。また、近年激甚化する災害に対して自然公園等の防災・減災機能を強化する必要がある。	国立公園及び国定公園の年間利用者数	現状値　656,728千人（2019年） 目標値　前年比101%	575,804千人（2023年）	自然公園等事業費	自然公園法、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律、自然再生推進法
4-2-5	国内外への国立公園等の情報発信	2022年4月に施行された改正自然公園法により国立公園等の情報発信等が努力義務として盛り込まれたことも踏まえ、国立公園等の魅力の発信等に関してホームページやパンフレット等を活用して国内外向けに情報発信を行い、国立公園等への来訪促進、自然への興味・関心の喚起、環境配慮意識の醸成を促進する。また、国立公園オフィシャルパートナーと連携して国立公園の美しい景観の魅力を世界に向けて発信する。【環境省】	b 進捗中	国立公園等の魅力等に関してホームページやパンフレット等を活用して国内外向けに情報発信した。うち国内向け情報発信サイトでは、訪問者（アクティブユーザー）数が2023年度から2024年度にかけて39%増加し、海外向け情報発信サイトの訪問者（ユニークユーザー）数は2023年度から2024年度にかけて41%増加した。 また、国立公園オフィシャルパートナーと連携して国立公園の美しい景観の魅力を世界に向けて発信した。オフィシャルパートナーは2023年度末から17社増加し、合計146社となった。	引き続き、国立・国定公園への誘客の推進等に係る国内外向けプロモーション戦略方針に基づき、国立公園等の魅力等に関してホームページ、公式SNSを活用し、また、各種関係機関等と連携した国内外向け情報発信を行うほか、国立公園オフィシャルパートナーと連携した国立公園の美しい景観の魅力の発信に取り組む。	①国立公園を訪問した訪日外国人利用者数 ②ウェブサイトにおける国立公園内自然体験コンテンツの予約数（サイトから予約可能なページへの遷移数含む）	①目標値　667万人（2025年度） ②現状値　1,230件（2021年度） 目標値　3,000件（2025年度）	①844万人（2024年度） ②23,317件（2024年度）	国立公園満喫プロジェクト等推進事業	自然公園法
4-2-6	日光国立公園「那須平成の森」管理運営事業	自然環境モニタリングを行い、順応的な生態系管理を行うとともに、那須平成の森フィールドセンター、那須高原ビジターセンターを中心に、ガイドツアーの実施等自然体験活動を実施している。【環境省】	b 進捗中	自然環境モニタリングを行い、順応的な生態系管理を行うとともに、那須平成の森フィールドセンター、那須高原ビジターセンターを中心に、ガイドツアーの実施等自然体験活動を実施している。	引き続き、環境モニタリングを行い、順応的な生態系管理を行うとともに、那須平成の森フィールドセンター、那須高原ビジターセンターを中心に、ガイドツアーの実施等について、地域連携や上質化を進め、満足度向上を目指す。	那須平成の森ガイドウォーク参加者アンケートの満足度	現状値　96%（2021年度） 目標値　7段階評価の上位2評価の合計が100%以上	98%（2024年度） ※集計方法の修正により、5段階の上位2評価の合計で集計	日光国立公園「那須平成の森」管理運営事業	
4-2-7	子ども農山漁村交流プロジェクト	子どもたちを対象とした農山漁村体験、自然体験を通じて、自然、文化等の魅力について学び、生物多様性への理解を促進させる。また、こうした体験活動の推進は、受入地域にとっての地方創生にも資するため、本取組を実施する都道府県、市区町村をモデル団体として委託し、成果を全国の都道府県、市区町村へ周知を図るとともに、国立公園等受入地域でのプログラム開発の支援等により本取組を推進する。【総務省、内閣官房、内閣府、文部科学省、農林水産省、環境省】	b 進捗中	モデルとなる農山漁村体験の事例・ノウハウの全国への周知や国立公園等受入地域でのプログラム開発の支援など、関係府省が連携して子供の農山漁村体験を推進し、送り側（学校等）から受入側（農山漁村）まで切れ目のない支援を実施している。	2024年度の目標値については、2025年度中にフォローアップ調査を実施する予定であり、その結果を踏まえ今後の方針を検討する。	子どもの農山漁村体験の取組人数	現状値（2016年度） 小学生32万人 中学生37万人 高校生15万人 目標値（2024年度） 小学生65万人 中学生75万人 高校生30万人	—（2025年6月時点） ※2025年度にフォローアップ調査を実施する予定	・都市・農山漁村の地域連携による子供農山漁村交流推進事業、特別交付税 ・国立公園等における子どもの自然体験活動推進事業 ・自然公園等利用ふれあい推進事業経費	
4-2-8	都市農業の推進、農泊支援、情報発信等を通じた都市と農山漁村の交流・定住の促進	・市民農園や農業体験農園の開設促進に向けた取組や都市住民の都市農業への理解醸成の取組等への支援により、都市農業の多様な機能の発揮を促進する。 ・農泊に取り組む地域における実施体制の構築、観光コンテンツの開発、滞在施設等の整備等の一体的な支援の実施する。 ・農泊に取り組む地域と国立公園との連携により自然体験コンテンツの造成等を行い国立公園における滞在期間の延長と地域経済への貢献を推進する。 ・世界農業遺産及び日本農業遺産について、情報発信を通じた認知度向上等の取組を支援する。 ・渚泊やワーケーション等による都市漁村の交流人口や関係人口を創出する取組を推進する。【農林水産省】	b 進捗中	・農業体験農園の開園やマルシェ開催に向けた取組など、都市農業の多様な機能の発揮に資する取組を支援した。 ・国立公園の自然を活かした体験などを含む農泊に取り組む意欲のある地域に対して、農泊の実施体制の整備や経営の強化、食や景観の観光コンテンツとしての磨き上げ、古民家を活用した滞在施設の整備など、ソフトとハードの取組を一体的に支援した。 ・世界農業遺産及び日本農業遺産に係る認知度向上のため、大阪・関西万博等において地域の魅力や農林水産業システムについて紹介する展示等を行った。 ・渚泊の取組を含む農泊地域への支援を通じて、都市漁村の交流人口や関係人口を創出する取組を推進した。	・引き続き、都市農業の多様な機能発揮に資する取組への支援を継続する。 ・引続き国立公園の自然を活かした体験などを含む農泊地域の取組への支援を継続する。 ・更なる認知度向上・理解醸成を図るため、引続き情報発信を継続する。 ・引き続き、都市漁村の交流人口や関係人口の創出に資する渚泊地域の取組への支援を継続する。	グリーン・ツーリズム施設年間延べ宿泊者数及び訪日外国人旅行者数のうち農山漁村体験等を行った人数	現状値　－ 目標値　1,540万人（2025年度）	968万人（2023年度）	・農山漁村振興交付金（都市農業機能発揮対策） ・農山漁村振興交付金（農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策のうち農泊推進型）） ・農山漁村振興交付金（農山漁村情報発信事業）	

施策番号	施策名	施策の概要	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	指標目標名	当初の値と目標値	点検値	予算事業名	関係制度・法令名称
4-2-9	海辺の環境教育の推進	海辺の自然環境を活かした自然体験・環境教育に関する取組を地方公共団体やNPO等と連携しながら全国各地で展開する。【国土交通省】	a+既に達成済み	毎年、児童や親子を対象に自然体験プログラム(「海辺の自然学校」)を、地域の自治体、教育機関、NPO等と連携して開催している。	引き続き、「海辺の自然学校」を開催し、地域の自治体、教育機関及びNPO等が港湾・海洋における環境保全の大切さを理解し、良好な環境作りに積極的に取り組み、主体的に参画できる体制づくりを進める。	海辺の自然学校開催実績数	現状値　13件(2,020年度) 目標値　21件以上	32件(2024年度)		
4-2-10	港湾における自然・社会教育活動の場の整備	港湾の良好な自然環境の市民による利活用を促進し、自然環境の大切さを学ぶ機会の充実を図るため、地方公共団体やNPOなどが行う自然・社会教育活動の場ともなる干潟等などの整備を行う。【国土交通省】	b 進捗中	徳山下松港の浚渫工事で発生した土砂を有効活用して整備した大島干潟を活用して、地元の小学生を対象とした環境体験型学習を毎年実施している。	引き続き、自然・社会教育活動の場となる干潟等の保全・再生等の施策を推進する。					
4-2-11	港湾緑地整備の推進	多様な生物の生息・生育空間であり、地域住民が自然に親しめる港湾緑地の整備を推進する。【国土交通省】	b 進捗中	港湾緑地の整備により、良好な港湾空間の維持・創出に寄与した。	引き続き多様な生物の生息空間、住民が自然に親しめる空間となる港湾緑地の整備を推進する。				港湾整備事業費	港湾法
4-2-12	国立青少年教育振興機構における自然体験活動の推進	独立行政法人国立青少年教育振興機構において、国立青少年教育施設における青少年の自然体験活動等の機会と場の提供、指導者の養成及び質の向上、民間団体が実施する自然体験活動等に対する支援等を通して、青少年の自然体験活動を推進する。【文部科学省】	b 進捗中	独立行政法人国立青少年教育振興機構が設置する28の国立施設において、自然体験をはじめとした多様な体験活動を提供した(2024年度総利用人数約244万人)。また、自然体験活動指導者や体験活動安全管理研修を実施した。「子どもゆめ基金」助成事業により、民間団体が実施する自然体験等の活動への支援を行った(2024年度採択数3,899件)。	引き続き、青少年の体験活動の機会と場の提供の充実を図るとともに、より多くの指導者を養成する。				独立行政法人国立青少年教育振興機構運営費交付金	
4-2-13	体験活動等を通じた青少年自立支援プロジェクト	体験活動の機会や場を充実させるための事業を実施するとともに、体験活動に関する普及啓発や調査研究、民間企業が実施する優れた取組に対しての顕彰事業を実施する。【文部科学省】	b 進捗中	2024年度は教育的効果の高い自然体験活動の構築・普及事業(8件)、全国的なリアル体験活動の普及啓発事業(1件)、青少年の体験活動の推進に関する調査研究事業(1件)、青少年の体験活動推進企業表彰(1件)を実施した。	次代の社会を担う者として新たな価値を創造する力、対立等を克服する力、責任ある行動をとる力等を身に付けていくためにもリアルな体験活動が重要であり、引き続き、地域や企業等と連携して、青少年のリアルな体験活動の機会の充実を図る。				体験活動等を通じた青少年自立支援プロジェクト	
4-2-14	全国「みどりの愛護」のつどいの開催	全国「みどりの愛護」のつどいについて、全国の都市公園を会場として開催し、より一層国民のみどりに対する意識の高揚を図る。【国土交通省】	b 進捗中	「みどりの愛護」のつどいを毎年行っており、2025年6月7日に第36回全国「みどりの愛護」のつどいを秋篠宮皇嗣同妃両殿下のご臨席のもと千葉県松戸市の森のホール 21及び21 世紀の森と広場で開催した。同式典では、緑の保全活動に携わる方々が一同に集い、花と緑の愛護に顕著な功績のあった民間の94団体を表彰する等、緑化意識の高揚を図っている。	2026年は東京都葛飾区で第37回全国「みどりの愛護」のつどいを開催する予定となっており、緑化推進活動の模範となる活動団体の表彰等を通じて引き続き、広く都市緑化意識の高揚を図る。				動物の愛護及び管理事業	動物愛護管理法
4-2-15	人と動物の共生する社会の実現	飼養動物の飼育やふれあいなどの経験を通して、「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」に位置づけられる、動物を愛護する気持ちや、人と動物の共生に係る理解が醸成されるきっかけのひとつとなる。これにより、野生動物を含む人と動物の適切な関係に係る考え方や態度の変革を促し、生物多様性の保全に寄与する。【環境省】	b 進捗中	動物の愛護及び管理に関する法律(1973年法律第105号)において動物愛護週間(9月20日～26日)が設けられており、国、地方公共団体及び関係団体が協力して、全国各地で各種行事を実施している。環境省では、関係団体とともに、1977年から「動物愛護週間中央行事」を実施している。	本年度(2025年度)は、ペット防災をテーマに、災害を見据えた事前の準備や備蓄、災害時の避難行動や対応についての理解を醸成し、人と動物がより良く共生する社会を目指す。				動物の愛護及び管理事業	動物愛護管理法
行動目標4-3　国民に積極的かつ自主的な行動変容を促す										
4-3-1	2030生物多様性枠組実現日本会議(J-GBF)の活動	国内での社会変革を実現するため、国民、経済界、NGO・NPO、地方公共団体などの主体間の連携、協働を進めるためのマルチステークホルダー型のプラットフォームの設置等、以下の事業を実施する。 ・多様な主体が情報交換・認識共有等を行う委員会の設置・運営 ・生物多様性に関する普及啓発ツールの作成・活用による普及啓発を実施 ・セクター横断的な取組を進めるためのフォーラム等の開催 ・ナッジ等を活用した行動変容に関する議論や実装 【環境省】	b 進捗中	産官学民の発信力をもつステークホルダーからなるプラットフォーム、「2030生物多様性枠組実現日本会議(J-GBF)」において、企画委員会、幹事会、総会、行動変容WG(年2回)、地域連携フォーラム、ビジネスフォーラムを実施した。2023年10月からJ-GBFによるネイチャーポジティブ宣言の呼びかけ開始し、2025年6月末現在で延べ952者、団体が宣言を実施した。	引き続き、ネイチャーポジティブ宣言を各ステークホルダーに呼び掛けていくとともに、総会及び各種フォーラム、イベント等の開催し、企業と地域の連携、ネイチャーポジティブ宣言者同士の横連携を促す。	①プラットフォーム関係会議開催数 ②生物多様性の保全につながる活動への意向を示す人の割合	①現状値　年5回以上 目標値　年5回以上 ②現状値　90%(2022年度) 目標値　90%(2030年度)	①年6回(2024年度) ②86.9%(2024年度)	生物多様性保全等のための基盤的事業費のうち、生物多様性主流化推進事業費	生物多様性基本法、生物多様性国家戦略

施策番号	施策名	施策の概要	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	指標目標名	当初の値と目標値	点検値	予算事業名	関係制度・法令名称
4-3-2	行動科学等の知見を活用した行動変容の促進	生物多様性の主流化（認識の向上）、国民や企業等を対象とした行動変容（例えば、消費者を対象とした場合、日々の暮らしへの訴求　等）に向けた議論・検討を実施する。 消費行動や生産行動、寄付行為などを通じた生物多様性保全に向けた個人や個社の取組を促すための仕組みやフレームワークを検討する。【環境省】	b 進捗中	2030生物多様性枠組実現日本会議（J-GBF）行動変容WGでは、消費者・生活者の行動変容を促し得る研究成果等を「行動変容ヒント集」としてとりまとめ、ウェブサイトに掲載し、ネイチャーポジティブに資する商品・サービスの展開を支援した。	ネイチャーポジティブ配慮商品・サービスの価値を見せる売り場づくり等の好事例の創出及び消費者・バリューチェーン上の企業・他の小売店等への横展開を進める。	①生物多様性の保全につながる活動への意向を示す人の割合 ②生物多様性の保全につながる活動を既に実施している人の割合 ③（目標）行動科学等を活用した意識改革や行動変容の効果を把握する。 ④（目標）行動科学等の活用により意識改革・行動変容を促す割合を向上させた効果的な広報・普及啓発を推進する	①現状値　90%（2022年度） 目標値　90%（2030年度） ②現状値　56.3%（2022年度） 目標値　60%（2030年度） ③- ④-	①86.9%（2024年度） ②57.7%（2024年度） ③2030生物多様性枠組実現日本会議（J-GBF）行動変容ワーキンググループにおいて、消費者が生物多様性に配慮した商品やサービスを自らの意思で選択できるようにすることを目的として、以下の取り組みを実施した。 1. ウェブアンケート等を通じて、購買行動に影響を与える要因を分析し、その結果に基づいて適切な介入点および介入策を設定。（2023年度） 2. 各協力機関との連携のもと、設定した介入策の有効性を検証するための実証実験を実施。（2024年度） ④普及啓発動画の作成　（2024年度6月時点） ※参考：https://www.youtube.com/watch?v=QuTqSlyQdoM&t=355s	生物多様性保全等のための基盤的事業費のうち、生物多様性主流化推進事業費	生物多様性基本法、生物多様性国家戦略
4-3-3	「つなげよう、支えよう森里川海」プロジェクト等による行動変容	地域版SDGsである地域循環共生圏を暮らしの観点から実装するための国民運動である「つなげよう、支えよう森里川海」プロジェクトや、それらに基づく官民連携による広報活動等を展開し、各界各層の生物多様性主流化に向けた行動変容を促す。【環境省】	b 進捗中	国内の消費者に対しては、森里川海プロジェクトやデコ活（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）等において、環境配慮行動の呼びかけを継続して実施した。	消費行動におけるネイチャーポジティブ配慮の重要性等を継続して周知する。	広報等の国民へのアプローチ数（HPアクセス数）	現状値 25,324pv（2022年度） 目標値 30,000pv（2030年度）	78,320pv（2025年6月時点）	生物多様性の主流化推進事業費 意識改革および行動変容につなげるナッジの横断的活用推進事業	生物多様性基本法、生物多様性国家戦略
4-3-4	あふの環2030プロジェクト	あふの環プロジェクトをプラットフォームとし、多様なステークホルダーとの対話を進めながら、価格重視の消費から持続可能性重視の消費へと行動変容を促し、持続可能な生産消費を促進する。【農林水産省、消費者庁、環境省】	b 進捗中	持続可能な生産と消費を促進するため、消費者庁、環境省と連携している「あふの環プロジェクト」は213社が参画した（2025年6月時点）。 食と農林水産業のサステナブルな取組を紹介する動画を表彰するサステナアワード、メンバーで一斉にサステナブルな情報を発信するサステナウィーク、メンバー同士の交流を活性化するための交流会を実施し、持続可能な生産消費を促進した。	プラットフォームメンバー間の交流の更なる活発化のため、生産側と消費側の意見交換の場を創出し、持続可能な生産消費を促進する。	環境に配慮されたマークのある食品・商品を選ぶことを意識している消費者の割合	現状値　32.2%（2020年度） 目標値　50%（2025年度）	36.1%（2024年度） ※2022年から調査項目は「エシカル消費につながる行動についてどの程度実践しているかの割合」に変更	みどりの食料システム戦略推進総合戦略（食料システム全体での環境負荷低減に向けた行動変容促進の内数）	みどりの食料システム戦略、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律

施策番号	施策名	施策の概要	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	指標目標名	当初の値と目標値	点検値	予算事業名	関係制度・法令名称
4-3-5	森林・林業が果たす役割等の普及啓発の促進	企業・NPO等のネットワーク化、緑化行事の開催を通じた普及啓発活動の促進、森林環境教育や木育の推進、林業体験学習等の促進等を推進する。【農林水産省】	b 進捗中	NPO・企業等が行う森林づくり活動に対するサポート体制構築への支援を行うとともに、全国植樹祭等の緑化行事の開催を支援した。また、国有林におけるフィールドや情報の提供、技術指導等を推進した。さらに、幼児期からの森林を活用した森林環境教育を推進するため、行政機関、専門家等による発表や意見交換等を行う「こどもの森づくりフォーラム」を開催した。木育に関して、木製品等に触れ合う機会の提供や関連の活動を支援した。	今後も継続してこれらの取組を進める。	①国産材の供給・利用量 ②森林ボランティア団体数	①現状値　3,400万㎥(2021年度) 目標値　4,200万㎥(2030年度まで) ②現状値　4,474団体(2021年度) 目標値　4,582団体(2025年度)	①3,444万㎥ (2023年度) ②4,144団体 (2024年度)	林業・木材産業循環成長対策のうち森林総合利用対策(森林活(もりかつ)プロジェクト)、 地域連携推進等対策のうち森林・林業体験交流促進対策 木材需要の創出・輸出力強化対策のうちウッド・チェンジ拡大促進支援事業	森林・林業基本計画(令和3年6月15日閣議決定)、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律
行動目標4-4　食品ロスの半減及びその他の物質の廃棄を減少させることを含め、生物多様性に配慮した消費行動を促すため、生物多様性に配慮した選択肢を周知啓発するとともに、選択の機会を増加させ、インセンティブを提示する										
4-4-1	食品ロス削減	・食品事業者における商慣習の見直しに向けた検討・調査やフードバンク活動の支援等を通じた食品ロス削減を目指す。 ・食品廃棄ゼロを目指す先行エリアの創出や飲食店における食べ残しの持ち帰り(mottECO)、フードドライブなどの食品ロス削減対策を通して、消費者等の行動変容を促進する。【農林水産省、環境省、消費者庁、経済産業省】	b 進捗中	・事業系食品ロスは2022年度の実績値において半減目標を8年前倒しで達成した。さらなる事業系食品ロスの削減に向けて、2025年3月に食品リサイクル法の基本方針において2030年までに2000年度比で6割減とする新たな目標を設定した。 ・2025年3月に食品リサイクル法の省令を改正し、食品関連事業者が食品廃棄物の発生の抑制を実施するにあたり、未利用食品の寄附、賞味期限の延長、納品期限の緩和等について努力義務化した。 ・毎年10月の「食品ロス削減月間」に商慣習の見直しを食品関連事業者に呼びかけてきた結果、納品期限緩和を行う事業者は339事業者まで拡大した。 ・脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動“デコ活”を通して、自治体や食品関連事業者等の地域の関係主体と連携。普及啓発のみならず、mottECO、フードドライブ等の具体的な食品ロス削減の行動を通して、消費者等の行動変容を促進した。 ・食品ロス削減に取り組んでもなお発生した食品循環資源のリサイクルも徹底し、食品廃棄ゼロエリアを形成した。 ・フードバンク等に対し、その立ち上げや機能強化に向けた支援、専門家派遣等によるサポートを実施した。 ・自治体等の支援(計画策定支援、対策事例・手引き等)を通して、地域力を活かした対策を強化した。	・2023年度の事業系食品ロス発生量は231万トンであり、半減目標である「2030年度までに2000年度比で273万トン」を既に達成済み。一方、家庭系食品ロス発生量は233万トンであり、半減目標である「2030年度までに2000年度比で216万トン」まであと17万トンと着実に減少している。現行の食品ロス削減目標を早期に達成するために、事業系食品ロスの更なる削減に向け、食品業界における需要予測の精緻化といったDXの推進をはじめとする新たな技術・仕組みの導入、納品期限(いわゆる「3分の1ルール」)の緩和等の商慣習の見直し、食品企業による未利用食品の寄附等の食品関連事業者の取組を推進する。さらに、家庭系食品ロスの発生要因に応じた効果的な削減策を更に講じるとともに、消費者等の行動変容を促進し、社会に定着させることが必要である。 ・小売店における「てまえどり」や外食における「食べきり」、「食べ残し持ち帰り」を推進する。 ・円滑な食品アクセスの確保という観点からも、引き続き、フードバンク等に対し、その立ち上げや機能強化に向けた支援、専門家派遣等によるサポートを実施する。 ・自治体等の支援(計画策定支援、対策事例・手引き等)を通して、地域力を活かした対策を更に強化する。	①事業系食品ロス量 ②家庭系食品ロス量	①現状値　275万トン(2020年度) 目標値　273万トン(2030年度) ※2000年度比で半減 (※注)更なる削減に向けて、目標値は2025年3月に、下記のとおり修正している。 219万トン(2030年度) ※2000年度比で60%減 ②現状値　247万トン(2020年度) 目標値　216万トン(2030年度) ※2000年度比で半減	①231万トン(2023年度実績値) ②233万トン(2023年度)	・食品ロス削減総合対策事業 ・食品ロス削減及び食品廃棄物等の3R推進事業費	・食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律 ・食品ロスの削減の推進に関する法律

施策番号	施策名	施策の概要	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	指標目標名	当初の値と目標値	点検値	予算事業名	関係制度・法令名称
4-4-2	**プラスチック資源循環の推進** ➢プラスチック資源循環戦略に基づく取組	・2022年4月1日に施行されたプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に基づき、製品の設計から廃棄物の処理に至るまでの、プラスチックのライフサイクル全般で、あらゆる主体による資源循環の取組を促進する。 ・プラスチック資源循環の取組全体（メーカー・リテイラー・ユーザー・リサイクラーの連携）を支援する。【環境省、経済産業省】	b 進捗中	2022年4月1日に施行されたプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に基づき、製品の設計から廃棄物の処理に至るまでの、プラスチックのライフサイクル全般で、あらゆる主体による資源循環の取組を促進した。	・リサイクル事業の促進のため、プラスチック資源循環促進法に基づく自治体・事業者の認定件数を増やす活動を継続している。徐々に認定数は増えているが、まだ十分ではないため、引き続き、プラスチック資源循環の取組に関係する全体（メーカー・リテイラー・ユーザー・自治体・リサイクラーの連携）の支援を強化していく。 ・また、6つの指標のうち、順調に推移しているものと、目標の達成までギャップがあるものとがあるが、ギャップがある項目については、さらに対応を検討していく。	①ワンウェイプラスチック排出抑制 ②プラスチック製容器包装のリユース・リサイクル率 ③プラスチックの再生利用量 ④使用済みプラスチックの有効利用 ⑤バイオマスプラスチック導入量 ⑥プラスチック製容器包装・製品のデザインの、リユース・リサイクル可能なものへの転換（2025 年度まで）	①現状値 － 目標値 25%（累計）（2030年度） ②現状値 － 目標値 60%（2030年度） ③現状値 － 目標値 倍増（2030年度） ④現状値 － 目標値 100%(2035年度） ⑤現状値 － 目標値 200万トン（2030年度） ⑥現状値 － 目標値 －	①20.2%(2023年度） ②34.5%(2023年度） ③再生利用率5.4%(2023年度） ④89%(2023年度） ⑤17.7万トン（2023年度） ⑥ －（2025年6月時点）	プラスチック資源循環等推進事業費、プラスチック資源・金属資源等のバリューチェーン脱炭素化のための高度化設備導入等促進事業、脱炭素型循環経済システム構築促進事業（うち、プラスチック等資源循環システム構築実証事業）、先進的な資源循環投資促進事業	容器包装リサイクル法、プラスチック資源循環促進法
	プラスチック資源循環の推進 ➢食品産業・農畜産業におけるプラスチック資源循環の推進	・飲料用PETボトルの有効利用を促進する取組等食品産業が実施するプラスチック資源循環の取組を支援する。 ・使用済み農業用プラスチックの排出抑制と適正処理の推進、生分解マルチの利用促進、被覆肥料の被膜殻の流出防止等に取組み、プラスチック資源循環を推進する。【農林水産省、環境省、経済産業省】	b 進捗中	・飲料用PETボトルの回収率は9割以上であり、欧米と比較しても高水準で推移している。 ・農畜産業においては、廃プラスチックの排出抑制・資源循環利用に向けて、都道府県協議会等の活動や農業用廃プラスチックリサイクル事業者の現状・問題点等を調査し、課題の整理や優良事例の発信に努めている。	・飲料用PETボトル以外の食品容器包装についても、食品等事業者による再生プラスチック利用拡大等の取組により、食品産業におけるプラスチック資源循環を推進する。 ・農畜産業においては、引き続き排出抑制・資源循環利用に係る実態調査を実施し、優良事例の横展開を通じた新たなリサイクルの導入等のリサイクル率向上に向けた取組を推進する。	①飲料用PETボトルの有効利用（回収率） ②農業分野におけるプラスチック排出量に対する再生処理量（熱回収を含む）	①現状値 96.7%（2020年） ※ 目標値 100%（2030年度） ※確報値にて97.0%に修正（2022年11月公表） ②現状値 － 目標値 100%(2035年度）	①92.5%（2023年） ②70%(2022年度）	農林水産分野における持続可能なプラスチック利用対策事業	資源有効利用促進法 容器包装リサイクル法 プラスチック資源循環促進法
4-4-3	サステナブルファッションの推進	・社会全体で、これまでの「大量発注・大量生産・大量消費・大量廃棄」から脱却し、「適量発注・適量生産・適量購入・循環利用」に転換していく。 ・「サステナブルファッション」の実現に向けて、事業者の取組の推進（環境配慮設計・サプライチェーンの透明性の確保・環境負荷の把握等）や生活者の理解と行動変容等の実現に向けたラベリングや情報発信等を促進する。 ・リユース、リペア、メンテナンス、シェアリング、サブスクリプションなどの取組によって、使用済み製品等を有効活用しながら、サーキュラーエコノミー実現に向けた新たなビジネスモデルの取組を推進する。 ・衣料品は、混紡品が多く、染色や高機能付加のための表面加工がされ、さらにファスナーなどの副資材などにより、リサイクルが困難なものも多い。素材毎の分離・選別や、リサイクル技術の高度化に向けた技術開発を進めるとともに、社会実装に向けて、衣類回収のシステム構築に向けた実態把握を進める。 ・「サステナブルファッション」の実現に向けて、関係省庁が一丸となって取り組む。 【環境省、経済産業省、消費者庁】	b 進捗中	我が国においては、経済産業省と環境省で2023年１月に「繊維製品における資源循環システム検討会」を立ち上げ、国内における繊維製品の回収方法、回収した繊維製品の選別・分離技術の開発、設計・製造時の環境配慮設計、販売時における生活者への理解促進等についての課題と取組の方向性を検討し、同年９月に報告書を取りまとめた。また、企業と家から排出される衣類の量の把握、使用済衣類回収のシステム構築に関するモデル実証事業の実施、リサイクル技術の開発等の取組を進めている。	産業界とともに適量生産・適量購入に転換し、リペア等による長寿命化の促進、適正なリユース・リサイクルのための回収、分別、設計・製造、販売における資源循環システムの構築に向けた必要な措置を講じる等、「サステナブルファッション」実現に向けた取組を行う。				使用済み製品等のリユース及びサステナブル・ファッション促進事業	

施策番号	施策名	施策の概要	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	指標目標名	当初の値と目標値	点検値	予算事業名	関係制度・法令名称
4-4-4	有機農業を含む環境保全型農業に対する消費者の理解と関心、信頼の確保	・国産の有機食品を取り扱う小売や飲食関係の事業者と連携し、生物多様性の保全や地球温暖化防止など、SDGsの達成に貢献する有機の取組の持つ価値や特徴を消費者に広く発信することにより国産の有機食品の需要喚起の取組を推進する。 ・国産有機農産物等に関わる新たな市場を創出していくため、これらを取り扱う流通、加工、小売等の事業者と連携して行う、国産有機農産物等の消費者需要及び加工需要を喚起し、事業者間のマッチングを促進する取組を支援する。 ・有機農業を活かして地域振興につなげている地方公共団体の相互の交流や連携を促すためのネットワーク構築を推進し、学校給食での有機食品の利用など有機農業を地域で支える取組事例の共有や消費者を含む関係者への周知が行われるよう支援する。【農林水産省】	b 進捗中	・国産有機農産物等を取り扱う小売等の事業者と連携して、国産有機農産物等の生産の特徴（栽培方法や地域資源の有効活用）及び生物多様性保全等SDGs達成への貢献に係る社会的・経済的効果について、消費者が学ぶことが出来る取組を支援し、消費者の需要喚起を図った。 ・全国単位で産地と実需者を連携させ、有機農産物のロットをまとめた上で効率的に調達する体制構築に向けた生産者と実需者のマッチング促進や、加工・流通業者の有機JAS規格取得に向けた取組を支援し、国産有機農産物等の市場創出を図った。 ・有機農業を活かして地域振興につなげている自治体や、これから取り組みたいと考える自治体、民間企業・民間団体の情報交換等の場として「有機農業と地域振興を考える自治体ネットワーク」を設置し、自治体間の情報共有等を促進した。2025年6月時点で、132市町村24県8団体が参加した。	・農業生産活動や食品産業における環境と調和のとれた取組を推進し、定着を図るためには、生産現場の努力や取組に伴うコストの増加等に関する消費者への理解浸透を図り、環境負荷を低減して生産された農産物・食品が選択されることが必要であるが、消費者に十分に伝わっていない。このため、国産有機農産物等を取り扱う小売等の事業者と連携して行う消費者の需要喚起及び活用促進、有機農業の環境保全効果の訴求に係る取組を引き続き支援する。 ・国産原料を使用した有機加工品の開発や効率的な流通体制の構築等、産地と事業者が連携した取組を後押しする。また、加工・流通業者の有機JAS認証の取得に向けた取組を引き続き支援する。 ・年度内に3回程度、自治体を中心に農業者等の幅広い主体を対象としたセミナーを開催し、有機農業に関する取組事例の共有等を行うほか、本ネットワークを通じて、有機農業の推進に関する情報発信を行う。	①週1回以上有機食品を利用する消費者の割合 ②有機農業の取組面積	①現状値　17.5%（2017年度） 目標値　25%（2030年度） ②目標値　63千ha（2030年度）	①32.6%（2022年度） ②30.1千ha（2022年度）	有機農業推進総合対策事業	みどりの食料システム戦略、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律、有機農業の推進に関する法律
4-4-5	環境と調和のとれた食料生産とその消費に配慮した食育の推進	「第4次食育推進基本計画」に掲げられた目標達成に向けて、地域の関係者が連携して取り組む食育活動を重点的かつ効率的に推進するとともに、食育全国大会の開催や環境との調和の視点を加味したフードガイドの普及啓発を行い、食育の全国展開を図る。【農林水産省】	b 進捗中	・環境に配慮した農林水産物・食品への理解向上に向けたセミナーの開催など、地域の関係者が連携して取り組む食育活動を支援した。 ・食育の全国展開を図るため、食育推進全国大会を開催するとともに、持続可能な食を支える食育の推進に向けて、環境と調和の視点を加味して、フードガイドの普及啓発を行った。	引き続き、環境と調和のとれた持続可能な食料生産とその消費にも配慮した食育の推進に向けて、環境に配慮した農林水産物・食品への理解向上に向けたセミナーの開催など、地域の関係者が連携して取り組む食育活動を推進する。また、消費者に持続可能な農林水産物の価値を伝えるため、食育推進全国大会などの機会を通じて、環境に配慮した農林水産物・食品の選択に向けた情報発信や普及啓発を行う。	環境に配慮した農林水産物・食品を選ぶ国民の割合	現状値　69.3%（2021年度） 目標値　75%以上（2025年度）	61.3%（2024年度）	消費・安全対策交付金（地域での食育の推進）、食育活動の全国展開委託事業	食育基本法（第4条、第9条、第14条、第22条）
4-4-6	脱炭素の意識と行動変容の発信・展開	脱炭素行動と暮らしにおけるメリットを「ゼロカーボンアクション30」として整理し、積極的に発信することでより多くの国民の具体的な取組の実施につなげる。また、幅広い層を対象に各対象のニーズに応じた教材やコンテンツ等を作成し、各取組とも連動させながら効果的に提供する。【環境省】	b 進捗中	企業・自治体・団体等が連携して「デコ活」の効果的な実施につなげていくためのデコ活応援団（官民連携協議会）（2,456主体（企業1,446、自治体343、団体378、個人289）が参画）を開催した。 ・第16回　2025年3月14日 ・第17回　2025年6月27日 ※「ゼロカーボンアクション30」は「COOL CHOICE」におけるコンテンツとなっておりましたが、2022年10月に「デコ活（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）」が発足したことに伴い、移行しました。	2024年2月に策定した「くらしの10年ロードマップ」に基づき、生活のあらゆる領域において官民連携の実践プロジェクトを補助金も活用しつつ、戦略的かつ効果的に実施していく必要がある。	CO2排出量削減推定効果	現状値　228.8万t-CO2（2020年度） 目標値　537万t-CO2（2030年度） ※2030年46%削減	ー（2025年6月時点）・注）「ゼロカーボンアクション30」は、2022年10月に「COOL CHOICE」から「デコ活（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）」に移行したため、策定時の算出方法では点検値を出すことが困難。新たな目標値設定について今後検討する。	「デコ活」（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）推進事業	地球温暖化対策の推進に関する法律第3条第3項、地球温暖化対策計画（平成28年5月閣議決定、令和3年10月22日改訂）

施策番号	施策名	施策の概要	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	指標目標名	当初の値と目標値	点検値	予算事業名	関係制度・法令名称
4-4-7	生物多様性の保全に取り組む生産者からの優先調達を支援する認証制度の活用	・水産エコラベルの国内外への認知度向上及び認証取得を促進する。 ・森林認証材取得に向けた合意形成及び森林認証材の普及を図る。 【農林水産省】	b 進捗中	・指標とする水産エコラベル認証の取得数は、2025年3月末時点で、141件となっている。 水産エコラベルの認知度向上に向けては、イベントへの積極的な出展・参加を行い、来場者に周知を図るとともに、SNS等を活用し広範囲に向けた情報発信等の取組について支援を実施している。 認証取得の促進に向けては、水産エコラベル認証の取得に係る複雑な事前準備に対し、コンサルティングによる支援を実施している。 ・森林認証面積は、2024年12月末時点で約258万haとなっている。森林認証の取得や森林認証材の普及に向けて、認証取得に係る川上から川下の関係者の合意形成や、消費者の森林認証に対する認知度の向上等に向けた活動への支援等を実施している。	・水産エコラベル認証の一般消費者認知についてはいまだ限定的であるため、引き続きイベントへの積極的な出展・参加を行い、来場者に周知を図るとともに、SNS等を活用し広範囲に向けた情報発信等の取組について支援を行う。認証取得の促進に向けては、水産エコラベル認証の取得に係る複雑な事前準備に対し、コンサルティングによる支援を行う。 ・引き続き、森林認証取得に係る川上から川下の関係者の合意形成や、消費者の森林認証に対する認知度の向上等に向けた活動への支援等を実施する。	国内における国際的に通用する水産エコラベルの生産段階認証の認証数	現状値　93（2021年度） 目標値　225（2025年度）	141（2025年3月時点）	・日本発の水産エコラベル普及推進事業、水産エコラベル認証取得支援事業 ・建築用木材供給強化促進事業	・水産基本計画（令和4年3月25日閣議決定） ・森林・林業基本法
行動目標4-5　伝統文化や地域知・伝統知も活用しつつ地域における自然環境を保全・再生する活動を促進する										
4-5-1	伝統文化や伝統知に配慮した地域におけるOECM推進	伝統工芸や伝統行事といった地域の伝統文化のために活用されている自然資源の場としての価値を有する区域についても「自然共生サイト」として認定を進める。【環境省】	b 進捗中	2023年度より自然共生サイト認定制度を開始し、2024年度までに「伝統工芸や伝統行事といった地域の伝統文化のために活用されている自然資源の場としての価値」を有するサイトとして30か所を認定した。	地域生物多様性増進法に基づく認定を2025年度から開始した。引き続き、「伝統工芸や伝統行事といった地域の伝統文化のために活用されている自然資源の場としての価値」を有する計画を認定する。	「自然共生サイト」認定の「3．ア　生物多様性の価値」基準のうち、（5）「伝統工芸や伝統行事といった地域の伝統文化のために活用されている自然資源の場としての価値」を選択するサイト数	現状値　－ 目標値　－	30箇所（2024年度）	OECMを活用した健全な生態系の回復及び連結促進事業	地域生物多様性増進法 30by30ロードマップ
4-5-2	地域における生物多様性の保全に関する活動の促進	地域における生物多様性の保全再生に資する先行的・効率的な活動を支援することにより、国土全体の生物多様性の保全・再生を進める。【環境省】	b 進捗中	生物多様性保全推進支援事業により地域における生物多様性の保全再生に資する先行的・効率的な活動を支援し、国土全体の生物多様性の保全・再生を推進している。	引き続き、生物多様性保全推進支援事業による支援数を増加し、地域における生物多様性の保全に関する活動の推進を図る。	生物多様性保全推進支援事業での支援数（累計）	現状値　479件（2021年度） 目標値　800件（2025年度）	676件（2024年度）	生物多様性保全推進支援事業	地域生物多様性増進法、特定外来生物又は外来生物法、自然公園法、自然環境保全法、鳥獣保護管理法、自然再生推進法、種の保存法、地域自然資産法

施策番号	施策名	施策の概要	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	指標目標名	当初の値と目標値	点検値	予算事業名	関係制度・法令名称
4-5-3	生物多様性地域連携促進法に基づく取組の推進	生物多様性地域連携促進法に基づく地域連携保全活動計画の策定、地域連携保全活動支援センターの設置及びその活用を支援し、行政、地域住民、農林漁業者、NPO、学校・大学、企業等の地域における多様な主体の連携による生物多様性保全活動を促進する。【環境省】	b 進捗中	地域生物多様性増進法に基づく増進活動実施計画及び連携増進活動実施計画は、令和7年9月に第1回認定予定であるため、現時点は策定されているものはないが、同法の前身となる生物多様性地域連携促進法に基づく地域連携保全活動計画は17地域で策定。同法に基づく地域生物多様性増進活動支援センターについては、11の施設が登録され、地域生物多様性増進活動の促進に繋げている。	地域生物多様性増進活動の促進に当たっては、生物多様性に関する情報の取集やこれらに基づく助言等を行うことができる中間支援組織の設置の拡充を図っていくことが課題とされている。ついては、旧法に基づく地域連携保全活動支援センターからの移行登録や増進法に基づく地域生物多様性増進活動支援センターの新規登録の増加に向けた取組みを進める。	①地域連携保全活動計画の策定数 ②地域連携保全活動支援センターの数	①現状値　16地域（2022年9月） 目標値　32地域（2030年度） （※注）国家戦略の策定時（2022年9月時点）の現状値及び目標値は、生物多様性地域連携促進法（2025年4月廃止）に基づく地域連携保全活動計画の策定数を記載 ②現状値　19施設（2022年9月） 目標値　27施設（2030年度）	①17地域（2025年6月時点） （※注）点検値は、生物多様性地域連携促進法（2025年4月廃止）に基づく地域連携保全活動計画の策定数と、地域生物多様性増進法に基づく増進活動実施計画及び連携増進活動実施計画の策定数の合計を記載 ②地域生物多様性増進法の施行（2025年4月）後に登録された地域生物多様性増進活動支援センター　11施設（2025年6月時点）		地域生物多様性増進法
4-5-4	パートナーシップによる生物多様性保全の取組の支援	各主体のパートナーシップによる取組を支援するため、地球環境パートナーシッププラザ及び地方環境パートナーシップオフィスを拠点として、情報の収集・提供や様々な主体の交流の場のデザインなどを実施する。【環境省】	b 進捗中	地域の環境問題の解決に取り組む多様なステークホルダーのネットワークを構築し、環境保全のための情報収集や情報発信を行い、環境パートナーシップの形成を促進した。	引き続き環境パートナーシップの促進を図る。				地球環境パートナーシッププラザ運営費、市民活動等支援事業	環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律
4-5-5	国立公園等における聞き書き等を通じた暮らしと自然や文化との関わりの把握と活用	聞き書きなどを通して、国立公園で暮らす人たちに、自分たちの暮らしと自然や文化との関わりについて、地域の想いやエピソード、ストーリーをまとめる。これらを地域の魅力発信や自然体験コンテンツの造成等に資するインナーブランディングに生かすとともに、地域が国立公園や自然の価値を再認識することで、国立公園に対する誇りや保全意識の向上を図る。【環境省】	b 進捗中	阿寒摩周国立公園において聞き書き集「自然の郷ものがたり」を制作したほか、国立公園制度100周年記念事業の一環として、2031年までにすべての国立公園において聞き書き集「国立公園ものがたり」を制作することとし、2024年度は4つの国立公園において制作した。	引き続き、各国立公園における聞き書き集「国立公園ものがたり」の制作を継続し、地域の国立公園に対する誇りや保全意識の向上を図る。	聞き書きによる地域のインナーブランディングに取り組む国立公園数	現状値　1（2022年度） 目標値　20(2030年度）	5（2024年度）	国立公園満喫プロジェクト推進事業	自然公園法
4-5-6	食文化の保護・継承による農山漁村の活性化	各地固有の伝統的な食品等の食文化の保護・継承に取り組むことにより、農山漁村の活性化につなげる。【農林水産省】	a+既に達成済み	2022年度から、地域固有の多様な食文化の保護・継承や輸出促進を目的に、伝統食のデータベース化を推進した。こうした取組の成果として、2024年度には郷土料理や伝統料理を「月1回以上」食べる国民の割合が56.1%に達し、食文化の定着が進んでいる。これにより、農山漁村の活性化や生物多様性の保全にも貢献している。	国内では、食の嗜好やライフスタイルの変化により、和食文化や伝統食の継承が難しくなっている。 共働き世帯の増加等の将来的な社会構造の変化を考慮すると、家庭における子や孫世代への継承は、現在以上に困難になることが見込まれる。 このため、伝統ある優れた地域の食文化を次世代に継承していくため、各地域・団体で選定された伝統食のデータベース化を推進し、早期の完成を目指す。	郷土料理や伝統料理を月1回以上食べている国民の割合	現状値　61.7%（2021年度） 目標値　50%以上（2025年度）	56.1%（2024年度）	持続可能な地域の食文化の継承支援事業	
4-5-7	地域の暮らしとサンゴ礁生態系のつながりの構築	「サンゴ礁生態系保全行動計画2022-2030」で設定した特に解決の緊急性が高い重点課題の一つとして、多様なステークホルダーの協働による地域主体のサンゴ礁生態系の保全活動や、保全活動に関する普及啓発、持続的な利用の促進等の取組を推進する。【環境省】	b 進捗中	各地のサンゴ礁生態系の保全活動についてとりまとめて環境省HPで公表している。	今後も、とりまとめた情報の精査や普及啓発に努める。				サンゴ礁生態系保全対策推進費	サンゴ礁生態系保全行動計画2022-2030

施策番号	施策名	施策の概要	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	指標目標名	当初の値と目標値	点検値	予算事業名	関係制度・法令名称
基本戦略5　生物多様性に係る取組を支える基盤整備と国際連携の推進										
行動目標5-1　生物多様性と社会経済の統合や自然資本の国民勘定への統合を含めた関連分野における学術研究を推進するとともに、強固な体制に基づく長期的な基礎調査・モニタリング等を実施する										
5-1-1	**自然環境保全基礎調査** ➢マスタープラン策定	新技術の導入等による効率的な調査手法や実施体制、データ利用の利便性向上等の検討含め、今後の自然環境保全基礎調査の実施方針・調査計画等をまとめたマスタープランを策定。同プランに基づき、長期に継続してかつ効果的に生物多様性保全の取組を支える、基礎的・科学的な基盤情報や自然環境データの収集・整備を推進する仕組を強化する。【環境省】	b 進捗中	2023年3月に策定した「自然環境保全基礎調査マスタープラン　令和5～14（2023～2032）年度」に基づき調査を実施している。	マスタープランに基づいて調査を実施しているが、一部の調査についてはスケジュールどおりに実施できていない。2027年度に予定している中間評価等を踏まえて次期計画の検討を行うことを想定している。					
	自然環境保全基礎調査 ➢総合解析	自然環境保全基礎調査等、生物多様性に係る自然環境調査の結果（50年間に及ぶ長期ビッグデータ）をベースに、他主体に分散する、社会地理や気候変動関連分野も含む自然環境情報等の関連データを収集・援用し、施策への効果的な反映に資する総合的な解析を実施する。もって、我が国の自然環境の現状やその変化について示すとともに、生物多様性保全施策への自然環境保全基礎調査のデータ利活用をこれまで以上に推進する。【環境省】	b 進捗中	2023～2025年度に総合解析を実施し、日本全体の自然環境の現状や変化状況・傾向を分かりやすく体系的にするため、取りまとめを行っている。	一般向け、政策決定者及び専門家向けに調査成果のとりまとめを行い、2026年度に公表することを想定している。 総合解析のほか、2027年度に予定している中間評価を踏まえて次期計画の検討を行うことを想定している。				自然環境保全基礎調査費	自然環境保全法第4条、生物多様性基本法第22条
	自然環境保全基礎調査 ➢自然環境保全基礎調査の実施	自然環境保全法（昭和47 年法律第85 号）の規定に基づき、全国の自然環境を把握する調査等を企画・実施し、国土の生物多様性の現況と変化状況を把握する。上記マスタープラン、総合解析を踏まえ、収集した生態系の分布情報や生物の生息・生育データを取りまとめ、提供し施策の推進を支援する。【環境省】	b 進捗中	2023年3月に策定した「自然環境保全基礎調査マスタープラン　令和5～14（2023～2032）年度」に基づき、生態系と生物分類群等について調査を実施している。	マスタープランに基づいて調査を実施しているが、一部の調査についてはスケジュールどおりに実施できていない。2027年度に予定している中間評価等を踏まえて次期計画の検討を行うことを想定している。	①全国的な自然環境のセンサス調査実施数・範囲（対象生態系と生物分類群） ②生物の生息動向に関するデータの閲覧数 ③生息動向を把握する生物の個別報告をいきものログ上で提供した件数	①現状値： 調査実施数：5 [範囲] 生態系：2 生物分類群：2 （2022年度） 目標値： 調査実施数：8～10/年度以上を維持 [範囲] 生態系：2～4/年度以上を維持 生物分類群：2～3/年度以上を維持 ②現状値：22,762,28件（2020年度） 目標値：：23,000,000件以上 （2023年度） ※前年度実績値以上 ③現状値：17,044 （2021年度） 目標値：：22,000件以上 （2023年度） ※前年度実績値以上	①調査実施数：7 [範囲] 生態系：2 生物分類群：2（2024年度） ② 30,624,186件（2024年度） ③ 30,624,186件（2024年度）	自然環境保全基礎調査、再生可能エネルギー資源発掘・創生のための情報提供システム整備事業	自然環境保全法第4条、生物多様性基本法第22条
5-1-2	モニタリングサイト1000	我が国における様々な生態系の現状とその変化を把握し、その結果を保全施策等につなげていくことを目的として、全国に約1,000か所のモニタリングサイトを設置し、各生態系の基礎情報を長期間に渡って定量かつ継続的に把握する。【環境省】	b 進捗中	毎年、全国のモニタリングサイトにおいて定量的な調査を実施し、調査データや調査報告書を公表している。2024年には、20年間の調査結果をとりまとめた「モニタリングサイト1000第4期とりまとめ報告書概要版」を公表した。これらの調査結果は、国や地方自治体による環境行政、民間企業が行う環境アセスメント調査、研究者の学術論文の作成、市民団体の教育・普及活動などに活用されている。	引き続き、全国に設置した約1,000か所のモニタリングサイトにおいて、定量的な調査を継続する。	長期的かつ定量的な調査を実施する地点数	現状値　1,089か所（2021年度） 目標値　1,000か所以上を維持	1,053か所（2024年4月時点）	地球規模生物多様性モニタリング推進事業	自然環境保全法第4条、生物多様性基本法第22条

施策番号	施策名	施策の概要	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	指標目標名	当初の値と目標値	点検値	予算事業名	関係制度・法令名称
5-1-3	鳥類標識調査	鳥類の生態や移動経路・生息状況等を把握するための基礎データを収集・蓄積を通じ、野生鳥類の保護管理を推進するため、鳥類観測ステーションにおいて、継続的に標識調査を実施します。【環境省】	b 進捗中	本調査により、鳥類の渡来状況や繁殖状況等の基礎的な生態を把握するとともに、鳥獣の保護・管理及び生物多様性保全施策に資する基礎資料を整備している。	指標/目標で掲げられている「全国9カ所での鳥類標識調査の年間実施回数」の目標値達成を安定させる。	全国9カ所での鳥類標識調査の年間実施回数	現状値：283回（2021年度 ） 目標値：：280回以上を維持	271回（2024年度） ※達成状況は、各年度の天候等により目標値を中心に変動する。	鳥獣保護基盤整備費	
5-1-4	ガンカモ類の全国一斉生息調査	ガンカモ類の生息状況に関する全国的な一斉調査が、1970年に各都道府県の協力を得て開始され、毎年継続的に調査が実施されている。全国で同時期に実施されたガンカモ類の個体数等の結果を集計、報告書の作成等を行い、わが国におけるガンカモ類の冬期の生息状況を把握し、野生動物保護管理行政の基礎資料とする。【環境省】	b 進捗中	ガンカモ類の生息状況に関する全国的な一斉調査を毎年1月に実施し、ガンカモ類の個体数等の集計結果に関する報告書を公表している。調査結果は、二国間渡り鳥条約会議での情報提供や、環境アセスメントの参照データとして活用されている。	引き続き、全国的な一斉調査を、各都道府県の協力を得て、毎年継続的に実施する。	①全国でのガンカモ類の生息数等の概況調査 ②ガンカモ類の生息調査のウェブサイトのアクセス数	①現状値　全国47都道府県において年に1回の調査を実施 目標値　全国47都道府県において年に1回の調査を実施 ②現状値：8,351件（2021年度） 目標値：：前年度実績以上	①全国47都道府県において年に1回の調査を実施（2024年度） ②7,934件（2024年度）		生物多様性基本法第22条
5-1-5	森林資源のモニタリングの推進	木材生産のみならず、生物の多様性、地球温暖化防止、流域の水資源の保全等、国際的に合意された「基準・指標」に係るデータを統一した手法により収集・分析する森林資源のモニタリングを推進する。【農林水産省】	b 進捗中	全国の森林の状態と変化の動向を把握するため、定点において立木調査や植生調査等を行う森林生態系多様性基礎調査を1999年度から継続的に実施している。その調査結果は、国内での活用のみならず、モントリオール・プロセス等の持続可能な森林経営や生物多様性に関わる国際的な枠組における報告にも活用している。	現在の取組を継続して進める。				森林生態系多様性基礎調査	森林・林業基本計画、全国森林計画、森林法
5-1-6	河川水辺の国勢調査	魚類、底生動物調査については原則5年、それ以外については原則10年でこれらの調査を一巡できるよう河川水辺の国勢調査を実施し、全国的な河川環境に関する情報を収集するとともに、その全国的な傾向や地域的な生物の生息・生育状況の特徴などを把握する。また、今後も更に調査データの利活用の推進を図る。【農林水産省】	b 進捗中	河川水辺の国勢調査を計画的に実施し、全国的な河川環境に関する情報を収集するとともに、その全国的な傾向や地域的な生物の生息・生育状況などの分析・とりまとめを行い、公表している。また、更に調査データの利活用の推進を図っている。	河川環境マネジメントにおいてはデータの活用が必要であることから、引き続き河川水辺の国勢調査を計画的に実施し、全国的な河川環境に関する情報を収集するとともに、その全国的な傾向や地域的な生物の生息・生育状況の特徴などを把握しする。また、更に調査データの利活用の推進を図る。	水辺の国勢調査の実施河川数・ダム数	現状値（2020年度） 河川　138 ダム湖　144 目標値（2025年度） 河川　138 ダム湖　144	河川　136 ダム湖 279 （2023年度）	治水事業等関係費の内数 社会資本整備総合交付金等の内数	
5-1-7	湖沼調査	自然環境把握のための基礎情報として、湖沼の地形データを、保全・利用のニーズを勘案しつつ最新測量技術を用いて順次更新・高度化するとともに、電子国土基本図を通じて広く提供する。【国土交通省】	b 進捗中	浜名湖・猪鼻湖の地形データの更新・高度化を2023年度から2025年度にかけて実施するとともに、これまでに整備・更新した中海等の湖沼の地形データを広く一般に提供するなど、着実に取組を進めている。	引き続き、ニーズも勘案しつつ、湖沼の地形データの更新・高度化を順次進めるとともに、整備・更新した湖沼の地形データを広く一般に提供をする。	（目標）　湖底地形データを整備・更新して、電子国土基本図を通じて提供する		2湖沼（２０２５年６月時点） ※2023年度からの三箇年で実施中	電子国土基本図整備・高度化経費	
5-1-8	有明海・八代海等の環境保全・回復、水産資源の回復	2017年３月の有明海・八代海総合調査評価委員会報告（平成28年度委員会報告）で設定された再生目標の達成に向けた再生方策等に取り組むとともに、2022年３月の中間取りまとめ整理された課題の解決に向けた検討・取組を行う。【環境省、総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省】	b 進捗中	2026年度委員会報告に向けて、有明海・八代海再生特措法に基づく「総合調査評価委員会」において、有明海・八代海等の再生に係る評価が進められている。	中間取りまとめでは、藻場・干潟における生態系の機能の解明や気候変動影響等、科学的知見を充実することが必要とされており、２０２６年度委員会報告の取りまとめに向けて、これらの科学的知見の充実を図る。				有明海・八代海等再生評価支援事業	有明海及び八代海等を再生するための特別措置法
5-1-9	水産資源動向等のデータの蓄積	・資源評価対象魚種を順次拡大し、当該魚種の調査を開始 ・我が国周辺水域の主要魚種（マイワシ、マサバ等）や公海等で漁獲される国際漁業資源（サケ、カツオ・マグロ等）について、調査・評価等を実施する。 ・海洋環境の変動等による水産資源への影響を調査し資源変動メカニズム及び中・長期的な資源動向を究明する取組や、漁場形成及び漁獲状況等をリアルタイムに把握する取組等を支援する。【農林水産省】	b 進捗中	2024年度時点で、我が国周辺の資源評価対象魚種数は192種、調査データが活用された国際漁業資源の魚種数は79種である。 当該魚種についての資源調査・評価の実施のほか、海洋環境の変動等による水産資源への影響を調査し資源変動メカニズム及び中・長期的な資源動向を究明する取組や、漁場形成及び漁獲状況等をリアルタイムに把握する取組等を支援している。	引き続き、資源評価対象魚種の拡大と、対象魚種の資源調査・評価を推進する。併せて、海洋環境の変動等による水産資源への影響を把握するための海洋観測網の充実を推進する。 資源変動メカニズム及び中・長期的な資源動向を究明する取組や、漁場形成及び漁獲状況等をリアルタイムに把握する取組等を支援する。				水産資源調査・評価推進事業	

施策番号	施策名	施策の概要	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	指標目標名	当初の値と目標値	点検値	予算事業名	関係制度・法令名称
5-1-10	海洋におけるプラスチック分布実態と分布プロセスの解明研究	日本の沖合表層および深海底におけるプラスチックの分布実態を把握し、ホットスポット的にプラスチックごみが集積する場所と量を把握するとともに、その集積プロセスを解明する。得られた情報は、国際ネットワークIMDOS (Integrated Marine Debris Observing System)や環境省等に提供する。【文部科学省】	b 進捗中	日本近海を中心に海洋表層から深海底に至るまでの海洋プラスチックの分布実態の把握を行い、集積プロセスの解明を含めた結果を科学論文としてまとめ公表した。また。委員会やシンポジウムで情報提供を行うとともに、やデータを環境省のデータベースであるAOMIに提供した。	今後も日本近海を中心に海洋プラスチックの調査を行い、科学論文として公表するとともに、委員会等での情報提供やデータの各種データベースへの提供を継続する。	①科学論文数 ②環境省等への情報提供数(委員会等への出席数) ③国際会合・シンポジウムにおける情報提供数	①現状値　年2報以上 目標値　年2報以上 ②現状値　年1回以上 目標値　年1回以上 ③現状値　年1回以上 目標値　年1回以上	①科学論文数　8編（2025年6月時点） ②委員会への出席等　5回（2025年6月時点） ③シンポジウム等での情報提供9回（2025年6月時点）	国立研究開発法人海洋研究開発機構運営費交付金	国立研究開発法人海洋研究開発機構運営費交付金
5-1-11	プラスチックが海洋生物・生態系に与える影響研究	最終的にプラスチックが集積する深海域においてプラスチックが海洋生物に与える影響やプラスチックに起因する生態系の変動に関する科学的な情報を創出する。得られた情報は、国際ネットワークIMDOS (Integrated Marine Debris Observing System)や環境省等に提供する。【文部科学省】	b 進捗中	日本近海を中心に海洋表層から深海底に至るまでの海洋プラスチックの分布実態の把握を行い、海洋生物に与える影響やプラスチックに起因する生態系の変動を含めた結果を科学論文としてまとめ公表した。また。委員会やシンポジウムで情報提供を行うとともに、やデータを環境省のデータベースであるAOMIに提供した。	今後も日本近海を中心に海洋プラスチックの調査を行い、科学論文として公表するとともに、委員会等での情報提供やデータの各種データベースへの提供を継続する。	①科学論文数 ②環境省等への情報提供数(委員会等への出席数) ③国際会合・シンポジウムにおける情報提供数	①現状値　年2報以上 目標値　年2報以上 ②現状値　年1回以上 目標値　年1回以上 ③現状値　年1回以上 目標値　年1回以上	①科学論文数　1編（2025年6月時点） ②委員会への出席等　1回（2025年6月時点） ③シンポジウム等での情報提供1回（2025年6月時点）	国立研究開発法人海洋研究開発機構運営費交付金	国立研究開発法人海洋研究開発機構運営費交付金
5-1-12	サンゴ礁の保全・回復	水産資源の産卵場、餌場、幼稚仔魚の育成場となっているサンゴ礁の面的な保全・回復のための技術の開発に取り組む。【農林水産省】	b 進捗中	サンゴ礁への幼生供給力を高める面的な保全・回復技術の実証及び海洋環境変化等に対応した遺伝的高温耐性を有するサンゴ種苗生産技術の開発に取り組んでおり、2023年度に沖ノ鳥島海域においてサンゴ幼生放流実証等を実施し、幼生着底率2.3%の成果が得られている。	沖ノ鳥島海域の海象条件や浮遊幼生の移動特性を踏まえ、サンゴ幼生放流実証の拡散予測に基づく基盤の配置手法を検討するとともに、効率的な幼生放流技術の開発に取り組み、引き続きサンゴ礁の面的保全・回復技術開発のための効果的な実証調査を実施する。	実証海域におけるサンゴ幼生の着底率	現状値　9.5%(2021年度) 目標値　10%(2025年度)	科学論文数 39編（2025年6月時点）	厳しい環境条件下におけるサンゴの面的保全・回復技術開発実証事業費	
5-1-13	サンゴ群集に関する科学的知見の充実と継続的モニタリング・管理の強化	「サンゴ礁生態系保全行動計画2022-2030」で設定した特に解決の緊急性が高い重点課題の一つとして、サンゴ礁の状態や保全活動のモニタリングやその情報を収集・整理・発信する取組等を推進する。【環境省】	b 進捗中	各地のサンゴ礁生態系の保全活動についてとりまとめて環境省HPで公表している。	今後も、とりまとめた情報の精査や普及啓発に努める。				サンゴ礁生態系保全対策推進費	サンゴ礁生態系保全行動計画2022-2030
5-1-14	海域環境データベースへのデータの蓄積と内容の充実化	東京湾等の閉鎖性水域や沿岸海域の環境情報を取得し、海域環境データベースへのデータの蓄積と内容の充実化を図る。【国土交通省】	a+既に達成済み	東京湾環境情報センター等のホームページによりインターネット上に環境情報を公開しており、逐次データを蓄積している。またデータベースの内容の充実化について実施中である。	引き続き環境情報の蓄積及び内容の充実化を実施する。				港湾整備事業費	港湾法
5-1-15	港湾における研究の推進	世界最大規模の干潟水槽（メソコスム）の活用や現存する自然干潟、造成した干潟・藻場における生物調査や物質循環の調査研究から得られる知見を基礎として、沿岸域の生態系モデルの開発を行いながら沿岸域の豊かな生物多様性を維持するための研究を推進する。【国土交通省】	b 進捗中	・干潟における物質循環の解明に寄与している。 ・干潟・藻場における生態系の機能と構造を調べ、多様性のある生態系を保全する手法を提案している。 ・調査で得られた生物パラメータをうまく活用し、生物多様性の予測を念頭に置いた数値シミュレーションを開発している。	・鳥の食性に関する実験など、引き続き干潟水槽を用いた調査・研究を推進する ・ブルーインフラ等を活用した干潟・浅場造成の実務に役立つような、設計やモニタリングを含む一連の順応的管理手法の提案を行う。 ・豊かな生態系の回復に必要な行政施策（負荷削減や干潟・浅場造成など）の効果を比較・評価する。					

施策番号	施策名	施策の概要	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	指標目標名	当初の値と目標値	点検値	予算事業名	関係制度・法令名称
5-1-16	リサイクル材の現地実証試験の実施	カルシア改質材や鉄鋼スラグ等のリサイクル材を用いた干潟造成への活用に向けて、現地実証試験を実施する。【国土交通省】	b 進捗中	函館港等においてカルシア改質土を活用した藻場造成、須崎港等にて鉄鋼スラグを活用した藻場造成等各地の港湾にて取り組みを実施している。	引き続き、リサイクル材を活用した藻場、干潟等の再生を推進する。					
5-1-17	広域的な浚渫土砂等の品質調整・需給調整手法の検討	港湾の建設資材として有効利用を図るために広域的な浚渫土砂などの品質調整・需給調整手法の検討を行う。【国土交通省】	a+既に達成済み	浚渫土砂の広域利用を調整する枠組みとして協議会を設置し、浚渫土砂の品質調整・需給調整手法等を行い、有効利用を図った。	引き続き浚渫土砂の有効利用を図るため、広域利用を実施する。				港湾整備事業費	港湾法
5-1-18	負荷削減や干潟・浅場造成などの効果比較・評価	豊かな生態系の回復に必要な行政施策（負荷削減や干潟・浅場造成など）の効果を比較・評価する。【国土交通省】	b 進捗中	各地の港湾にて干潟・浅場造成を実施し、水質及び生物生息状況等のモニタリングを実施している。	引き続き、豊かな生態系の回復に向けて、藻場・干潟等の保全・再生・創出等を推進する。					
5-1-19	海洋における生物多様性の実態と変動解析	深海を含む海洋の生物多様性を環境DNAや映像から実態を把握するとともに環境変動に伴った動態を解析する。得られたデータは海洋生物多様性データベース（BISMaL）を通じてユネスコ傘下にある海洋生物多様性データベースOBISに登録し、海洋生物多様性研究の発展に貢献する。【文部科学省】	b 進捗中	深海を含む海洋の生物多様性を環境DNAや映像から実態を把握するとともに環境変動に伴った動態を解析し、科学論文としてまとめ公表した。また、得られた成果を海洋生物多様性データベース（BISMaL）を通じOBISに登録した。	今後も実態把握や動態の解析を行い、科学論文として公表するとともに、データベースへの提供を継続する。	①科学論文数 ②OBISへのデータ提供数	①現状値　年2報以上 目標値　年2報以上 ②現状値　1つ以上のデータセット登録・更新 目標値　1つ以上のデータセット登録・更新	①科学論文数 39編（2025年6月時点） ②データ提供数　40セット（2025年6月時点）	国立研究開発法人海洋研究開発機構運営費交付金	国立研究開発法人海洋研究開発機構運営費交付金
5-1-20	海洋生物多様性に係る情報の公開・提供	海洋を中心とする生物圏について、生物の調査および生態・機能等の研究を行うとともに、資源としての多様な生物における潜在的有用性を掘り起こし、社会と経済の発展に資する知見、情報を国内外に提供する。また、これらの生物圏の大気・海洋や固体地球との相互関係を理解し、海洋生物多様性および生態系を総合的に把握するための情報を海洋生物多様性データベース（BISMaL）を通じて提供する事で、将来発生し得る地球環境変動の影響評価に貢献する。【文部科学省】	b 進捗中	沿岸から沖合、表層から深海までの広範な環境を対象に、様々な研究手法を用いて得られた多様な科学調査結果を利用しやすいFAIR原則（Findable, Accessible, Interoperatable, Reusable）に則ったオープンデータとして統合・整備し、社会と経済の発展に資する知見として、国内外に提供している。これらの情報を統合して提供するためのシステムである海洋生物多様性データベース（BISMaL）に集積されるデータ数を安定的に増加させており、データの統合と提供を促進しつつ、地球規模の環境変動の影響評価に寄与している。	今後も、関係機関等と連携を図りながら、海洋生物多様性データベース（BISMaL）に集積されるデータの充実を図る。特に人の目に触れることが多く社会的関心が高まりやすい沿岸域について、多様性情報を集積しているステークホルダーへのアプローチを積極化する。	海洋生物多様性データベース（BISMaL:Biological Information System for Marine Life）が統合・公開した日本周辺海域における調査研究に基づく生物出現記録数	現状値　2,365,263（2009-2022年） 目標値　3,000,000（2030年まで）	4,083,675（2025年6月時点）	国立研究開発法人海洋研究開発機構運営費交付金	国立研究開発法人海洋研究開発機構運営費交付金
5-1-21	放射線による自然生態系への影響の把握	福島第一原発の周辺地域での放射性物質による生態系への影響を長期的に把握するため、関係する研究機関や学識経験者等とも協力しながら、野生動植物の試料の採取と分析を実施する。【環境省】	b 進捗中	2011年度より、福島第一原発の周辺地域において、野生動植物の試料の採取及び分析等を実施している。	長期的な影響の把握のため、引き続き影響の把握を実施する。	放射性物質による影響を調査・把握した分類群の数	現状値　3または6（年度により異なる） 目標値　3または6（年度により異なる）	6（2024年度に調査・把握した分類群の数）（2025年6月時点）	放射線による自然生態系への影響調査費	
5-1-22	南極地域観測事業	1956年に開始された我が国の南極地域観測事業では、南極の海洋・陸上の生態系や生物相を対象に、南極観測船による海洋調査、湖沼における潜水調査、氷河末端域における調査を実施するとともに、遺伝子解析を中心とした様々な手法による極限環境と遺伝的特性の解明を行います。また、国立極地研究所学術データベースを介した成果の公開を行う。【文部科学省】	b 進捗中	南極の海洋・陸上の観測や研究で得られた国際的または社会的要請の高い科学観測データを収集するとともに、すでに多くの観測データを国立極地研究所のデータベースにおいて積極的に公開している。 本データベースの公開を通じて、南極における海洋生態系保全、生物分布の変遷や生物多様性の評価の基礎データとしての国際的な活用がなされた。	様々なデータ利用のニーズに応えるために、現地での観測実績及び取得データがどのように利用されたかを踏まえながら、引き続きインターネット上における利便性の向上に合わせたデータ提供を行う。	国立極地研究所学術データベース公開データ数	現状値　74,398件 目標値　前年度実績以上	75,046件（2025年6月時点）	南極地域観測事業費,国立大学法人運営費交付金の内数	南極地域観測事業費,国立大学法人運営費交付金の内数
5-1-23	地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム（SATREPS）	開発途上国などのニーズを基に、生物多様性に関係する研究を含む環境・エネルギー分野や生物資源分野などにおける地球規模課題を対象とし、その解決及び科学技術水準の向上に資する新たな知見を獲得すること、及び開発途上国の人材育成とその課題対処能力の向上を目的として、社会実装の構想を有する国際共同研究をODAと組み合わせて実施する。【文部科学省】	b 進捗中	2008年のプログラム開始から2025年6月現在までに、60カ国193課題の国際共同研究を推進し、我が国と開発途上国の研究者が連携して、科学技術の発展や人材育成に寄与してきた。さらに、研究成果の社会実装を通じて、地球規模課題の解決やSDGs達成にも貢献している。 2025年4月には、新たに10件の課題が採択され、そのうち環境・エネルギー分野が5件、生物資源分野が3件を占めている。	2030年度目標値達成に向けて、引き続き本プログラムを推進するとともに、ワークショップ開催等による研究者間のネットワーキングを支援する。これらの取組を通じて、今後も持続可能な社会の実現に向けて重要な役割を果たし、地球規模課題の解決に貢献する。	生物多様性関連プロジェクトの実施数	現状値　48件 目標値　64件（2030年度）	61件（2025年6月時点）	国立研究開発法人科学技術振興機構運営費交付金の内数	

施策番号	施策名	施策の概要	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	指標目標名	当初の値と目標値	点検値	予算事業名	関係制度・法令名称
5-1-24	東アジア酸性雨モニタリングネットワーク（EANET）	東アジア地域の13か国が参加する東アジア酸性雨モニタリングネットワーク（EANET）では、2022年時点で10か国31地点地域の森林、11カ国19地点の湖沼・河川について、酸性雨や大気汚染による生態系への早期把握・実態解明のためのモニタリングを実施している。今後も、東アジアにおける酸性雨等大気汚染による影響を未然に防止するため、同ネットワークの活動を推進する。【環境省】	b 進捗中	日本では国が法律の制定（改定）、環境／排出基準の策定、科学的知見の収集とガイドラインやマニュアルの策定を行い、地方公共団体が大気汚染常時監視を含む法律の運用を行っている。また、大気汚染には越境性があることに鑑みて、国・地方公共団体ともに国際協力を実施している。環境省ではEANETやそのほか主にアジア太平洋地域において活動するパートナーシップ等を通じて人材育成支援や能力開発を行っている。特にEANETでは2001年から継続して大気汚染の監視を行い、データの蓄積とその支援を行っている。	環境省では継続してEANET、そのほか主にアジア太平洋地域において活動するパートナーシップ等を通じて人材育成支援や能力開発を行う。	①降水や大気中の酸性成分等をモニタリングし、EANETにデータを提供しているサイトの数 ②EANETが定めた精度管理目標値を満たすデータの割合	①現状値　62サイト 目標値　62サイト ②現状値　91% 目標値　100% （2022年度）	①62サイト（2025年度） ②92%（2025年度）	越境大気汚染対策推進、東アジア酸性雨モニタリングネットワーク拠出金	長距離越境大気汚染条約（ECE条約）（二酸化硫黄：ヘルシンキ議定書、窒素化合物：ソフィア議定書）
5-1-25	環境研究の総合的な推進	環境研究総合推進費を活用し、気候変動問題への対応、循環型社会の実現、自然環境との共生、環境リスク管理等による安全の確保など、持続可能な社会構築のための環境政策の推進にとって不可欠な科学的知見の集積及び技術開発の促進を目的として、環境分野のほぼ全領域にわたる研究開発を実施する。【環境省】	b 進捗中	2025年度新規課題公募では新たに79課題（戦略的研究開発2プロジェクトを含む）を採択し、2025年6月時点で実施中の研究課題数は194課題となっている。気候変動問題への対応、循環型社会の実現、自然環境との共生、環境リスク管理等による安全の確保等、環境分野のほぼ全領域にわたる研究開発を実施している。	2023年度に終了した51課題の事後評価(2024年度評価実施）は、全ての課題がＳ～Ｂとなり、上位２段階（Ｓ、Ａ評価）の比率は96%（49/51課題）となった。2019-2023年度の実績平均値（93%）と同程度を確保している。 引き続き、高い水準を維持するために研究課題のフォロー等をする。				環境研究総合推進費	独立行政法人環境再生保全機構法第三条、第十条
5-1-26	環境DNA分析技術を用いた調査手法の標準化・一般化	近年発展している環境DNA分析技術を用い、水域に生息する淡水魚類・両生類の分布情報の効率的かつ効果的な収集や希少種・外来種対策、生物調査の効率化に資するため、同技術を用いた調査手法の標準化及び一般化の推進を行う。【環境省、文部科学省】	b 進捗中	環境DNA分析技術の標準化のため、環境DNA分析技術を用いた淡水魚類及び両生類の調査手法の手引き等の作成・改訂を行った。	技術発展を踏まえ、必要に応じてマニュアル等の整備・更新を行う。	①環境DNAのウェブサイトの年間アクセス数 ②「調査手法の手引き」の累計ダウンロード数	①現状値：9,387件（2021年度） 目標値：12,000件以上（2025年度） ②現状値：1,682件（2021年度） 目標値：3,000件以上 （2024年度）	①10,710件（2024年度） ②5,227件（2020年1月～2025年5月）	里地里山及び湿地における絶滅危惧種分布重要地域抽出調査費	
5-1-27	生物多様性・自然資本の価値評価	生物多様性・自然資本の経済価値評価を行うことにより、あらゆるセクター（国・地方公共団体・企業・市民等）において、生物多様性保全に配慮した政策・事業の意思決定・合意形成や、資金・人員の動員促進を図る。【環境省】	b 進捗中	・地域において、水資源をはじめとする生態系サービスや、そのサービスの保全管理活動について、経済的な価値評価を行うモデルケースを創出し、こうしたサービスの利用者による支払いを促すための方法論を一定程度整理した（2024年度までの実績例：うきは市、那須塩原市）。 ・生物多様性の価値取引制度等の社会経済的な仕組みの構築を見据えた生物多様性・自然資本の定量的な価値評価手法の検討を2025年度から開始した。	生物多様性の価値評価及びその活用に関する基本的な考え方を整理する（日本ならではの自然の状態に関する考え方の組み込みや、自然関連データ基盤のあり方も連携して整理する）。そして、実地での実証事業も実施しつつ、価値評価及びその活用の仕組みの検討を進める。				生物多様性保全等のための基盤的事業費のうち、自然資本投資に向けた環境整備費	生物多様性基本法、生物多様性国家戦略
5-1-28	生物多様性及び生態系サービスに関する総合的な評価・予測	我が国の生物多様性及び生態系サービスの現状を総合的に評価し、生物多様性国家戦略に基づく取組の効果を分析するため、「生物多様性及び生態系サービスの総合評価（JBO）」の取りまとめを行う。また、社会経済活動（生物多様性損失の間接要因）による影響や、気候変動対策との統合的な解決策の実施を含めて、生物多様性・生態系サービスに係る評価・予測を実施する調査研究を推進する。【環境省】	b 進捗中	2030年ネイチャーポジティブの実現に向けた方向性等を「生物多様性及び生態系サービスの総合評価（JBO）」の第4版（JBO4）の中間提言として2025年中に取りまとめるべく検討している。また、環境総合推進費により、生物多様性と社会経済的要因の統合評価モデルの構築と社会適用に関する研究を開始・推進している。	JBO4中間提言のとりまとめにあたって評価指標の不足が明らかになりつつあり、データ解析基盤の開発とともに新たな指標の開発を進め、2028年度中にJBO4本体をまとめる。JBO4本体のとりまとめにあたっては、生物多様性と社会経済的要因の統合評価モデルの構築と社会適用に関する研究の成果を活用する予定である。				生物多様性保全等のための基盤的事業費など	
5-1-29	ESG投資を先導する生態系サービスの経済性評価技術の開発	野生昆虫を利活用した果樹・野菜類の花粉媒介サービスや土着天敵による病害虫防除等の生物的コントロール等の生態系サービスを適切に検出・分析・モニタリングするための技術開発及び生態系サービスを定量的に示すための指標を決定する。【農林水産省】	b 進捗中	・野生昆虫類による花粉媒介サービスのうち、果樹および果菜類における主要な送粉昆虫10種群の識別が可能なAI画像判別器を開発した。 ・果樹の葉上から環境DNAを採取する技術を確立し、土着天敵のカブリダニ類の園地内での生息を検知する技術を開発した。	・送粉昆虫の訪花頻度などから果樹・果菜類の着果率を推定するアルゴリズムを構築しており、今後、開発した画像判別器を利用して、撮影した昆虫の写真から着果率を直接推定する技術の開発を進める。 ・防除体系の違いによるカブリダニ類の病害虫防除機能を評価するため、リンゴ、ブドウ、ミカンを対象に、環境DNA技術を用いて、カブリダニ類の保全状況と、カブリダニ類によるハダニへの防除効果をそれぞれの産地で調査し、カブリダニ類を指標とした土着天敵類の病害虫防除機能を把握できる評価手法を確立する。					

施策番号	施策名	施策の概要	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	指標目標名	当初の値と目標値	点検値	予算事業名	関係制度・法令名称
行動目標5-2　効果的かつ効率的な生物多様性保全の推進、適正な政策立案や意思決定、活動への市民参加の促進を図るため、データの発信や活用に係る人材の育成やツールの提供を行う										
5-2-1	生物多様性国家戦略に貢献する地域の取組の集約・可視化	生物多様性国家戦略に掲げる目標の達成に貢献する地方公共団体や企業、活動団体等による地域に根差した活動を集約・共有する仕組みを構築し、各活動の貢献の定量的評価及び可視化を図る。	b 進捗中	各地方公共団体の地域戦略の基本情報のほか、記載事項をとりまとめたもので、戦略策定自治体数や地域戦略毎のカルテの抽出、特徴の検索などに活用できる「生物多様性地域戦略データベース」により、地域戦略に係る情報の可視化を図った。	作成した生物多様性地域戦略データベースを維持し、また、その内容を更新し、データベースの活用（2024年度・2025年度6月末時点のアクセス数2,668）を促す。	（目標） 多様な主体による地域に根差した活動を集約・共有する仕組みを構築する。		生物多様性地域戦略データベースを作成・更新している。 （2025年6月時点）	生物多様性国家戦略推進費	
5-2-2	生物多様性情報システム（J-IBIS）	各種調査の実施により収集した自然環境情報について、希少種情報等に配慮しつつ一層の電子化・オープンデータ化を進め、インターネット上で生物多様性情報システム（J-IBIS）を通じAPI連携等による国内外への官民データの情報提供の基盤・体制を充実強化することで、各種施策やニーズに応じた自然関連データの利活用や相互利用を推進する。【環境省】	b 進捗中	生物多様性情報システム（J-IBIS）を通じた情報提供を継続している。 指標/目標1については、月平均アクセス件数を着実に達成している。	引き続き、各調査を実施して、その成果の電子化・オープンデータ化を進め、生物多様性情報システム（J-IBIS）を通じたデータ提供を継続する。	生物多様性情報システムの月平均アクセス件数	現状値　801万件（2021年度） 目標値　800万件以上	1,815万件（2024年度）	地球規模生物多様性情報システム整備推進費	生物多様性基本法第22条
5-2-3	いきものログ	「いきものログ」（生物多様性情報等の収集・管理、提供のプラットフォーム）を活用し、多様な主体からの各種生物の生息・生育情報の収集と、GBIF（地球規模生物多様性情報機構）等の多様な主体への情報共有・提供を通じて、我が国の生物分布に関するデータの安定・継続的な収集と把握の促進につなげる。【環境省】	b 進捗中	「いきものログ」に登録された生物多様性情報をGBIF等へ継続して共有している。 指標/目標1については1,112,942件であり目標を達成しており、指標/目標2についても150件と着実に増加している。	引き続き、GBIF等への生物多様性情報の共有、いきものログの運営を続け、我が国の生物分布に関するデータの安定・継続的な収集と把握の促進を継続する。	①GBIFへの累計データ登録数（件） ②市民参加型生物調査（団体調査）を実施している関係主体の累計	①現状値 401,982件（2022年度） 目標値　500,000件以上 （2030年度末） ②現状値：113件 （2022.12.31時点） 目標値：181件 （2027年度）	① 1,112,942件 （2024年度） ②150件 （2025年6月26日時点）	自然環境保全基礎調査費、地球規模生物多様性情報システム整備推進費	自然環境保全法第4条、生物多様性基本法第21、22、24条
5-2-4	施策・事業に係る環境配慮を確保するための情報基盤整備	施策の策定や事業の実施に当たり、適正な環境配慮が確保され、生物多様性の保全に資するよう、地域特性を把握するための自然環境・社会環境に関する情報をウェブサイト上の地理情報システム（環境アセスメントデータベース[EADAS]）により提供する。【環境省】	b 進捗中	地域特性を把握するための自然環境・社会環境に関する情報をウェブサイト上の地理情報システム（環境アセスメントデータベース[EADAS]）により提供し、情報の整備、更新を実施した。 再生可能エネルギーに係るゾーニングの施策や、事業の実施の際の環境アセスメント等において、地域特性を把握するための情報源として幅広く活用が図られた。	引き続き、収録している自然環境・社会環境に関する情報の整備、更新を図るとともに、さらなる情報の拡充を目指す。	環境アセスメントデータベースの年間延べ閲覧者数	現状値　27万 目標値　前年度実績以上	42万（2024年度）	ゼロカーボンシティ実現に向けた地域の気候変動対策基盤整備事業	
5-2-5	研究開発、産業利用のための知的基盤整備	工業などに利用できる微生物資源の効率的保存法を開発し、分類同定のための学術的分析を進める。また、研究、産業に提供するための遺伝資源の収集・保存や特性評価の強化、研究材料の配布及び情報の整備によって研究開発、産業利用のための知的基盤を整備する。【経済産業省】	b 進捗中	・微生物資源の安定的な保存に資するため、保存技術に関する研究開発を行い活用するとともに、分類同定のための学術的分析を進めた。 ・産業界等が利用可能な遺伝資源の収集、配布を行った。オンラインでの分譲依頼受け付けを実施し、研究材料利活用促進に向けたサービスを強化している。 ・安全性や産業有用な機能等に関する情報について、収集・整理・提供した。 ・公的機関等が保有する生物資源データを集約した横断的データベースを公開し、運用中である。	産業界及び学術的ニーズを踏まえた遺伝資源の収集、配布をさらに進める。収集にあたっては、収集促進に向けた整備強化を行う。 また、生物遺伝資源の利用促進を図るため、安全性や産業有用な機能等に関する情報について収集を行うとともに、横断的データベースへの生物資源データの情報整備並びに提供を行う。				独立行政法人製品評価技術基盤機構運営費交付金	
5-2-6	生物多様性クリアリングハウスメカニズム（CHM）	生物多様性情報の情報源情報（メタデータ）を検索することができる生物多様性クリアリングハウスメカニズム（CHM）を安定的に運用する。 生物多様性情報について、国の機関、地方公共団体、研究者他による情報源情報（メタデータ）を登録し、より広い共有を図る。【環境省】	b 進捗中	国内の生物多様性情報の情報源情報（メタデータ）を生物多様性クリアリングハウスメカニズム（CHM）に登録し公開している。 登録数は2024年時点で5,913件と着実に増えている。	引き続き、国内の生物多様性情報の情報源情報（メタデータ）の収集、生物多様性クリアリングハウスメカニズム（CHM）への登録・公開を継続する。	生物多様性情報の情報源情報（メタデータ）の登録件数	現状値　5,441件 （2021年度） 目標値：6000件以上（2030年度）	5,225（2024年度）		

施策番号	施策名	施策の概要	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	指標目標名	当初の値と目標値	点検値	予算事業名	関係制度・法令名称
5-2-7	科学的情報等の共有・活用促進	科学的情報に基づく自然環境保全施策の推進に寄与することを目的とし、自然系調査研究機関連絡会議の開催等を通じ地方公共団体や自然系調査研究機関との相互の情報交換、情報共有を促進し、ネットワークの強化を進めるとともに、関係者の情報リテラシーの向上につなげる。【環境省】	b 進捗中	科学的情報に基づく自然環境保全施策の推進に寄与することを目的とし、自然系調査研究機関ネットワーク会議を毎年開催している。	自然環境保全施策の推進に寄与するために共有すべき内容が拡大してきていることから、対面による会議を開催するほか、IT技術の活用等によりさまざまな情報交換の機会を増やすことが望まれる。 地方公共団体や自然系調査研究機関との相互の情報交換、情報共有を促進し、ネットワークの更なる強化を進めるとともに、関係者の情報リテラシーの向上につなげる。	構成機関相互のネットワーク強化のため、調査研究・活動事例発表会及び連絡会議開催数	現状値　それぞれ年1回 目標値　それぞれ年1回	それぞれ年1回 （2024年度）		生物多様性基本法第21条
5-2-8	地球環境データ統合・解析プラットフォーム事業	気候変動、防災等の対策や生物多様性に関する取組に貢献するため、地球環境ビッグデータ（観測データ・予測データ等）を蓄積・統合解析・提供するプラットフォーム「データ統合・解析システム（DIAS）」を運用・整備するとともに、プラットフォームを利活用した研究開発を推進。【文部科学省】	b 進捗中	「データ統合・解析システム（DIAS）」の運用・整備を継続し、地球環境ビッグデータ（観測データ・予測データ等）を利活用した気候変動・防災・生物多様性に関する研究開発を推進した。	生態学に関わるオープンデータ管理の基盤データベース等のシステムを調査し、DIAS上での安定運用に向けてのシステム整備や技術開発を継続する。生物多様性分野との連携促進に向けて、データ利活用を推進する。	生物多様性に関する取組に貢献するアプリケーション等を開発し、DIASにて提供した数	現状値　1（2021年） 目標値　2（2030年）	1（2025年度）	地球環境データ統合・解析プラットフォーム事業	
5-2-9	ナショナルバイオリソースプロジェクト	2002年度より開始された、ライフサイエンス研究の発展のために多様なバイオリソース整備を行う「ナショナルバイオリソースプロジェクト」において、時代の要請に応えたリソースの収集・保存・提供を推進するとともに、利活用に向けたデータベースや付随情報の整備に引き続き取り組む。【文部科学省】	b 進捗中	ライフサイエンス分野の研究基盤として、国が戦略的に整備することが重要なバイオリソースの収集・保存・提供体制の整備、及び利活用に向けたデータベースや付随情報の整備を継続して行った。	引き続き、ライフサイエンス分野の研究基盤として、国が戦略的に整備することが重要なバイオリソースの収集・保存・提供体制の整備、及び利活用に向けたデータベースや付随情報の整備を継続するとともに、時代の要請に応えたバイオリソースの見直しを実施する。また、提供者に対して成果報告の徹底を要請するなどリソース提供による研究成果の確実な把握に務める。	中核拠点が大学・研究機関等に提供した実験動物・植物等を用いて発表された論文数	現状値　1,021報（2020年度） 目標値　前年度実績以上	999報(2021年度) 935報(2022年度) 917報(2023年度) ※前年度との比較の観点で全年度の数値を記載	ライフサイエンス研究基盤整備事業	
5-2-10	化学物質環境実態調査	化審法制定時の附帯決議等を踏まえ、1974年度以降、化学物質の一般環境（水質、底質、生物、大気等）中での残留実態の調査を、毎年度継続して実施し、結果を公表している。本調査の結果は、化学物質の環境リスクの評価等を行うための基礎資料として活用される。【環境省】	b 進捗中	化学物質環境実態調査について、関係部署より調査要望があった物質を調査しているため、年度ごとのアウトカムの実績数に変動はあるものの、各年度の目標値と比較して順調に推移している。	引き続き各種化学物質対策に必要となるデータを提供できるよう、調査に取り組む。	調査結果を要望部署にフィードバックできた物質・媒体数	現状値　37物質・媒体（2021年度） 目標値　－	36物質・媒体（2022年度）	化学物質環境実態調査費	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律案に対する附帯決議
5-2-11	農林水産分野における生物多様性保全の取組評価の推進	・生物多様性の保全の取組の見える化手法の状況を調査・分析し、生産者や企業等の参考となる情報の提供を進める。 ・生きものブランドを検討する際に、地域の生物多様性戦略に留意しながら、地域や日本の生物多様性全体の保全に貢献できるような活動を行うように後押しする。 ・生物多様性の保全に貢献する農法の効果を水田の鳥類とそのえさ生物や植物を用いて評価する手法の活用を図る。【農林水産省】	b 進捗中	農林水産省では、生産者による環境負荷低減の取組を可視化するため、米の生産段階における生物多様性保全の取組を得点に応じて評価し、温室効果ガスの削減貢献と合わせて等級表示する「見える化」の取組を2024年3月から推進している。2025年6月末時点で295件の登録番号を付与している。 各取組が生物多様性保全に寄与する効果に関する実証調査にあたっては、鳥類とそのえさ生物や植物を用いて評価した。 農林水産省Webページにおいて、生きものブランドを表示するマークに関するパンフレットを掲載し、周知を図った。	生物多様性保全の取組の「見える化」に関して、対象品目拡大に向けた検討を推進する。				みどりの食料システム戦略推進総合戦略（食料システム全体での環境負荷低減に向けた行動変容促進の内数）	みどりの食料システム戦略、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律
5-2-12	河川環境に関する技術開発	河川環境管理の高度化・効率化を図るため、新たな河川環境情報図の整備、新技術による環境調査などを推進する。また、河川生態学術研究など河川環境に関する調査・研究について学識経験者や各種機関と連携して推進と成果の活用を図る。【国土交通省】	b 進捗中	新たな河川環境情報図の整備や新技術による環境調査などの検討を進めており、環境調査では、航空写真等を活用した植生図作成や環境DNAを用いた魚類調査を河川水辺の国勢調査に導入することを予定している。また、河川生態学術研究など河川環境に関する調査・研究について学識経験者や各種機関と連携して推進と成果の活用を図っている。	環境情報の把握では多大な労力を要することから、新たな河川環境情報図の整備や新技術による環境調査の実施などにより、河川環境管理の高度化・効率化を図る。また、河川生態学術研究など河川環境に関する調査・研究について学識経験者や各種機関と連携して推進と成果の活用を図る。	（目標）河川水辺の国勢調査マニュアル改訂		河川水辺の国勢調査マニュアル改訂に向けた検討を進めている。（2025年6月時点）	治水事業等関係費等の内数	

施策番号	施策名	施策の概要	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	指標目標名	当初の値と目標値	点検値	予算事業名	関係制度・法令名称
5-2-13	海洋生物ビッグデータ活用技術高度化	海洋生物・生態系の保全・利用を促進するため、海洋生物・生態系研究と情報科学の融合を図り、海洋生物に関するデータ収集・選別技術及びビッグデータの生成・解析技術の高度化等を行い、社会的成果の創出をステークホルダーとの連携により目指す。【文部科学省】	b 進捗中	海洋生物に関する多様なデータの収集・選別技術やビッグデータ生成・解析技術の高度化を順調に進めているところであり、すでに多くのデータを収集するとともに、社会的ニーズも踏まえて引き続き取り組んでいるところである。	様々な取り組みにより海洋生物に関する多様なデータは順調に蓄積されているところであり、今後は社会課題等のニーズを踏まえて社会実装の在り方などの検討を進め、引き続き社会実装に向けて研究開発などを取り組む。	①本事業で整備されたデータや解析技術を用いた論文数、学会発表数（累積値） ②構築したデータベースのデータ数	①現状値　6 目標値　500（2030年度） ②現状値　121 目標値　130（2023年度）	①114（2025年5月時点） ②1805（2025年5月時点）	海洋生物ビッグデータ活用技術高度化	海洋生物ビッグデータ活用技術高度化
5-2-14	「海洋状況表示システム」（海しる）の運用	我が国における海洋状況把握（MDA）の能力強化のため、関係府省及び政府機関等が保有している気象、海象、防災、海洋生物・生態系等にかかる広域性・リアルタイム性の高い海洋情報を集約・共有・提供する「海洋状況表示システム」（海しる）を運用する。【内閣府、国土交通省】	b 進捗中	「海洋状況表示システム」（海しる）の運用を行い、気象、海象、防災、海洋生物・生態系等にかかる情報の集約・共有・提供を行っている。	海洋政策を効率的に推進するため、海洋情報の集約・共有・提供をより一層図り、「海洋状況表示システム」（海しる）の運用を行う。					
5-2-15	日本海洋データセンターの運用	日本海洋データセンターへの海洋環境に関する基礎データの集積を推進し、海洋調査機関との連携を一層強化します。【国土交通省】	b 進捗中	日本海洋データセンターでは、海洋環境を示す重要な指標である水温について、これまでに700万点を超える収集を行っており、そのほか塩分、pH等の観測項目についても、年々その数を着実に増加させている。また、日本国内の主要な海洋調査機関との連携を図り、海洋環境に関するデータの提供を受けている。	これまで実施してきた海洋環境データ収集を、今後も着実に継続していく。また国内の主要な海洋調査機関との連携を維持し、これまでと同様にデータの提供を受ける。					
5-2-16	効率的・効果的なマイクロプラスチック分析技術開発	現在ボトルネックとなっているマイクロプラスチックの材質や量の計測に対し、採集から計測まで効率的・効果的に計測する技術を開発する。得られた情報は、国際ネットワークIMDOS (Integrated Marine Debris Observing System)や環境省等に提供する。【文部科学省】	b 進捗中	マイクロプラスチックの材質や量の計測に対し、採集から計測まで効率的・効果的に計測する技術として、試料採取から分析、データの取得、試料の保管まで一気通貫で行う自動分析装置を民間企業と共同で開発した。また、委員会やシンポジウムで情報提供を行った。	今後も自動分析装置の改良を継続するとともに、委員会等での情報提供を継続する。	①開発した技術が使用された事例数 ②環境省等への情報提供数（委員会他各種会合等への出席数） ③国際会合・シンポジウムにおける情報提供数	①現状値　なし 目標値　年1回以上 ②現状値　年1回以上 目標値　年1回以上 ③現状値　年1回以上 目標値　年1回以上	①開発した技術が使用された事例　1回（2025年6月時点） ②委員会への出席等　3回（2025年6月時点） ③シンポジウム等での情報提供3回（2025年6月時点）	国立研究開発法人海洋研究開発機構運営費交付金・文部科学省海洋資源利用促進技術開発プログラム　海洋情報把握技術開発	国立研究開発法人海洋研究開発機構運営費交付金・文部科学省海洋資源利用促進技術開発プログラム　海洋情報把握技術開発
5-2-17	微生物資源の「持続可能な利用」の促進	独立行政法人製品評価技術基盤機構において、資源保有国との国際的取組の実施などにより、資源保有国への技術移転、我が国企業への海外の微生物資源の利用機会の提供などを行い、微生物資源の「持続可能な利用」の促進を図っていく。【経済産業省】	b 進捗中	ベトナム、タイ、中国、モンゴル、韓国、台湾の6か国・地域と協力関係を構築、継続し、微生物資源の保全と持続可能な利用のための取組を実施し、我が国企業への海外微生物資源の利用機会の提供を実施している。	今後も引き続きアクセスルートの確保を行うとともに、各国の微生物資源へのアクセスに関する法令等の情報を把握し、我が国の企業等に対し、微生物資源の利用の機会を提供する。				独立行政法人製品評価技術基盤機構運営費交付金	
5-2-18	有用微生物資源の保存及び提供	独立行政法人製品評価技術基盤機構において、国内外から収集した有用な微生物資源の保存及び研究開発や産業利用のための提供を継続する。【経済産業省】	b 進捗中	微生物資源を保存・管理し、研究開発や産業利用のために分譲を行っている。	有用な微生物資源の収集及び提供を行い、利活用促進を進める。				独立行政法人製品評価技術基盤機構運営費交付金	
5-2-19	生物標本・資料の収集及び維持管理体制の強化	生物多様性センターでは約65,000点の生物標本及び95,000点の資料を所蔵しており、生物多様性センターなどにおける生物標本・資料の収集及び維持管理体制の強化を進めます。【環境省】	b 進捗中	生物多様性センターでは生物標本・資料の収集を進め、約77,000点の生物標本及び約29,000点の文献資料合計106,000点の資料を所蔵している。	引き続き生物標本・資料の収集及び維持管理体制の強化を進める。				生物多様性センター維持運営費	

施策番号	施策名	施策の概要	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	指標目標名	当初の値と目標値	点検値	予算事業名	関係制度・法令名称
5-2-20	マルチステークホルダーによる連携取組	国民、事業者、NPO、地方公共団体、国等が連携して取組みを進めることで、新たな知見の導入や、異なるセクターによる客観的な評価等を通じたより効果的な枠組みの構築や取組み促進、広範な意識啓発等を実施する。【環境省】	b 進捗中	生物多様性枠組実現日本会議（J-GBF）における連携やネイチャーポジティブ宣言の呼びかけ等を進め、2025年6月末現在で935者、団体が宣言を実施した。また、各種認証制度（FSC、ASC、RSPO等）は、自然資本の持続可能な活用を目的としており、その取引量は増加傾向にある。	引き続き、J-GBFを通じた連携をはじめとして、ネイチャーポジティブ経営推進プラットフォームにおけるプロジェクトマッチングを進めるとともに、各種認証制度の活用も促進する。	①J-GBFの活動（プラットフォーム関係会議開催数） ②30by30アライアンスの参加者数 ③森里川海の活動（広報等の国民へのアプローチ数（HPアクセス数）） ④グリーンインフラ官民連携プラットフォームに登録している地方公共団体のうち、グリーンインフラの取組を事業化した地方公共団体数	①現状値　年5回以上 目標値　年5回以上 ②現状値：337（2022年12月） 目標値：500（2025年） ③現状値 25,324pv(2022年度) 目標値 30,000pv(2030年度) ④現状値　16（2021年） 目標値　70（2025年）	①年6回（2024年度） ②1055（2025年6月25日時点） ③52996pv（2024年3月時点） 78,320pv（2025年6月時点） ④24自治体（2022年）	生物多様性保全等のための基盤的事業費のうち、生物多様性主流化推進事業費	
5-2-21	全国水生生物調査	河川に生息する水生生物を指標とした水質の調査は、調査を通じて身近な自然に接することにより、環境問題への関心を高める良い機会となることから、市民参加型の全国水生生物調査を引き続き実施する。【環境省、国土交通省】	b 進捗中	過年度の調査結果および該当年度の調査実施に関する報道発表による呼びかけ等を行い、市民参加型の全国水生生物調査を実施してきた。	引き続き、市民参加型の全国水生生物調査を実施・推進する。				水質汚濁防止推進費	
5-2-22	流域関係者連携による河川等の水質調査の推進	地域住民と協働して、水生生物等の簡易的な指標を用いた水質調査や人の感覚による水質評価を実施することにより、地域の河川環境保全に対する関心・理解を醸成する。【国土交通省】	b 進捗中	地域住民と協働して、水生生物等の簡易的な指標を用いた水質調査や、水のにおいやゴミの量など人の感覚による水質評価を実施することにより、地域の河川環境保全に対する関心・理解を醸成した。	引き続き、地域住民と協働して、水生生物等の簡易的な指標を用いた水質調査や人の感覚による水質評価を実施し、多くの住民に参加を促すことにより、地域の河川環境保全に対する関心・理解を醸成する。				治水事業等関係費の内数 社会資本整備総合交付金等の内数	
行動目標5-3　生物多様性地域戦略を含め、多様な主体の参画の下で統合的な取組を進めるための計画策定支援を強化する										
5-3-1	ランドスケープアプローチを用いた統合的な取組の推進	ランドスケープアプローチの観点から、地域ごとに多様なスケールで生物多様性と他の社会課題との間のシナジーとトレードオフを明確化した上で、自然的条件と社会的条件を統合的にとらえ、地域の多様な主体の参画を得て様々な取組を協調することにより、望ましい土地利用の実現を目指す。また、そのために必要な空間計画の策定やマップ化等の見える化を進めるとともに、ランドスケープアプローチを取り入れた各種計画や戦略の策定等を支援する。【環境省】	b 進捗中	「生物多様性見える化システム」において、地方公共団体等が作成した生物多様性保全上重要な場や生態系ネットワーク構築上重要な場に係るマップを収集、見える化する体制を構築した。	「生物多様性見える化システム」の運用により自然共生サイトの取組を推進するとともに、ランドスケープアプローチによるネイチャーポジティブな地域づくりの支援等を通してモデル事例の創出を図る。				令和6年度から令和10年度までの生物多様性見える化システムの設計・開発及び運用・保守業務	30by30ロードマップ
5-3-2	生物多様性地域戦略の策定促進	生物多様性基本法第13条第１項の規定により地方公共団体が策定に努めることとされる生物多様性地域戦略について、地域の実情を踏まえつつ本戦略の目標達成に貢献する生物多様性地域戦略が多くの地方公共団体で策定されるよう、技術的助言等の方策を講じる。【環境省】	b 進捗中	自治体が自然の有する多様な機能を活用し、地域課題の解決及び国家戦略の達成に向けた実践的な地域戦略を策定・改定するにあたり、必要となる情報の提供や専門家派遣等の技術的支援・伴走支援を行った。	引き続き、生物多様性地域戦略策定支援業務による支援を継続し、地方公共団体による生物多様性地域戦略の策定数増加に向けて取組みを推進する。	①生物多様性地域戦略策定地方公共団体の割合 ②本戦略の策定を踏まえ、生物多様性地域戦略を改定した地方公共団体の割合 ③生物多様性国家戦2023-2030を踏まえた策定・改定に際し、技術的支援等を実施した地方公共団体数	①現状値 都道府県100% 市区町村9.0% 目標値（2030年度末） 都道府県100% 市区町村30% ②現状値　0% 目標値　2023 年2月時点で生物多様性地域戦略を策定済みの地方公共団体のうち、80% （2030 年度） ③現状値　0 目標値　30（2025年度末）	①都道府県100% 市区町村9.2% （2024年度） ②21.2% （2024年度） ③19件 （2024年度）	生物多様性国家戦略推進費、生物多様性保全推進支援事業	生物多様性基本法第13条第1項

施策番号	施策名	施策の概要	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	指標目標名	当初の値と目標値	点検値	予算事業名	関係制度・法令名称
5-3-3	国土利用計画及び国土の管理構想による国土の適切な利用・管理の推進	国土利用計画（全国計画）において、OECMによる保全地域の拡大等の自然環境の保全・再生・活用を含む国土の適切な利用・管理に関する基本的な方向性を示すとともに、その方向性の実現に向けて、全国計画を基本とする都道府県計画及び市町村計画の策定・改定と、それらの実行計画となる都道府県、市町村及び地域の各レベルの管理構想の取組を一体的に推進する。【国土交通省】	b 進捗中	・「第六次国土利用計画（全国計画）」を2023年7月に策定し、国土利用の基本方針として「健全な生態系の確保によりつながる国土利用・管理」の方向性を示した。 ・「国土利用計画（市町村計画）策定の手引き」を2025年4月に策定し、市町村計画の策定・改定を促進した。 ・管理構想について、都道府県、市町村及び地域の各レベルにおいて、策定の支援や人材育成研修の実施等に取り組んだ。	取組意欲の喚起等が課題となっており、引き続き、国土利用計画（都道府県計画、市町村計画）の策定・改定を促すとともに、都道府県、市町村及び地域の管理構想の取組の普及促進を図る。				市町村管理構想・地域管理構想策定推進対策	国土利用計画法
5-3-4	緑の基本計画の策定等の推進	市町村が定める緑の基本計画の策定や改定に当たり、「生物多様性に配慮した緑の基本計画策定の手引き」等の活用を促し、生物多様性の確保に配慮した公園緑地等の整備や維持管理を推進する。【国土交通省】	b 進捗中	2024年の都市緑地法改正を踏まえ同年12月に策定した「都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する基本的な方針（緑の基本方針）」で緑の基本計画における生物多様性の確保に向けた指標の設定を位置づけ促進を図っているほか、「生物多様性に配慮した緑の基本計画策定の手引き」等の活用を促し、生物多様性の確保に配慮した公園緑地等の整備や維持管理を推進している。	引き続き、生物多様性の確保に配慮した緑の基本計画の策定を促進することで、生物多様性の確保に配慮した公園緑地等の整備や維持管理を推進する。	生物多様性の確保に配慮した緑の基本計画の策定割合	現状値　53%(2020年度） 目標値　60%(2027年度）	65%（2023年度）		都市緑地法
5-3-5	意思決定プロセスにおける女性参画の推進	生物多様性の保全に関わる、広範なステークホルダーの意見を統合し、より効果的で実効的な取組を行うため、生物多様性に関する会議における、女性の参加比率を向上させる。加えて、多様な主体が意思決定プロセスに参加しやすくなるよう、開催形体や参画方法を配慮する。【環境省】	b 進捗中	生物多様性に関する会議における、女性の参加比率の向上に努めた。また、オンラインを積極的に活用するなど検討会等の開催形態や参画方法について配慮した。	引き続き生物多様性に関する会議における、女性の参加比率の向上に努めるとともに、検討会等の開催形態や参画方法について配慮を進める。	①生物多様性保全に関する審議会の女性委員の比率 ②生物多様性保全に係る環境省の管理職ポストのうち、女性が占める割合	①現状値 22%(2021年度） 目標値　40%（2025年度） ②現状値 12.3%(2023年1月時点） 目標値　30%（2030年度）	①44.4% （2025年6月時点） ②12.5% （2025年6月時点）		
行動目標5-4　生物多様性に有害なインセンティブの特定・見直しの検討を含め、資源動員の強化に向けた取組を行う										
5-4-1	生物多様性への資源動員の強化	国内外における生物多様性に係る取組全体を底上げするため、生物多様性の保全及び持続可能な利用に資する施策の実施に必要な法制上、財政上又は税制上の措置等を講ずるとともに、国際的な資源動員への貢献を強化する。その際、気候変動対策など他の施策との相乗効果等、資源配分の効率性に配慮する。【環境省、関係府省】	b 進捗中	我が国はGBF基金に拠出を行ったほか、生物多様性日本基金を通じて生物多様性条約事務局及び国連開発計画への継続的な拠出、またSATOYAMAイニシアティブ国際パートナーシップ事務局への継続的な拠出を行い、これらの資金を通じ、生物多様性の保全及び持続可能な利用を推進した。これらの資金による活動は、気候変動に対する強靭性の構築等や地域住民の生計向上等にも貢献した。	我が国からの継続的な拠出を行うべく国民及び関係者の理解促進を図ること、また民間を含めた全てのソースからの資源動員を推進することが課題であり、今後も、拠出の効果について積極的な情報発信を推進する。					
5-4-2	「生態系サービスへの支払い」の推進	生態系サービスの受益者が、その恩恵に対する資金負担を行う「生態系サービスへの支払い」の事例に関する情報提供等を通じて、国内での普及を推進する。【環境省】	b 進捗中	・環境省HP内に掲載している「生態系サービスへの支払い～日本の優良事例の紹介～」のページを活用し、地方公共団体や企業等に対して事例紹介等を実施した。 ・また、生物多様性の価値取引制度等の社会経済的な仕組みの構築を見据えた生物多様性・自然資本の定量的な価値評価手法の検討を2025年度から開始した。	・今後も同ページを活用した普及啓発を実施する。 ・生物多様性の価値評価及びその活用に関する検討を進める。				生物多様性保全等のための基盤的事業費のうち、自然資本投資に向けた環境整備費	生物多様性基本法、生物多様性国家戦略
5-4-3	乾燥地の保全、砂漠化対処	乾燥地域等の自然資源を総合的に保全・管理するための手法を検討し、研究・調査などを実施する。また、それにより得られた科学的知見を条約締約国会議や補助機関会合などにおいて提供しながら、世界の砂漠化問題に積極的に取り組む。【環境省】	b 進捗中	2024年度からモンゴルにおける調査・支援事業を開始するとともに、砂漠化対処条約COP16（2024年）に専門家を派遣するなど、世界の砂漠化問題に積極的に取り組んだ。	引き続き、モンゴルにおける調査・支援事業を実施するとともに、砂漠化対処条約COP等に積極的に関与し、世界の砂漠化問題に積極的に取り組む。				ネイチャーポジティブ（NP）の実現に向けた生物多様性保全等のための国際協力・ルール先導推進費	

施策番号	施策名	施策の概要	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	指標目標名	当初の値と目標値	点検値	予算事業名	関係制度・法令名称
5-4-4	生物多様性保全等に資する優遇措置等	生物多様性の保全をはじめ自然環境の保全活動などを行う特定公益増進法人に対する寄付金の優遇措置や、自然公園や保安林などに指定された区域内の土地に係る所得税・法人税・地方税の特例などの税制上の措置を講じる。【環境省、農林水産省】	a+既に達成済み	2023年度から2024年度までに、税制上の特例措置を受けられる国立公園の特別保護地区及び第1種特別地域の民有地約58haを拡大した。 生物多様性維持協定が締結された一定の土地について、相続税及び贈与税の20%減額を行った。 自然環境保全地域及び都道府県自然環境保全地域特別地域内の一定の土地等を、特別目的のため譲渡した場合の所得税及び法人税の特例措置を講じている。	現在の取組を継続して進めていく。					自然環境保全法
5-4-5	自然共生サイト認定に係るインセンティブの検討	自然共生サイトの認定を受けた土地の生物多様性の価値を証書化等し、取引されるような枠組みの検討を進めるとともに、それ以外の税制等の経済的なインセンティブについての導入可能性や実効性等の検討を行う。【環境省】	b 進捗中	自然共生サイトを法制化する「地域生物多様性増進法」が2025年4月から施行され、自然共生サイトに対して支援を行った者に対して「支援証明書」を国が発行する制度の本格運用を2025年8月から開始した。 支援証明書および自然共生サイトは、民間企業がTNFD情報開示に活用することも念頭に制度設計しており、より多くの民間企業等の参画を促すことが期待されている。 併せて、地域の取組を補助する「生物多様性保全推進支援事業」について予算も拡充した。 また、土地所有に係る負担軽減については、長期的な保全をし易くするべく、「生物多様性維持協定」が締結された一定の土地について、相続税・贈与税の評価額を20%減額することとなった。	国内企業に対する支援証明書制度の制度普及を行っていく。				OECMを活用した健全な生態系の回復及び連結促進事業	30by30ロードマップ
5-4-6	生物多様性に有害・有益な奨励措置に係る対応	国内の補助金を含む各種奨励措置について、生物多様性に有害なものを特定し、該当する奨励措置の在り方を見直す。有害な奨励措置の特定作業に当たっては、生物多様性への影響を見極めるため、関係省庁と十分に検討・協議の上で実施する。また、見直しについては奨励措置の利用者に十分配慮し、対処する。あわせて、有益な奨励措置の増加に取り組み、優良事例については横展開すべく情報発信等に取り組む。【環境省】	b 進捗中	・有害な奨励措置の特定及びそのあり方の見直しの方向性については、関係省庁、OECD等との意見交換を含め検討を行った。 ・有益な奨励措置についても、OECDとの意見交換等を通じ、OECDのPINEデータベースの活用を含め、奨励措置の特定等に関する検討を行った。	・「OECDによる有害補助金の特定に関するガイドライン（作成中）」の内容も含め、有害な奨励措置の特定及びそのあり方の見直しの方向性を検討する。 ・有益な奨励措置については、OECD PINEデータベースへの日本の取り組み追加について働きかけを行うとともに、国内における特定に向けた検討を行う。	①廃止・見直し等を行った生物多様性に有害な補助金・奨励措置の予算総額 ②生物多様性に有益な取組の支出総額	①現状値 － 目標値 － ②現状値 － 目標値 －	①－（2024年度） ②－（2024年度）		
行動目標5-5 我が国の知見を活かした国際協力を進める										
5-5-1	**SATOYAMAイニシアティブ** ➢SATOYAMAイニシアティブの推進	生物多様性条約COP10～14までの決定を踏まえ、二次的自然環境における生物多様性の保全とその持続可能な利用を目指す「SATOYAMAイニシアティブ」を世界規模で推進する。【環境省】	b 進捗中	国連大学サステイナビリティ高等研究所とともに、SATOYAMAイニシアティブ国際パートナーシップを推進するとともに、生物多様性日本基金第2期を通じてSATOYAMAイニシアティブ推進プログラム（COMDEKS）フェーズ4を国連開発計画、経団連自然保護協議会とともに2023年に開始し、SATOYAMAイニシアティブの現場におけるランドスケープレベルのプロジェクトを推進した。	SATOYAMAイニシアティブの考え方を、生物多様性条約を始めとする生物多様性に係る国際的な議論にインプットしていくことが課題であり、各種会議やサイドイベント等を活用して効果的にインプットする。	SATOYAMAイニシアティブに関連するプロジェクトの実施数	現状値 458件 目標値 600件 （2028年）	472（2025年6月時点）	国連大学拠出金（SATOYAMAイニシアティブ国際パートナーシップ実施事業）	生物多様性条約
	SATOYAMAイニシアティブ ➢SATOYAMAイニシアティブ国際パートナーシップの推進	COP10期間中に設立された「SATOYAMAイニシアティブ国際パートナーシップ」への参加を広く呼びかけるとともに、参加団体間の情報共有や協力活動を促進する。【環境省】	b 進捗中	SATOYAMAイニシアティブの参加国数、団体数及び協力活動数はいずれも伸びており、各国へのSATOYAMAイニシアティブの普及が進んでいる他、メーリングリスト、SATOYAMAイニシアティブテーマ別レビュー、IPSI-9等の機会等を活用して参加団体間の情報共有が進んでいる。	二次的自然環境の持続可能な利用と保全に関する国際的な理解の醸成については一定の進展はあったものの引き続き継続的な取組が必要であり、各種会議等の場を通じて二次的自然環境の持続可能な利用と保全の重要性についてインプットを行うとともに、各国政府に対して個別に働きかけを行う。	①SATOYAMAイニシアティブ国際パートナーシップへの参加団体の本部事務所等所在国数 ②SATOYAMAイニシアティブ国際パートナーシップへの参加団体数	①現状値 73 目標値 100（2030年） ②現状値 283団体 目標値 400団体（2030年）	①80（2025年6月時点） ②337（2025年6月時点）	国連大学拠出金（SATOYAMAイニシアティブ国際パートナーシップ実施事業）	生物多様性条約

施策番号	施策名	施策の概要	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	指標目標名	当初の値と目標値	点検値	予算事業名	関係制度・法令名称
	SATOYAMAイニシアティブ ➢GEF、CEPFによる国際支援	地球環境ファシリティー（GEF）やクリティカル・エコシステム・パートナーシップ基金（CEPE）等を通じて、SATOYAMAイニシアティブに関連した活動に対する支援の機会を促進する。【環境省】	b 進捗中	生物多様性日本基金第2期を通じて開始されたCOMDEKSフェーズ4において、GEF小規模グラントプログラム（SGP）を通じたSATOYAMAイニシアティブの現場における活動を支援している他、CEPF事務局に対し、SATOYAMAイニシアティブの考え方を考慮した事業執行が行われるよう適切なインプットを実施した。	GEFのSGP以外の資金を通じてもSATOYAMAイニシアティブで推進するランドスケープアプローチを基にした地域の自然資源の持続可能な利用と保全を推進するプロジェクトが行われるようにすることが課題であり、COMDEKSの有用性について効果を示し広報していくとともにGEF評議会等の機会を通じて適切にインプットする。				生物多様性条約拠出金	
5-5-2	途上国における陸域・沿岸域の持続的自然資源管理	途上国において、技術協力、有償資金協力等を活用し、政策・計画策定の能力向上、科学的情報基盤の整備、地域住民との協働等を通じた地域における実証・モデル化、リソース確保と連携によるスケールアップ等を通じて、自然環境の減少と劣化を防ぐことで、生物多様性の維持、温室効果ガスの排出抑制、自然災害の軽減化など生態系サービスを確保し、自然環境からの様々な恵みを享受し続けられる社会の構築を目指す。【外務省】	b 進捗中	技術協力、有償資金協力等を活用し、開発途上国における、生物多様性の維持、温室効果ガスの派出抑制、自然災害の軽減化等に資する取組を実施した。	技術協力、有償資金協力等を活用し、開発途上国における、生物多様性の維持、温室効果ガスの派出抑制、自然災害の軽減化等に資する取組を引き続き実施する。	自然環境保全を担う途上国機関の体制強化、人材育成人数	現状値　－ 目標値　自然環境保全を担う中央／地方政府における48以上の機関の体制が強化され、行政官等が12000人養成される。（2030年）	1229人（2024年）	JICA運営費交付金の内数	
5-5-3	開発協力大綱等に基づく生物多様性分野への支援	開発途上国のニーズ、生物多様性を取り巻く国際社会の動向、気候変動などの地球規模の課題などを踏まえ、より効果的かつ効率的に生物多様性分野を含めた環境分野における国際協力を推進する。【外務省】	b 進捗中	開発途上国のニーズ、生物多様性を取り巻く国際社会の動向、気候変動などの地球規模の課題などを踏まえ、より効果的かつ効率的に生物多様性分野を含めた環境分野における国際協力を推進した。	開発途上国のニーズ、生物多様性を取り巻く国際社会の動向、気候変動などの地球規模の課題などを踏まえ、より効果的かつ効率的に生物多様性分野を含めた環境分野における国際協力を引き続き推進する。					
5-5-4	クリティカル・エコシステム・パートナーシップ基金（CEPF）	世界銀行、地球環境ファシリティ及び国際NGOコンサベーション・インターナショナルが2000年８月に共同設立したクリティカル・エコシステム・パートナーシップ基金（CEPF）を通じて、途上国における生物多様性ホットスポットの効果的な保護を支援する。【財務省】	b 進捗中	2024年6月末までに、25か所の生物多様性ホットスポットの保全戦略が実施され、支援対象団体数は2,770団体に上った。	引き続き同基金が行う途上国における生物多様性ホットスポットの保全の取組を支援する。					
5-5-5	JICAを通じた国際協力の推進	・二国間協力としては、国際協力機構（JICA）を通じた技術協力を実施し、開発途上国における持続可能な森林経営や生物多様性保全への取り組みを推進する。 ・援助実施機関であるJICAにおいても、「JICA環境社会配慮ガイドライン（2022年1月公布）」を踏まえ、適切な環境社会配慮のもとで、案件形成・実施に努める。【外務省、財務省】	b 進捗中	・JICAによる技術協力を通じ、開発途上国における持続可能な森林経営や生物多様性保全への取組を推進した。 ・JICAにおいて、「JICA環境社会配慮ガイドライン（2022年1月改正）」に、適切な環境社会配慮の下で、案件形成・実施に努めた。	・JICAによる技術協力を通じ、開発途上国における持続可能な森林経営や生物多様性保全への取組を引き続き推進する。 ・JICAにおいて、「JICA環境社会配慮ガイドライン」を踏まえ、適切な環境社会配慮の下で、案件形成・実施に引き続き努める。					
5-5-6	途上国の森林減少・劣化の抑制と持続可能な森林経営の促進	・開発途上国の森林減少・劣化に由来する排出の削減等（REDD＋（レッドプラス））の促進や森林の防災・減災機能の強化に資する技術開発や人材育成等を支援する。【農林水産省】	b 進捗中	緑の気候基金（GCF）のREDD+成果払いやUN-REDDにおける議論に貢献し、REDD+の国際的な連携・協力を推進した。 また、我が国の民間企業等が途上国での森林プロジェクトに参入するために必要な環境整備を図ることにより、民間事業者によるREDD+を含む森林保全の取組を促した。 途上国の森林の防災・減災等の機能強化に治山技術を適用する手法を開発するとともに、これらの技術の普及や我が国の森林技術者の育成等を実施した。	持続可能な森林経営を通じた地球温暖化防止対策の推進のため、引き続き、これらの取組を実施する。 特に、民間企業等の参画がより促進されるよう、我が国の技術の活用による森林保全手法の開発や成果の可視化に取り組む。				・国際林業協力事業 ・森林技術国際展開支援事業 ・グローバルサウス諸国における森林を活用した防災・減災技術展開促進事業	
5-5-7	途上国の森林保全・造成等のための国際的支援	途上国における森林保全・造成に関する技術・資金協力、合法で持続可能な木材サプライチェーンの構築、及び森林の整備・保全等による山地流域の強靭化に関する二国間の国際協力や国際機関を通じた多国間の支援をする。【農林水産省、外務省】	b 進捗中	国連食糧農業機関（FAO）への拠出を通じ、森林の整備・保全等による山地流域の強靭化に向けて、災害等のリスク評価や管理に係る課題の調査や分析、能力開発の支援を実施、加えて、森林減少・劣化を抑止する一体的なアプローチをまとめたガイドラインの作成を支援している。また、国際熱帯木材機関（ITTO）への拠出を通じ、熱帯木材生産国における持続可能な木材サプライチェーン構築・展開に関するプロジェクトを支援している。	今後も引き続き、森林の整備・保全等を通じた国際的支援を推進する。				・国連食糧農業機関（FAO）拠出金 ・国際熱帯木材機関(ITTO)拠出金	

施策番号	施策名	施策の概要	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	指標目標名	当初の値と目標値	点検値	予算事業名	関係制度・法令名称
5-5-8	国際熱帯木材機関(ITTO)プロジェクト支援	国際熱帯木材機関(ITTO)加盟国における、合法で持続可能な熱帯木材の貿易及び熱帯林の持続可能な経営を促進するため、森林認証制度の普及を含む、違法伐採対策や森林経営能力開発プロジェクト等の実施を支援し、熱帯林をはじめとする森林の保全に貢献する。【外務省、農林水産省】	b 進捗中	熱帯木材生産加盟国におけるプロジェクト等を通じて、合法で持続可能な熱帯木材の貿易や、熱帯林の持続可能な経営に関連する、法・制度設計、能力開発及び地域住民の生活向上等を支援するとともに、熱帯林の保全等へ貢献している。	引き続き、熱帯木材生産加盟国におけるプロジェクト等を通じて、合法で持続可能な熱帯木材の貿易及び熱帯林の持続可能な経営を促進するための、法・制度設計や能力開発等を支援するとともに、熱帯林をはじめとする森林の保全に貢献する。	①持続可能な森林経営の促(ITTO 加盟生産国において持続可能な経営が認証されている森林面積 (FSC とPEFC の合計)) ②合法的に伐採された木材貿易の促進(ITTO 加盟生産国におけるCoC (Chain of Custody)認証取得数)	①現状値:36.4 百万ha(2021 年度) 目標値:50百万ha (2030年) ②現状値:5,484 (2021 年度) 目標値:8,000 (2030年)	①42.8百万ha(2024年度) ②7,674 (2024年度)	国際熱帯木材機関(ITTO)拠出金(任意拠出金)	国際熱帯木材協定、外務省設置法
5-5-9	国際熱帯木材機関(ITTO)と生物多様性(CBD)条約事務局との共同イニシアティブ支援	生物多様性の保全における熱帯林の役割を認識し、ITTO-CBDの覚書(MoU)基づく、熱帯林の生物多様性に係る共同イニシアティブを通じた取組を実施する。【農林水産省、外務省】	b 進捗中	国際熱帯木材機関(ITTO)への拠出を通じ、食料生産等と調和した持続可能な森林経営を促進するため、生態系回復・保全のためのガイドラインの作成や関係者の能力開発等、熱帯林の生物多様性の保全に貢献するプロジェクトを支援している。	現在の取組を継続して進める。				国際熱帯木材機関(ITTO)拠出金	
5-5-10	国際熱帯木材協定(ITTA)実施	合法的に伐採された熱帯木材の国際貿易の拡大及び多様化、及び熱帯木材生産林の持続可能な経営を促進することを目的とする国際熱帯木材機関(ITTO)事務局の活動を支援するとともに、関連会合に積極的に参画し、加盟国と必要に応じた積極的な情報交換を行い、国際熱帯木材協定(ITTA)を適切に実施するもの。【外務省、農林水産省】	b 進捗中	ITTOの最高意思決定機関である理事会の開催をはじめとするITTO事務局の活動を支援するとともに、理事会や新たな「国際熱帯木材協定(ITTA)」の作成に向けた作業部会を含む関連会合に積極的に参画し、他の加盟国との協議や情報交換等も通じて、ITTAの適切な実施に向けた取組を行っている。	引き続き、ITTO事務局の各種活動を支援するとともに、理事会をはじめとする関連会合に積極的に参画し、他の加盟国との協議や情報交換等も通じて、ITTAの適切な実施に向けた取組を行う。				国際熱帯木材機関(ITTO)分担金	国際熱帯木材協定、外務省設置法
5-5-11	IPBESの活動促進	政策決定プロセスにおける科学的知見の活用を促進し、科学と政策のインターフェースを強化するため、IPBES(Intergovernmental Science-Policy Platform on Biodiversity and Ecosystem Services)に対して科学的根拠に基づく効果的、効率的な枠組みとなるよう積極的に参加・貢献し、そのための国内体制を整備する。【環境省】	b 進捗中	IPBESが効果的、効率的な枠組みとなるよう、IPBES総会への出席やアセスメント文書案へのインプット等を実施した。また、学際的有識者パネル(MEP)やアセスメント報告書執筆者等、有識者の会議出席を支援するとともに、TSUのホストなどを実施した。また、作成されたアセスメントレポートの翻訳や一般向けセミナーの開催等、日本国内における普及啓発を実施した。	引き続き、IPBES総会への出席やアセスメント文書へのインプット、有識者の会議出席支援、TSUの日本におけるホスト、日本国内における普及啓発を推進し、IPBESの活動に貢献する。	生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム(IPBES)会議への専門家派遣人数	現状値 0 ※コロナにより会議開催が なかったため 目標値 5(2030年)	3名(2025年6月時点)	・生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム(IPBES)拠出金 ・生物多様性及び生態系サービスに関する科学政策プラットフォーム推進費 ・ネイチャーポジティブ(NP)の実現に向けた生物多様性保全等のための国際協力・ルール先導推進費	

施策番号	施策名	施策の概要	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	指標目標名	当初の値と目標値	点検値	予算事業名	関係制度・法令名称
5-5-12	GEOSS構築のための取組の推進	地球観測に関する政府間会合（GEO）に参画し、気候変動、災害、生物多様性等の地球規模課題への対応に向けた政策決定等に貢献するため、幅広いユーザに対して、各国の衛星、海洋、地上等の地球観測データ及びそれらを活用し得られた情報等を提供する全球地球観測システム（GEOSS）の構築・発展に関する国際協力を推進する。【文部科学省】	b 進捗中	本会合や執行委員国会議等の各種会合への出席や拠出金の負担、2024年9月に東京で開催された第16回アジア・オセアニア地域GEO（AOGEO）シンポジウム等を通じて、GEOSSの構築・発展に関する国際協力の推進に貢献している。	2023年11月の第19回GEO本会合で採択された「2026年以降のGEO戦略」において、地球観測データをはじめとする多様なデータを統合し、それをモデルや予測、シナリオ分析等と組み合わせ、課題解決に向けた政策判断や行動に必要な知識や洞察を提供する「地球インテリジェンス」の創出が新たなテーマとして位置づけられた。今後は、GEOSSの構築・発展に加え、地球インテリジェンスの創出に向けた国際協力も推進する。	（目標） 生物多様性を含む地球規模課題への対応に向けた政策決定等に貢献するため、各国の地球観測データ及びそれらを活用し得られた知見等を共有するための基盤であるGEOSSの構築・発展に関する国際協力を推進する。また、GEO次期戦略ミッションにおいて、生物多様性に関する取組を重点的取組事項として位置づける		本会合や執行委員国会議等の各種会合への出席や拠出金の負担、2024年9月に東京で開催された第16回アジア・オセアニア地域GEO（AOGEO）シンポジウム等を通じて、GEOSSの構築・発展に関する国際協力の推進に貢献している。また、2025年5月の第20回本会合にて承認された「2026年以降のGEOワークプログラム」において、生物多様性に関する取組が重点分野の1つに位置づけられた。（2025年6月時点）	地球観測政府間会合拠出金	
5-5-13	アジア太平洋生物多様性観測ネットワーク(APBON)	アジア太平洋地域における生物多様性の保全のための取組をより効果的に推進するため、各国の現状についての情報交換などを通じ、同地域における生物多様性モニタリングの観測ネットワークの活動を支援し、地域の連携を深める。アジア太平洋海域においても同様の取り組みを行う（AP-MBON）。【環境省、文部科学省】	b 進捗中	アジア太平洋地域における生物多様性の保全のための取組をより効果的に推進するため、国際ワークショップ及びウェブセミナーを開催し、生物多様性モニタリングの観測ネットワークの活動を支援し、連携を深めた。	引き続き国際ワークショップやウェブセミナーを開催することにより、アジア太平洋地域における生物多様性モニタリングの観測ネットワーク活動を支援し、地域の連携を深める。アジア太平洋海域においても同様の取り組みを行う（AP-MBON）。 また、より多くの国又は地域からの参加を促すためメーリングリストを活用する。	（目標） 生物多様性情報の収集・提供を行う場であるアジア太平洋地域生物多様性観測ネットワークのメンバー国あるいは地域のうち、ウェブセミナーに出席した研究者の国あるいは地域の割合が7割以上を維持		アジア太平洋地域生物多様性観測ネットワークのメンバー国あるいは地域のうち、ウェブセミナーに出席した研究者の国あるいは地域の割合：40%（2024年度）	地球規模生物多様性モニタリング推進事業費	生物多様性基本法第23条
5-5-14	アジア太平洋地域地球変動研究ネットワーク（APN）	アジア太平洋地域地球変動研究ネットワーク（APN）を通じて、地域研究者との共同研究や能力開発、ワークショップ開催等を通じ、地域各国の政策担当者との連携強化を促進する。【環境省】	b 進捗中	研究支援等を通じ、生物多様性に関する専門家グループと連携してアジア太平洋地域の科学的能力向上に貢献してきた。	引き続き、地域研究者との共同研究や能力開発、ワークショップを通じ、地域各国の政策担当者との連携強化を促進する。	研究支援等を通じ、生物多様性に関する専門家グループと連携してアジア太平洋地域の科学的能力向上に貢献する。あわせて、生態系、生物多様性を重点分野の一つに捉え戦略的に取り組み、各種関連会議への情報のインプットや職員の参加を推進していく。		APNの第5次戦略計画（2020年～2026年）に沿って進めている。（2025年6月時点）	地球環境に関するアジア太平洋地域協同研究・観測事業拠出金	

施策番号	施策名	施策の概要	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	指標目標名	当初の値と目標値	点検値	予算事業名	関係制度・法令名称
5-5-15	**生物多様性条約関連会合等への対応** ➢生物多様性条約関連会合への参加	生物多様性条約関連会合への参加を通じ、効果的な条約実施の推進、我が国の知見・取組の共有など、地球規模での生物多様性の保全及び持続可能な利用の達成に貢献していく。【環境省、外務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省】	b 進捗中	生物多様性条約関連会合（代表団登録が求められる公式会合）には、すべて日本政府代表団等が参加した。効果的な条約実施の推進、我が国の知見・取組の共有など、地球規模での生物多様性の保全及び持続可能な利用の達成に貢献した。	今後も、生物多様性条約関連会合（代表団登録が求められる公式会合）に参加するとともに、主要議題に関する交渉等、議論への積極的な関与等を通じて、効果的な条約実施の推進等に貢献する。	生物多様性条約関連会合（代表団登録が求められる公式会合）のうち、日本政府代表団等が参加した割合	現状値　100% 目標値　100%	100%（2025年6月時点）		生物多様性条約
	生物多様性条約関連会合等への対応 ➢生物多様性条約締約国会議及び関連会合の結果に関する周知	生物多様性条約の締約国会議や、関連する科学技術補助機関（SBSTTA：Subsidiary Bodies for Scientific, Technicai and Technological Advice）などにおける議論の状況等を国民に周知し、条約の実施への国民の協力を促す。【環境省】	b 進捗中	生物多様性条約COP16や関連会合においては、プレスリリースのみならず、記者ブリーフやSNS（「X」）を通じた周知、一般向け報告会等を通じて、国民への周知や条約実施に向けた国民の協力を促進した。	今後の生物多様性条約COPにおいても、同様の周知・発信を行い、条約実施に向けた国民の協力を促す。	（目標） 概ね2年に一度の周期で開催される生物多様性条約COP開催後には、その内容の結果報告を行い、また、概要をまとめた国民向けの資料等を作成・公開する。		生物多様性条約COP16開催後、結果概要をとりまとめた資料を作成するとともに、一般向けの結果報告を行った。（2025年6月時点）	・生物多様性保全等のための基盤的事業費	生物多様性条約
	生物多様性条約関連会合等への対応 ➢国際会議等への専門家の派遣	生物多様性分野の国際的な議論に貢献するため、生物多様性条約関連会合や国際機関への派遣など、国内の生物多様性分野の専門家の発掘・支援・育成を行う。【環境省】	b 進捗中	IPBES関連会議・生物多様性条約関連会合専門家会合ともに3名の専門家を派遣するとともに、IPBESアセスメント執筆者の公募等を通じて、国内の生物多様性分野の専門家の発掘・支援・育成を推進した。	引き続き、IPBES関連会議や生物多様性条約関連会合専門家会合に専門家を派遣するとともに、IPBESアセスメント執筆者の公募等を通じて、国内の生物多様性分野の専門家のさらなる発掘・支援・育成を推進する。	①生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム（IPBES）への専門家派遣人数 ②生物多様性に係る条約関連専門家会合に派遣した専門家の数	①現状値　0 ※コロナにより会議開催がなかったため 目標値　5（2030年） ②現状値　0 ※コロナにより会議開催がなかったため 目標値　3（2030年）	①3名（5-5-11と同じ） （2025年6月時点） ②3名 （2025年6月時点）	・生物多様性保全等のための基盤的事業費 ・ネイチャーポジティブ（NP）の実現に向けた生物多様性保全等のための国際協力・ルール先導推進費	
5-5-16	生物多様性条約の適切な実施	生物多様性の保全、その構成要素の持続可能な利用及び遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を目的とする、生物多様性条約の事務局の活動を支援するとともに、条約関連会合に積極的に参画し、関係の締約国と必要に応じた積極的な情報交換を行い、条約を適切に実施するもの。【外務省】	b 進捗中	意見提出等の非金銭的貢献及び義務的拠出金の拠出を継続し、生物多様性条約の事務局の活動を支援した。 締約国会議や補助会合、非公式協議等の条約関連会合に積極的に参画し、関係の締約国と必要に応じた積極的な情報交換を行った。 ボランティアピアレビューへの参画を表明した。 これらの取り組み等を通じて条約の適切な実施に貢献した。	引き続き、意見提出等の非金銭的貢献及び義務的拠出金の拠出を継続し、生物多様性条約の事務局の活動を支援するとともに、条約関連会合に積極的に参画し、関係の締約国と必要に応じた積極的な情報交換を行い、条約を適切に実施する。	生物多様性条約の目的の達成に向けた国際的なルール作りの推進（生物多様性条約締約国会議における決定の数）	現状値　35本 （2022年度） 目標値　38本 （2030年度）	36本※ COP16開催（2025年2月）時点	生物多様性条約拠出金（義務的拠出金）	生物多様性条約、外務省設置法

施策番号	施策名	施策の概要	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	指標目標名	当初の値と目標値	点検値	予算事業名	関係制度・法令名称
5-5-17	生物多様性日本基金	途上国がCOP15で採択される昆明・モントリオール生物多様性枠組を達成するための国際協力を推進する。【環境省】	b 進捗中	生物多様性日本基金第2期を通じて、生物多様性国家戦略及び行動計画（NBSAP）ダイアローグの開催支援等を実施し、昆明・モントリオール生物多様性枠組の途上国等における実施に貢献した。	生物多様性日本基金第2期が2028年に終期を迎える中で、昆明・モントリオール生物多様性枠組の目標年である2030年まで途上国へ継続的な支援を行うこと及び2030年以降の枠組に向けた議論に貢献していくことが課題であり、必要な予算を確保できるよう関係者の理解を促進する。	①生物多様性日本基金を通じ生物多様性条約事務局が主催した能力構築等の会議開催累積数 ②生物多様性条約事務局主催の能力構築等の会議に参加し、生物多様性国家戦略の改訂を実施した国の累積数 ③生物多様性日本基金を通じCOMDEKS（SATOYAMAイニシアティブ推進プログラム）により支援した途上国の数	①現状値 － 目標値 5（2030年） ②現状値 － 目標値 170（2030年） ③現状値 － 目標値 10（2028年）	①510（2025年3月時点） ②179（2025年3月時点） ③27（2025年6月時点）	生物多様性条約拠出金	
5-5-18	生物多様性条約カルタヘナ議定書実施	現代のバイオテクノロジーにより改変された生物であって生物の多様性の保全及び持続可能な利用に悪影響を及ぼす可能性のあるものの国境を越える安全な移送、取扱い及び利用の分野において十分な水準の保護を目的とする、生物多様性条約カルタヘナ議定書の事務局の活動を支援するとともに、条約関連会合に積極的に参画し、関係の締約国と必要に応じた積極的な情報交換を行い、条約を適切に実施する。【外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省】	b 進捗中	条約関連会合に積極的に参画し、関係の締約国と必要に応じた積極的な情報交換を行い、条約を適切に実施している。	引き続き、条約関連会合に積極的に参画し、関係の締約国と必要に応じた積極的な情報交換を行い、条約を適切に実施する。	カルタヘナ議定書の目的の達成に向けた国際的なルール作りの推進（カルタヘナ議定書締約国会議における決定の数）	現状値 14本（2022年度） 目標値 18本（2030年）	12本（2025年6月時点（CP/MOP11））	生物多様性条約カルタヘナ議定書拠出金（義務的拠出金）	生物多様性条約カルタヘナ議定書、外務省設置法
5-5-19	生物多様性条約名古屋議定書実施	遺伝資源の利用から生ずる利益を公正かつ衡平に配分すること並びにこれによって生物の多様性の保全及びその構成要素の持続可能な利用を目的とする、生物多様性条約名古屋議定書の事務局の活動を支援するとともに、条約関連会合に積極的に参画し、関係の締約国と必要に応じた積極的な情報交換を行い、条約を適切に実施する。【外務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省】	b 進捗中	意見提出等の非金銭的貢献及び義務的拠出金の拠出を継続し、生物多様性条約の事務局による名古屋議定書に関する活動を支援した。 締約国会議や補助会合、非公式協議等の条約関連会合に積極的に参画し、関係の締約国と必要に応じた積極的な情報交換を行った。 ボランティアピアレビューへの参画を表明した。 これらの取り組み等を通じて条約の適切な実施に貢献した。	引き続き、意見提出等の非金銭的貢献及び義務的拠出金の拠出を継続し、生物多様性条約の事務局の活動を支援するとともに、他のABS関係の条約との整合性を確保するために国内外で積極的な情報交換を行い、これらをもって条約を適切に実施する。	名古屋議定書の目的の達成に向けた国際的なルール作りの推進（名古屋議定書締約国会合における決定の数）	現状値 12本（2022年度） 目標値 16本（2030年度）	14本※COP16開催（2025年2月）時点	生物多様性条約名古屋議定書拠出金（義務的拠出金）	生物多様性条約名古屋議定書、外務省設置法
5-5-20	日中韓生物多様性政策対話	日中韓生物多様性政策対話において、昆明・モントリオール生物多様性枠組の実施に向けた3カ国間の知見の共有等を進める。【環境省】	b 進捗中	2023年は中国、2024年は日本で日中韓生物多様性政策対話が開催され、昆明・モントリオール生物多様性枠組の実施に向けた3カ国間の知見の共有、協力体制の強化等を進めた。	2025年は韓国にて開催され、その後も、年1回程度の頻度で開催される本対話に参画し、さらなる3カ国間の知見の共有、協力体制の強化等を進める。	政策対話の開催数	現状値 年1回 目標値 年1回	年1回の頻度で開催されている（2025年6月時点）	生物多様性保全等のための基盤的事業費	日中韓三カ国環境大臣会合

施策番号	施策名	施策の概要	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	指標目標名	当初の値と目標値	点検値	予算事業名	関係制度・法令名称
5-5-21	ラムサール条約及び条約湿地の保全、賢明な利用及び普及啓発	ラムサール条約湿地において生息・生育する動植物の保全及びワイズユース（賢明な利用）を促進するとともに、条約湿地の質をより向上させていく観点から、これまでに登録された全ての湿地について最新状況を把握し、ラムサール情報票（RIS）の更新を行う。そのため、関係省庁、地方公共団体や地域住民、NGO、専門家、地域住民、ユースなどと連携し、条約湿地に関するモニタリング調査や情報整備、湿地の再生、優良事例の共有、湿地教育を含む普及啓発活動等活動などを推進する。 なお、国際的に重要な湿地の基準を満たすことが明らかであって、登録によって地域による保全等が円滑に推進されると考えられる湿地については、地域の合意が図られ要件が整ったものについて登録を進める。加えて、特に我が国に渡来する水鳥類の渡りのルート上に位置するアジア太平洋地域において、湿地の現況調査や条約湿地の候補地選定支援、普及啓発等を進めることにより、アジア太平洋地域におけるラムサール条約の履行や、渡り鳥及び湿地保全への国際協力を行う。【環境省、外務省、農林水産省、国土交通省】	b 進捗中	ラムサール情報票（RIS）について現在9箇所の更新作業をしている。ラムサール条約登録湿地関係市町村会議等が実施され、関係自治体間の情報共有と連携が進められている。	RIS情報精度及び内容について、過去のRISに比較して高い質と量を要求されており、更新の承認のために最新のデータ収集に加え、各国の最新RIS更新状況も把握したうえで、更新作業を進める。	日本国内登録湿地のラムサール条約情報票（RIS）の更新数	現状値　12(2022年) 目標値　53（2030年）	18(2025年6月時点）	アジア太平洋地域渡り鳥及び湿地保全推進費	特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約（ラムサール条約）、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律、自然公園法、河川法
5-5-22	ラムサール条約の実施	国際的に重要な湿地及びこれらの湿地に生息する、水鳥を含む多様な動植物の保全を促進することを目的とする、ラムサール条約の事務局の活動を支援するとともに、条約関連会合に積極的に参画し、関係の締約国と必要に応じた積極的な情報交換を行い、条約を適切に実施する。加えて、同条約の勧告に基づき、提出することとなっている国別報告書について、関係省庁、地方公共団体やNGO 等と協議し作成を進める。【外務省、農林水産省、国土交通省、環境省】	b 進捗中	条約関連会合に積極的に参画し、関係の締約国と必要に応じた積極的な情報交換を行い、条約を適切に実施している。2025年7月の締約国会議（COP15）に向けて、国別報告書を提出済みである。	引き続き、条約関連会合に積極的に参画し、関係の締約国と必要に応じた積極的な情報交換を行い、条約を適切に実施する。 新規のラムサール湿地登録についても鋭意作業中である。	国内のラムサール条約登録湿地面積	現状値 155,174ha(2022年度) 目標値　20万ha(2030年）	155,174ha（2025年6月時点）	水鳥湿地保全条約拠出金（義務的拠出金）	ラムサール条約、外務省設置法
5-5-23	渡り鳥の保全等に関する二国間条約・協定の推進	アメリカ合衆国、中国、オーストラリア、ロシアとの間で締結する二国間渡り鳥等保護条約・協定について、この枠組みに基づき、各国と約2年ごとに定期会議を開催し情報交換を行う。また、必要に応じて渡り鳥の飛来経路などの生態解明や保全の必要性の高い種の共同調査等を行うなど、各国と連携・協力し渡り鳥の保護施策の強化・研究促進等を図る。韓国との間では日韓環境保護協力協定に基づき渡り鳥などの保護協力を行う。【環境省、外務省】	b 進捗中	2022年11月に日豪中韓渡り鳥等二国間保護協定等会合を実施するとともに、2024年１月に日米二国間渡り鳥等保護会合を実施した。 また、必要に応じて渡り鳥の飛来経路などの生態解明や保全の必要性の高い種の共同調査等を行うなど、各国と連携・協力し、渡り鳥の保護施策の強化・研究促進等を図った。	2025年10月に中国において日豪中韓二国間渡り鳥等保護会議等を開催予定、また2026年には、日本において日米二国間渡り鳥等保護会議を開催予定である。 引き続き、必要に応じて渡り鳥の飛来経路などの生態解明や保全の必要性の高い種の共同調査等を行うなど、各国と連携・協力し、渡り鳥の保護施策の強化・研究促進等を図る。また、韓国との間では日韓環境保護協力協定に基づき、渡り鳥などの保護協力を行う。	（目標） 二国間渡り鳥保護条約・協定等に基づく二国間会議を、各国と約2年おきに開催するため、国内における渡り性鳥類の調査及び専門家ワークショップ開催するなどの取組を実施する。		2023年１月ハマシギ会議を実施。 2024年1月日米二国間渡り鳥等保護条約会議を実施。 2025年10月　日豪中韓二国間渡り鳥等協定等会議を実施予定。	アジア太平洋地域渡り鳥及び湿地保全推進費	二国間渡り鳥等保護条約・協定（対米、露、中、豪）、環境の保護の分野における協力に関する日本国政府と大韓民国政府との間の協定（日韓環境保護協力協定）、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
5-5-24	東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップ（EAAFP）の活動推進	東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップ（EAAFP）は我が国を含む東アジア・オーストラリア地域の渡り鳥の飛来経路（フライウェイ）において、各国の関係省庁、国際機関、NGO等の様々な主体の連携・協力を促進し、渡り性水鳥とその重要な生息地を保全するための国際的な枠組みである。我が国には34カ所のネットワーク参加地があり、これらの参加地において、普及啓発、調査研究、研修、情報交換などの活動を推進する。【環境省】	b 進捗中	2023年３月にオーストラリア・ブリスベンで第１１回パートナー会議が開催され、日本も出席した。 国内では、ツル類国内ネットワーク、ガンカモ類国内ネットワーク、シギチドリ類国内ネットワークがそれぞれに多様な活動を実施した。2025年２月には国内連絡会、同年３月にはフライウェイ全国大会を開催した。	2025年11月にパートナー会議を開催予定である。 国内では、ツル類国内ネットワーク、ガンカモ類国内ネットワーク、シギチドリ類国内ネットワークがそれぞれに多様な活動を実施しており、2025年度内に国内連絡会を開催予定である。 これらの取組を通じ、普及啓発、調査研究、研修、情報交換等の活動を推進する。	新たに登録するネットワーク参加地数	現状値　１（2021年度） 目標値　５（2030年度）	1(2025年6月時点）	アジア太平洋地域渡り鳥及び湿地保全推進費	

施策番号	施策名	施策の概要	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	指標目標名	当初の値と目標値	点検値	予算事業名	関係制度・法令名称
5-5-25	移動性野生動植物種の保全に関する条約(ボン条約)	「移動性野生動植物種の保全に関する条約(ボン条約)」では、条約の附属書に掲載される絶滅のおそれのある移動性野生動植物種の保全のため、捕獲の禁止や種毎の協定・覚書の締結などが行われている。我が国は、本条約で捕獲が禁止される動物について我が国とは意見を異にする部分があるため、本条約を批准していないが、渡り性の鳥類については近隣国と二国間条約・協定を結ぶほか、関連する様々な条約等を通じ絶滅のおそれのある移動性野生動物種の保全に努めている。既存の取組を着実に実施するとともに、ボン条約に関しては、継続的な情報の収集に努め、必要な場合には、本条約又は関連する協定・覚書への対応も検討する。【環境省】	b 進捗中	我が国は「移動性野生動植物種の保全に関する条約(ボン条約)」を批准していないが、渡り性の鳥類については近隣国と二国間条約・協定を締結等しているほか、関連する条約等を通じ、絶滅のおそれのある移動性野生動物種の保全に努めている。	引き続き、渡り性の鳥類については、近隣国との二国間条約・協定に基づく取組を進めていくとともに、関連する条約等を通じ、絶滅のおそれのある移動性野生動物の保全に努める。					移動性野生動植物種の保全に関する条約(ボン条約)
5-5-26	野生動植物取引規制実施	野生動植物の保護について、資源利用と生態系・環境の保全を調和させる持続可能な利用の考え方に立つ措置がとられるよう、ワシントン条約関連会合に積極的に参画し、関係の締約国と必要に応じた積極的な議論及び情報交換を行うとともに、条約を適切に実施する。【外務省】	b 進捗中	野生動植物の保護について、資源利用と生態系・環境の保全を調和させる持続可能な利用の考え方に立つ措置がとられるよう、ワシントン条約関連会合に積極的に参画し、関係の締約国と必要に応じた積極的な議論及び情報交換を行うとともに、条約を適切に実施している。	野生動植物の保護について、近年の条約事務局及び加盟国の業務量が肥大化している。これは不明確な基準により規制を増加させていることに原因がある可能性があり、真に保護を必要とする種の保全に取り組むことを目指して、関係国に理解を広げていきたい。	ワシントン条約締約国会議における決議及び決定の採択によるワシントン条約の下での規範作りの推進(締約国会議の決議及び決定数)	現状値　248本 (2018年度) 目標値　250本 (2022年度)	372本 (2022年 (COP19) 時点)	野生動植物取引規制条約信託基金拠出金(義務的拠出金)	ワシントン条約、外務省設置法
5-5-27	ワシントン条約MIKE(ゾウ密猟監視)プログラム支援	アフリカにおけるゾウの密猟の根絶や関係者の監視能力向上等に係るプロジェクト(レンジャーの育成や密猟監視ポストの建設等)を支援し、野生動植物違法取引対策の強化を通じ、我が国主導による地球環境問題の解決に向けた取組を促進する。【外務省】	b 進捗中	アフリカにおけるゾウの密猟の根絶や関係者の監視能力向上等に係るプロジェクト(レンジャーの育成や密猟監視ポストの建設等)を支援し、野生動植物違法取引対策の強化を通じ、我が国主導による地球環境問題の解決に向けた取組を促進している。2025年度は、地域会合の支援を通して、関係者の能力向上に貢献する。	引き続き、アフリカにおけるゾウの密猟の根絶にむけ、野生動植物違法取引対策への能力強化を目的とした関係者の監視能力向上等に係るプロジェクト(レンジャーの育成や密猟監視ポストの建設等)への支援を介して、我が国主導による地球環境問題の解決に向けた取組を促進する。なお、2025年度は、地域会合開催支援を通し、関係者間の知識共有と能力向上に貢献する。	途上国における多数国間環境条約の遵守及び実施等の促進(環境条約事務局や国際機関等による会合開催や途上国の能力構築の支援、環境条約の遵守・実施促進を目的とするプロジェクト等の事業)	現状値　1事業 (2022年度) 目標値　1事業 (2030年度)	1事業 (2025年度)	多数国間環境条約遵守実施支援拠出金(旧ハイレベル政治フォーラム拠出金)(任意拠出金)	ワシントン条約、外務省設置法
5-5-28	東南アジアにおける持続的な水産業の推進	東南アジア漁業開発センター(SEAFDEC)への資金拠出及び専門家派遣による、ASEAN地域における国際資源管理の推進や環境・安全配慮型養殖手法の開発の推進を通じ、水産生物資源利用分野におけるASEAN諸国との協力関係の強化を図る。【農林水産省】	b 進捗中	ASEAN地域における国際資源管理の推進や環境・安全配慮型養殖手法の開発の推進を通じ、水産生物資源利用分野におけるASEAN諸国との協力関係の強化のため、東南アジア漁業開発センター(SEAFDEC)への資金拠出及び専門家派遣を行った。	引き続き、東南アジアにおける持続的な水産業の推進に係る取組を支援し、ASEAN諸国との協力関係を強化する。				東南アジア地域持続的水産業推進事業	
5-5-29	国際的なサンゴ礁生態系保全への貢献	国際的に劣化及び損失の著しいサンゴ礁生態系の保全のため、ICRI等の国際会議への参加や国際サンゴ礁研究・モニタリングセンターの取組を通じて、情報の収集、我が国の取組の発信を行う。また、東アジア地域におけるサンゴ礁保全に貢献するため、地球規模サンゴ礁モニタリングネットワーク(GCRMN)東アジア地域におけるサンゴ礁モニタリングデータの地域解析を行うとともに、地域解析のために収集したGCRMN東アジアの国と地域の各モニタリングデータについて、管理及び利用方法について整理し、適切なデータベースを構築する。【環境省】	b 進捗中	ICRI等の国際会議への参加や国際サンゴ礁研究・モニタリングセンターの取組を通じて、情報の収集、我が国の取組の発信を行った。また、東アジア地域におけるサンゴ礁保全に貢献するため、地球規模サンゴ礁モニタリングネットワーク(GCRMN)東アジア地域におけるサンゴ礁モニタリングデータの地域解析を行うとともに、地域解析のために収集したGCRMN東アジアの国と地域の各モニタリングデータについて、管理及び利用方法について整理した。	地球規模サンゴ礁モニタリングネットワーク(GCRMN)東アジア地域のモニタリングデータの公表に向けて推進する。				サンゴ礁生態系保全対策推進費	サンゴ礁生態系保全行動計画2022-2030

施策番号	施策名	施策の概要	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	指標目標名	当初の値と目標値	点検値	予算事業名	関係制度・法令名称
5-5-30	大阪ブルー・オーシャン・ビジョンの実現に向けたプラスチック汚染に対処する新たな国際的枠組みづくり、及びそのための国際協力	大阪ブルー・オーシャン・ビジョンの実現に向け、海洋環境を含むプラスチック汚染に関する新たな法的拘束力のある国際文書（条約）の策定において、主要排出国を含むより多くの国が参加する実効的かつ進歩的な枠組みの構築を主導する。そのため、プラスチックの環境モニタリング手法の調和やデータベースの構築、3R・廃棄物適正処理に関する技術支援、ERIA地域ナレッジセンター（ERIA)を通じた知見共有や、研修による人材育成等の国際協力により、同枠組みの実効性強化を促進する。【環境省、外務省、経済産業省】	b 進捗中	・2017年4月に設立した「アフリカのきれいな街プラットフォーム（ACCP）」の枠組みの下、JICA等を通じ、廃棄物に関する知見やデータの収集・整備や、我が国の廃棄物管理制度や技術に関する研修等の活動を実施した。 ・アジア各国に適合した廃棄物・リサイクル制度や有害廃棄物等の環境上適正な管理（ESM）の定着のため、JICA等を通じ、アジア太平洋諸国のうち、ベトナム、インドネシア、マレーシア、スリランカ、カンボジア、タイ、大洋州等について、技術協力等により廃棄物管理や循環型社会の形成を支援した。 ・実効性強化については、海洋表層マイクロプラスチックに関してはガイドラインによる手法の調和（2019年、2023年）やデータベースの構築を実施（2024年）。ERIAの海ごみナレッジセンターを通じワークショップ等を通じた知見共有を図るとともに、各種枠組みの下で能力強化の研修を実施している。	・引き続き途上国を対象とした循環経済及び廃棄物管理制度や技術に関する人材育成支援等を継続して進めていく。 ・マイクロプラスチックについては、特に東南アジアやアフリカ、南アメリカ、アフリカ周辺のモニタリングデータが不足している。モニタリングデータの更なる収集に向け、データの利活用の重要性の理解促進が必要である。 ・ERIAについては、引き続き、日本の進んだ技術・知見を各国に活用・共有しつつ、ASEAN地域において、汚染実態の把握や、EPR（拡大生産者責任）等を活用したプラごみ削減に向けた議論を支援するとともに、プラスチック汚染対策に関する国際的な議論（INC等）にも貢献していく。	廃棄物管理人材育成数	現状値　17,000（2022年8月） 目標値　10,000人（2025年）	約30，000人（2023年）	海洋ごみに係る削減方策総合検討事業費 海洋プラスチックごみ総合対策費、海洋ごみに係る削減方策総合検討事業費	
5-5-31	バラスト水管理条約に関わる国際的議論への積極的関与	2017年9月に発効したバラスト水管理条約について、IMOの海洋環境保護委員会における条約の見直しに向けた議論に積極的に参加する。【国土交通省、環境省】	b 進捗中	IMOの海洋環境保護委員会における条約の見直しに向けた議論において我が国から提案を行うなど積極的に参加している。	IMOの海洋環境保護委員会における議論に引き続き積極的に参加し、合理的な条約見直しとなるように努める。					海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律
5-5-32	世界遺産条約のより良い実施への貢献	2022年は、1972年のユネスコ総会での世界遺産条約採択から50年の節目を迎えた。我が国は、世界遺産委員会の委員国としてのこれまでの知見や経験もを活かし、世界遺産条約のより良い実施のために貢献する。【外務省】	b 進捗中	2021年から2025年までの世界遺産委員会委員国在任中、世界遺産条約の適切な実施と委員会の円滑な運営に貢献するよう努めるとともに、日本が拠出するユネスコ日本信託基金を用いて国際的な貢献を継続した。	引き続き、ユネスコ日本信託基金を用いながら、より良い実施に貢献する。				世界遺産基金分担金	世界遺産条約第16条1
5-5-33	アジア・太平洋地域におけるユネスコの科学分野事業への協力	ユネスコエコパークやユネスコ世界ジオパーク事業等のユネスコにおける科学分野事業に関して、主にアジア・太平洋地域におけるネットワーク会合への支援等を通じ、我が国の知見や経験の共有やネットワーク機能の強化を行うことで、国際協力を促進する。【文部科学省】	b 進捗中	2023年度は、第35回人間と生物圏(MAB)計画国際調整理事会、第8回ユネスコ世界ジオパークカウンシルに参加した。 2024年度は、第36回人間と生物圏(MAB)計画国際調整理事会、第9回ユネスコ世界ジオパークカウンシルへ参加した。	2025年9月に中国（杭州）にて第5回生物圏保存地区世界大会が開催され、日本での取り組みについて発表する予定である。 引き続き、我が国の知見や経験の共有やネットワーク機能の強化を行うことで、国際協力を促進する。				ユネスコ事業への協力	
5-5-34	独立行政法人製品評価技術基盤機構による多国間の取組	独立行政法人製品評価技術基盤機構による多国間の取組として、日本、韓国、中国、インドネシアなど12か国による微生物資源の保全と利用を目的としたアジア・コンソーシアムを設立（2004 年）し、各国の遺伝資源機関とのネットワークの構築により、保存微生物、技術情報、遺伝資源移転ルールの共有化及び人材育成などを引き続き実施するとともに、参加国・機関数を増やしアジア諸国/地域の遺伝資源機関のネットワークの拡大と強化を行う。【経済産業省】	b 進捗中	アジアコンソーシアムは、現在、14か国・地域の35機関が参画する国際的な情報交換の場となっている。微生物資源の持続的な利用に関する共通課題の解決に向けて、年次大会の開催とタスクフォース活動を実施している。	アジアコンソーシアムにおけるネットワーク活動を通して、各国・地域の微生物資源の利活用の実態や技術的な知見の共有を行い、名古屋議定書の枠組みの下での微生物資源の持続的な利用を推進する。				独立行政法人製品評価技術基盤機構運営費交付金	
5-5-35	食料及び農業のための植物遺伝資源に関する国際条約の適切な実施	我が国が2015年10月28日に加盟した食料及び農業のための植物遺伝資源に関する国際条約を適切に実施する。具体的には、特に同条約第1条の「生物の多様性に関する条約の（イ）食料及び農業のための植物遺伝資源の持続可能な利用」に沿った協力を「遊牧民伝承に基づくモンゴル草原植物資源の有効活用による草地回復プロジェクト」を通じて行う。【外務省、農林水産省】	b 進捗中	意見提出等の非金銭的貢献及び拠出金の支払いを継続し、条約事務局の活動を支援した。 多数国間システム（MLS）に関する作業部会に積極的に貢献し、関連締約国と必要に応じ活発な情報交換を行い、2025年11月の理事会に向けて条約を適切に実施している。	引き続き、条約関連会合に積極的に参画し、関係の締約国と必要に応じた積極的な情報交換を行い、条約を適切に実施する。					
5-5-36	砂漠化対処条約の実施	地球規模の影響が懸念されている砂漠化の進行に関し、国際的協調の下に対処するための措置の実施推進をを目的とする、砂漠化対処条約の事務局の活動を支援するとともに、条約関連会合に積極的に参画し、関係の締約国と必要に応じた積極的な情報交換を行い、条約を適切に実施するもの。【外務省、環境省】	b 進捗中	義務的拠出金の支払いを継続し、条約事務局の活動を支援した。 事務局の開催するワークショップや関連会合に積極的に参画し、関連締約国と必要に応じた活発な情報交換を行い、2026年8月の第17回締約国会議に向けて条約を適切に実施している。	引き続き、条約関連会合に積極的に参画し、関係の締約国と必要に応じた積極的な情報交換を行い、条約を適切に実施する。	締約国会議における規範等（決定等）の採択数	現状値　36本（2022年度） 目標値　40本（2030年）	37本（2024年12月時点）	砂漠化対処条約（義務的拠出金）	砂漠化対処条約、外務省設置法

施策番号	施策名	施策の概要	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	指標目標名	当初の値と目標値	点検値	予算事業名	関係制度・法令名称
5-5-37	アジア保護地域パートナーシップ等を通じた国立公園の情報発信	国立公園における地域の多様な主体と連携協力した保護管理システムや誘客施策など我が国の先進的な取組を国内外に発信し、「アジア保護地域パートナーシップ」等を通じて、各国間の国立公園等の保護地域やOECMに関する情報共有・発信を進め、各国の保全管理の水準を向上させる。【環境省】	b 進捗中	「アジア保護地域パートナーシップ」の参加国は2025年6月時点で、17か国となっており、その取組の一環として、毎年運営委員会等においてアジア各国の保護区に関する情報及び知見の共有等を進めている。また、2024年7月には東京等でアジア地域におけるOECMの事例等を共有するワークショップを開催した。	アジアにおける保護地域の管理水準の向上に向けて、保護地域の関係者がワークショップの開催等を通じて情報共有を図る枠組みである「アジア保護地域パートナーシップ」を推進する。				ネイチャーポジティブ（NP）の実現に向けた生物多様性保全等のための国際協力・ルール先導推進費	
5-5-38	下水道分野の海外展開の推進	下水道の計画・建設から管理・運営に至るまで、我が国の産学官のあらゆるノウハウを結集し、海外で持続可能な下水道システムを普及させ、公共用水域の水質の保全に資するための国際協力を推進する。具体的には、政府間会議やセミナー等の開催、途上国を対象とした研修の実施、本邦下水道技術の海外実証事業の実施、下水道グローバルセンター（GCUS）による官民連携での海外展開活動等を通じ、下水道分野における海外展開を推進する。【国土交通省】	a+既に達成済み	東南アジア諸国を中心に二国間および多国間での政府間会議やセミナーを実施し、その他にも途上国を対象とした研修、本邦下水道技術の海外実証事業を実施した。	下水道インフラの海外展開を促進するため、引き続き政府間会議やセミナー、途上国を対象とした研修、本邦下水道技術の海外実証事業を実施する。	国内外で開催したセミナー、政府間対話等の数	現状値　11件（2022年度） 目標値　11件（2023年）	11件（2024年度）	上下水道分野の水ビジネス国際展開経費、官民連携による海外インフラ展開の推進	

第３部　総括

第１部では、国家戦略 2023-2030 において取組の柱として位置付けている５つの基本戦略、並びに各本戦略の下に掲げた状態目標及び行動目標（国別目標）のそれぞれについて、進捗状況の中間評価を行った。

基本戦略１「生態系の健全性の回復」については、生態系の健全性は回復に向かっているとは言えないが、生物多様性を保全するとともに生物多様性の損失の直接的な要因に対処するための多くの取組に進展があった。JB04 中間提言では、生態系タイプによって傾向が異なるとされ、例えば、森林生態系のうち二次林や、農地生態系のうち畑・果樹地・牧草地などで回復傾向にあると考えられる一方、農地生態系のうち二次草原・草地及び里地里山、サンゴ礁生態系などでは損失傾向にあると考えられるとしている。特に二次草原・草地及び里地里山といった人の手が加わることで維持される生態系については、多様な主体の参画の下で自然環境を保全・再生・創出する活動を促進していくことが必要である。

基本戦略２「自然を活用した社会課題の解決」については、その基盤となる生態系サービスは上向いているとまでは言えないが、生態系が有する機能を持続的かつ効果的に活用するための取組や、地域が抱える諸課題との統合的な対処に関する取組はそれぞれ進展しており、とりわけ生態系が有する機能の可視化等は顕著に進展した。一方、再生可能エネルギーの導入時に生物多様性への配慮を促す取組については更に進める必要がある。自然の恵みを活かして気候変動対策や防災・減災などの多様な社会課題の解決に役立てようとするNbSの考え方や取組が世界的に広まりつつあることも踏まえながら、農林水産業、気候変動対策、防災・減災、観光業など、生態系がもたらす供給、調整及び文化的なサービスに依存するあらゆる分野の取組や事業活動に、生物多様性の保全と持続可能な利用を組み込むことが必要である。

基本戦略３「ネイチャーポジティブ経済の実現」については順調な出だしを切っているものと考えられ、特に、事業活動における生物多様性への影響等の情報開示やそれを踏まえた投融資を促すための取組や、持続可能な農林水産業の拡大に向けた取組等は着実に進んでいる。ただし、ネイチャーポジティブ経営への移行に取り組んでいる事業者は日本全体の中ではまだ一部に留まることから、こうした取組をより多くの事業者及び産業分野に浸透及び拡大させていくことが必要である。

基本戦略４「生活・消費活動における生物多様性の価値の認識と行動（一人一人の行動変容）」については、生物多様性の重要性に対する知識の不足・無関心や、生物多様性の価値が統合されていない社会構造を変えることにはまだ結びついていないが、生物多様性を重視する価値観を持った人づくりや、生物多様性に正の貢献をする行動を後押しするための多くの取組に進展があった。一人一人が生物多様性の重要性を認識し、日々の暮らしの中で生物多様性に配慮した又は保全に資する行動をすることが重要であり、そのような行動変容につながる取組の強化が必要である。

基本戦略５「生物多様性に係る取組を支える基盤整備と国際連携の推進」については、特に国内の情報基盤の充実化が図られつつあり、また、世界的な資金の確保や国際連携の側面でも前進している。特に、我が国の知見を活かした国際協力の取組は着実に進んでおり、国内での長期的なモニタ

リングの実施や、地域における計画策定への支援、国内外での資源動員の強化等に関する取組についても進展があった。一方、国内における専門人材の育成等については更に取り組む必要がある。また、今回の中間評価全体において、技術的に評価が困難であった項目も一部あることから、引き続き関連するデータの収集・蓄積や評価手法の確立に努める必要がある。

進捗状況の評価結果は、全 40 の国別目標のうち、８つが「目標達成に向けて順調」、22 が「進展したが、その程度は不十分」、９つが「大きな進展なし」、１つが「不明」との評価となった（表 3-1 参照)。国家戦略 2023-2030 の策定から２年余りで「目標達成に向けて順調」となった国別目標が複数あったことは特筆に値する。目標年である 2030 年までに向けては、「進展したが、その程度は不十分」、「大きな進展なし」となった国別目標についてはもちろんのこと、「目標達成に向けて順調」となった国別目標についても、達成に至らせるべく、さらに取組等を推進することが必要である。また、「進展したが、その程度は不十分」、「大きな進展なし」となった国別目標については、関連指標群のうち特に後退傾向にあったものについて改善させることが重要である。

進捗状況の評価結果を状態目標・行動目標の別に見ると、状態目標については全 15 のうち、３つが「目標達成に向けて順調」、４つが「進展したが、その程度は不十分」、７つが「大きな進展なし」、１つが「不明」との評価となった。行動目標については全 25 のうち、５つが「目標達成に向けて順調」、18 が「進展したが、その程度は不十分」、２つが「大きな進展なし」との評価となった。全体的には、行動目標に比べて、状態目標では進展しているものが限られるという結果となった。その理由としては、行動が状態に作用し効果が発現するまでに一定程度の時間を要することや、行動の規模等が状態を進展させるに十分ではないこと等が考えられる。

第２部では、行動目標毎に掲げた計 392 の具体的施策について、進捗評価、取組状況と成果、課題と今後の方針等を点検した結果を掲載した。

具体的施策の進捗状況の評価については、未着手であり「検討中」の施策は一つとしてなかった。一定の取組が行われている「進捗中」の施策が大多数であり、基本戦略別ではいずれにおいても 90%以上を占めた。また、わずかではあるが「既に達成済」の施策もあった。

達成時期を 2030 年頃に設定している施策も多く、目標達成に至った施策はまだ限られているが、国家戦略 2023-2030 の策定後に新たに開始された施策も少なくないなど、多くの施策で着実な進捗が認められた。

以上から、国家戦略 2023-2030 の目標とする「2030 年ネイチャーポジティブ」の達成に向けた進捗状況を総括すると、新枠組の採択後、世界の中でも早期に生物多様性国家戦略を策定してから２年余りで、既に目標を達成した施策をはじめとして多くの施策で着実な進捗が見られ、ほとんどの行動目標が進展した一方、状態目標では進展のあったものは半数弱に留まった。

特に状態目標に係る評価結果を踏まえると、我が国の生物多様性の状態は全体として損失し続けており、生態系サービスの状態も回復するまでには至っていないと考えられる。ただし、前向きな

兆しも一部あり、生物多様性の損失の背景に位置付けられる社会経済状況については、部分的であるが改善していると考えられる。

2030 年ネイチャーポジティブの実現に向けては、歩みが捗々しくない国別目標はもとより、達成に向けて順調と考えられる国別目標についても、更なる進展が求められる。生物多様性の保全と持続可能な利用が一層進められ、それらが社会経済活動の中に組み込まれるよう、引き続き多角的な取組を実施・加速化し、生物多様性の損失の直接要因と間接要因の双方に働きかけていくことが必要である。そのためには、国をはじめ、地方公共団体、事業者、研究・教育機関、民間団体、国民などの各主体が、参加、連携、協力、協働、行動していくことが欠かせない。

表 3-1 国別目標の進捗状況の概要

国別目標の評価結果		
① 達成		0
② 目標達成に向けて順調	行動目標 2-1（生態系機能の可視化） **状態目標 3-2（負の影響の低減等）** **状態目標 3-3（持続可能な農林水産業）** 行動目標 3-1（企業の情報開示） 行動目標 3-2（貢献技術・サービス支援） 行動目標 3-4（環境保全型農林水産業） **状態目標 5-1（情報基盤の整備等）** 行動目標 5-5（国際協力）	8 （内訳） 状態目標：3 行動目標：5
③ 進展したが、その程度は不十分	行動目標 1-1（陸と海の 30%以上保全） 行動目標 1-2（劣化地の 30%以上再生） 行動目標 1-3（汚染削減・外来種防止） 行動目標 1-4（気候変動影響の最小化） 行動目標 1-5（希少種保護・状況改善） 行動目標 1-6（遺伝的多様性保全） 行動目標 2-2（自然活用地域づくり） 行動目標 2-3（気候変動関連自然再生） 行動目標 2-5（鳥獣との軋轢緩和） **状態目標 3-1（ESG 投融資の推進等）** 行動目標 3-3（遺伝資源 ABS） **状態目標 4-2（消費行動における配慮）** 行動目標 4-1（環境教育の推進） 行動目標 4-2（ふれあい機会の提供等）	22 （内訳） 状態目標：4 行動目標：18

	行動目標 4-3（自主的行動変容促進） 行動目標 4-4（消費行動・選択肢提示） 行動目標 4-5（地域保全再生活動促進） **状態目標 5-2（生物多様性資金の確保）** **状態目標 5-3（途上国支援能力構築等）** 行動目標 5-1（学術研究・基礎調査等） 行動目標 5-3（地域戦略等策定支援） 行動目標 5-4（資源動員の強化）	
④　大きな進展なし	**状態目標 1-1（生態系の健全性の回復）** **状態目標 1-2（種の絶滅リスクの低減）** **状態目標 2-1（生態系サービスの向上）** **状態目標 2-2（気候変動対策による生態系影響減）** **状態目標 2-3（鳥獣被害の緩和）** 行動目標 2-4（再エネ導入時の配慮） **状態目標 4-1（自然重視の価値観形成）** **状態目標 4-3（保全活動への積極的な参加）** 行動目標 5-2（データ活用の人材育成）	９ （内訳） 状態目標：７ 行動目標：２
⑤　該当なし／適用不可		０
⑥　不明	**状態目標 1-3（遺伝的多様性の維持）**	１ （内訳） 状態目標：１ 行動目標：０

注）太字は状態目標を示す。各国別目標の（）内は省略した内容で記載している。各国別目標の全文については第１部を参照。